

令和2年度版

過疎対策の現況

令和4年3月

総務省

地域力創造グループ過疎対策室

目 次

第1章 過疎対策のあゆみ	1
第1節 これまでの過疎対策	1
1 過疎問題の発生	1
2 過疎地域対策緊急措置法	2
(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定	2
(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要	2
1) 法の目的	2
2) 過疎地域の要件	2
3) 過疎関係市町村数の動向	2
4) 事業の概要	3
5) 緊急措置法の10年間の成果	3
6) 法の失効	3
3 過疎地域振興特別措置法	4
(1) 過疎地域振興特別措置法の制定	4
(2) 過疎地域振興特別措置法の概要	4
1) 法の目的	4
2) 過疎地域の要件	4
3) 過疎関係市町村数の動向	5
4) 事業の概要	5
5) 振興法までの20年間の成果と法の失効	5
4 過疎地域活性化特別措置法	6
(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定	6
(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要	6
1) 法の目的	6
2) 過疎地域の要件	7
3) 過疎関係市町村数の動向	7
4) 事業の概要	7
5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効	8
5 過疎地域自立促進特別措置法	9
(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定	9
(2) 過疎地域自立促進特別措置法の概要	9
1) 法の目的	9
2) 過疎地域の要件	10
3) 過疎関係市町村数の動向	13
4) 事業の概要	13
5) 自立促進法までの50年間の成果と法の失効	13
第2節 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	17
1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定	17
2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要	17
(1) 法の目的	17

(2) 過疎地域の要件	18
1) 原則	18
2) 旧自立促進地域の市町村に係る特例	19
(3) 過疎関係市町村数の動向	20
(4) 過疎地域持続的発展市町村計画等	20
(5) 過疎対策事業債	21
1) ハード分	21
2) ソフト分	21
第2章 過疎地域の現況	25
第1節 概況	25
1 過疎関係市町村数、人口、面積等	25
(1) 概要	25
(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移	28
(3) 都道府県別、ブロック別の特徴	29
2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係	31
第2節 人口・世帯	32
1 過疎地域の人口動態	32
(1) 過疎地域の人口の推移	32
1) 過疎地域の人口の推移	32
2) 人口増減率の推移	34
3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向	35
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向	37
5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因	39
(2) 社会増減と自然増減	40
1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減	40
2) 社会増減：転入と転出	42
3) 自然増減：出生と死亡	43
2 過疎地域の人口構成	44
(1) 男女別人口	44
(2) 未婚者数	45
(3) 年齢階層別人口	46
1) 過疎地域と全国の比較	46
2) 年齢階層別人口の推移	47
3) コーホート人口の増減	49
4) 人口構造の変化	51
5) 高齢者比率・若年者比率の推移	52
6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数	53
3 過疎地域の世帯の動向	55
(1) 世帯数及び世帯人員数	55
(2) 高齢者世帯	56
1) 概況	56
2) ブロック別の状況	57

第3節	財政状況	58
1	決算の状況	58
	(1) 概況	58
	(2) 歳入	58
	(3) 歳出	60
2	財政力指数等の状況	63
	(1) 財政力指数	63
	(2) 公債費負担比率等	64
第4節	人材の確保・育成	66
1	過疎地域の人口の推移	66
2	年齢階層別人口の推移	67
3	雇用の状況	69
4	義務教育	71
5	地域おこし協力隊	72
6	集落支援員	73
第5節	産業・雇用	74
1	労働力人口及び雇用の状況	74
	(1) 労働力人口の状況	74
	1) 労働力人口割合	74
	2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合	75
	3) 完全失業者割合	76
	(2) 雇用の状況	77
	1) 雇用機会	77
	2) 賃金	79
	3) 所得	79
	(3) 産業別就業人口	80
	1) 産業別就業人口の推移	80
	2) 産業別就業人口割合	81
2	産業分野別の状況	85
	(1) 第1次産業の状況	85
	1) 農林漁家数の推移	85
	2) 農業経営規模	86
	3) 1経営体当たりの農業所得	87
	(2) 第2次産業・第3次産業の状況	88
	1) 製造業の状況	88
	2) 入込観光客数	89
	3) 三大都市圏及び地方圏における外国人延べ宿泊者数比較	90
3	過疎地域における企業立地	91
	1) 企業立地の状況	91
	2) ブロック別工場立地動向	92
	3) 業種別・規模別立地動向	93
第6節	情報通信	96
1	高度情報化への対応	96

(1) 地方公共団体におけるクラウドの導入状況	96
(2) 携帯電話サービスエリアの状況	97
(3) ブロードバンドの整備状況	97
第7節 交通	98
1 交通	98
(1) 道路の整備状況	98
1) 国道・都道府県道の整備状況	98
2) 市町村道の整備状況	99
(2) 乗合バスと鉄軌道路線の廃止状況	100
第8節 生活環境	101
1 上水道	101
2 生活排水関連施設	102
1) 水洗化人口の推移	102
2) 水洗化人口の内訳	102
第9節 子育て・教育・文化の振興	103
1 教育	103
(1) 義務教育	103
(2) 幼児教育	106
1) 保育所の状況	106
2) 待機児童数の状況	106
3) 幼稚園就園率	107
(3) 高等学校・大学等	108
1) 高等学校等	108
2) 大学等	109
第10節 高齢化・福祉・医療	111
1 高齢化への対応	111
(1) 過疎地域の高齢化	111
(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況	112
1) 高齢者福祉施設の整備状況	112
2) 居宅介護サービスの利用状況	113
2 医療	114
(1) 診療施設の整備状況	114
(2) 無医地区の状況	115
第11節 集落の整備等	116
1 集落の現状	116
(1) 集落の現状	117
(2) 集落対策について	126
2 市町村による住宅整備の状況	134
(1) 空き家の状況について	134
(2) 定住促進のための住宅整備の状況	135
(3) 再生可能エネルギーの活用状況	136
第3章 過疎対策の現況	137

第1節	近年の過疎対策	137
1	新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～	137
2	集落対策	141
(1)	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	141
(2)	集落支援員	141
(3)	まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）	142
3	移住・定住に向けた取組	143
(1)	田園回帰に関する調査研究	143
(2)	地域おこし協力隊	144
(3)	移住・交流情報ガーデン	144
4	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律	144
第2節	地方公共団体の過疎対策	146
1	過疎地域自立促進計画等の体系	146
2	自立促進方針	147
3	自立促進計画の事業費	150
(参考)	持続的発展法における過疎地域持続的発展計画等の体系	159
第3節	国の過疎対策	161
	概要	161
1	移住定住・地域間交流の促進・人材育成	167
	〔過疎法による施策〕	167
	〔過疎地域を対象とする施策〕	167
	〔過疎地域に関連する施策〕	170
2	産業の振興	172
	〔過疎法による施策〕	172
	〔過疎地域を対象とする施策〕	181
	〔過疎地域に関連する施策〕	185
3	情報化	191
	〔過疎法による施策〕	191
	〔過疎地域を対象とする施策〕	191
4	交通体系の整備	194
	〔過疎法による施策〕	194
	〔過疎地域を対象とする施策〕	196
	〔過疎地域に関連する施策〕	199
5	生活環境の整備	208
	〔過疎法による施策〕	208
	〔過疎地域を対象とする施策〕	212
	〔過疎地域に関連する施策〕	213
6	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	218
(1)	高齢者の保健及び福祉に関する施策	218
	〔過疎法による施策〕	218
	〔過疎地域を対象とする施策〕	218
(2)	保育所	218
	〔過疎法による施策〕	218
	〔過疎地域に関連する施策〕	219

(3) その他	220
[過疎地域に関連する施策]	220
7 医療の確保	221
[過疎法による施策]	221
[過疎地域を対象とする施策]	221
[過疎地域に関連する施策]	221
8 教育・文化の振興	223
[過疎法による施策]	223
[過疎地域を対象とする施策]	226
[過疎地域に関連する施策]	227
9 集落の整備等	229
(1) 集落の整備	229
[過疎法による施策]	229
[過疎地域を対象とする施策]	229
(2) 都市部等との交流促進	231
[過疎地域を対象とする施策]	231
[過疎地域に関連する施策]	232
10 再生可能エネルギーの利用推進	234
[過疎地域を対象とする施策]	234
[過疎地域に関連する施策]	234
11 その他	236
[過疎地域に関連する施策]	236
12 財政上の主要な施策	237
(1) 地方債	237
[過疎法による施策]	237
[過疎地域に関連する施策]	242
(2) 国庫補助金等	243
[過疎法による施策]	243
[過疎地域を対象とする施策]	245
(3) 地方交付税	248
[過疎地域に関連する施策]	248
13 その他の行政措置	249
[過疎法による施策]	249

資 料

過疎対策の概要	251
過疎対策事業債について	254
過疎地域持続的発展支援交付金	255
地域おこし協力隊	256
集落支援員	260
移住・交流情報ガーデン	263
関係人口の創出・拡大	264
特定地域づくり事業協同組合制度の概要	265
新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨）	266
過疎関係市町村分布図（令和3年4月1日現在）	269

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	280
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令	299
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則	307

本書について

1. 本書は、過疎対策の現況に関する参考資料集として、過疎地域に関する基礎的な統計資料、過疎対策の概要等を取りまとめたものである。

2. 過疎地域とは、

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域

②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。

また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。

③持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域

（P18の2（2）「過疎地域の要件」参照）

3. 過疎関係市町村とは、前記2の①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

4. 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記2の①～③の区域に係る数値を使用している。

また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合は、その旨を示している。

5. 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。

6. 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。

7. 地域ブロックの区分は、次のとおりである。

北海道……北海道

東北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関東……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

東海……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

北陸……富山県、石川県、福井県

近畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄……沖縄県

第1章

過疎対策のあゆみ

第1章 過疎対策のあゆみ

第1節 これまでの過疎対策

1 過疎問題の発生

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。すなわち、農山漁村地域においては主に第1次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、新規学卒者を中心に、場合によっては家族ぐるみで、第2次・第3次産業を主産業とする都市に急速に吸収されていった。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は昭和35年前後から始まっていたが、昭和40年国勢調査結果が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。昭和35年と昭和40年の国勢調査人口（以下「国調人口」という。）を比較してみると、沖縄県を除く46都道府県中25県で人口が減少し、3,375市町村（特別区は除く。）のうち2,574市町村で人口が減少した。特に10%以上減少が897市町村、20%以上減少が117市町村、30%以上減少が36村であった。この急激な人口減少問題に関して、政府の公式文書で初めて「過疎」の言葉を用いたのは「経済社会発展計画（昭和42年3月閣議決定）」であり、次いで「経済審議会地域部会報告（昭和42年11月）」であった。

「経済社会発展計画（昭和42年3月13日閣議決定）」抄

「…40年代においては、生活水準、教育水準の向上や産業構造の高度化に伴って、人口の都市集中はいつそうの進展をみせるとともに、他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう。…」

「経済審議会地域部会報告（昭和42年10月30日）」抄

「…都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、または生じつつあると思われる。昭和40年には、人口の自然増加率がマイナス、すなわち死亡数が出生数を上回っている町村が約200町村、全国市町村の約6%にも及んでいることは注目すべきことである。…」

2 過疎地域対策緊急措置法

(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定

過疎問題がこうして深刻な問題となってきたことに伴って、昭和 43 年頃から関係都道府県を中心に、地方公共団体から国に対して過疎対策の早期確立について強力な要望、陳情活動が行われ、これを踏まえ、政府部内をはじめ国会での検討等各方面において過疎対策の立法化が検討された。

この結果、昭和 44 年 6 月に議員提案により過疎地域対策特別措置法案が国会に提出されたが、同年 8 月審議未了で廃案となり、同年 11 月に再度提出されたものの解散により廃案となった。

昭和 45 年になると過疎地域対策緊急措置法案がまとめられ、衆議院地方行政委員長提案により国会に提出され、全会一致で成立した。この法律は同年 4 月 24 日に法律第 31 号として公布され、自治省の所管とされたが、後に昭和 49 年国土庁が設置されたことに伴って同庁の所管となった。

(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）の目的は、現に人口の減少が進行中の地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止することにあつた。このため、各般の財政、行政、金融、税制上の特別措置を講じることとされ、目的達成のための緊急措置として 10 年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

過疎地域の要件としては、人口要件及び財政力要件の両方を満たす市町村の区域とされた。人口要件については、昭和 35 年と昭和 40 年の国調人口を比較して 10%以上減少していることとされ、また、財政力要件については、緊急措置法の趣旨が過疎地域市町村に行財政上の特別措置を講じることにある以上、財政力に余裕のある団体は含めないことが適当であるとして、昭和 41 年度から昭和 43 年度までの 3 年平均の財政力指数が全市町村単純平均 0.4 未満であることとされた。さらに、国調人口が発表されるたびに指数を要件に当てはめ、該当する場合には追加公示することとされた。

3) 過疎関係市町村数の動向

この要件に基づく過疎地域市町村は昭和 45 年 5 月 1 日の当初公示時点では 776 市町村（当時）であったが、その後国調人口の公表のたびに追加公示され、法失効時には、要件を満

たす市町村の存在しない神奈川県及び大阪府、沖縄振興開発特別措置法の規定により緊急措置法の適用除外とされていた沖縄県を除く 44 都道府県に 1,093 市町村（当時）となった。

4) 事業の概要

緊急措置法の制定により、過疎地域市町村及び過疎地域を有する都道府県は過疎地域振興計画（前期・後期5か年ずつ）を策定することとなり、これに基づいて生活環境、産業基盤等の整備を図る各種の過疎対策事業が実施され、必要な財政、行政、金融、税制上の特別措置が講じられた。昭和45年度から昭和54年度までの10年間で、計画に基づく過疎対策事業費の総額は合計7兆9千億円にのぼり、主に交通通信体系の整備を中心に事業が進められた（図表1-1-1）。

5) 緊急措置法の10年間の成果

緊急措置法に基づく各種過疎対策事業により、過疎地域における公共施設の整備水準は相当の向上をみた。特に市町村道については、改良率が昭和45年度の9.0%から昭和55年度には22.7%に、舗装率は昭和45年度の2.7%から昭和55年度には30.6%に上昇するなど大幅に改善が見られ、過疎地域の地理的、自然的に不利な条件を克服することに貢献した（図表2-7-2）。また、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設についても、市町村単位、集落単位等のそれぞれで施設整備が進んだ。この時期までに約80%の過疎地域市町村において、市町村全域を対象とする中央集会施設が整備されたが、このうち約60%は緊急措置法の制定された昭和45年度以降に設置されたものであった。

6) 法の失効

昭和48年の石油危機を経て日本経済が安定成長へとその基調を変えたこと、過疎地域の居住条件の改善が見られたこと等により、昭和50年代の過疎地域における人口減少は鈍化の傾向を示した。すなわち、昭和35年から40年、昭和40年から45年の各5年間には10%台を示していた緊急措置法下の過疎地域の人口減少率（国調人口）は、昭和45年から50年の5年間をとると8%台に低下し、その後の動きをみても年率1%足らずの割合で推移した。こうして「最近における人口の急激な減少」に対処して「人口の過度の減少を防止」することを目的とした緊急措置法は、その目的をほぼ達し得たものとして10年間の期限を迎え、昭和55年3月31日限りで失効した。

3 過疎地域振興特別措置法

(1) 過疎地域振興特別措置法の制定

昭和 50 年代に入り人口減少率が鈍化傾向を示してきたことから、過疎地域は落ち着きを取り戻しつつあるものと考えられたが、多くの過疎地域においては過去の多数かつ長期にわたった人口の流出により地域社会の機能が低下しつつあり、改善されてきたとはいっても各種公共施設の整備水準は他地域に比較して依然低位にあり、住民の就業機会や医療の確保等の面でも決して満足すべき状態とは言えなかった。また、若年層を中心とした人口流出は地域の高齢化をもたらし始めていた。

こうした状況を背景に、昭和 53 年頃より関係地方公共団体から過疎地域に対する特別措置の継続・拡充を求めて要望、意見書の提出が相次ぎ、第 89 回国会では衆参両院において過疎地域振興のための特別措置の強化拡充に関する請願が採択されるなど、緊急措置法失効後の対策について国会等各方面で検討が進められた。この結果、緊急措置法が議員立法で制定されたという経緯も踏まえ、地方行政委員長の提出する過疎地域振興特別措置法案としてまとめられ、昭和 55 年 3 月 31 日に全会一致で成立、即日公布され（法律第 19 号）、翌日から施行された。

(2) 過疎地域振興特別措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）の目的は、緊急措置法が掲げていた「人口の過度の減少を防止する」という緊急の目的が一応達成されたことを前提に、いわば過去における激しい人口減少に起因して地域社会の機能の低下や、生活水準・生産機能が他地域に比較して低位にある状態を改善することとされた。そして、総合的かつ計画的な振興施策を積極的に講ずることにより、「これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること」を目的とした。

また、過疎地域の状況を改善し振興を図る目的達成のために必要な期間として、10 年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

上記の考え方の下、人口要件については、緊急措置法が過疎現象進行中の地域を対象とするため 5 年間の人口減少を指標としていたのに対し、振興法では人口が大幅に減少してしまった地域を対象とするため、昭和 35 年と昭和 50 年の国調人口を比較して 20%以上減少していることとされた。また、財政力要件については、緊急措置法と同様、財政力に余裕のある団体は含めないこととされ、昭和 51 年度から 53 年度までの 3 年平均の財政力指数が全市町村の財政力指数の単純平均である 0.37 以下であり、かつ公営競技に係る収入が 10 億円以下であることとされた。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示

が行われることとされたのは緊急措置法と同じである。

なお、緊急措置法下においては、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）により沖縄県に対する緊急措置法の適用が除外されていたが（第55条）、振興法の附則により改正され、振興法の規定が沖縄県に適用されることになった。

3) 過疎関係市町村数の動向

振興法に基づく過疎地域市町村は、昭和55年4月1日時点で1,119市町村が公示され、このうち993団体が緊急措置法から引き続き過疎地域市町村となった。つまり、緊急措置法失効時点の過疎地域市町村1,093市町村のうち、100市町村が振興法における過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該100市町村のうち、地方交付税の不交付団体である4団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成元年4月には1,157市町村が過疎地域となった。

4) 事業の概要

緊急措置法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に振興法に引き継がれ、過疎地域が引き続き抱える課題のほか過去の人口流出に起因する高齢化等新たな課題に対処するため、医療確保に関する配慮規定、老人福祉の増進に関する補助制度の規定、小規模校における教育の充実に関する配慮規定及び中小企業に対する資金確保の規定が新設された。

このほか、新法の過疎地域の要件を満たさなかった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、昭和55年度から昭和58年度までの4年間、特別措置が継続されることとされた。また、振興法が適用されることになった沖縄県の市町村のうち、緊急措置法の要件は満たしていたが振興法の要件を満たさない4市町村について、上記の経過措置に準じて4年間に限り過疎債の発行を認めることとされた。これらの結果、経過措置を適用されるべき市町村は100団体が公示され、うち20市町村は後に再び過疎地域に追加公示された。

振興法においても都道府県、市町村が振興計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は交通通信体系の整備及び産業の振興を中心に17兆4千億円となった（図表1-1-1）。

5) 振興法までの20年間の成果と法の失効

昭和45年以来、法律に基づき、総合的な過疎対策事業が積極的に推進され、緊急措置法及び振興法を合わせた20年間の総事業費は約25兆円となった。その内容は交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業の振興等多岐にわたっているが、中でも道路を中心とする交通通信体系の整備が総事業費の半分近くを占めた（図表1-1-1、図表1-1-2）。

様々な過疎対策の結果、公共施設を中心に整備が進み、例えば市町村道については、改

良率が昭和 45 年度の 9.0%から平成 2 年度の 39.0%へと向上し、舗装率は昭和 45 年度の 2.7%から平成 2 年度の 55.6%へと向上した（図表 2-7-2）。

また、過疎地域市町村が事業を行うに当たっては、過疎債の発行、統合小中学校等の建設事業に係る国庫補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が果たした役割は大きい。特に過疎債については 20 年間で 2 兆 3,087 億円が充当され、事業費の総額では 4 兆 2,754 億円に達し、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は 20 年間で 605 億円となっており、事業の円滑な実施に寄与した（図表 1-1-3）。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、振興法は平成 2 年 3 月 31 日限りで 10 年の期限を迎え失効した。

4 過疎地域活性化特別措置法

(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定

昭和 45 年以来 20 年間にわたる過疎対策は公共施設の整備を中心に着実に成果を挙げたが、日本経済が第 2 次石油ショックを克服し新たな東京一極集中が始まる中で、過疎地域を抱える多くの都道府県で人口減少がみられ（昭和 60 年と平成 2 年の国調を比較すると 18 道県で減少）、多くの過疎地域においては人口の減少が続いたばかりではなく、若者の流出により高齢化が顕著になるなど、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況が生じた。また、過疎地域では産業面での遅れもみられ、公共施設の整備水準も他地域に比較して依然低位にあるものが多く、財政基盤は脆弱である等の課題を有しており、これらの諸課題全体をいわば「新たな過疎問題」の発生と捉えることができた。

こうした事情を背景に、昭和 63 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡充を求める要望、意見書の提出等が相次いで行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。その結果、平成 2 年 3 月、過疎地域活性化特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3 月 30 日に全会一致で成立、翌日法律第 15 号として公布され、4 月 1 日から施行された。

(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域についてその活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することとされている。振興法では地域の「振興を図る」とされていた

のに対し、活性化法では「活性化を図る」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、①地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視する必要があること、②基礎的な公共施設（ハード）のみならず、いわゆるソフト施策を含む総合的な地域の発展を重視し、民間活力の活用をも図る必要があること等を示すため特に用いられた言葉であり、こうした目的達成のために必要な期間として10年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

活性化法の要件については、過去の著しい人口減少のみならず、人口減少が続いた結果として高齢者が多く若者が少ないという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、人口要件において従来からの人口減少率に加えて高齢者比率及び若年者比率を用いている。すなわち、人口については、次のいずれかを満たし、かつ財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示が行われることとされたのは緊急措置法及び振興法と同じである。

①人口要件

- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して25%以上減少していること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が16%以上であること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が16%以下であること。

②財政力要件

昭和61年度から昭和63年度まで3年平均の財政力指数が0.44以下であり、かつ、公営競技に係る収入が10億円以下であること。

3) 過疎関係市町村数の動向

この要件により活性化法に基づく過疎地域市町村は、平成2年4月1日時点で1,143市町村が公示され、このうち1,054市町村が振興法から引き続き過疎地域となった。つまり、振興法失効時点の過疎地域市町村1,157市町村のうち、103市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該103市町村のうち、地方交付税の不交付団体である3団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成11年4月には1,230市町村が過疎地域となった。

4) 事業の概要

振興法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に活性化法に引き継がれたほか、新たな課題に対処するため、過疎債、基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業等について拡充が図られ、高齢者生活福祉センター等の整備に係る規定が新設された。

さらに、振興法と同じく新法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円

滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎債の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、平成2年度から平成6年度までの5年間、特別措置が継続されることとされた。この経過措置を適用されるべき市町村として100団体が公示された。

平成3年には、活性化法の一部改正が行われ、公共下水道について都道府県が代行整備する制度が創設された。

また、活性化法においては、過疎地域市町村に廃置分合又は境界変更があった場合、一定の要件を満たせば廃置分合等により成立した新たな市町村を過疎地域市町村とみなす特例が設けられていたところであるが、平成7年には「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、過疎地域市町村の合併に関する特例（合併前の過疎市町村の区域について過疎債の発行を認める。）がさらに付け加えられた。

活性化法においても都道府県、市町村が活性化計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年間ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は36兆3千億円となった（図表1-1-1）。

5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効

昭和45年の緊急措置法制定以来、振興法、活性化法と3次にわたり、過疎対策のための法律が制定され、過疎対策が実施されてきた。30年間の過疎対策事業の事業費の総額は、緊急措置法の10年間には7兆9,018億円、振興法の10年間には17兆3,669億円、活性化法の10年間には36兆3,286億円、合計61兆5,973億円となった（図表1-1-1）。

その内容を分野別にみると、緊急措置法、振興法の時代には交通通信体系の整備がほぼ半分を占めていたのに対し、活性化法の10年間は、そのシェアがやや低下し、他方で、産業の振興のシェアが高まっており、また、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のシェアが、活性化法時代に大きく増加した（図表1-1-2）。

過疎地域市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、30年間で5兆4,606億円が充当され、事業費の総額では10兆9,511億円に達し、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は30年間で811億円となっている（図表1-1-3）。

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備等が進み、全国との格差は総じて縮小し、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与した。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、活性化法は平成12年3月31日限りで10年間の期限を迎え失効した。

5 過疎地域自立促進特別措置法

(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定

活性化法の平成12年3月31日失効を控えて、平成10年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めて要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。検討に当たっての関係者の基本的な認識はおおむね次のとおりであった。

すなわち、昭和45年以降の3次にわたる過疎立法に基づき、30年にわたって過疎対策が展開されてきた結果、住民の生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、住民生活の基本的な部分において未だ大きな格差が残されていた。

平成12年当時の過疎地域の人口減少は、一時のような激しさは見られなくなったものの、社会減に加え、自然減が重みを増してきており、高齢化のさらなる進行、引き続き若年者の流出に、将来に不安を感じる市町村が少なくないなど、状況的にはむしろ以前より厳しいものがあった。

地域経済についても、かつての基幹産業であった農林水産業が著しく停滞した上に、経済環境の悪化などから製造業等の企業立地も極めて困難な状況にあった。

公共施設の整備も、道路の整備等が未だ不十分であるほか、上水道、下水道、情報通信施設、医療施設など生活の基本的部分で依然大きな格差が残されていた。

一方、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」、「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」など、21世紀の我が国のあるべき将来像を形づくる上で、過疎地域が担うべき新しい意義・役割が明確になってきているなかで、地域格差是正など過疎地域の生活基盤等の整備を図る視点にとどまらず、過疎地域と都市との交流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し自立的な地域社会を構築することは、21世紀にふさわしい真に豊かな国民生活を実現するために不可欠なことであった。

こうした事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、平成12年3月、過疎地域自立促進特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3月24日に全会一致で成立、3月31日に法律第15号として公布され、4月1日から施行された。

(2) 過疎地域自立促進特別措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされている。

活性化法では地域の「活性化を図る」とされていたのに対し、自立促進法では「自立促進を図る」に加え、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、大きく変化しつつある時代潮流の中で、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来の延長線上の考え方に加えて、全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通じて都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会を構築することを目的としたものである。

また、自立促進法の施行後も、過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められており、平成 22 年の改正自立促進法の制定時には、衆議院及び参議院の総務委員会においてこうした内容の決議がなされている。

2) 過疎地域の要件

・原則

自立促進法の要件については、著しい人口減少はひと頃と比べると鈍化傾向が定着しているが、依然として高齢者比率は高く、若者の流出はなお続いているという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、昭和 35 年から直近の国勢調査の年である平成 7 年までの 35 年間の人口減少率、高齢者率及び若年者率に加えて、直近 25 年間（昭和 45 年から平成 7 年まで）の人口減少率を用いている。このことは、35 年間という長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村は深刻な過疎問題を抱えている団体であると考えられるが、比較的最近において人口減少が大きく生じている団体も同様に深刻な過疎問題を抱えていると考えられたためである。

なお、自立促進法では、活性化法までのように国調人口が発表されるたびに要件に関する読み替えを行うことはせず、平成 8 年以降において最初に行われる国勢調査（平成 12 年調査）の結果が公表された場合にのみ、要件に関する読み替えを行い追加公示がなされるものとされた（法第 32 条）。このため、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の国調人口については自立促進法を改正することにより直近の国勢調査人口を基とする地域指定要件が追加されており、結果として次のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのいずれかの人口要件及び財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている（法第 2 条第 1 項）。

I ①人口要件

- ア 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して30%以上減少していること。
- イ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が24%以上であること。
- ウ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が15%以下であること。
- エ 昭和45年と平成7年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和45年と平成7年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成8年度から平成10年度までの3年平均の財政力指数が0.42以下であり、かつ、公営競技に係る収入が13億円以下であること。

II ①人口要件

- ア 昭和40年と平成12年の国調人口を比較して30%以上減少していること。
- イ 昭和40年と平成12年の国調人口を比較して25%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が24%以上であること。
- ウ 昭和40年と平成12年の国調人口を比較して25%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が15%以下であること。
- エ 昭和50年と平成12年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和50年と平成12年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成10年度から平成12年度までの3年平均の財政力指数が0.42以下であり、かつ、公営競技に係る収入が13億円以下であること。

III ①人口要件

- ア 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して33%以上減少していること。
- イ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が29%以上であること。
- ウ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が14%以下であること。
- エ 昭和55年と平成17年の国調人口を比較して17%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和55年と平成17年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.56 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 20 億円以下であること。

IV ①人口要件

- ア 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 33%以上減少していること。
- イ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、高齢者（65 歳以上）の比率が 32%以上であること。
- ウ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 12%以下であること。
- エ 昭和 60 年と平成 22 年の国調人口を比較して 19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 60 年と平成 22 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.49 以下で、かつ、公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

V ①人口要件

- ア 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 32%以上減少していること。
- イ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、高齢者（65 歳以上）の比率が 36%以上であること。
- ウ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 11%以下であること。
- エ 平成 2 年と平成 27 年の国調人口を比較して 21%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、平成 2 年と平成 27 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.5 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

・市町村の廃置分合等があった場合の特例

廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村であって総務省令、農林水産省令、国土交通省令に定める基準に該当するものは過疎地域とみなすこととされている（法第 33 条第 1 項）。

また、過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、新たに、団体数が減少する合併の場合に限り、合併市町村で過疎地域の市町村に該当せず、法第 33 条第 1 項にも当てはまらないものについては、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている（同条第 2 項）。

3) 過疎関係市町村数の動向

自立促進法に基づく過疎地域市町村は、平成12年4月1日時点で1,171市町村が公示され、このうち1,129市町村が活性化法から引き続き過疎地域となった。つまり、活性化法失効時点の過疎地域市町村1,230市町村のうち101市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該101市町村のうち、地方交付税の不交付団体である1団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。

また、当初の自立促進法失効時点（平成22年3月31日）の過疎地域市町村数は718団体であったが、平成22年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は58団体、平成26年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は22団体、平成29年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は20団体であり、平成29年4月1日現在で817市町村が過疎関係市町村となった。このうち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は145市町村である。

4) 事業の概要

活性化法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に自立促進法に引き継がれた。活性化法と同じく自立促進法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円滑な完了、財政への急激な影響を緩和する等の趣旨から特別な経過措置が講じられ、国庫補助金の補助率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行及び都道府県代行整備事業について、平成12年度から平成16年度までの5年間、特別措置が継続されることとされた。この経過措置が適用される市町村として、101団体（このうち過疎債の発行ができるのは99団体）が公示された。

平成22年3月に過疎対策事業債（ソフト事業）の新設や平成28年度3月末までの適用期限延長等を内容とする改正が行われ、平成24年6月には、東日本大震災の影響を踏まえ、さらに令和3年3月末までの適用期限延長を内容とする改正が行われた。

また、平成26年3月には平成22年国勢調査の結果に基づく過疎市町村の追加等、平成29年3月には平成27年国勢調査の結果に基づく過疎市町村の追加等を内容とする改正が行われた。

5) 自立促進法までの50年間の成果と法の執行

昭和45年の緊急措置法制定以来、振興法、活性化法、自立促進法と4次にわたり、過疎対策のための法律が制定され、過疎対策が実施されてきた。50年間の過疎対策事業の事業費の総額は、緊急措置法の10年間には7兆9,018億円、振興法の10年間には17兆3,669億円、活性化法の10年間には36兆3,286億円、自立促進法の20年間には54兆2,635億円、合計115兆8,608億円となった（図表1-1-1）。

その内容を分野別にみると、活性化法の時代に交通通信体系の整備が39.3%を占めていたことに対し、自立促進法の20年間は、そのシェアが32.0%とやや低下し、他方で、交通通信体系の整備以外のシェアが高まっており、特に生活環境の整備、高齢者等の保健及び

福祉の向上及び増進のシェアが、大きく増加した（図表 1-1-2）。

過疎地域市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、50 年間で 12 兆 1,567 億円が充当され、事業費の総額では 22 兆 7,212 億円に達し、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は 50 年間で 987 億円となっている（図表 1-1-3）。

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備等が進み、全国との格差は総じて縮小し、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与した。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、自立促進法は令和 3 年 3 月 31 日限りで 21 年間の期限を迎え失効した。

図表 1-1-1 過去の過疎法における事業実績

(単位：億円、%)

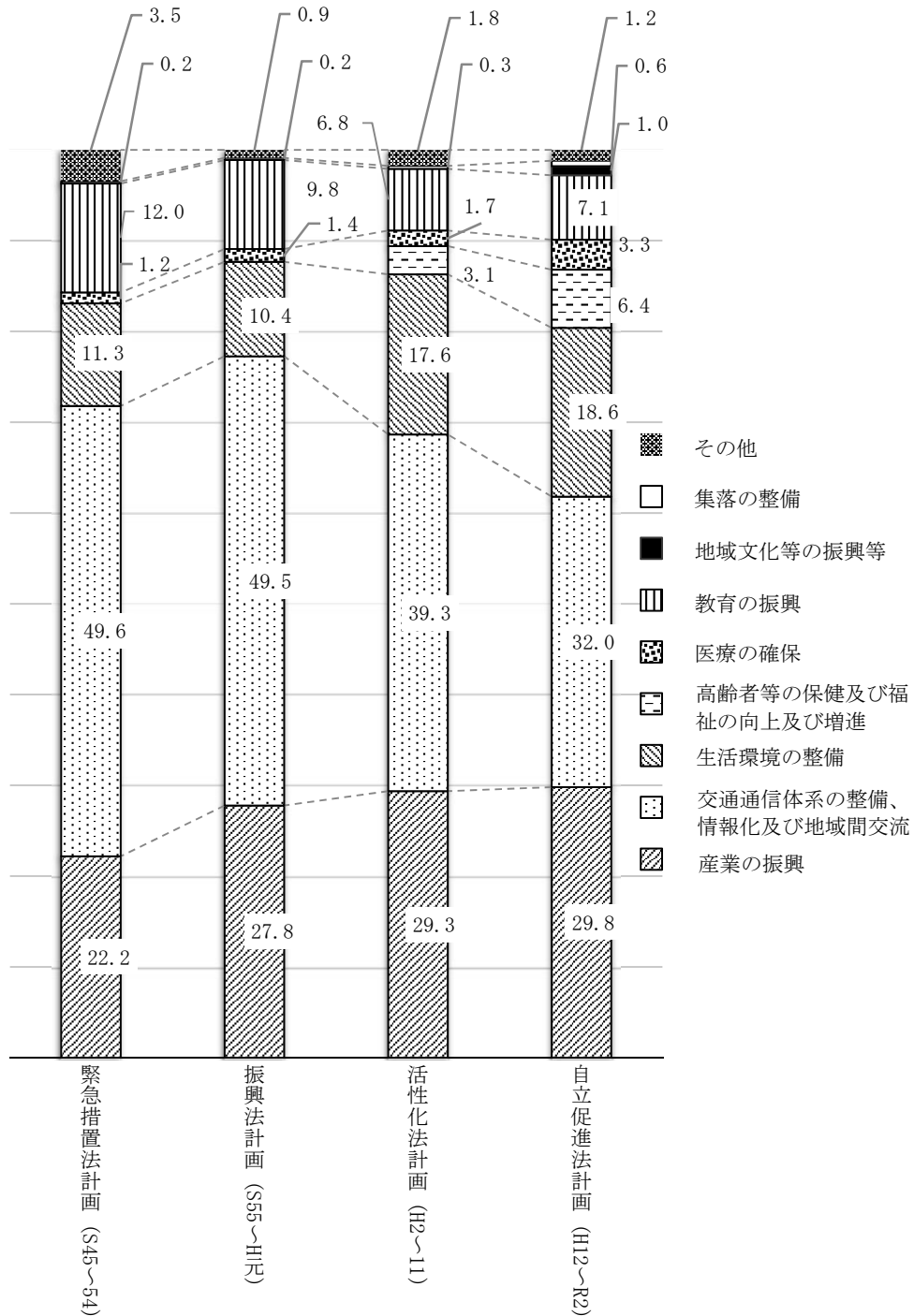
区 分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育文化の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合 計
緊急措置法 (S45～S54)	市町村	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)	639 (1.5)	9,339 (21.4)	190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)		
	都道府県	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)	314 (0.9)	131 (0.4)	0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)		
	合 計	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)		
振 興 法 (S55～H元)	市町村	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)	1,430 (1.5)	16,263 (17.3)	402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,069 (100.0)		
	都道府県	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)	1,027 (1.3)	822 (1.0)	10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)		
	合 計	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)		
活性化法 (H2～H11)	市町村	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)	744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,491 (100.0)	
	都道府県	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)	442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)	
	合 計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
自立促進法 (H12～R2)	市町村	60,010 (20.5)	62,916 (21.5)	82,997 (28.4)	28,156 (9.6)	12,554 (4.3)	33,946 (11.6)	4,179 (1.4%)	2,782 (1.0)	4,907 (1.7)	292,447 (100.0)
	都道府県	101,889 (40.8)	110,554 (44.2)	18,063 (7.2)	6,439 (2.6)	5,291 (2.1)	4,446 (1.8)	1,304 (0.5%)	616 (0.2)	1,585 (0.6)	250,187 (100.0)
	合 計	161,899 (29.8)	173,470 (32.0)	101,060 (18.6)	34,595 (6.4)	17,845 (3.3)	38,392 (7.1)	5,483 (1.0%)	3,398 (0.6)	6,492 (1.2)	542,634 (100.0)
実 績 計 (S45～R2)	市町村	137,995 (22.1)	162,055 (26.1)	161,731 (26.1)	38,593 (6.2)	18,392 (3.0)	82,127 (13.2)	4,179 (0.7%)	4,118 (0.7)	11,557 (1.9)	620,747 (100.0)
	都道府県	196,287 (36.6)	279,227 (51.9)	30,314 (5.6)	7,310 (1.4)	9,074 (1.7)	7,685 (1.4)	1,304 (0.2%)	1,068 (0.2)	5,592 (1.0)	537,861 (100.0)
	合 計	334,283 (28.9)	441,282 (38.1)	192,045 (16.5)	45,903 (4.0)	27,466 (2.4)	89,812 (7.7)	5,483 (0.5%)	5,186 (0.4)	17,148 (1.5)	1,158,608 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 () は構成比である。

3 過疎計画は、総合的な計画であり、過疎地域に関する施策が幅広く盛り込まれている。また、いわゆるハード事業・ソフト事業の双方が盛り込まれていることに留意。

図表1-1-2 過去の過疎法における事業実績 (%)



(備考) 総務省調べ。

図表 1-1-3 過去の過疎法における過疎債及び国庫補助かさ上げの実績

(単位：百万円)

区 分	過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				
	事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員宅	保育所	消防施設	合計
緊急措置法 (S45～S54)	1,278,607	665,687	14,607	615	4,027	8,690	27,939
振興法 (S55～H元)	2,996,811	1,642,999	10,802	401	3,463	17,904	32,570
活性化法 (H2～H11)	6,675,632	3,151,897	3,547	47	1,948	15,081	20,622
自立促進法 (H12～R2)	11,770,162	6,696,128	10,676	2	1,735	5,142	17,555
合計 (S45～R2)	22,721,212	12,156,711	39,632	1,065	11,173	46,817	98,687

(備考) 総務省調べ。

第2節 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定

自立促進法の令和3年3月31日失効を控えて、関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めている要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。検討に当たっての関係者の認識は概ね以下のとおりであった。

昭和45年の緊急措置法の制定以来、4次にわたる過疎対策法に基づき、総合的、計画的な過疎対策が積極的に推進され、過疎地域の産業の振興、公共施設等の整備、情報通信環境の確保等の取組が進められてきたが、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通の機能の確保・向上等が喫緊の課題となっている。

一方で、過疎地域は、食料等の安定的な供給、自然災害の発生の防止、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有し、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を担っており、加えて、近年は、東京圏への人口の過度の集中によって、大規模な災害や感染症等による危険の増大等の問題が深刻化しており、過疎地域の担うべき役割は一層重要となっている。そのため、近年における過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが極めて重要である。

このような事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、令和3年3月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案が衆議院総務委員長から国会に提出され、3月26日に全会一致で成立、3月31日に法律第19号として公布され、4月1日に施行された。

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要

(1) 法の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）の目的は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することとされている。自立促進法では地域の「自立促進を図る」とされていたのに対し、持続的発展法では「持続的発展を支援」となっている。「美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の

現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、大きく変化しつつある時代潮流の中で、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来の延長線上の考え方に加えて、全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通じて都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して持続的に発展できる地域社会を構築することを目的としたものである。

また、過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等をはじめ、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められている。

(2) 過疎地域の要件

1) 原則

持続的発展法の要件については、依然として高齢者比率は高く、若者の流出はなお続いているという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、昭和50年から国勢調査の年である平成27年までの40年間の人口減少率、高齢者比率及び若年者比率に加えて、直近25年間（平成2年から平成27年まで）の人口減少率を用いている。このことは、40年間という長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村は深刻な過疎問題を抱えている団体であると考えられることができるが、比較的最近において人口減少が大きく生じている団体も同様に深刻な過疎問題を抱えていると考えられたためである。

具体的には、以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの人口要件及び財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている（法第2条）。なお、持続的発展法では、令和2年・令和7年に国勢調査の結果が発表されるたびに要件に関する読み替えを行い、過疎地域の追加公示をすることとされている（法第43条）。

Ⅰ ①人口要件

ア 昭和50年と平成27年の国調人口を比較して28%以上減少していること。

財政力指数が全町村平均（0.40）以下の場合、「23%以上減少」に緩和する。

ただし、平成2年と平成27年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数が0.51以下であり、かつ、公営競技に係る収入が40億円以下であること。

II ①人口要件

ア 昭和50年と平成27年の国調人口を比較して23%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が35%以上であること。

イ 昭和50年と平成27年の国調人口を比較して23%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が11%以下であること。

ただし、平成2年と平成27年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数が0.51以下であり、かつ、公営競技に係る収入が40億円以下であること。

III ①人口要件

平成2年と平成27年の国調人口を比較して21%以上減少していること。

②財政力要件

平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数が0.51以下であり、かつ、公営競技に係る収入が40億円以下であること。

なお、平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に合併を行った市町村については、合併後の市町村で上記要件に該当しない場合に、合併前の旧市町村単位で過疎地域とみなす「一部過疎」の仕組みが設けられており、具体的には以下の通りである。

○人口要件

合併前の旧市町村単位で上記I①、II①、III①のいずれかの要件を満たすこと。

○財政力要件

合併後の市町村で平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数が0.64以下であり、かつ、公営競技に係る収入が40億円以下であること。

2) 旧自立促進地域の市町村に係る特例

自立促進法に規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村であって、下記のア～ウいずれかに該当し、かつ、平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数が0.51以下である区域は、過疎地域とみなす。ただし、平成2年と平成27年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること（法第41条）。

ア 昭和35年と平成27年の国調人口を比較して40%以上減少していること。

イ 昭和35年と平成27年の国調人口を比較して30%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が35%以上であること。

- ウ 昭和 35 年と平成 27 年の国調人口を比較して 30%以上減少しており、若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 11%以下であること。

また、自立促進法において、いわゆる「全部過疎」又は、「みなし過疎」であった市町村に限り、以下の要件に該当する場合には、市町村全域を過疎地域とみなす（法第 42 条）。

- I 旧過疎自立促進地域の市町村のうち、平成 11 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日までの間に市町村合併をした市町村であること。
- II 規模要件（次のいずれかに該当すること。）
 - ア 当該市町村の平成 27 年の国勢調査の結果による人口を当該市町村に係る一部過疎の要件を満たす区域（（イ）において「要件該当区域」という。）の同年の国勢調査の結果による人口で除して得た数値が 3 以下であること。
 - イ 当該市町村の面積を要件該当区域の面積で除して得た数値が 2 以下であること。
- III 平成 27 年の国勢調査人口が、昭和 35 年、昭和 50 年及び平成 2 年の国勢調査人口より減少していること。
- IV 平成 29 年度から令和元年度の財政力指数の平均が 0.51 以下であること。

(3) 過疎関係市町村数の動向

持続的発展法に基づく過疎関係市町村は、令和 3 年 4 月 1 日時点で 820 市町村が公示され、このうち、772 市町村が自立促進法から引き続き過疎地域となった（図表 1-2-1）。つまり、自立促進法失効時点の過疎関係市町村 817 市町村のうち 45 市町村が持続的発展法の過疎地域の要件を満たさなくなった。要件を満たさなくなった市町村については、財政上の激変緩和等の趣旨から、過疎対策事業債の発行、国庫補助率のかさ上げ及び都道府県代行事業等については令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間（このうち、財政力指数（平成 29 年度～令和元年度平均）が 0.4 以下のものは 7 年間）特別な措置が講じられる。また、持続的発展法より新たに税制特例・減収補填措置について特別な措置が講じられる。

持続的発展法に基づく過疎地域市町村 820 市町村のうち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は 149 市町村である。

(4) 過疎地域持続的発展市町村計画等

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を支援するため、過疎地域持続的発展方針（以下「持続的発展方針」という。）を定めることができるとされている（法第 7 条）。

過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、あらかじめ、都道府県に協議し、議会の議決を経て市町村計画を定めることができるとされている（法第 8 条）。

さらに、都道府県は持続的発展方針に基づき、過疎地域の市町村が定める過疎地域持続的

発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に掲げる事項について、過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができるものとされている（法第9条）。

なお、自立促進法の下で市町村、都道府県が自立促進計画に基づいて推進してきた過疎対策事業についてみると、当初の10年間（H12～H21）の計画に基づいて実施された事業実績の総額は約24兆5千億円となっている。また、平成22年度～令和元年度の計画に基づいて実施された事業実績は約26兆7千億円であり、令和2年度の実績は約3兆1千億円となり、自立促進計画に基づいて継続してきた過疎対策事業実績は合計で約54兆3千億円となっている

（図表1-2-2）。

その中で、過疎市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎対策事業債については、当初の10年間（H12～H21）で約2兆8千億円が充当され、事業費の総額は約5兆5千億円に達しており、平成22年度以降（H22～R1）の10年間では約3兆5千億円が充当され、事業費の総額は約5兆6千億円となっている。令和2年度には約4千5百億円が充当されており、事業費の総額は約7千億円である。一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金は、当初の10年間（H12～H21）で約116億円であり、平成22年度以降（H22～R1）の10年間では約57億円、令和2年度については約3億円となっている（図表1-2-3）。

(5) 過疎対策事業債

1) ハード分

ハード分については、簡易水道施設であった水道施設（平成19年度以降の簡易水道事業の統合により、簡易水道施設でなくなったもの）及び、民間のへき地医療拠点病院又はへき地診療所に対し、市町村が補助する場合の経費が対象事業として新たに追加されている。

また、要件を満たさなくなった市町村については、財政上の激変緩和等の趣旨から、過疎対策事業債の発行についても、特別な措置が講じられているが、原則として、当該市町村又は区域に係る平成28年度から令和2年度の発行実績のうち額の大きい3カ年の平均（以下、「基準額」という。）の範囲内で同意等を行うこととされている。具体的には、6年間合計で基準額の500%（このうち、財政力指数（平成29年度～令和元年度平均）が0.4以下のものは7年間合計で基準額の600%）を発行限度額とすることとされている。

2) ソフト分

過疎地域持続的発展特別事業（ソフト分）については、「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため」（法第14条第2項）の事業であることを踏まえ、市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、地方債の元利償還に要する経費、地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費は対象外であることが地方債同意等基準に

規定された。

また、ソフト分の発行限度額については、持続的発展法の施行に合わせて、自立促進法からの過疎市町村及び過疎地域の要件を満たさなくなった市町村を対象に、算定に用いる全市町村平均の財政力指数が変更されたこと等による発行限度額の減少の影響を緩和するため、各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合、6年間（このうち、財政力指数（平成29年度～令和元年度平均）が0.4以下のものは7年間）、その差額に各年度の漸減率を乗じて得た額を加算する激変緩和措置が講じられている。

令和2年度のソフト分の活用率（発行限度額に対する発行予定額の割合をいう。）は、都道府県毎に見た場合、活用率に大きなばらつきが生じている（図表1-2-4）。

図表 1-2-1 過疎関係市町村数の推移

	市町村数			人口（人）			面積（km ² ）		
	過疎地域(A)	全国(B)	A/B(%)	過疎地域(C)	全国(D)	C/D(%)	過疎地域(E)	全国(F)	E/F(%)
昭和45年5月1日 (緊急措置法施行)	776	3,340	23.2	6,867,964	99,209,137	6.9	102,023	372,166	27.4
昭和55年4月1日 (振興特別措置法施行)	1,119	3,256	34.4	8,463,023	111,939,643	7.6	166,303	377,535	44.0
平成2年4月1日 (活性化特別措置法施行)	1,143	3,246	35.2	7,859,466	121,048,923	6.5	170,101	377,737	45.0
平成12年4月1日 (自立促進特別措置法施行)	1,171	3,230	36.3	7,536,465	125,570,246	6.0	180,337	377,829	47.7
平成22年4月1日 (自立促進特別措置法延長)	776	1,728	44.9	11,237,434	127,767,994	8.8	216,477	377,854	57.3
令和3年4月1日 (持続的発展の支援に関する特別措置法施行)	820	1,719	47.7	10,350,271	126,146,099	8.2	226,559	377,976	59.9

- (備考) 1 東京都特別区は1団体として計上。
 2 昭和45年5月1日時点の数値は、昭和40年国勢調査（沖縄における国勢調査含む）による。（ただし、沖縄の面積については、国土地理院「昭和45年全国都道府県市区町村別調」別表に記載の、昭和10年内閣統計局の調査結果等の数値を使用。）
 3 昭和55年4月1日時点の数値は、昭和50年国勢調査結果による。
 4 平成2年4月1日時点の数値は、昭和60年国勢調査結果による。（ただし、面積については、集計可能な形式でデータが公開されていないため、平成2年国勢調査の結果を使用している。）
 5 平成12年4月1日時点の数値は、平成7年国勢調査結果による。
 6 平成22年4月1日時点の数値は、平成17年国勢調査結果による。
 7 令和3年4月1日時点の人口及び面積の数値は、令和2年国勢調査結果による。

図表 1-2-2 自立促進法における事業実績

(単位：億円、%)

区分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
自立促進法	実績 (H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
	実績 (H22～R1)	81,943 (30.7)	73,693 (27.6)	46,613 (17.5)	21,372 (8.0)	11,583 (4.3)	22,944 (8.6)	3,075 (1.2)	2,146 (0.8)	3,321 (1.2)	266,690 (100.0)
	実績 (R2)	10,327 (33.5)	7,858 (25.5)	4,790 (15.5)	3,702 (12.0)	932 (3.0)	2,150 (7.0)	266 (0.9)	249 (0.8)	541 (1.8)	30,817 (100.0)
合計		161,900 (29.8)	173,470 (32.0)	101,060 (18.6)	34,595 (6.4)	17,846 (3.3)	38,392 (7.1)	5,483 (1.0)	3,398 (0.6)	6,491 (1.2)	542,635 (100.0)

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。
 3 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

図表 1-2-3 自立促進法における過疎債及び国庫補助額かさ上げの実績

(単位：百万円)

区分		過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				合計
		事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	
自立促進法	実績 (H12～21)	5,492,002	2,759,937	4,765	2	1,735	5,055	11,557
	実績 (H22～R1)	5,580,868	3,489,620	5,595	0	0	77	5,673
	実績 (R2)	697,292	446,571	316	0	0	9	325
合計		11,770,162	6,696,128	10,676	2	1,735	5,142	17,555

- (備考) 1 総務省調べ。

図表 1-2-4 過疎債ソフト分の都道府県別活用率（令和 2 年度発行状況ベース）

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95％以上	9	神奈川県（100）、石川県（100）、大阪府（100）、 島根県（98.7）、高知県（97.8）、京都府（97.5）、 三重県（97.3）、栃木県（96.6）、兵庫県（96.2）
95％未満 80％以上	23	新潟県（94.7）、山形県（93.7）、佐賀県（93.5）、 山梨県（92.9）、大分県（92.8）、山口県（92.7）、 岡山県（92.6）、奈良県（92.1）、北海道（91.9）、 長崎県（90.6）、広島県（88.5）、鳥取県（88.4）、 富山県（87.8）、和歌山県（87.6）、愛媛県（86.5）、 茨城県（85.3）、香川県（84.6）、鹿児島県（84.0）、 千葉県（83.8）、福岡県（83.2）、秋田県（83.0）、 徳島県（82.2）、宮城県（80.6）
80％未満 60％以上	8	青森県（79.0）、群馬県（78.8）、岩手県（78.3）、 長野県（77.4）、福島県（76.3）、宮崎県（76.1）、 沖縄県（65.1）、愛知県（64.6）
60％未満 40％以上	4	熊本県（55.7）、岐阜県（47.5）、滋賀県（47.0）、 福井県（42.0）
40％未満 20％以上	2	埼玉県（32.0）、静岡県（28.2）
20％未満	1	東京都（0.0）

※活用率：各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和／各都道府県の過疎市町村の発行限度額の総和。

※発行予定額：当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

第2章

過疎地域の現況

第2章 過疎地域の現況

第1節 概況

1 過疎関係市町村数、人口、面積等

(1) 概要

(市町村数)

過疎関係市町村数は、令和3年4月1日現在で820(278市421町121村)であり、全国の市町村総数に占める割合は47.7%である(図表2-1-1、図表2-1-2、図表2-1-3)。

(人口)

過疎地域の人口は、1,035万人であり、総人口(1億2,615万人)に占める割合は8.2%である(図表2-1-1。人口についての詳細は第2節)。

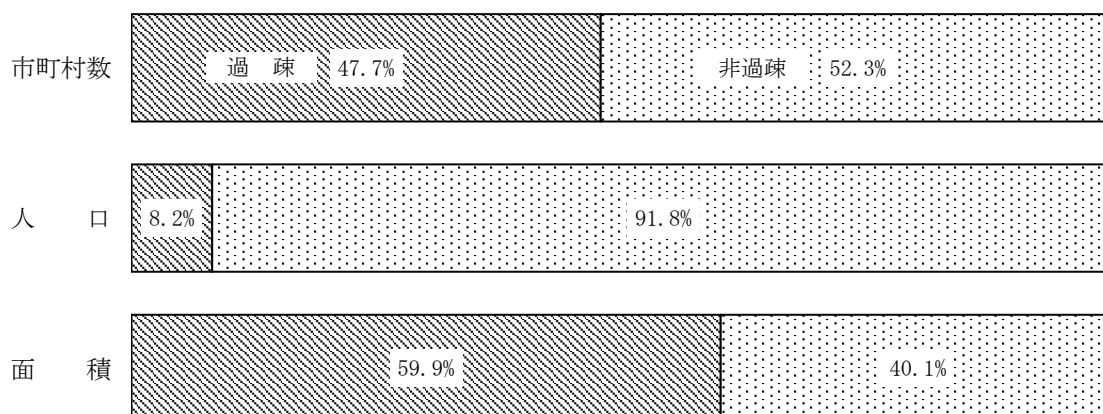
また、人口規模別の過疎地域の市町村数は、1万人から1万5,000人の間に占める87市町村がもっと多い(図表2-1-3)。

(面積)

過疎地域の面積は226,559km²であり、我が国の総面積(377,976km²)に占める割合は59.9%である(図表2-1-1)。

また、過疎地域の林野率は76.7%であり、全国の林野率(67.0%)と比べ9.7ポイント高くなっている。可住地率は11.3%であり、全国の可住地率(17.6%)と比べ6.3ポイント低い(図表2-1-4)。

図表 2-1-1 市町村数、人口、面積



(単位：団体、人、km²、%)

区 分	市町村	人 口	面 積
過 疎 地 域	820 (47.7)	10,350,271 (8.2)	226,559 (59.9)
非過疎地域	899 (52.3)	115,795,828 (91.8)	151,417 (40.1)
(非過疎地域のうち R3 年度卒業団体)	45 (2.6)	333,601 (0.3)	8,079 (2.1)
全 国	1,719 (100.0)	126,146,099 (100.0)	377,976 (100.0)

- (備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 2 人口は令和2年国勢調査による。一部過疎地域を含む。
 3 面積は令和2年国勢調査による。一部過疎地域を含む。
 4 東京都特別区は1団体とみなす。
 5 () は構成割合である。

図表 2-1-2 市町村区分別団体数

(単位：団体、%)

区 分	市	町	村	計
過 疎 地 域	278 (33.9%)	421 (51.3%)	121 (14.8%)	820 (100.0%)
非過疎地域	515 (57.3%)	322 (35.8%)	62 (6.9%)	899 (100.0%)
(非過疎地域のうち R3 年度卒業団体)	31 (68.8%)	7 (15.6%)	7 (15.6%)	45 (100.0%)
全 国	793 (46.1%)	743 (43.2%)	183 (10.7%)	1,719 (100.0%)

- (備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 2 東京都特別区は1団体とみなす。
 3 () は構成割合である。

図表 2-1-3 人口規模別市町村数及び構成割合

(単位：団体、%)

人口規模	全 国	過疎関係市町村数			※参考 一部過疎の区域	
		合計	過疎市町村	一部過疎を有する市町村		みなし過疎市町村
～1,000	35 (2.0)	30 (3.7)	30 (4.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (8.3)
～2,000	59 (3.4)	55 (6.7)	55 (8.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	48 (14.7)
～3,000	72 (4.2)	68 (8.3)	68 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (11.3)
～4,000	66 (3.8)	51 (6.2)	51 (7.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	62 (19.0)
～5,000	59 (3.4)	50 (6.1)	50 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (11.3)
～6,000	52 (3.0)	40 (4.9)	40 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	41 (12.6)
～7,000	64 (3.7)	40 (4.9)	39 (6.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	23 (7.1)
～8,000	51 (3.0)	32 (3.9)	32 (4.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (3.1)
～9,000	41 (2.4)	24 (2.9)	23 (3.5)	1 (0.7)	0 (0.0)	9 (2.8)
～10,000	32 (1.9)	18 (2.2)	17 (2.6)	0 (0.0)	1 (4.8)	8 (2.5)
～15,000	162 (9.4)	87 (10.6)	80 (12.3)	7 (4.7)	0 (0.0)	18 (5.5)
～20,000	121 (7.0)	58 (7.1)	48 (7.4)	9 (6.0)	1 (4.8)	3 (0.9)
～25,000	85 (4.9)	44 (5.4)	35 (5.4)	9 (6.0)	0 (0.0)	1 (0.3)
～30,000	78 (4.5)	30 (3.7)	23 (3.5)	5 (3.4)	2 (9.5)	0 (0.0)
～35,000	84 (4.9)	35 (4.3)	19 (2.9)	15 (10.1)	1 (4.8)	1 (0.3)
～40,000	49 (2.9)	18 (2.2)	9 (1.4)	6 (4.0)	3 (14.3)	0 (0.0)
～45,000	54 (3.1)	21 (2.6)	10 (1.5)	9 (6.0)	2 (9.5)	0 (0.0)
～50,000	52 (3.0)	18 (2.2)	5 (0.8)	12 (8.1)	1 (4.8)	0 (0.0)
～100,000	241 (14.0)	63 (7.7)	15 (2.3)	41 (27.5)	7 (33.3)	1 (0.3)
～300,000	189 (11.0)	36 (4.4)	1 (0.2)	32 (21.5)	3 (14.3)	0 (0.0)
～1,000,000	61 (3.5)	2 (0.2)	0 (0.0)	2 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
1,000,001～	12 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	1,719 (100.0)	820 (100.0)	650 (100.0)	149 (100.0)	21 (100.0)	326 (100.0)

- (備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在。
 2 人口は令和2年国勢調査による。
 3 東京都特別区は1団体とみなす。
 4 () は構成割合である。

図表 2-1-4 林野面積と可住地面積

(単位：km²、%)

区 分	総 面 積 a	林 野 面 積 b	可住地面積 c	林 野 率 b / a	可 住 地 率 c / a
過 疎 地 域	194,765	149,336	22,069	76.7	11.3
非過疎地域	183,211	104,090	44,419	56.8	24.2
全 国	377,976	253,426	66,488	67.0	17.6

- (備考) 1 総面積は令和2年国勢調査による。
 2 林野面積は農林水産省「2020年農林業センサス」による。
 3 可住地面積は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」による。なお、可住地面積とは、田、畑及び宅地の評価総地積の合計である。
 4 過疎地域は令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移

市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移についてみると、平成12年4月1日時点の全市町村数3,229、過疎関係市町村数1,171に対して、令和3年4月1日時点の全市町村数は1,718、過疎関係市町村数は820となっている(図表2-1-5)。

図表 2-1-5 過疎地域数の推移

年月日	全市町村数	過疎地域数 (過疎関係市町村数) (a+b+c)	過疎市町村数 a	過疎地域とみなされる区域を有する市町村数		過疎地域とみなされる市町村数 b	(参考) 過疎地域の区域数 (a+b+d)
				c	(過疎地域とみなされる区域数)d		
H12.4.1	3,229	1,171	1,171	0	0	0	1,171
H14.4.1	3,218	1,210	1,210	0	0	0	1,210
H15.4.1	3,190	1,203	1,194	7	7	2	1,203
H16.4.1	3,100	1,167	1,149	13	15	5	1,169
H17.4.1	2,395	899	780	86	169	33	982
H18.4.1	1,820	739	513	155	275	71	859
H19.4.1	1,804	738	508	158	278	72	858
H20.4.1	1,788	732	500	159	279	73	852
H21.4.1	1,777	730	497	161	290	72	859
H22.4.1	1,727	776	582	159	303	35	920
H24.4.1	1,719	775	581	160	306	34	921
H26.4.1	1,719	797	616	151	293	30	939
H29.4.1	1,718	817	647	145	283	25	955
R3.4.1	1,718	820	650	149	326	21	997

(3) 都道府県別、ブロック別の特徴

過疎地域は、全都道府県に存在する。

都道府県別にみると、過疎地域の市町村数割合の大きい都道府県は、島根県（100.0%）、鹿児島県（95.3%）、秋田県（92.0%）、大分県（83.3%）、北海道（82.7%）となっている。

また、過疎地域の人口割合の大きい都道府県は、秋田県（65.4%）、島根県（46.9%）、岩手県（37.4%）、鹿児島県（36.6%）、大分県（36.4%）となっている（図表2-1-6）。

ブロック別にみると、全市町村数に占める過疎関係市町村数の割合は、北海道（82.7%）、中国（72.0%）、四国（67.4%）の順に高い。

また、全人口に占める過疎地域に住む人口の割合についてみると、東北（23.7%）、北海道（23.3%）、四国（19.3%）、九州（18.5%）の順に高い（図表2-1-7）。

図表2-1-6 過疎地域の市町村数、人口、面積の割合が大きい都道府県、小さい都道府県

（単位：％）

順位	市町村数割合	人口割合	面積割合
1	島根県 100.0	秋田県 65.4	秋田県 90.2
2	鹿児島県 95.3	島根県 46.9	島根県 86.4
3	秋田県 92.0	岩手県 37.4	大分県 85.2
4	大分県 83.3	鹿児島県 36.6	和歌山県 79.7
5	北海道 82.7	大分県 36.4	高知県 79.6
43	滋賀県 10.5	愛知県 0.3	茨城県 16.0
44	愛知県 7.4	埼玉県 0.3	千葉県 13.3
45	埼玉県 6.3	東京都 0.2	滋賀県 12.4
46	大阪府 4.7	大阪府 0.2	大阪府 4.5
47	神奈川県 3.0	神奈川県 0.1	神奈川県 0.3

（備考）1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は令和2年国勢調査による。

図表 2-1-7 ブロック別過疎地域の市町村数、人口、面積

(単位：団体、千人、km²、%、人/km²)

項目 地域	市 町 村 数		人		面		積		人口密度	
	全市町村 a	過疎地域 b	全市町村 c	過疎地域 d	全市町村 e	過疎地域 f	構成比 f/e	過疎地域の割合 f/e	全市町村 c/e	過疎地域 d/f
北海道	179	148	5,225	1,219	83,424	65,139	28.8	78.1	63	19
東北	257	154	10,812	2,566	79,532	52,968	23.5	66.6	136	49
関東	398	95	46,511	712	50,460	16,268	7.2	32.2	922	44
東海	160	37	14,925	394	29,346	11,339	5.0	38.6	509	35
北陸	51	17	2,934	286	12,624	4,484	2.0	35.5	232	64
近畿	198	65	20,541	827	27,352	12,878	5.7	47.1	751	64
中国	107	77	7,255	1,173	31,922	21,443	9.5	67.2	227	55
四国	95	64	3,696	713	18,803	12,922	5.7	68.7	197	55
九州	233	147	12,779	2,363	42,231	28,267	12.5	66.9	303	84
沖縄	41	16	1,467	95	2,283	851	0.4	37.3	629	112
全 国	1,719	820	126,146	10,350	377,976	226,559	100.0	59.9	334	46

(備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は令和2年国勢調査による。

3 東京都特別区は1団体とみなす。

2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

過疎関係市町村 820 団体のうち、他の地域振興関係法に基づく指定地域等を区域内に有する市町村の割合をみると、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」における辺地を有する市町村は 83.8%、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」における特定農山村地域を含む市町村は 81.2%、「山村振興法」の振興山村地域を含む市町村は 68.3%、「豪雪地帯対策特別措置法」の豪雪地帯に指定されている市町村は 46.3%となっている。

また、各地域振興関係法による指定地域等を区域内に有する全市町村のうち、過疎地域市町村が 50%未満のものは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の推進に関する法律」の地方拠点都市地域（48.4%）のみとなっている。（図表 2-1-8）。

図表 2-1-8 ブロック別過疎関係市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

(単位：団体、%)

区 分		過疎	特 定 農山村	山村	離島	半島	豪 雪		辺地	特土	低開発	リゾ ート	拠点 都市
過疎地域における指定数	北海道	148	90	88	6	21	148	(78)	105	0	36	19	16
	東北	154	132	124	4	17	131	(73)	137	0	40	19	58
	関東	95	83	73	5	5	22	(8)	75	0	12	22	19
	東海	37	36	34	2	15	10	(4)	31	0	6	7	15
	北陸	17	17	15	1	10	17	(5)	15	0	9	2	12
	近畿	65	60	52	1	35	15	(1)	55	2	13	19	22
	中国	77	74	61	17	7	37	(0)	72	55	29	15	28
	四国	64	60	49	11	8	0	(0)	58	42	15	0	22
	九州	147	109	64	28	34	0	(0)	124	74	59	36	44
	沖縄	16	5	0	0	0	0	(0)	15	0	0	0	7
計 a		820	666	560	75	152	380	(169)	687	173	219	139	243
全国における指定数 b		820	959	734	111	194	532	(201)	972	254	348	271	502
全国の指定数のうち過疎地域の割合 a/b		100.0	69.4	76.3	67.6	78.4	71.4	(84.1)	70.7	68.1	62.9	51.3	48.4
過疎地域における指定数の割合 a/820		100.0	81.2	68.3	9.1	18.5	46.3	(20.6)	83.8	21.1	26.7	17.0	29.6

(備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 豪雪の()はうち特別豪雪地帯である。

第2節 人口・世帯

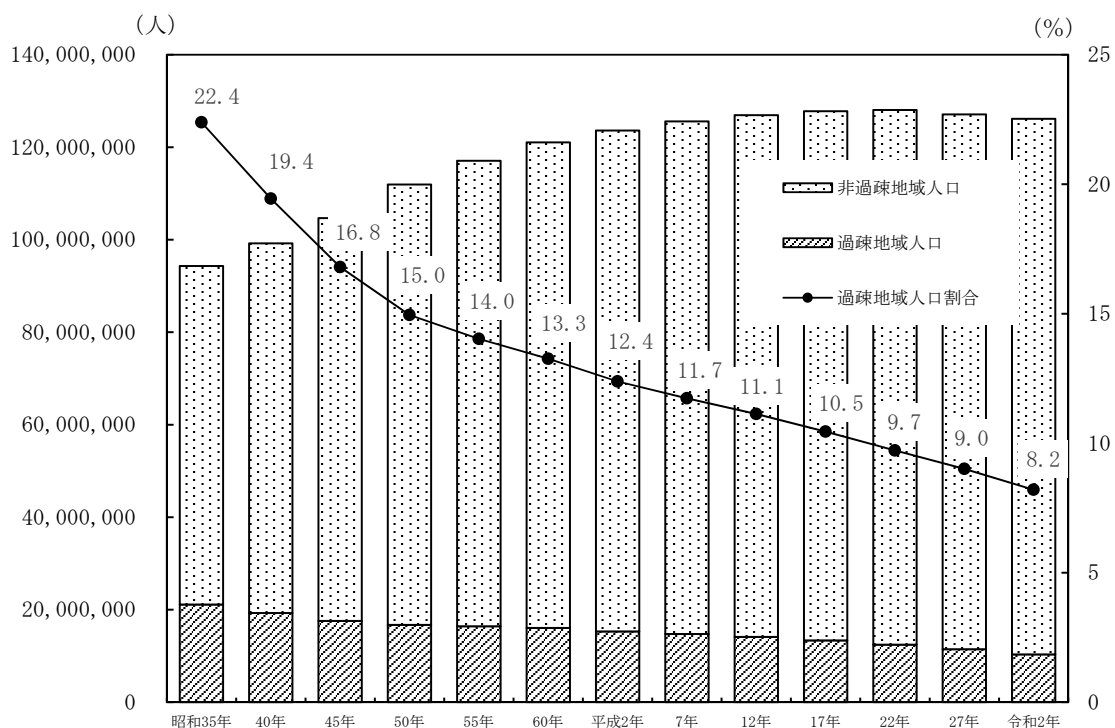
1 過疎地域の人口動態

(1) 過疎地域の人口の推移

1) 過疎地域の人口の推移

我が国の総人口に対する過疎地域（令和3年4月1日現在）の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には、総人口9,430万人に対し過疎地域の人口は2,111万人、構成割合は22.4%であった。その後過疎地域の人口割合は減少し、令和2年には全国1億2,615万人に対し過疎地域1,035万人、8.2%となっている（図表2-2-1）。

図表2-2-1 過疎・非過疎地域人口の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在

(単位：千人、%)

年次	総人口 a	過疎地域 人口 b	非過疎地域 人口 a-b	過疎地域 人口割合 b/a
昭和35年	94,301	21,112	73,189	22.4
昭和40年	99,209	19,290	79,919	19.4
昭和45年	104,665	17,581	87,084	16.8
昭和50年	111,940	16,735	95,205	15.0
昭和55年	117,060	16,425	100,635	14.0
昭和60年	121,049	16,051	104,998	13.3
平成2年	123,611	15,309	108,302	12.4
平成7年	125,570	14,733	110,837	11.7
平成12年	126,926	14,125	112,801	11.1
平成17年	127,768	13,352	114,416	10.5
平成22年	128,057	12,448	115,609	9.7
平成27年	127,095	11,451	115,644	9.0
令和2年	126,146	10,350	115,796	8.2

(備考) 1 国勢調査による。

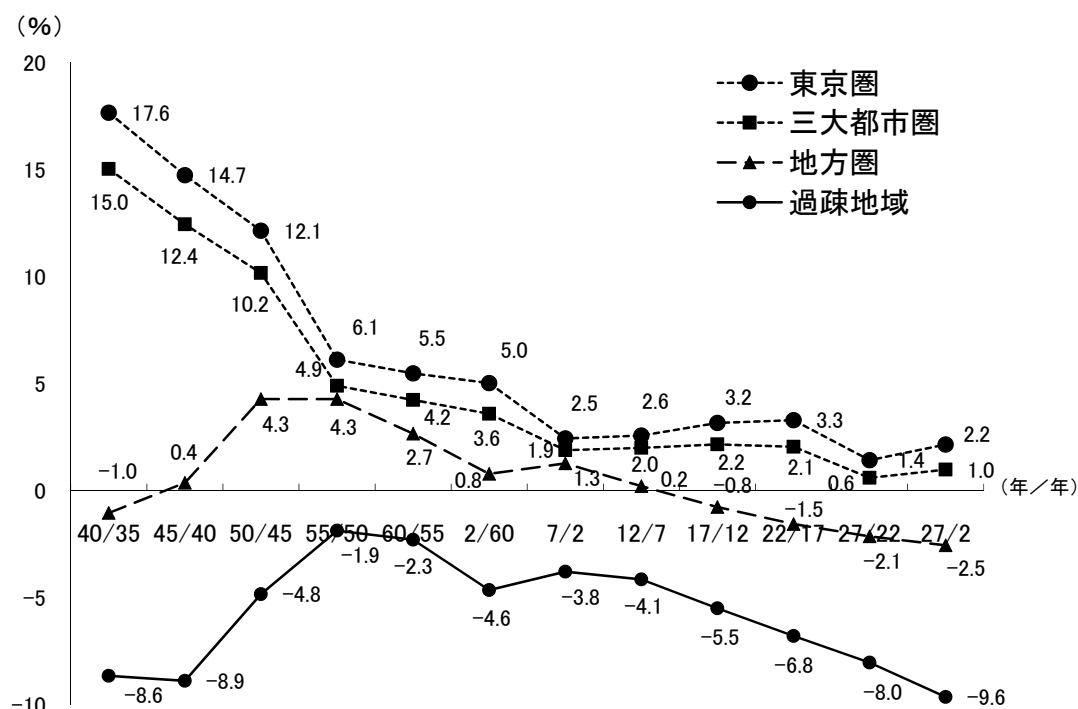
2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

2) 人口増減率の推移

過疎地域における人口減少率は、昭和35年～昭和40年が8.6%、昭和40年～昭和45年では8.9%となっていたが、その後鈍化し、昭和50年～昭和55年には1.9%にまで改善された。しかし、昭和60年～平成2年以降に再び増大し、平成27年～令和2年では9.6%となっている。

他方、三大都市圏における人口増加率は、昭和35年～昭和40年の15.0%から次第に縮小し、平成27年～令和2年では1.0%となっている。また、地方圏においては、平成12年～平成17年以降、昭和35年～昭和40年以来の人口減少となっている（図表2-2-2）。

図表 2-2-2 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向

ブロック別に過疎地域における人口動向をみると、全てのブロックで人口が減少しており、人口減少率のピークは、中国、四国、九州では昭和35年～40年、北海道、沖縄では昭和40年～45年、その他のブロックでは平成27年～令和2年となっている。

昭和35年～45年にかけて、人口減少率がピークを迎えたブロックが半数を占め、特に沖縄では昭和40年～45年に15.7%となり、大幅に人口が減少した。その後、人口減少率は鈍化傾向を示し、昭和50年～55年には、1～3%台にまで改善したものの、昭和60年～平成2年には全ブロックで再び減少幅が拡大し、平成12年以降は拡大傾向にある（図表2-2-3）。

図表2-2-3 ブロック別過疎地域人口の推移

(人口)

(単位：千人)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
北海道	2,912	2,712	2,422	2,204	2,121	2,023	1,861	1,756
東北	4,868	4,543	4,241	4,069	4,026	3,945	3,797	3,687
関東	1,431	1,326	1,227	1,181	1,150	1,126	1,087	1,048
東海	798	750	695	677	655	638	610	589
北陸	530	498	465	457	450	443	424	404
近畿	1,457	1,364	1,287	1,264	1,247	1,223	1,184	1,158
中国	2,405	2,150	1,955	1,873	1,836	1,804	1,724	1,654
四国	1,563	1,403	1,262	1,211	1,185	1,152	1,090	1,037
九州	4,988	4,396	3,903	3,683	3,639	3,585	3,424	3,293
沖縄	161	148	125	115	114	113	109	107
計	21,112	19,290	17,581	16,735	16,425	16,051	15,309	14,733

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
北海道	1,665	1,564	1,447	1,334	1,219
東北	3,557	3,380	3,160	2,884	2,566
関東	1,012	938	866	789	712
東海	562	528	487	440	394
北陸	383	363	338	312	286
近畿	1,116	1,053	980	902	827
中国	1,574	1,487	1,390	1,286	1,174
四国	984	923	854	783	714
九州	3,165	3,012	2,825	2,625	2,363
沖縄	106	104	100	96	95
計	14,125	13,352	12,448	11,451	10,350

(人口増減率)

(単位：%)

区 分	S40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	H2/60	7/2	12/7
北海道	-6.9	-10.7	-9.0	-3.7	-4.6	-8.0	-5.6	-5.2
東 北	-6.7	-6.7	-4.0	-1.1	-2.0	-3.8	-2.9	-3.5
関 東	-7.3	-7.5	-3.7	-2.6	-2.1	-3.5	-3.6	-3.4
東 海	-6.0	-7.3	-2.6	-3.2	-2.6	-4.3	-3.5	-4.6
北 陸	-6.1	-6.7	-1.8	-1.5	-1.5	-4.3	-4.6	-5.2
近 畿	-6.3	-5.7	-1.7	-1.4	-2.0	-3.2	-2.2	-3.6
中 国	-10.6	-9.1	-4.2	-2.0	-1.8	-4.4	-4.1	-4.8
四 国	-10.2	-10.0	-4.0	-2.1	-2.8	-5.4	-4.8	-5.1
九 州	-11.9	-11.2	-5.6	-1.2	-1.5	-4.5	-3.8	-3.9
沖 縄	-7.9	-15.7	-7.4	-1.1	-1.2	-3.9	-1.6	-1.2
計	-8.6	-8.9	-4.8	-1.9	-2.3	-4.6	-3.8	-4.1

区 分	17/12	22/17	27/22	R2/27	R2/S35	R2/S45
北海道	-6.1	-7.4	-7.8	-8.6	-58.1	-49.7
東 北	-5.0	-6.5	-8.7	-11.1	-47.3	-39.5
関 東	-7.3	-7.7	-8.9	-9.7	-50.2	-41.9
東 海	-6.0	-7.8	-9.7	-10.4	-50.6	-43.3
北 陸	-5.3	-7.0	-7.7	-8.3	-46.0	-38.4
近 畿	-5.7	-7.0	-8.0	-8.2	-43.2	-35.7
中 国	-5.6	-6.5	-7.5	-8.8	-51.2	-40.0
四 国	-6.2	-7.5	-8.4	-8.8	-54.3	-43.5
九 州	-4.9	-6.2	-7.1	-10.0	-52.6	-39.4
沖 縄	-1.3	-4.4	-3.3	-1.3	-40.8	-23.7
計	-5.5	-6.8	-8.0	-9.6	-51.0	-41.1

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

4) 過疎関係市町村の人口増減の動向

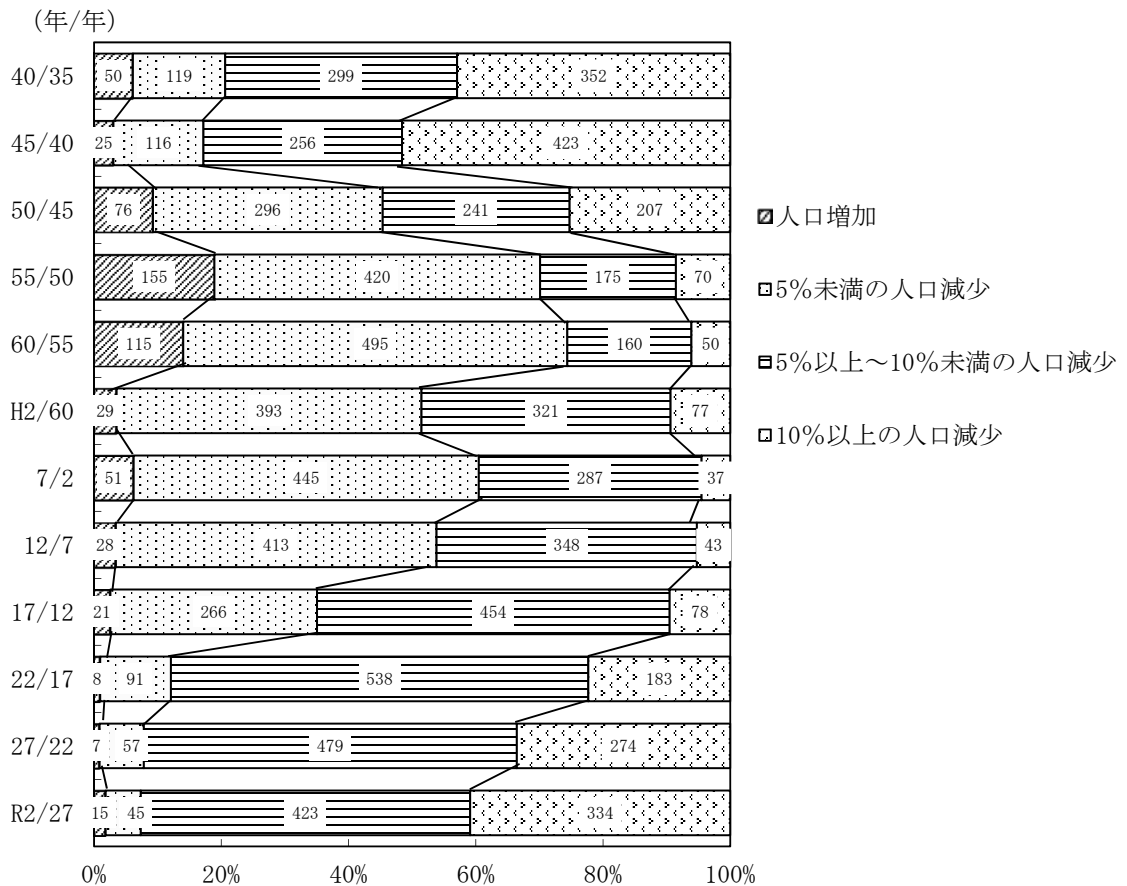
(人口増減の段階別市町村割合)

人口増減の段階別に過疎関係市町村数をみると、人口増加団体は昭和40年～45年の25団体から昭和50年～55年に155団体まで増加したが、昭和60年～平成2年には29団体に減少し、平成27年～令和2年には15団体となり過疎関係市町村全体の1.8%となっている。

一方、人口が5年間で10%以上減少した団体は、昭和40年～45年の423団体をピークに平成2年～7年には37団体までに減少したが、平成27年～令和2年には334団体となり、過疎関係市町村全体の40.9%を占めている。

平成27年～令和2年の人口増減率をみると、5%以上減少した団体が757団体であり、全体の9割以上を占めている(図表2-2-4、図表2-2-5)。

図表2-2-4 人口増減率の段階別過疎関係市町村数の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

3 平成7年～平成12年、平成12年～平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

4 平成22年～令和2年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を除く。

5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和35年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

図表 2-2-5 人口減少率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区分		40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22	R2/27
減	40% ～	3 (0.4)	2 (0.2)	4 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.5)
	30% ～	10 (1.2)	7 (0.9)	4 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.4)
	25% ～	11 (1.3)	20 (2.4)	8 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	5 (0.6)	1 (0.1)
	20% ～	27 (3.3)	35 (4.3)	16 (2.0)	5 (0.6)	2 (0.2)	6 (0.7)	1 (0.1)	1 (0.1)	3 (0.4)	3 (0.4)	3 (0.4)	5 (0.6)
	15% ～	65 (7.9)	119 (14.5)	35 (4.3)	14 (1.7)	2 (0.2)	9 (1.1)	3 (0.4)	6 (0.7)	2 (0.2)	20 (2.4)	35 (4.3)	34 (4.2)
	10% ～	236 (28.8)	240 (29.3)	140 (17.1)	51 (6.2)	45 (5.5)	59 (7.2)	33 (4.0)	35 (4.3)	72 (8.8)	159 (19.4)	231 (28.3)	287 (35.1)
少	5%～	299 (36.5)	256 (31.2)	241 (29.4)	175 (21.3)	160 (19.6)	321 (39.1)	287 (35.0)	335 (40.9)	454 (55.4)	538 (65.6)	479 (58.6)	423 (51.8)
	0%～	119 (14.5)	116 (14.1)	296 (36.1)	420 (51.2)	495 (60.4)	393 (47.9)	445 (54.3)	413 (50.4)	266 (32.5)	91 (11.1)	57 (7.0)	45 (5.5)
	小計	770 (93.9)	795 (97.0)	744 (90.7)	665 (81.1)	705 (86.0)	791 (96.5)	769 (93.8)	791 (96.6)	798 (97.4)	812 (99.0)	810 (99.1)	802 (98.2)
増 加	50 (6.1)	25 (3.0)	76 (9.3)	155 (18.9)	115 (14.0)	29 (3.5)	51 (6.2)	28 (3.4)	21 (2.6)	8 (1.0)	7 (0.9)	15 (1.8)	
計	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	820 (100.0)	819 (100.0)	819 (100.0)	820 (100.0)	817 (100.0)	817 (100.0)

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎区域内の人口による。

3 平成7年～平成12年、平成12年～平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

4 平成22年～令和2年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を除く。

5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和35年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

6 () は構成比である。

5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因

平成27年から令和2年までにかけて人口が増加している過疎関係市町村は、15団体であった。これらの市町村に人口増加の主な要因を聞き取りなどにより調査したところ、「自然環境等を求めている移住・UJI ターン」や「公共事業等工事関係者の一時的流入」などが要因として挙げられた。

なお、人口が増加した過疎関係市町村数は、平成12年から平成17年にかけては25団体であり、その後は減少を続けていたが、平成27年から令和2年にかけて再び増加している。(図表2-2-6)。

図表2-2-6 人口が増加した過疎関係市町村における人口増加要因

(単位：団体、%)

項目	H12～H17 人口増加 市町村(24 団体)	H17～H22 人口増加 市町村(9 団体)	H22～H27 人口増加 市町村(8 団体)	H27～R2 人口増加 市町村(15 団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	1 (4.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 第1次産業従事者の定着、増加	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	2 (8.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	0 (0.0)
4 宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備	5 (20.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (13.3)
5 生活環境整備の充実	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (12.5)	1 (6.7)
6 自然環境等を求めている移住・UJI ターン	7 (28.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (20.0)
7 交通体系の整備による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉施設の入院・入所者、職員の増加	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
9 公共事業等工事関係者の一時的流入	3 (12.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (13.3)
10 その他	4 (16.0)	3 (33.3)	1 (12.5)	6 (40.0)

- (備考) 1 総務省調べ。人口増加市町村数は調査時点のもの。
 2 H12～H17 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく
 (平成19年4月1日現在 737 団体 (噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。))。
 3 H17～H22 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく
 (平成28年4月1日現在 797 団体)
 4 H22～H27 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく
 (令和2年4月1日現在 814 団体 (東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。))。
 5 H27～R2 についての過疎地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく
 (令和3年4月1日現在 817 団体 (東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。))。
 6 一部過疎地域については、その区域の人口に基づく。

(2) 社会増減と自然増減

1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減

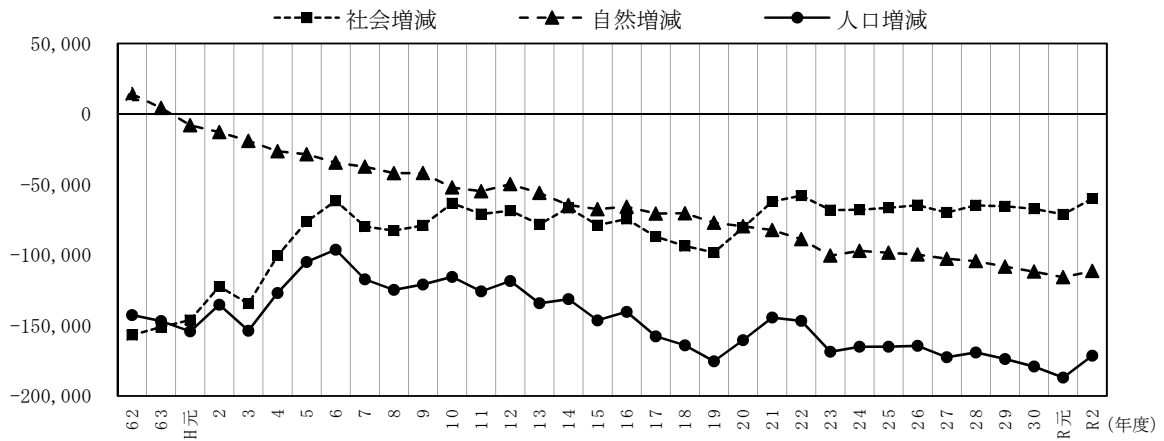
過疎地域における近年の人口増減の推移をみると、昭和 62 年度から平成元年度までは減少幅が拡大傾向であったが、平成 2 年度から平成 6 年度にかけては縮小した。平成 7 年度以降は、平成 19 年度から平成 21 年度までを除き、再び緩やかな拡大傾向となっていたが、令和 2 年度に再び縮小した。

人口増減を社会増減と自然増減に分解すると、社会増減については、平成 3 年度までは年間 12 万人から 15 万人の間で減少し、平成 4 年度以降は減少幅が縮小したものの、年間 5～10 万人前後で推移している。

一方、自然増減をみると、昭和 62 年度の約 1.4 万人増から年々減少しており、平成元年度には自然増から自然減に転じ、平成 10 年度以降は平成 12 年度を除き、年間 5 万人以上の自然減となっている。

また、過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減の寄与率からみると、昭和 63 年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっており、平成 21 年度以降、自然減の寄与率が社会減の寄与率を上回っていることが分かる（図表 2-2-7）。

図表 2-2-7 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(単位：人、%)

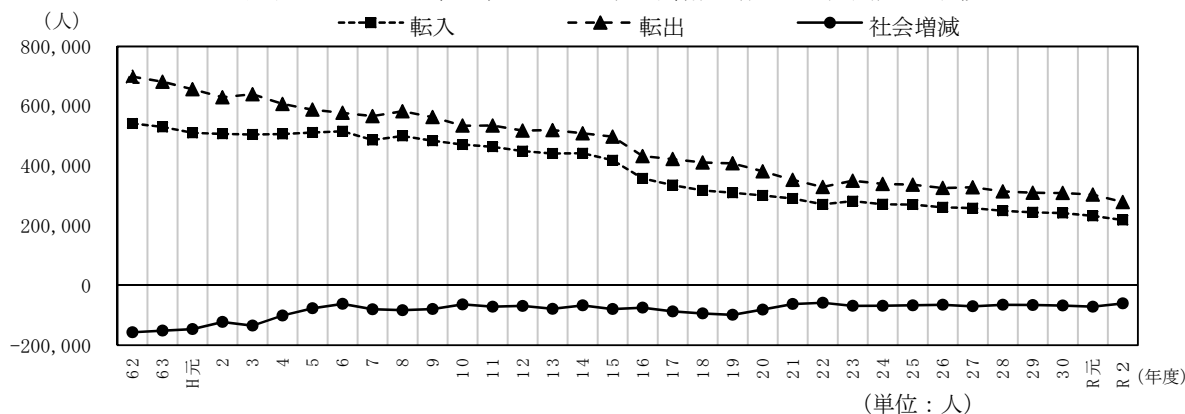
年 度	社会増減 a	自然増減 b	人口増減 c=a + b	社会増減寄与率 a/c	自然増減寄与率 b/c
昭和62年度	-156,783	14,161	-142,622	110	-10
昭和63年度	-151,133	4,253	-146,880	103	-3
平成元年度	-146,156	-8,020	-154,176	95	5
平成2年度	-122,356	-12,910	-135,266	90	10
平成3年度	-134,585	-19,120	-153,705	88	12
平成4年度	-100,503	-26,454	-126,957	79	21
平成5年度	-76,331	-28,630	-104,961	73	27
平成6年度	-61,631	-34,595	-96,226	64	36
平成7年度	-79,832	-37,402	-117,234	68	32
平成8年度	-82,768	-41,964	-124,732	66	34
平成9年度	-79,007	-41,934	-120,941	65	35
平成10年度	-63,356	-52,170	-115,526	55	45
平成11年度	-71,007	-54,827	-125,834	56	44
平成12年度	-68,603	-49,826	-118,429	58	42
平成13年度	-78,209	-56,043	-134,252	58	42
平成14年度	-66,703	-64,654	-131,357	51	49
平成15年度	-78,846	-67,517	-146,363	54	46
平成16年度	-74,492	-65,819	-140,311	53	47
平成17年度	-86,988	-70,686	-157,674	55	45
平成18年度	-93,616	-70,467	-164,083	57	43
平成19年度	-98,285	-77,115	-175,400	56	44
平成20年度	-80,721	-79,657	-160,378	50	50
平成21年度	-62,069	-82,317	-144,386	43	57
平成22年度	-57,935	-88,819	-146,754	39	61
平成23年度	-68,174	-100,478	-168,652	40	60
平成24年度	-67,949	-97,113	-165,062	41	59
平成25年度	-66,594	-98,445	-165,039	40	60
平成26年度	-64,707	-99,744	-164,451	39	61
平成27年度	-69,842	-102,686	-172,528	40	60
平成28年度	-64,792	-104,350	-169,142	38	62
平成29年度	-65,474	-108,290	-173,764	38	62
平成30年度	-67,282	-111,801	-179,083	38	62
令和元年度	-71,186	-115,798	-186,984	38	62
令和2年度	-60,059	-111,354	-171,413	35	65

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
2 データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

2) 社会増減：転入と転出

過疎地域における転入・転出の動向をみると、転入者数と転出者数ともに緩やかに減少している（図表 2-2-8）。

図表 2-2-8 過疎地域における社会増減（転入と転出）の推移



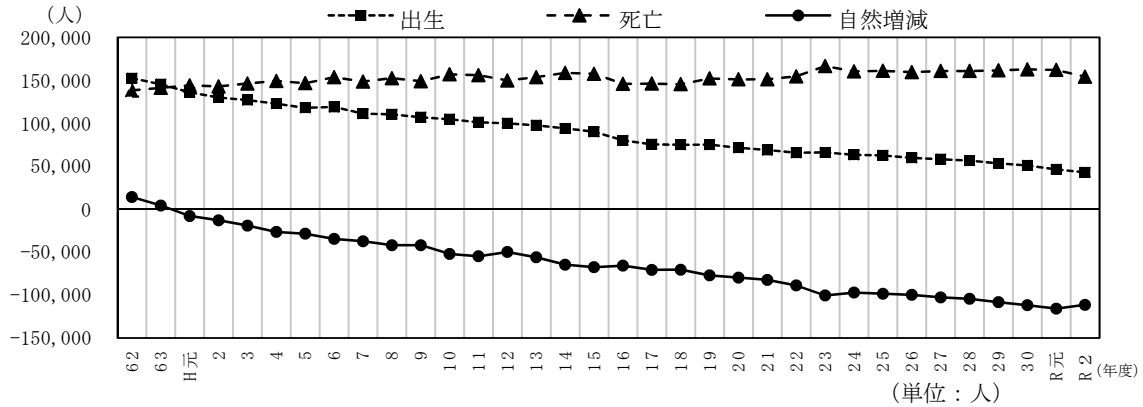
年 度	転 入 a	転 出 b	社会増減 a - b
昭和62年度	542,228	699,011	-156,783
昭和63年度	530,599	681,732	-151,133
平成元年度	510,802	656,958	-146,156
平成 2年度	507,439	629,795	-122,356
平成 3年度	505,431	640,016	-134,585
平成 4年度	506,879	607,382	-100,503
平成 5年度	512,023	588,354	-76,331
平成 6年度	515,980	577,611	-61,631
平成 7年度	486,910	566,742	-79,832
平成 8年度	500,301	583,069	-82,768
平成 9年度	484,407	563,414	-79,007
平成10年度	471,586	534,942	-63,356
平成11年度	464,275	535,282	-71,007
平成12年度	449,687	518,290	-68,603
平成13年度	441,843	520,052	-78,209
平成14年度	442,632	509,335	-66,703
平成15年度	419,099	497,945	-78,846
平成16年度	358,381	432,873	-74,492
平成17年度	335,974	422,962	-86,988
平成18年度	317,998	411,614	-93,616
平成19年度	310,314	408,599	-98,285
平成20年度	301,303	382,024	-80,721
平成21年度	291,082	353,151	-62,069
平成22年度	271,536	329,471	-57,935
平成23年度	282,185	350,359	-68,174
平成24年度	271,750	339,699	-67,949
平成25年度	270,696	337,290	-66,594
平成26年度	261,607	326,314	-64,707
平成27年度	258,686	328,528	-69,842
平成28年度	249,932	314,724	-64,792
平成29年度	244,694	310,168	-65,474
平成30年度	242,185	309,467	-67,282
令和元年度	232,843	304,029	-71,186
令和 2年度	218,912	278,971	-60,059

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
2 データの取得できない一部過疎地域を含まない。

3) 自然増減：出生と死亡

過疎地域における出生・死亡の動向をみると、出生者数はほぼ一貫して減少している。一方、死亡者数は近年16万人前後で推移している（図表2-2-9）。

図表2-2-9 過疎地域における自然増減（出生と死亡）の推移



年 度	出 生 a	死 亡 b	自然増減 a - b
昭和62年度	152,440	138,279	14,161
昭和63年度	145,422	141,169	4,253
平成元年度	136,043	144,063	-8,020
平成2年度	129,946	142,856	-12,910
平成3年度	127,050	146,170	-19,120
平成4年度	122,742	149,196	-26,454
平成5年度	118,011	146,641	-28,630
平成6年度	118,984	153,579	-34,595
平成7年度	111,151	148,553	-37,402
平成8年度	110,407	152,371	-41,964
平成9年度	106,965	148,899	-41,934
平成10年度	104,727	156,897	-52,170
平成11年度	101,125	155,952	-54,827
平成12年度	99,904	149,730	-49,826
平成13年度	97,600	153,643	-56,043
平成14年度	93,994	158,648	-64,654
平成15年度	90,062	157,579	-67,517
平成16年度	80,039	145,858	-65,819
平成17年度	75,472	146,158	-70,686
平成18年度	74,976	145,443	-70,467
平成19年度	75,047	152,162	-77,115
平成20年度	71,415	151,072	-79,657
平成21年度	68,880	151,197	-82,317
平成22年度	65,693	154,512	-88,819
平成23年度	66,021	166,499	-100,478
平成24年度	63,289	160,402	-97,113
平成25年度	62,554	160,999	-98,445
平成26年度	59,765	159,509	-99,744
平成27年度	58,144	160,830	-102,686
平成28年度	56,459	160,809	-104,350
平成29年度	53,241	161,531	-108,290
平成30年度	50,882	162,683	-111,801
令和元年度	46,265	162,063	-115,798
令和2年度	42,813	154,167	-111,354

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
2 データの取得できない一部過疎地域を含まない。

2 過疎地域の人口構成

(1) 男女別人口

過疎地域における男女別人口の推移をみると、一貫して女性の数が男性の数より多い傾向は全国と同様であるが、女性の構成比は常に全国より高く、令和2年では全国の51.4%に対して52.4%となっている。

また、過疎地域における男女別の人口増減率の推移をみると、各期間において、男性の減少率が女性を上回ることが多く見られる。(図表2-2-10)。

図表 2-2-10 男女別人口の推移

(人口)

(単位：千人、%)

区分		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
		35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
過疎地域	男	10,278 (48.7)	9,297 (48.2)	8,394 (47.7)	8,017 (47.9)	7,894 (48.1)	7,703 (48.0)	7,331 (47.9)	6,998 (47.5)	6,710 (47.5)	6,326 (47.4)	5,886 (47.3)	5,400 (47.2)	4,925 (47.4)
	女	10,833 (51.3)	9,993 (51.8)	9,187 (52.3)	8,718 (52.1)	8,531 (51.9)	8,348 (52.0)	7,978 (52.1)	7,735 (52.5)	7,415 (52.5)	7,026 (52.6)	6,562 (52.7)	6,051 (52.8)	5,425 (52.4)
全国	男	46,300 (49.1)	48,692 (49.1)	51,369 (49.1)	55,091 (49.2)	57,594 (49.2)	59,497 (49.2)	60,697 (49.1)	61,574 (49.0)	62,111 (48.9)	62,349 (48.8)	62,328 (48.7)	61,842 (48.7)	61,350 (48.6)
	女	48,001 (50.9)	50,517 (50.9)	53,296 (50.9)	56,849 (50.8)	59,467 (50.8)	61,552 (50.8)	62,914 (50.9)	63,996 (51.0)	64,815 (51.1)	65,419 (51.2)	65,730 (51.3)	65,253 (51.3)	64,797 (51.4)

(人口増減率)

(単位：%)

区分		40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22	2/27
		過疎地域	男	△ 9.5	△ 9.7	△ 4.5	△ 1.5	△ 2.4	△ 4.8	△ 4.5	△ 4.1	△ 5.7	△ 7.0
	女	△ 7.8	△ 8.1	△ 5.1	△ 2.1	△ 2.1	△ 4.4	△ 3.0	△ 4.1	△ 5.2	△ 6.6	△ 7.8	△ 10.3
全国	男	5.2	5.5	7.3	4.5	3.3	2.0	1.4	0.9	0.4	△ 0.0	△ 0.8	△ 0.8
	女	5.2	5.5	6.7	4.6	3.5	2.2	1.7	1.3	0.9	0.5	△ 0.7	△ 0.7

- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 () は構成比である。

(2) 未婚者数

令和2年国勢調査における25歳～39歳人口に占める未婚者の割合を男女別にみると、男性については、過疎地域は53.0%と全国の46.2%に対して6.8ポイント高くなっている一方で、女性については、過疎地域は37.0%と全国と同様となっている。

また、25歳～39歳における未婚女性1人に対する未婚男性の数は、過疎地域は1.56人であり、全国の1.29人を上回っている(図表2-2-11)。

図表2-2-11 男女別未婚者数

(単位：千人、%)

区 分		男			女		
		総 数	未婚者数	未婚率	総 数	未婚者数	未婚率
		a	b	b/a	a	b	b/a
過 疎 地 域	15歳以上総数	3,708	1,044	28.2	4,147	696	16.8
	20～24歳	131	121	92.4	118	103	87.3
	25～29歳	149	108	72.5	131	77	58.8
	30～34歳	173	90	52.0	159	56	35.2
	35～39歳	209	83	39.7	197	47	23.9
	25～39歳	530	281	53.0	487	180	37.0
全 国	15歳以上総数	52,098	15,836	30.4	56,160	12,651	22.5
	20～24歳	3,018	2,670	88.5	2,913	2,538	87.1
	25～29歳	3,074	2,009	65.4	2,958	1,721	58.2
	30～34歳	3,297	1,440	43.7	3,188	1,070	33.6
	35～39歳	3,697	1,198	32.4	3,615	823	22.8
	25～39歳	10,068	4,648	46.2	9,760	3,614	37.0

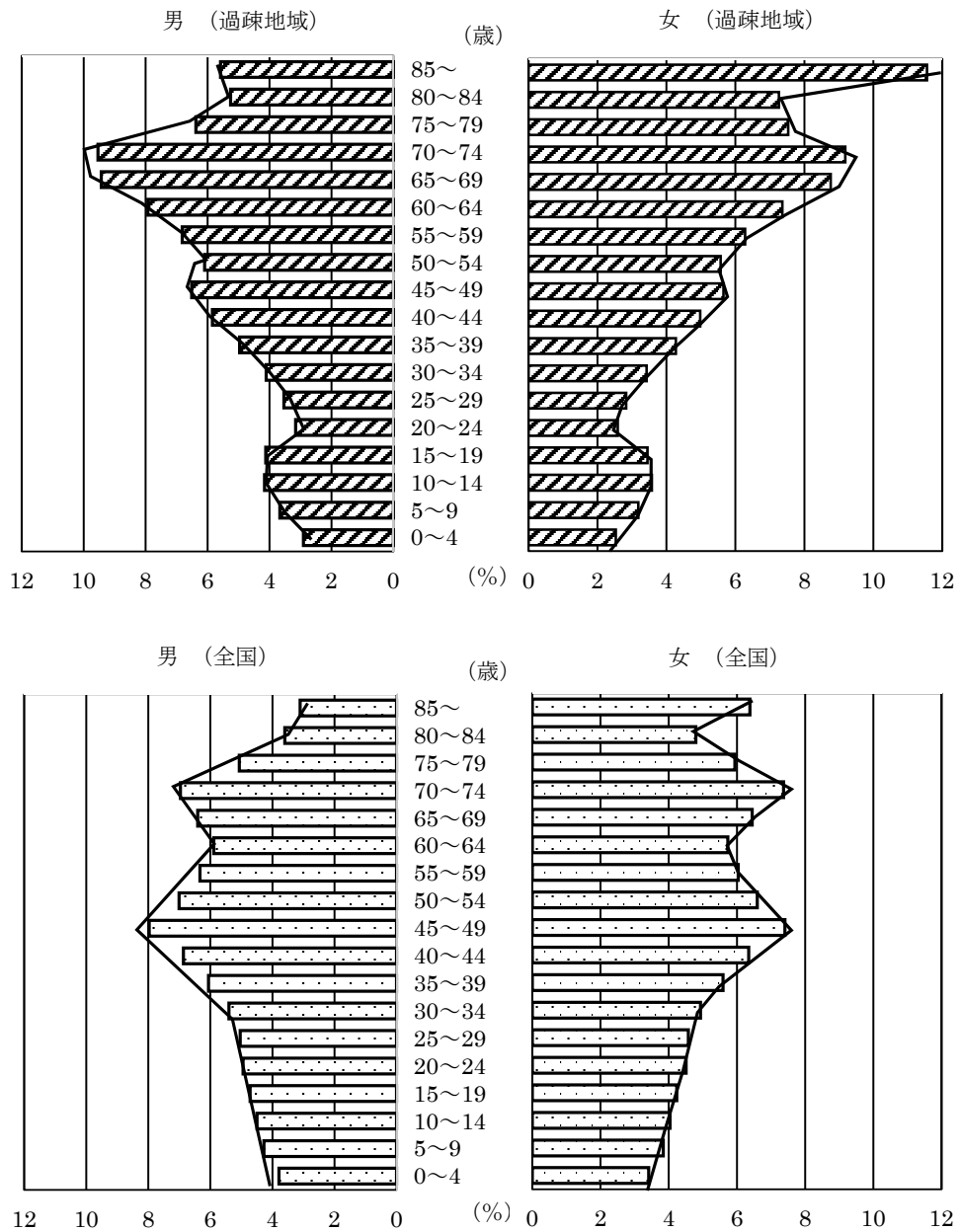
- (備考) 1 令和2年国勢調査による。
2 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

(3) 年齢階層別人口

1) 過疎地域と全国の比較

過疎地域と全国における年齢階層別の人口構成を令和2年国勢調査人口で比較すると、過疎地域は、男女ともに55歳以上の各区分の構成が全国より高く、0歳から54歳の各区分で全国より低くなっている(図表2-2-12)。

図表2-2-12 男女別・年齢階層別の人口構成



(備考) 令和2年国勢調査による。

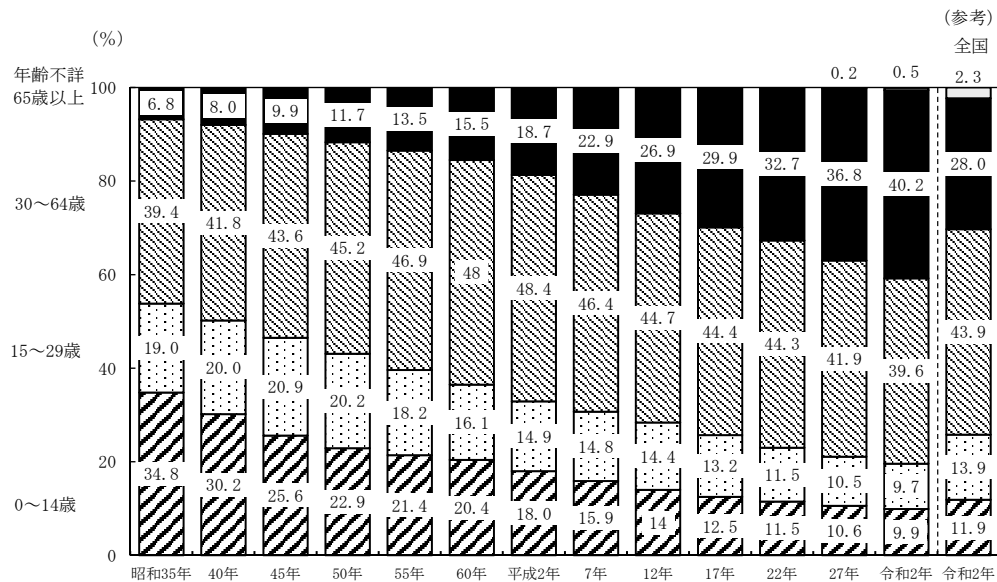
2) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和35年から令和2年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の階層は734万7千人から102万8千人と大幅に減少（86.0%減）し、構成比も34.8%から9.9%に大きく減少している。また、15歳～29歳の階層についても、この期間に401万1千人から100万8千人に減少（74.9%減）しており、構成比をみると、令和2年では全国が13.9%であるのに対し、過疎地域は9.7%となっている。

また、生産年齢人口である15歳～64歳の階層は、この期間に1,232万9千人から510万6千人に減少（58.6%減）している。

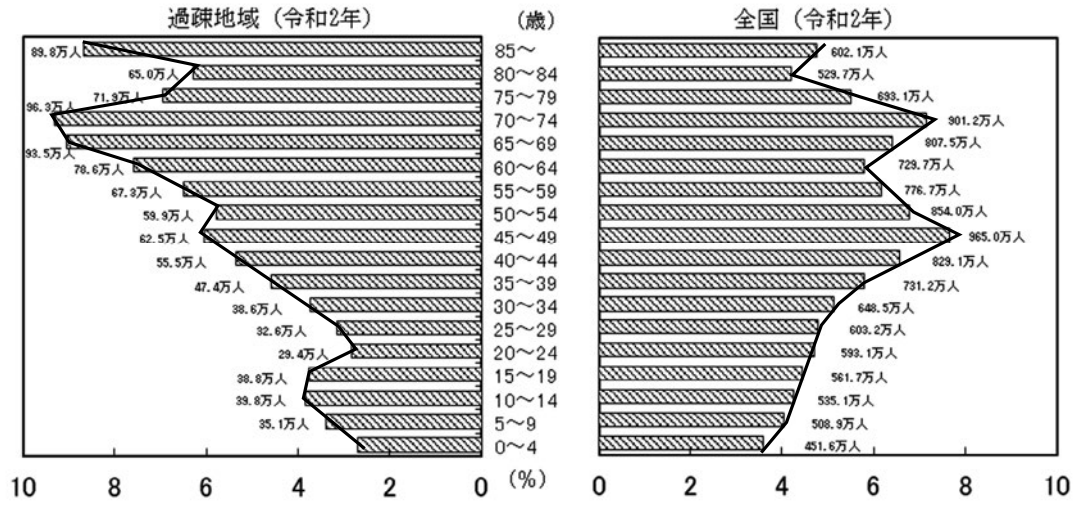
一方、65歳以上の高齢者階層については、この期間に143万6千人から416万5千人と大幅に増加（190.0%増）し、構成比も6.8%から40.2%へと上昇しており、全国における構成比（28.0%）を12.2ポイント上回っている（図表2-2-13、図表2-2-14）。

図表2-2-13 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

図表 2-2-14 年齢階層別人口及び構成比



(単位：千人)

区分	過 疎 地 域												全 国	
	昭和 35 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 2 年	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
0～4	2,006	9.5	765	5.0	565	4.0	410	3.3	354	3.1	279	2.7	4,516	3.6
5～9	2,407	11.4	934	6.1	650	4.6	473	3.8	388	3.4	351	3.4	5,089	4.0
10～14	2,935	13.9	1,056	6.9	763	5.4	547	4.4	468	4.1	398	3.8	5,351	4.2
(0～14)	(7,347)	(34.8)	(2,755)	(18.0)	(1,977)	(14.0)	(1,430)	(11.5)	(1,211)	(10.6)	(1,028)	(9.9)	(14,956)	(11.9)
15～19	1,626	7.7	964	6.3	763	5.4	522	4.2	457	4.0	388	3.7	5,617	4.5
20～24	1,288	6.1	582	3.8	579	4.1	410	3.3	343	3.0	294	2.8	5,931	4.7
25～29	1,098	5.2	735	4.8	692	4.9	498	4.0	400	3.5	326	3.1	6,032	4.8
(15～29)	(4,011)	(19.0)	(2,281)	(14.9)	(2,034)	(14.4)	(1,430)	(11.5)	(1,199)	(10.5)	(1,008)	(9.7)	(17,581)	(13.9)
30～34	1,246	5.9	872	5.7	664	4.7	585	4.7	491	4.3	386	3.7	6,485	5.1
35～39	1,457	6.9	1,053	6.9	734	5.2	659	5.3	571	5.0	474	4.6	7,312	5.8
40～44	1,520	7.2	1,166	7.6	876	6.2	634	5.1	640	5.6	555	5.4	8,291	6.6
45～49	1,182	5.6	949	6.2	1,031	7.3	709	5.7	617	5.4	625	6.0	9,650	7.6
50～54	1,077	5.1	1,026	6.7	1,116	7.9	833	6.7	685	6.0	599	5.8	8,540	6.8
55～59	971	4.6	1,179	7.7	904	6.4	1,007	8.1	822	7.2	673	6.5	7,767	6.2
60～64	866	4.1	1,163	7.6	989	7.0	1,082	8.7	971	8.5	786	7.6	7,297	5.8
(30～64)	(8,318)	(39.4)	(7,408)	(48.4)	(6,313)	(44.7)	(5,510)	(44.3)	(4,797)	(41.9)	(4,098)	(39.6)	(55,342)	(43.9)
(15～64)	(12,329)	(58.4)	(9,689)	(63.3)	(8,347)	(59.1)	(6,940)	(55.8)	(5,996)	(52.4)	(5,106)	(49.4)	(72,923)	(57.8)
65～69	528	2.5	949	6.2	1,087	7.7	871	7.0	1,039	9.1	935	9.0	8,075	6.4
70～74	443	2.1	719	4.7	1,031	7.3	883	7.1	811	7.1	963	9.3	9,012	7.1
75～79	253	1.2	582	3.8	763	5.4	896	7.2	800	7.0	719	6.9	6,931	5.5
80～84	148	0.7	383	2.5	494	3.5	734	5.9	742	6.5	650	6.3	5,297	4.2
85～	63	0.3	230	1.5	424	3.0	684	5.5	822	7.2	898	8.7	6,021	4.8
(65～)	(1,436)	(6.8)	(2,862)	(18.7)	(3,799)	(26.9)	(4,067)	(32.7)	(4,215)	(36.8)	(4,165)	(40.2)	(35,336)	(28.0)
年齢不詳	0	0.0	3	0.0	3	0.0	11	0.1	29	0.3	51	0.5	2,932	2.3
合 計	21,112	100.0	15,309	100.0	14,125	100.0	12,448	100.0	11,451	100.0	10,350	100.0	126,146	100.0

(備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

3) コーホート人口の増減

図表 2-2-15 及び図表 2-2-16 は、人口の動向をコーホート（同一年齢階層区分に属する出生者集団）により示したものである。

これによると、過疎地域には、次のような特色がある。

第一に、全ての期間で 15～19 歳及び 20～24 歳の区分の人口減少率が他の区分と比較し、著しく高くなっている。つまり、前回国勢調査時に 10～14 歳もしくは 15～19 歳であった者が、その次の国勢調査時には著しく減少していることとなる。これは、中学校卒業者や高等学校卒業者が、進学や就職を機に郷里である過疎地域から転出していることが推測される。

第二に、昭和 55 年～平成 17 年まで、25～29 歳の区分については増加の傾向が見受けられた。つまり、前回国勢調査時に 20～24 歳であった年齢層が次の国勢調査時には増加していることとなる。これは、大学卒業者等が U I ターンとして過疎地域に転入しているものと推測される。（図表 2-2-15）。

図表 2-2-15 コーホート人口増減率

(1) 過疎地域

(単位：%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年	2年/27年
5～9歳	△ 2.0	2.6	4.8	△ 3.7	0.3	3.1	△ 2.4	0.1	△ 5.4	△ 0.7
10～14歳	△ 3.9	△ 0.4	△ 0.8	△ 4.7	△ 1.4	△ 0.7	△ 2.9	△ 0.8	△ 0.9	2.2
15～19歳	△31.4	△24.5	△20.6	△20.2	△18.3	△17.2	△18.0	△17.2	△16.5	△17.1
20～24歳	△34.4	△33.0	△34.8	△39.8	△33.2	△32.9	△33.8	△34.4	△34.4	△35.6
25～29歳	0.5	9.8	9.4	4.9	12.0	7.4	4.6	△ 1.4	△ 2.6	△ 4.9
30～34歳	△ 2.1	0.5	△ 0.1	△ 2.5	△ 0.6	1.9	△ 2.6	△ 3.5	△ 1.3	△ 3.4
35～39歳	△ 3.0	0.2	△ 0.5	△ 2.7	△ 1.2	0.6	3.9	△ 2.2	△ 2.3	△ 3.5
40～44歳	△ 3.3	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.4	△ 0.9	1.6	△ 2.2	△ 8.0	△ 3.0	△ 2.8
45～49歳	△ 3.5	△ 3.2	△ 2.6	△ 2.0	△ 4.0	△ 1.2	△ 4.4	△ 1.3	△ 2.8	△ 2.4
50～54歳	△ 5.6	△ 3.5	△ 3.1	△ 3.0	△ 3.1	△ 0.4	△ 1.7	△ 0.5	△ 3.3	△ 2.8
55～59歳	△ 7.6	△ 4.6	△ 4.3	△ 3.7	△ 2.9	△ 1.7	△ 1.8	△ 0.6	△ 1.3	△ 1.8
60～64歳	△ 6.8	△ 4.7	△ 4.6	△ 4.7	△ 4.1	△ 0.7	△ 1.7	△ 1.2	△ 3.6	△ 4.4

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在。

3 コーホート人口については、図表 2-2-16 の備考 3 を参照。

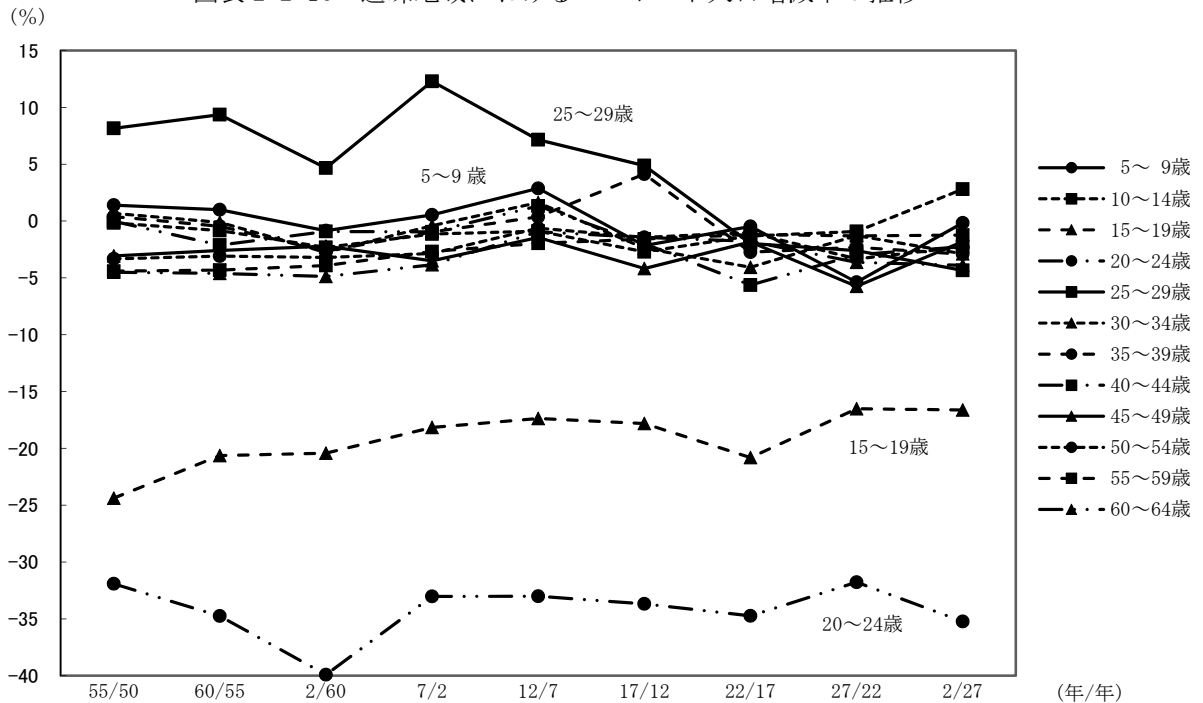
(2) 非過疎地域

(単位：%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年	2年/27年
5～9歳	0.7	0.0	△ 0.5	0.7	0.8	0.1	0.7	0.1	0.5	2.2
10～14歳	1.1	0.3	0.2	0.6	0.4	0.2	0.2	△ 0.1	0.4	0.9
15～19歳	8.5	4.9	3.5	2.4	3.0	2.6	2.7	2.9	3.3	1.9
20～24歳	5.5	4.4	4.2	2.5	2.3	1.9	1.8	1.2	1.5	1.5
25～29歳	0.6	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.2	△ 1.0	△ 1.6	△ 2.1	△ 0.7	△ 0.1	1.4
30～34歳	1.5	△ 0.3	0.2	△ 0.2	0.8	△ 0.3	△ 0.2	1.1	0.1	1.5
35～39歳	0.2	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3	0.6	△ 0.2	△ 0.8	0.5	△ 0.2	0.6
40～44歳	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.8	0.1	△ 0.5	△ 0.2	0.8	△ 0.4	△ 0.1
45～49歳	0.3	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.2	0.1	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.7
50～54歳	△ 1.5	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.6	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.3
55～59歳	△ 2.4	△ 2.5	△ 2.5	△ 2.4	△ 1.5	△ 2.1	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.7	△ 2.1
60～64歳	△ 3.1	△ 4.4	△ 3.5	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.0	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.7

- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 コーホート人口については、図表2-2-16の備考3を参照。

図表2-2-16 過疎地域におけるコーホート人口増減率の推移



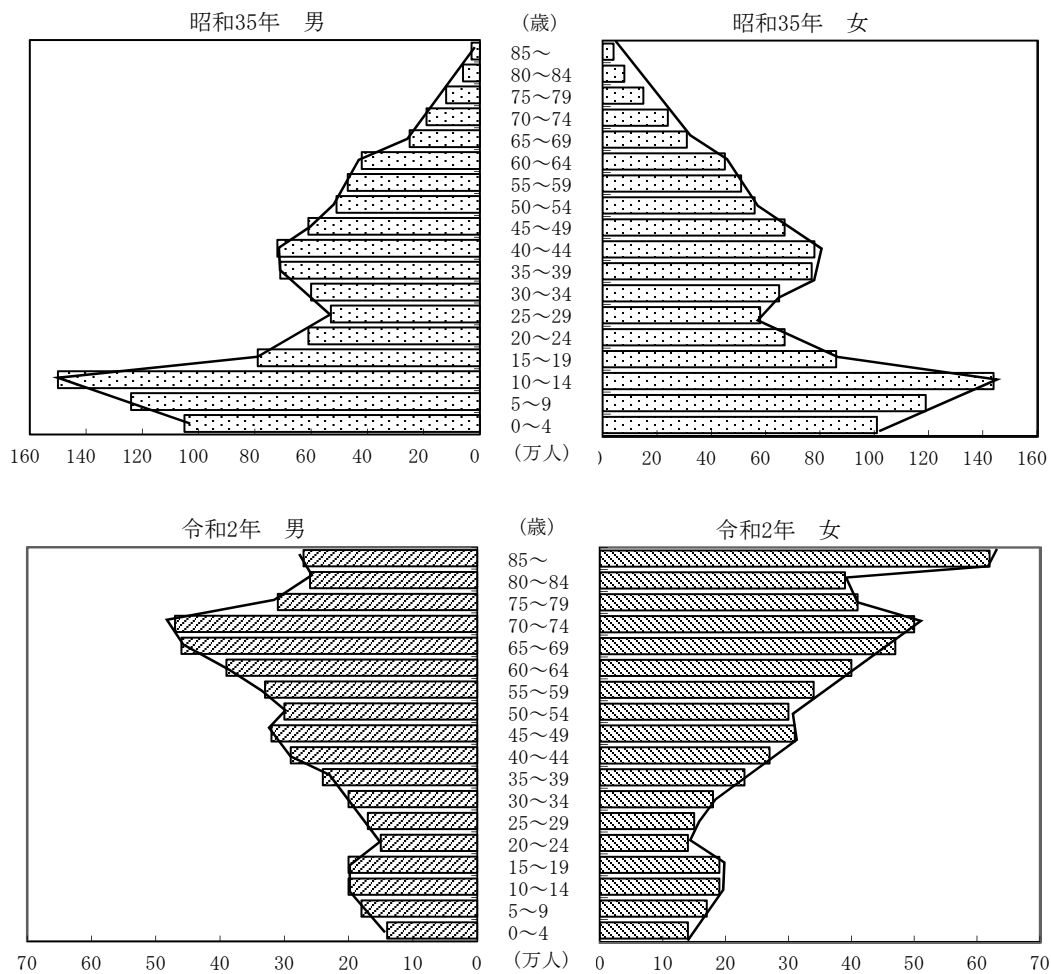
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 コーホートとは、同一年齢階層区分に属する出生者集団をいう。コーホート人口増減率は、各年齢

階層区分人口を、それぞれ直前の国勢調査時の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。例えば、図表 2-2-15 において、「(1) 過疎地域」の表側「20～24 歳」欄、表頭「2 年/60 年」欄の△38.6%とは、昭和 60 年国勢調査時の 15～19 歳の年齢階層人口が、平成 2 年国勢調査時（この時点では、次の 20～24 歳の年齢階層となっている）には 38.6%減少したことを示している。

4) 人口構造の変化

昭和 35 年と令和 2 年の過疎地域の人口構造を人口ピラミッドで比較すると、15 歳未満の年少人口が 6 分の 1 程度に減少し、15 歳～40 歳未満人口も 3 分の 1 程度に減少している。一方、60 歳以上の人口が 2 倍以上増加している（図表 2-2-17）。

図表 2-2-17 過疎地域における人口構造の変化



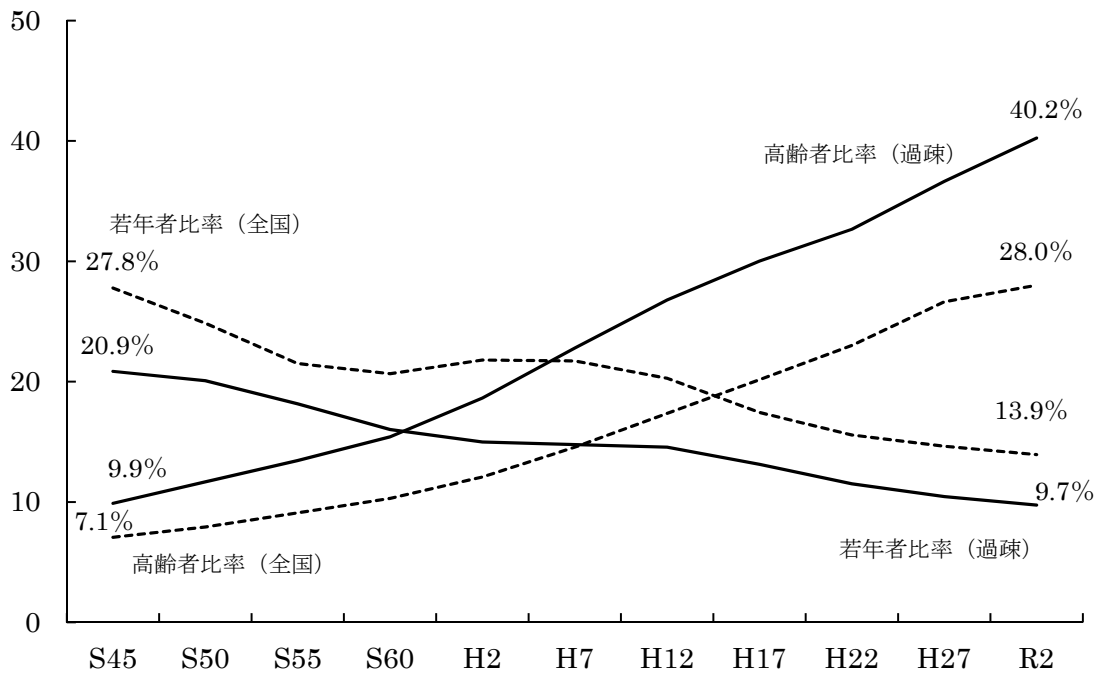
(備考) 国勢調査による。

5) 高齢者比率・若年者比率の推移

昭和45年から令和2年までの65歳以上の高齢者比率の推移をみると、全国で20.9ポイント増加しているのに対し、過疎地域では30.3ポイント増加している。また、過疎地域と全国との差については、昭和45年では2.8ポイントであったものが令和2年では12.2ポイントと次第に広がっている。

15歳～29歳の若年者比率については、全国、過疎地域ともに減少傾向にある（図表2-2-18）。

図表2-2-18 高齢者比率及び若年者比率の推移



(単位：%)

区分		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
高齢者比率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.0
	過疎②	9.9	11.7	13.4	15.4	18.6	22.8	26.8	30.0	32.7	36.6	40.2
	②-①	2.8	3.8	4.3	5.1	6.6	8.2	9.4	9.9	9.7	10.0	12.2
若年者比率	全国①	27.8	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6	14.6	13.9
	過疎②	20.9	20.1	18.2	16.0	15.0	14.8	14.6	13.1	11.5	10.4	9.7
	②-①	△ 6.9	△ 4.8	△ 3.3	△ 4.6	△ 6.8	△ 6.9	△ 5.7	△ 4.3	△ 4.1	△ 4.2	△ 4.2

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数

(高齢者比率の段階別過疎関係市町村数)

高齢者比率の段階別の分布をみると、平成2年には15%～20%未満が396団体が最多となっていたが、市町村数が最多の区分は次第に高齢者比率の高い方にシフトし、令和2年には40%以上が最多となっている。また、高齢者比率40%以上の市町村は、平成2年には0団体であったが、令和2年には414団体まで増加している（図表2-2-19）。

(若年者比率の段階別過疎関係市町村数)

若年者比率の段階別の分布をみると、平成2年以降10%～15%未満の区分が最多となっていたが、平成27年には5%～10%未満が425団体が最多となっている。また、5%～10%未満の区分については、平成2年の44団体から令和2年には398団体まで増加しており、全体の48.7%を占めている（図表2-2-19）。

図表2-2-19 高齢者比率・若年者比率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区 分		5%未満	5%～ 10%未満	10%～ 15%未満	15%～ 20%未満	20%～ 25%未満	25%～ 30%未満	30%～ 35%未満	35%～ 40%未満	40%以上	計
高 齢 者	平成 2年	0 (0.0)	4 (0.5)	59 (7.2)	396 (48.3)	278 (33.9)	70 (8.5)	11 (1.3)	2 (0.2)	0 (0.0)	820 (100.0)
	平成 7年	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (1.3)	103 (12.6)	382 (46.2)	239 (29.1)	63 (7.7)	20 (2.4)	2 (0.2)	820 (100.0)
	平成 12年	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	16 (2.0)	172 (21.0)	365 (44.6)	188 (23.0)	50 (6.1)	27 (3.3)	819 (100.0)
	平成 17年	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	4 (0.5)	47 (5.7)	260 (31.7)	323 (39.4)	125 (15.2)	60 (7.3)	820 (100.0)
	平成 22年	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	2 (0.2)	15 (1.8)	111 (13.5)	356 (43.4)	220 (26.8)	115 (14.0)	820 (100.0)
	平成 27年	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	4 (0.5)	4 (0.5)	27 (3.3)	175 (21.4)	313 (38.3)	292 (35.7)	817 (100.0)
	令 和 2年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	6 (0.7)	27 (3.3)	99 (12.1)	270 (33.0)	414 (50.7)	817 (100.0)
若 年 者	平成 2年	2 (0.2)	44 (5.4)	466 (56.8)	296 (36.1)	10 (1.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	820 (100.0)
	平成 7年	1 (0.1)	62 (7.6)	489 (59.6)	256 (31.2)	10 (1.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	820 (100.0)
	平成 12年	2 (0.2)	55 (6.7)	517 (63.1)	237 (28.9)	6 (0.7)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	819 (100.0)
	平成 17年	1 (0.2)	106 (12.9)	630 (76.8)	80 (9.8)	3 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	820 (100.0)
	平成 22年	1 (0.1)	258 (31.5)	541 (66.0)	19 (2.3)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	820 (100.0)
	平成 27年	7 (0.9)	425 (52.0)	375 (45.9)	9 (1.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	817 (100.0)
	令 和 2年	11 (1.3)	398 (48.7)	394 (48.2)	13 (1.6)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	817 (100.0)

- (備考) 1 国勢調査による。
- 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
- 3 平成12年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。
- 4 平成27年と令和2年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を除く。
- 5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、平成2年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。
- 6 ()は構成比である。

3 過疎地域の世帯の動向

(1) 世帯数及び世帯人員数

平成22年から平成27年までの5年間に於ける世帯数及び1世帯当たり世帯人員数の変動をみると、世帯数については、全国で2.9%増加しているのに対して、過疎地域では3.6%減少している。ブロック別にみると、沖縄以外の全てのブロックで減少している。

1世帯当たり世帯人員数については、全国及び過疎地域で共に減少しており、平成27年における過疎地域の世帯人員数は1世帯当たり2.48人と、全国より0.15人多い。ブロック別にみると、全てのブロックで減少しており、平成27年において、1世帯当たりの世帯人員数が最大の北陸及び東北と最小の北海道との差は0.60人となっている(図表2-2-20)。

図表2-2-20 ブロック別世帯数及び1世帯当たり世帯人員数

(単位：世帯、人)

区 分	世 帯 数			1世帯当たり世帯人員数			
	平成22年	平成27年	増減率	平成22年	平成27年	増減率	
過 疎 地 域	北海道	615,203	591,123	△ 3.9	2.27	2.16	△ 4.6
	東 北	1,023,742	988,994	△ 3.4	2.94	2.76	△ 6.2
	関 東	312,916	301,915	△ 3.5	2.69	2.54	△ 5.6
	東 海	180,919	171,584	△ 5.2	2.64	2.50	△ 5.6
	北 陸	113,346	109,412	△ 3.5	2.90	2.76	△ 4.9
	近 畿	386,972	376,867	△ 2.6	2.69	2.55	△ 5.5
	中 国	480,516	463,400	△ 3.6	2.58	2.45	△ 4.8
	四 国	344,318	329,389	△ 4.3	2.42	2.31	△ 4.5
	九 州	1,059,363	1,020,338	△ 3.7	2.52	2.41	△ 4.4
	沖 縄	40,397	41,446	2.6	2.41	2.27	△ 6.0
	計	4,557,692	4,394,468	△ 3.6	2.62	2.48	△ 5.2
全 国	51,842,307	53,331,797	2.9	2.42	2.33	△ 3.8	

(備考) 1 国勢調査による。

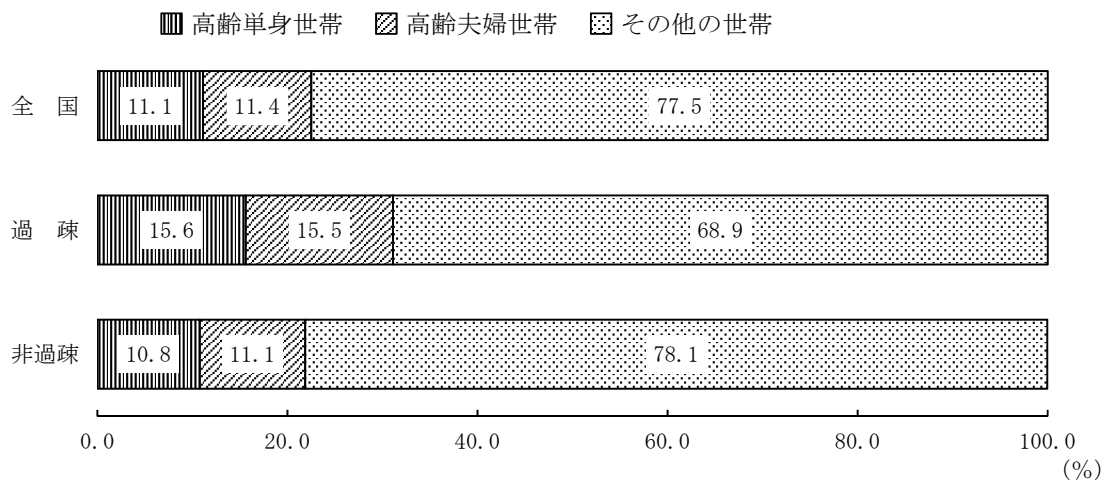
2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

(2) 高齢者世帯

1) 概況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の総世帯数に占める割合をみると、過疎地域は高齢単身世帯 15.6%、高齢夫婦世帯 15.5%、計 31.1%となっている。非過疎地域は高齢単身世帯 10.8%、高齢夫婦世帯 11.1%、計 21.9%となっており、過疎地域は非過疎地域よりも高齢世帯の割合が高い（図表 2-2-21）。

図表 2-2-21 高齢者世帯割合



(単位：世帯、%)

区分	総世帯数	高齢者単身世帯数 a	高齢者夫婦世帯数 b	高齢者世帯計 a + b
全国	53,331,797 (100.0)	5,927,686 (11.1)	6,079,126 (11.4)	12,006,812 (22.5)
過疎地域	3,747,072 (100.0)	584,841 (15.6)	580,878 (15.5)	1,165,719 (31.1)
非過疎地域	49,584,725 (100.0)	5,342,845 (10.8)	5,498,248 (11.1)	10,841,093 (21.9)

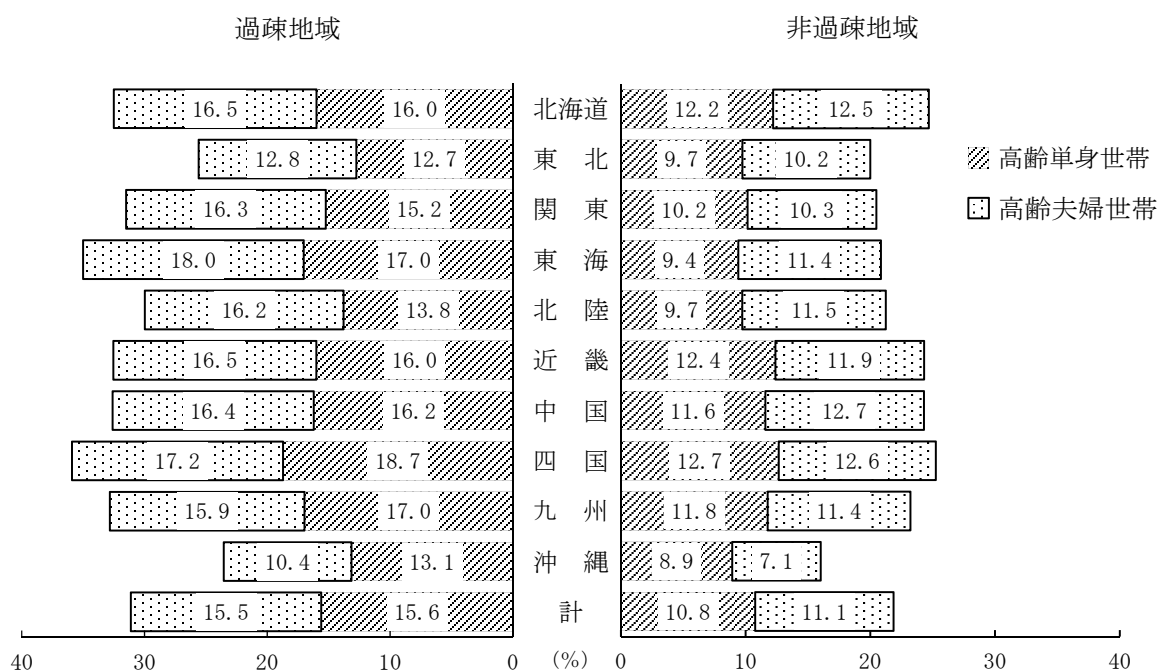
- (備考) 1 平成 27 年国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は、一部過疎市町村を含む。
 3 高齢単身世帯とは、65 歳以上の者 1 人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいい、高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。
 4 () は総世帯数に対する構成比である。

2) ブロック別の状況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の状況をブロック別にみると、過疎地域は全てのブロックにおいて非過疎地域よりも高齢者世帯数の割合が高い。

また、過疎地域では東海、四国で高齢者世帯の割合が高い。一方、割合が低いのは、東北、沖縄である（図表 2-2-22）。

図表 2-2-22 高齢者世帯割合のブロック別状況



- (備考) 1 ブロック別の総世帯数に占める高齢者世帯の割合であり、平成 27 年国勢調査による。
- 2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

第3節 財政状況

1 決算の状況

(1) 概況

令和元年度における過疎関係市町村の1団体当たりの決算額をみると、過疎関係市町村は歳入歳出とも全国市町村の約3分の1に過ぎず、財政規模は極めて小さい(図表2-3-1)。

図表2-3-1 市町村決算の状況

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	
		決 算 額	1 団体当たり の決算額
過疎関係市町村	歳入	7,649,796	11,401
	歳出	7,338,615	10,937
全 国 市 町 村	歳入	60,761,600	35,368
	歳出	58,888,132	34,277

(備考) 1 総務省「令和元年度地方財政状況調査」による。
2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

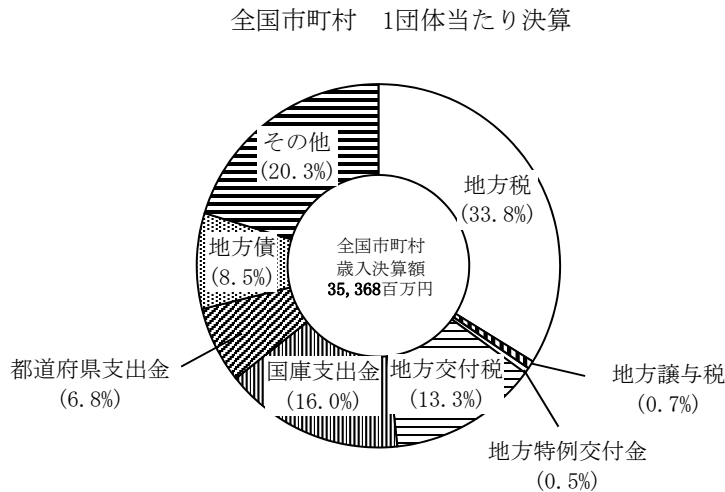
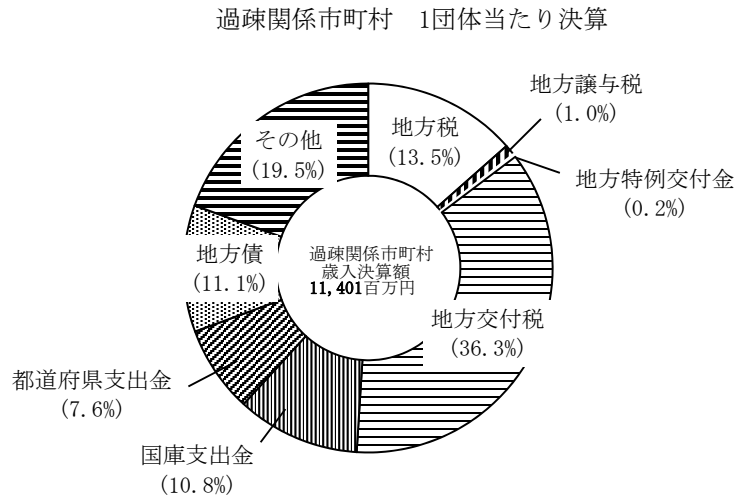
(2) 歳入

令和元年度における過疎関係市町村の歳入決算の状況をみると、地方税の歳入総額に占める割合は13.5%で、全国市町村の33.8%に比べて著しく低い。

一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、過疎関係市町村は36.3%、全国市町村は13.3%であり、過疎関係市町村の方が著しく高い。

また、国庫支出金が歳入に占める割合は、過疎関係市町村では10.8%で全国市町村の16.0%より低いが、都道府県支出金(過疎関係市町村7.6%、全国市町村6.8%)及び地方債(過疎関係市町村11.1%、全国市町村8.5%)については、過疎関係市町村の方が高い(図表2-3-2)。

図表 2-3-2 市町村歳入決算額の状況



(単位：百万円、%)

区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの 決算額	構成比	決算額	1団体当たりの 決算額	構成比
地方税	1,031,056	1,537	13.5	20,507,890	11,937	33.8
地方譲与税	74,592	111	1.0	429,033	250	0.7
地方特例交付金	18,125	27	0.2	312,488	182	0.5
地方交付税	2,775,262	4,136	36.3	8,107,964	4,719	13.3
国庫支出金	828,002	1,234	10.8	9,740,808	5,670	16.0
都道府県支出金	579,506	864	7.6	4,142,463	2,411	6.8
地方債	849,159	1,266	11.1	5,175,083	3,012	8.5
その他	1,494,094	2,227	19.5	12,345,872	7,186	20.3
合計	7,649,796	11,401	100.0	60,761,600	35,368	100.0

(備考) 1 総務省「令和元年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

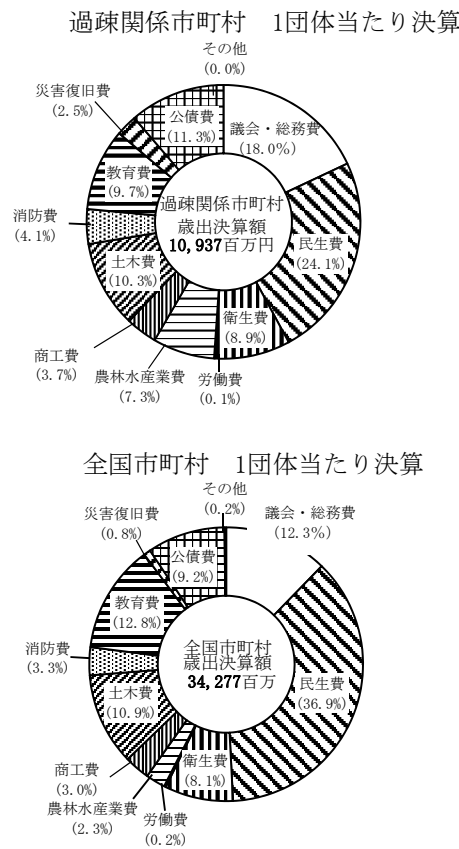
(3) 歳出

令和元年度における市町村の歳出決算の状況を目的別にみると、過疎関係市町村には農山漁村が多いことから、農林水産業費の割合が7.3%と、全国市町村の2.3%を著しく上回っている。一方、民生費、労働費、土木費、教育費の割合については、過疎関係市町村が全国市町村のそれぞれ36.9%、0.2%、10.9%、12.8%を下回っている。

この歳出決算の状況を性質別にみると、投資的経費の割合が全国市町村より高い。これは過疎関係市町村では社会基盤の整備が遅れており、地域間格差を解消するために積極的に公共事業を展開しているためと考えられる。また、災害復旧事業費についても全国市町村より高くなっている。(図表2-3-3)。

(1) 目的別

図表 2-3-3 市町村歳出決算額の状況



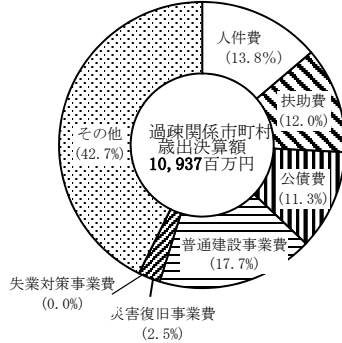
(単位：百万円、%)

区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
議会・総務費	1,322,511	1,971	18.0	7,240,833	4,215	12.3
民生費	1,769,528	2,637	24.1	21,754,063	12,662	36.9
衛生費	652,366	972	8.9	4,758,877	2,770	8.1
労働費	8,294	12	0.1	96,658	56	0.2
農林水産業費	533,236	795	7.3	1,375,258	800	2.3
商工費	268,069	400	3.7	1,793,142	1,044	3.0
土木費	755,223	1,126	10.3	6,404,474	3,728	10.9
消防費	302,103	450	4.1	1,939,420	1,129	3.3
教育費	713,137	1,063	9.7	7,540,939	4,389	12.8
災害復旧費	184,918	276	2.5	466,957	272	0.8
公債費	826,544	1,232	11.3	5,412,588	3,151	9.2
その他	2,687	4	0.0	104,923	61	0.2
合計	7,338,616	10,937	100.0	58,888,132	34,277	100.0

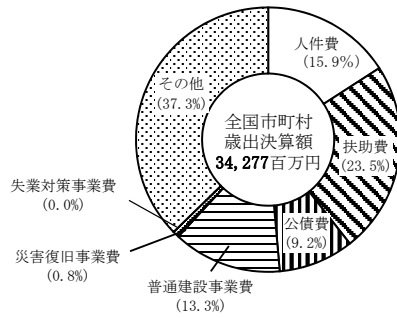
(備考) 1 総務省「令和元年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

(2) 性質別

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



(単位：百万円、%)

区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
義務的経費	2,718,175	4,051	37.0	28,576,997	16,634	48.5
人件費	1,011,399	1,507	13.8	9,348,852	5,442	15.9
扶助費	880,272	1,312	12.0	13,822,344	8,046	23.5
公債費	826,504	1,232	11.3	5,405,801	3,147	9.2
投資的経費	1,485,225	2,213	20.2	8,326,362	4,847	14.1
普通建設事業費	1,300,395	1,938	17.7	7,859,559	4,575	13.3
補助事業	636,533	949	8.7	3,448,363	2,007	5.9
単独事業	617,440	920	8.4	4,162,814	2,423	7.1
その他	46,422	69	0.6	248,382	145	0.4
災害復旧事業費	184,810	275	2.5	466,779	272	0.8
失業対策事業費	20	0	0.0	24	0	0.0
その他の経費	3,135,216	4,672	42.7	21,984,773	12,797	37.3
合計	7,338,616	10,937	100.0	58,888,132	34,277	100.0

(備考) 1 総務省「令和元年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

2 財政力指数等の状況

(1) 財政力指数

過疎地域について市町村の財政力を示す指標である財政力指数の状況をみると、令和元年度の財政力指数の平均は0.26であり、全国平均0.51と比べて著しく低く、過疎関係市町村の財政力は極めて弱いものとなっている。

なお、過疎関係市町村の財政力指数の段階別分布をみると、令和元年度において最も多かったのは0.2以上0.3未満の239団体である（図表2-3-4）。

図表2-3-4 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		平成30年度	令和元年度
過 疎 関 係 市 町 村	0.1未満	11 (1.6)	8 (1.2)
	0.1以上0.2未満	205 (30.6)	195 (29.1)
	0.2以上0.3未満	229 (34.1)	239 (35.6)
	0.3以上0.4未満	162 (24.1)	165 (24.6)
	0.4以上0.5未満	61 (9.1)	61 (9.1)
	0.5以上	3 (0.4)	3 (0.4)
	団体数合計	671 (100.0)	671 (100.0)
	平均値 A	0.25	0.26
全国平均値 B		0.51	0.51
B - A		0.26	0.25

(備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。

2 過疎関係市町村は、令和3年4月1日現在。

3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

4 ()は団体数合計に対する構成比である。

5 平均値は単純平均である。

(2) 公債費負担比率等

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、その増加は財政を圧迫することとなる。

この公債費による財政負担の度合をみると、公債費負担比率については、過疎関係市町村は15.7%と、全国市町村の13.6%より2.1ポイント高くなっている。

また、実質公債費比率については、過疎関係市町村8.6%、全国市町村5.8%と、過疎関係市町村が2.8ポイント高くなっている。

全国との比率の差については、過疎地域がこれまで実施してきた、地方債を活用したインフラ整備などによる元利償還金の負担が大きいことが一つの要因と考えられる(図表2-3-5)。

図表 2-3-5 公債費負担比率等の状況

(単位：%)

区 分	公債費負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
過疎関係市町村	15.7	8.6	30.8
全 国 市 町 村	13.6	5.8	27.4

- (備考) 1 総務省「令和元年度地方財政状況調査」及び「地方財政状況調査関係資料」による。
- 2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。
- 3 数値は単純平均である。
- 4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体に関する数値を含んでいない。
- 5 公債費負担比率とは、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。
- 6 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(参考)

$$\bullet \text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

$$\bullet \text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-F}$$

A = 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B = 準元利償還金（イからホまでの合計額：イ満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、ロ一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、ハ組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、ニ債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、ホ一時借入金の利子）

C = 特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

（注）平成29年度～令和元年度の各年度毎に求めた数値を平均し、小数点第2位以下を切り捨てたものである。

$$\bullet \text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F}$$

A = 将来負担額（イからチまでの合計額：イ一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、ロ債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）、ハ一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、ニ当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額、ホ退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額、地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額、ト連結実質赤字額、チ組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額）

B = 充当可能基金額（上記イからへまでの償還額等に充てることのできる基金）

C = 特定財源見込額

D = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E = 標準財政規模

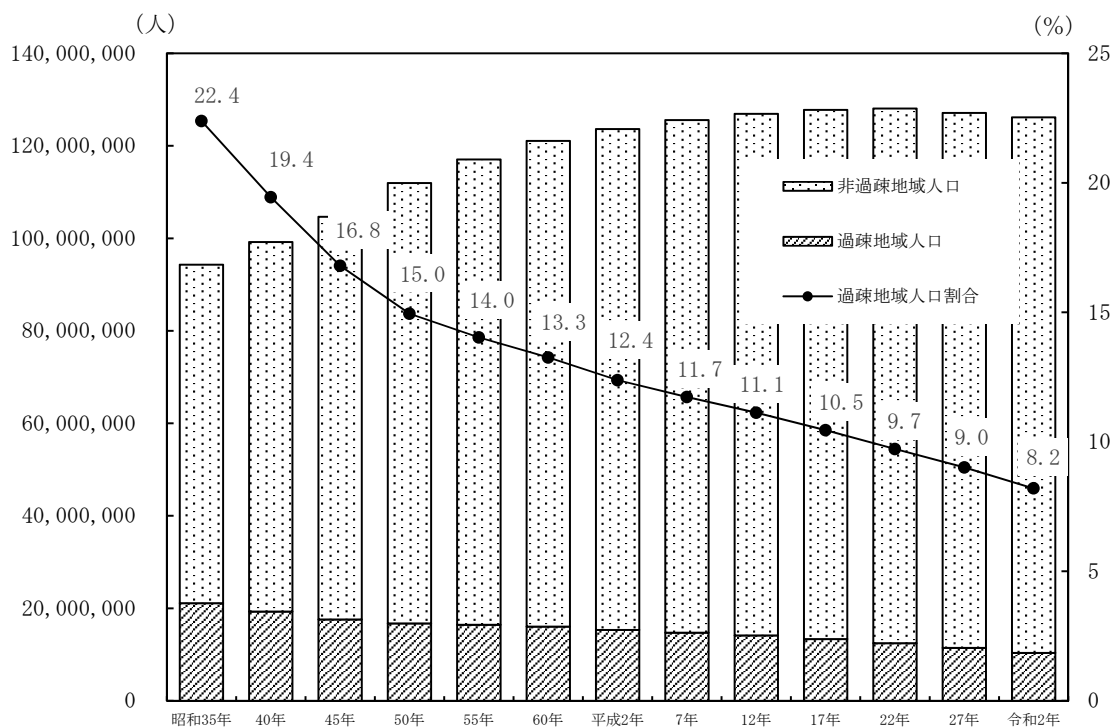
F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

第4節 人材の確保・育成

1 過疎地域の人口の推移

我が国の総人口に対する過疎地域（令和3年4月1日現在）の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には、総人口9,430万人に対し過疎地域の人口は2,111万人、構成割合は22.4%であった。その後過疎地域の人口割合は減少し、令和2年には全国1億2,615万人に対し過疎地域1,035万人、8.2%となっている（図表2-2-1）。

（再掲）図表2-2-1 過疎・非過疎地域人口の推移



（備考）1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在

(単位：千人、%)

年次	総人口 a	過疎地域 人口 b	非過疎地域 人口 a-b	過疎地域 人口割合 b/a
昭和35年	94,301	21,112	73,189	22.4
昭和40年	99,209	19,290	79,919	19.4
昭和45年	104,665	17,581	87,084	16.8
昭和50年	111,940	16,735	95,205	15.0
昭和55年	117,060	16,425	100,635	14.0
昭和60年	121,049	16,051	104,998	13.3
平成2年	123,611	15,309	108,302	12.4
平成7年	125,570	14,733	110,837	11.7
平成12年	126,926	14,125	112,801	11.1
平成17年	127,768	13,352	114,416	10.5
平成22年	128,057	12,448	115,609	9.7
平成27年	127,095	11,451	115,644	9.0
令和2年	126,146	10,350	115,796	8.2

- (備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

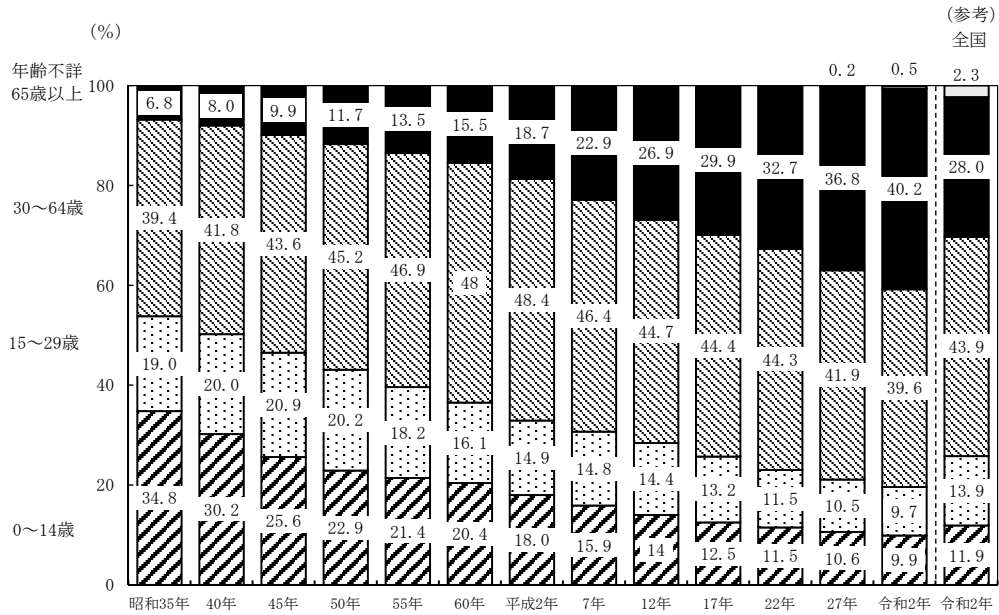
2 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和35年から令和2年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の階層は734万7千人から102万8千人と大幅に減少(86.0%減)し、構成比も34.8%から9.9%に大きく減少している。また、15歳～29歳の階層についても、この期間に401万1千人から100万8千人に減少(74.9%減)しており、構成比をみると、令和2年では全国が13.9%であるのに対し、過疎地域は9.7%となっている。

また、生産年齢人口である15歳～64歳の階層は、この期間に1,232万9千人から510万6千人に減少(58.6%減)している。

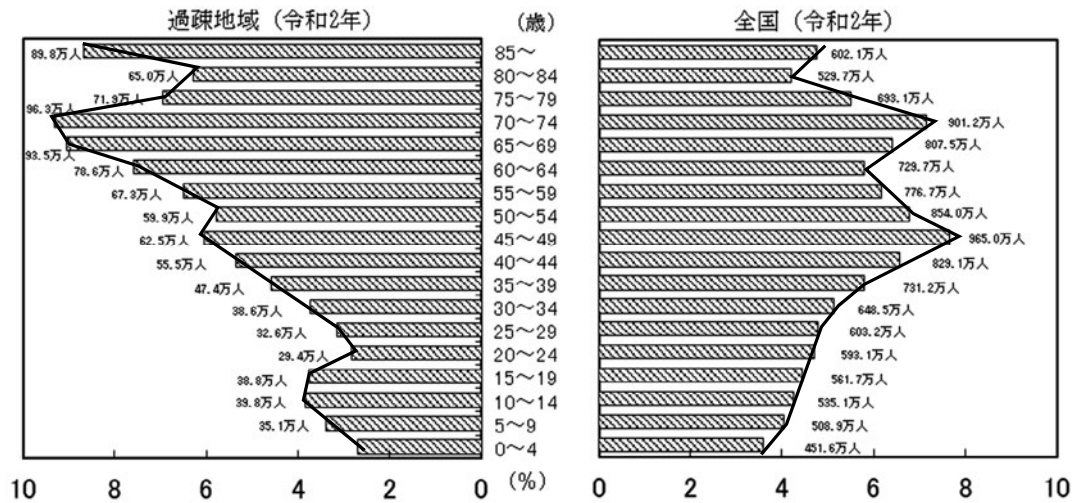
一方、65歳以上の高齢者階層については、この期間に143万6千人から416万5千人と大幅に増加(290.0%増)し、構成比も6.8%から40.2%へと上昇しており、全国における構成比(28.0%)を12.2ポイント上回っている(図表2-2-13、図表2-2-14)。

(再掲) 図表 2-2-13 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

(再掲) 図表 2-2-14 年齢階層別人口及び構成比



(単位：千人)

区 分	過 疎 地 域												全 国	
	昭和35年		平成2年		平成12年		平成22年		平成27年		令和2年		令和2年	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
0～4	2,006	9.5	765	5.0	565	4.0	410	3.3	354	3.1	279	2.7	4,516	3.6
5～9	2,407	11.4	934	6.1	650	4.6	473	3.8	388	3.4	351	3.4	5,089	4.0
10～14	2,935	13.9	1,056	6.9	763	5.4	547	4.4	468	4.1	398	3.8	5,351	4.2
(0～14)	(7,347)	(34.8)	(2,755)	(18.0)	(1,977)	(14.0)	(1,430)	(11.5)	(1,211)	(10.6)	(1,028)	(9.9)	(14,956)	(11.9)
15～19	1,626	7.7	964	6.3	763	5.4	522	4.2	457	4.0	388	3.7	5,617	4.5
20～24	1,288	6.1	582	3.8	579	4.1	410	3.3	343	3.0	294	2.8	5,931	4.7
25～29	1,098	5.2	735	4.8	692	4.9	498	4.0	400	3.5	326	3.1	6,032	4.8
(15～29)	(4,011)	(19.0)	(2,281)	(14.9)	(2,034)	(14.4)	(1,430)	(11.5)	(1,199)	(10.5)	(1,008)	(9.7)	(17,581)	(13.9)
30～34	1,246	5.9	872	5.7	664	4.7	585	4.7	491	4.3	386	3.7	6,485	5.1
35～39	1,457	6.9	1,053	6.9	734	5.2	659	5.3	571	5.0	474	4.6	7,312	5.8
40～44	1,520	7.2	1,166	7.6	876	6.2	634	5.1	640	5.6	555	5.4	8,291	6.6
45～49	1,182	5.6	949	6.2	1,031	7.3	709	5.7	617	5.4	625	6.0	9,650	7.6
50～54	1,077	5.1	1,026	6.7	1,116	7.9	833	6.7	685	6.0	599	5.8	8,540	6.8
55～59	971	4.6	1,179	7.7	904	6.4	1,007	8.1	822	7.2	673	6.5	7,767	6.2
60～64	866	4.1	1,163	7.6	989	7.0	1,082	8.7	971	8.5	786	7.6	7,297	5.8
(30～64)	(8,318)	(39.4)	(7,408)	(48.4)	(6,313)	(44.7)	(5,510)	(44.3)	(4,797)	(41.9)	(4,098)	(39.6)	(55,342)	(43.9)
(15～64)	(12,329)	(58.4)	(9,689)	(63.3)	(8,347)	(59.1)	(6,940)	(55.8)	(5,996)	(52.4)	(5,106)	(49.4)	(72,923)	(57.8)
65～69	528	2.5	949	6.2	1,087	7.7	871	7.0	1,039	9.1	935	9.0	8,075	6.4
70～74	443	2.1	719	4.7	1,031	7.3	883	7.1	811	7.1	963	9.3	9,012	7.1
75～79	253	1.2	582	3.8	763	5.4	896	7.2	800	7.0	719	6.9	6,931	5.5
80～84	148	0.7	383	2.5	494	3.5	734	5.9	742	6.5	650	6.3	5,297	4.2
85～	63	0.3	230	1.5	424	3.0	684	5.5	822	7.2	898	8.7	6,021	4.8
(65～)	(1,436)	(6.8)	(2,862)	(18.7)	(3,799)	(26.9)	(4,067)	(32.7)	(4,215)	(36.8)	(4,165)	(40.2)	(35,336)	(28.0)
年齢不詳	0	0.0	3	0.0	3	0.0	11	0.1	29	0.3	51	0.5	2,932	2.3
合 計	21,112	100.0	15,309	100.0	14,125	100.0	12,448	100.0	11,451	100.0	10,350	100.0	126,146	100.0

- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

3 雇用の状況

雇用や賃金の状況については、市町村単位の統計がないため、以下では、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県（以下「過疎の多い県」という。）を選び、その平均値を全国と比較した。

「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とした。

・雇用機会

(求人倍率)

過疎の多い県における新規求人倍率をみると平成2、3年度をピークに減少傾向にあり、平成22年度以降は回復傾向にあったものの、平成30年度より再び減少傾向である。

また、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示している（図表2-4-1）。

図表 2-4-1 新規、有効求人倍率（一般）

	新規求人倍率		有効求人倍率	
	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県	全 国
昭和 50 年度	0.52	0.96	0.32	0.58
55	0.58	1.00	0.44	0.71
60	0.58	0.91	0.43	0.64
平成 2 年度	1.38	1.95	1.04	1.29
3	1.38	1.83	1.03	1.24
4	1.20	1.41	0.84	0.93
5	1.05	1.07	0.69	0.66
6	1.06	0.99	0.68	0.59
7	0.98	0.98	0.61	0.57
8	1.05	1.08	0.64	0.63
9	0.96	0.98	0.59	0.59
10	0.76	0.74	0.43	0.41
11	0.74	0.74	0.40	0.39
12	0.80	0.87	0.46	0.49
13	0.63	0.76	0.36	0.43
14	0.64	0.76	0.36	0.43
15	0.71	0.91	0.41	0.54
16	0.87	1.19	0.54	0.73
17	0.94	1.33	0.61	0.87
18	1.01	1.40	0.67	0.95
19	0.98	1.30	0.65	0.90
20	0.72	0.91	0.48	0.66
21	0.63	0.65	0.33	0.36
22	0.76	0.79	0.44	0.47
23	0.89	0.96	0.54	0.59
24	0.97	1.13	0.60	0.71
25	1.13	1.33	0.72	0.85
26	1.26	1.46	0.84	0.98
27	1.36	1.60	0.93	1.08
28	1.61	1.80	1.12	1.23
29	1.85	2.03	1.34	1.41
30	2.01	2.19	1.47	1.52
令和元年度	1.96	2.13	1.42	1.47
2	1.84	1.76	1.17	1.06

- (備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。
2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

$$3 \text{ 新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数（期間中新たに受けた求人（採用予定人員））}}{\text{新規求職申込件数}}$$

$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数（前期から繰越された有効求人数と当期の新規求人数）}}{\text{有効求職者数（就職未定の求職者）}}$$

4 義務教育

過疎地域における小学校及び中学校の状況をみると、昭和45年度に比べ、令和2年度には児童数が68.3%、生徒数が72.8%減少しており、また、学校数、教員数も共に減少している。

一方、全国の推移をみると、児童数はいわゆる団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が就学している昭和55年度にピークを迎え、その後減少していることがわかる。

また、令和2年度における過疎地域の1学校当たりの児童数及び生徒数は、児童数が109人、生徒数が110人となっており、全国と比較すると、過疎地域の1学校当たりの人数は全国と比べ少ない。（図表2-4-2）。

図表2-4-2 義務教育の状況

項目		単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
			過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606
	うち分校数	校	929	2,346	522	1,244	315	775	211	514	132	344
	教員数	人	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	404,367
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70
	教員数	人	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	228,947
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

項目		単位	平成22年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	4,602	21,713	3,640	20,011	3,550	19,794	3,479	19,591	3,418	19,432
	うち分校数	校	99	270	44	174	41	166	40	163	39	155
	教員数	人	51,930	413,473	45,555	410,116	44,923	411,898	44,420	413,720	43,994	414,901
	児童数	人	521,016	6,869,318	431,214	6,366,785	419,244	6,333,289	410,890	6,312,251	400,159	6,253,022
	1学校当たり児童数	人	113	316	118	318	118	320	118	322	117	322
中学校	学校数	校	2,125	9,982	1,866	9,555	1,819	9,479	1,819	10,270	1,770	9,371
	うち分校数	校	13	80	9	80	8	78	8	80	8	81
	教員数	人	31,246	234,471	28,565	235,223	27,788	233,247	27,226	230,366	26,795	229,895
	生徒数	人	284,271	3,270,582	235,651	3,133,644	225,037	3,063,833	215,858	2,983,705	210,288	2,950,331
	1学校当たり生徒数	人	134	328	126	328	124	323	119	291	119	315

項目		単位	令和2年度	
			過疎地域	全国
小学校	学校数	校	2,979	19,217
	うち分校数	校	34	148
	教員数	人	37,769	415,467
	児童数	人	324,091	6,185,145
	1学校当たり児童数	人	109	322
中学校	学校数	校	1,557	9,291
	うち分校数	校	8	79
	教員数	人	23,046	229,731
	生徒数	人	171,889	2,941,423
	1学校当たり生徒数	人	110	317

- (備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。
 3 平成 22 年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

5 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間、地域に居住をして、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

地域おこし協力隊の隊員数、活用市町村数ともに増加傾向にある。(図表 2-4-3)

全国の 1,065 市町村に 5,464 人の地域おこし協力隊があり、そのうち 707 市町村の過疎地域に 3,962 人 (72.5%) の地域おこし協力隊が「地域協力活動」を行っている。(図表 2-4-4)

図表 2-4-3 地域おこし協力隊員数等の推移

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2
隊員数 (人)	89	257	413	617	978	1,511	2,625	3,978	4,830	5,359	5,349	5,464
活用 市町村数	31	90	147	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065

- (備考) 1 総務省調べによる。
 2 特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。

図表 2-4-4 過疎地域における地域おこし協力隊員の人数

区 分	活用市町村数	隊員数
過疎地域	707	3,962 (72.5%)
非過疎地域	358	1,502 (27.5%)
全 国	1,065	5,464 (100.0%)

- (備考) 1 総務省調べによる。
 2 令和 2 年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。
 3 過疎地域は令和 3 年 4 月 1 日現在である。

6 集落支援員

集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する制度である。

集落支援員の専任の人数は、増加傾向にあり、活用市町村も増加傾向にある。(図表 2-4-5)

また、過疎地域における令和2年度の集落支援員数は、専任は1,368人(78.9%)、兼任は2,081人(67.6%)を占める。(図表 2-4-6)

図表 2-4-5 集落支援員数等の推移

年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	
人数 (人)	専任	199	449	500	597	694	741	858	994	1,158	1,195	1,391	1,741	1,746
	兼任	約2,000	約3,500	約3,600	約3,700	3,505	3,764	3,850	3,096	3,276	3,320	3,497	3,320	3,078
活用都道府県数	11	9	13	9	6	7	5	3	4	3	3	4	3	
活用市町村数	66	113	134	149	186	189	216	238	277	300	328	348	358	

- (備考) 1 総務省調べによる。
2 特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。

図表 2-4-6 過疎地域における集落支援員の人数

区分	専任		兼任	
	活用市町村数	人数	活用市町村数	人数
過疎地域	238	1,368(78.9%)	96	2,081(67.6%)
非過疎地域	73	365(21.1%)	13	997(32.4%)
全国	311	1,733(100.0%)	109	3,078(100.0%)

- (備考) 1 総務省調べによる。
2 令和2年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。
3 都道府県が設置する集落支援員13人は除く。
4 過疎地域は令和3年4月1日現在である。

第5節 産業・雇用

1 労働力人口及び雇用の状況

(1) 労働力人口の状況

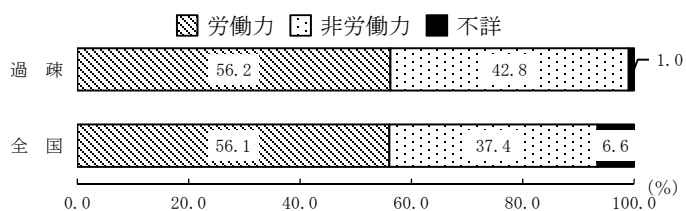
1) 労働力人口割合

平成27年国勢調査における労働力・非労働力人口割合をみると、全年齢層(15歳以上)で労働力の占める割合は、過疎地域及び全国ともに約56%程度である。労働力人口を年齢階層別にみると、15歳～29歳では4.3ポイント、30歳～64歳では7.0ポイント、65歳以上では1.7ポイント過疎地域が全国を上回っている(図表2-5-1)。

図表2-5-1 労働力・非労働力人口割合

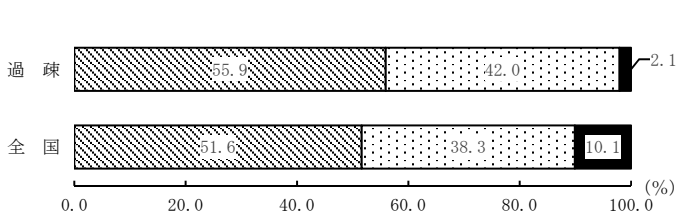
全年齢層(15歳以上) (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	61,523	4,786	56,737
非労働力	41,022	3,643	37,379



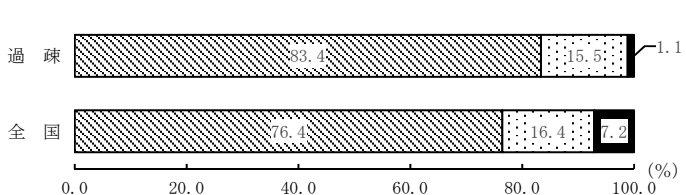
15～29歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	9,488	562	8,926
非労働力	7,042	422	6,620



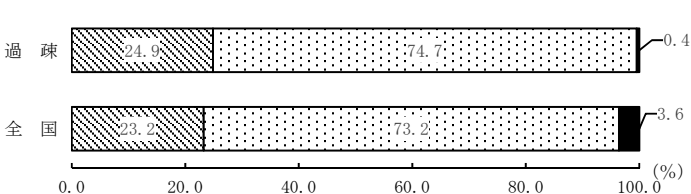
30～64歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	44,259	3,360	40,899
非労働力	9,494	625	8,869



65歳以上 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	7,776	864	6,912
非労働力	24,486	2,596	21,890



- (備考) 1 平成27年国勢調査による。
 2 過疎地域は令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合

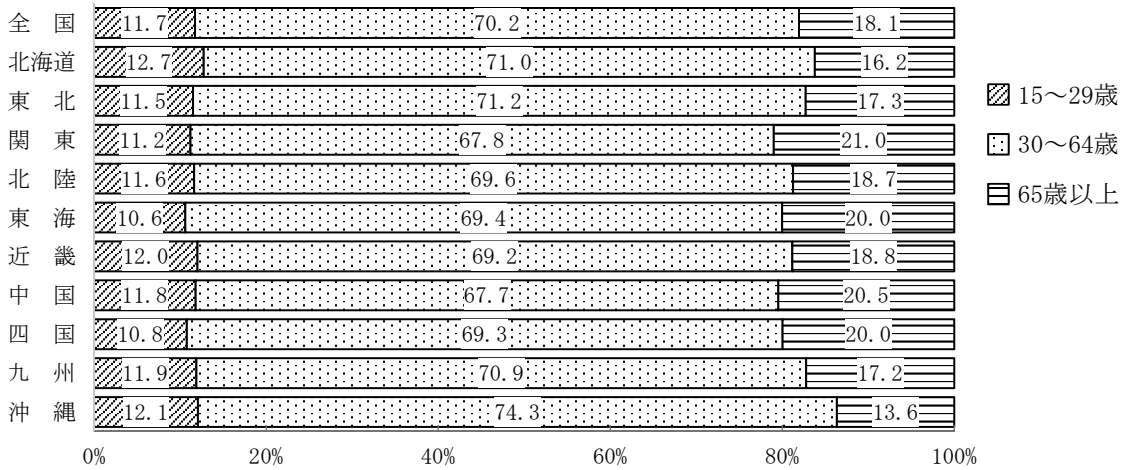
労働力人口の年齢構成割合をみると、過疎地域では15歳～29歳が11.7%で全国を3.7ポイント下回っており、逆に65歳以上が18.1%で全国を5.5ポイント上回っている。このことから、過疎地域の労働力人口が全国よりも高齢化していることが分かる。

また、ブロック別にみると、15歳～29歳の割合が高い地域は、過疎地域では北海道、全国では沖縄となっている。一方、低い地域は、過疎地域では東海、全国では四国となっている。それぞれの差は、過疎地域では2.1%、全国では3.5%となっている。

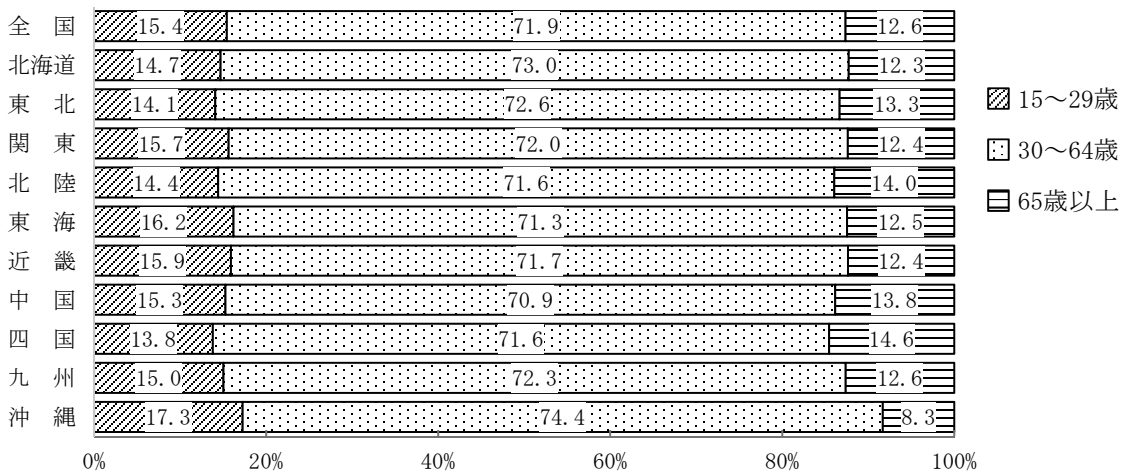
65歳以上の割合が高い地域は、過疎地域では関東、全国では四国となっている。一方、低い地域は、過疎地域と全国ともに沖縄となっている。それぞれの差は、過疎地域では7.4%、全国では6.3%となっている（図表2-5-2）。

図表 2-5-2 ブロック別労働力人口の年齢構成割合

(過疎地域)



(全国)

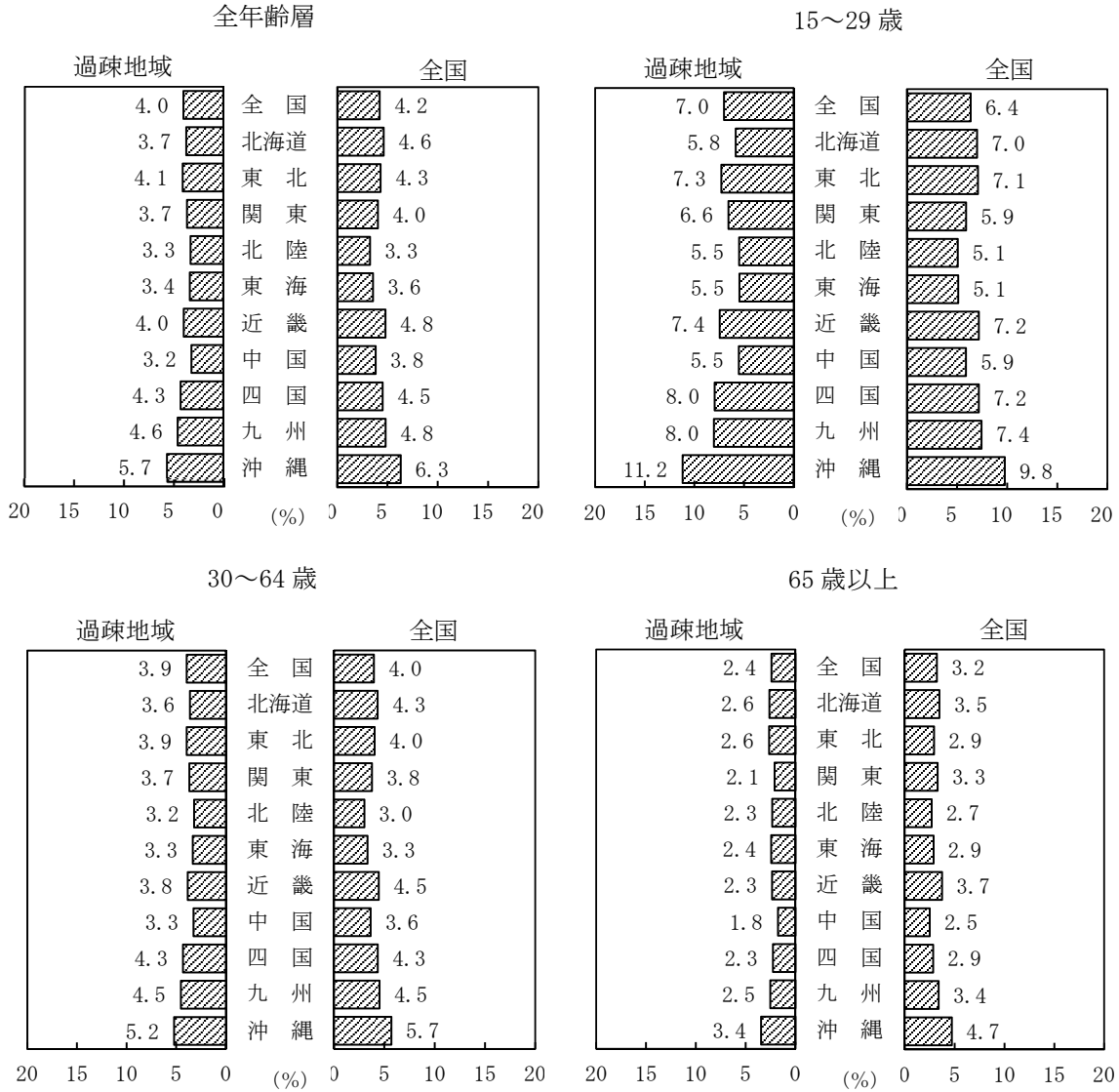


(備考) 1 平成27年国勢調査による。
 2 過疎地域は令和3年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

3) 完全失業者割合

労働力人口に占める完全失業者の割合をブロック別かつ年齢階層別にみると、15～29歳では過疎地域、全国ともに沖縄が高く、過疎地域では九州、四国がこれに続く。30～64歳、65歳以上についても、過疎地域、全国ともに沖縄が高い（図表 2-5-3）。

図表 2-5-3 ブロック別・年齢階層別完全失業者割合



(備考) 1 平成 27 年国勢調査による。

2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(2) 雇用の状況

雇用や賃金の状況については、市町村単位の統計がないため、以下では、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県（以下「過疎の多い県」という。）を選び、その平均値を全国と比較した。

「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とした。

1) 雇用機会

(求人倍率)

過疎の多い県における新規求人倍率をみると平成2、3年度から減少傾向にあり、平成22年度以降は回復傾向にあったものの、平成30年度にピークを迎え、再び減少傾向である。

また、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示している（図表2-4-1）。

(再掲) 図表2-4-1 新規、有効求人倍率（一般）

	新規求人倍率		有効求人倍率	
	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県	全 国
昭和50年度	0.52	0.96	0.32	0.58
55	0.58	1.00	0.44	0.71
60	0.58	0.91	0.43	0.64
平成2年度	1.38	1.95	1.04	1.29
3	1.38	1.83	1.03	1.24
4	1.20	1.41	0.84	0.93
5	1.05	1.07	0.69	0.66
6	1.06	0.99	0.68	0.59
7	0.98	0.98	0.61	0.57
8	1.05	1.08	0.64	0.63
9	0.96	0.98	0.59	0.59
10	0.76	0.74	0.43	0.41
11	0.74	0.74	0.40	0.39
12	0.80	0.87	0.46	0.49
13	0.63	0.76	0.36	0.43
14	0.64	0.76	0.36	0.43
15	0.71	0.91	0.41	0.54
16	0.87	1.19	0.54	0.73
17	0.94	1.33	0.61	0.87
18	1.01	1.40	0.67	0.95
19	0.98	1.30	0.65	0.90
20	0.72	0.91	0.48	0.66
21	0.63	0.65	0.33	0.36
22	0.76	0.79	0.44	0.47
23	0.89	0.96	0.54	0.59
24	0.97	1.13	0.60	0.71
25	1.13	1.33	0.72	0.85
26	1.26	1.46	0.84	0.98
27	1.36	1.60	0.93	1.08
28	1.61	1.80	1.12	1.23
29	1.85	2.03	1.34	1.41
30	2.01	2.19	1.47	1.52
令和元年度	1.96	2.13	1.42	1.47
2	1.84	1.76	1.17	1.06

(備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。
2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

新規求人数（期間中新たに受けた求人（採用予定人員））

$$3 \text{ 新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}}$$

有効求人数（前期から繰越された有効求人数と当期の新規求人数）

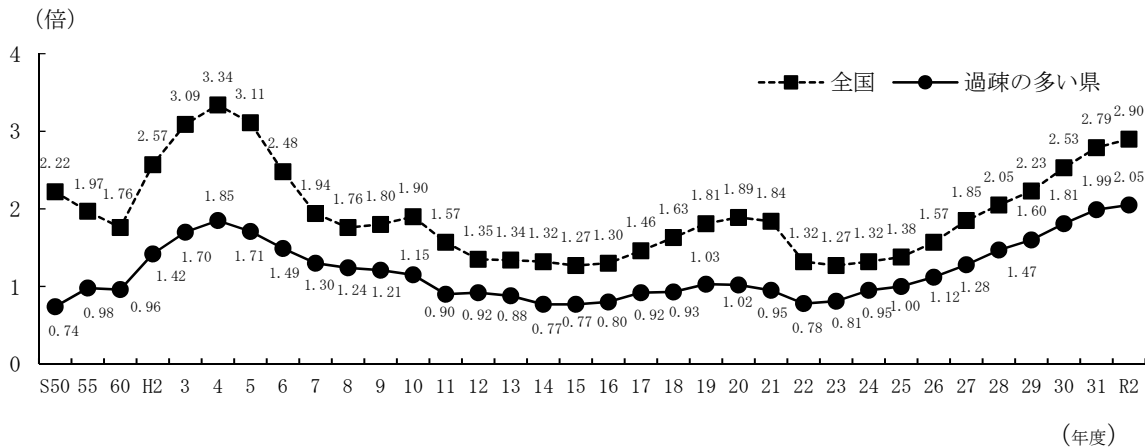
$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数（就職未定の求職者）}}$$

（新規学卒者（高校）の求人倍率・県内就職率）

高校卒業者の雇用状況について、求人倍率をみると、過疎の多い県が全国を下回っており、その格差は平成4年度の1.49から縮小しつつあったが、平成16年度以降に全国との格差が拡大した。平成21年度以降には、格差が縮小傾向に転じたが、平成24年度より再び格差が拡大傾向に転じている（図表2-5-4）。

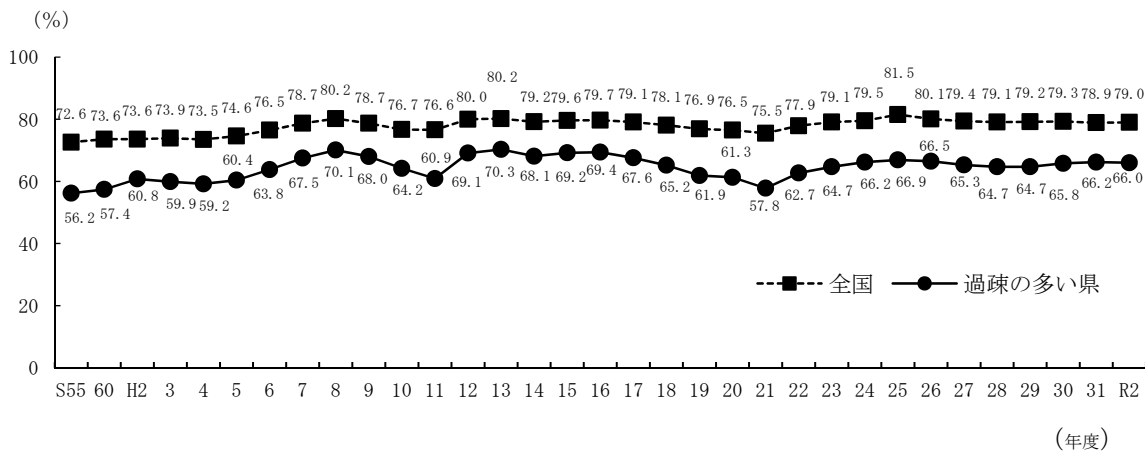
また、高校卒業者の県内就職率をみると、過疎の多い県が全国を下回る傾向が続いている（図表2-5-5）。

図表 2-5-4 新規学卒者（高校）求人倍率



（備考）厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。

図表 2-5-5 新規学卒者（高校）県内就職率



（備考） 1 厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。
 2 県内就職率（%）＝（県内就職者数／就職全数）×100

2) 賃金

過疎の多い県における賃金を企業規模別にみると、令和2年では過疎の多い県は全国比84.9%となっており、全国との格差が見受けられる(図表2-5-6)。

図表2-5-6 企業規模別月間所定内給与

(単位：万円，%)

年	1,000人以上		100人～999人		10人～99人		計	
	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県
昭和45年	57.6	53.4 (92.7)	49.7	40.5 (81.5)	47.3	37.1 (78.4)	52.1	43.4 (83.3)
50	138.9	135.4 (97.5)	119.1	102.3 (85.9)	107.9	89.3 (82.8)	122.8	106.5 (86.7)
55	199.2	179.3 (89.0)	168.4	141.1 (83.8)	156.5	130.7 (83.5)	173.1	142.7 (82.4)
60	250.3	225.1 (89.9)	207.3	169.4 (81.7)	189.9	156.2 (82.3)	213.8	173.6 (81.2)
平成2年	298.3	265.9 (89.1)	244.9	199.5 (81.5)	227.7	183.5 (80.6)	254.7	204.4 (80.3)
3	308.4	270.6 (87.7)	257.0	208.7 (81.2)	238.7	193.1 (80.9)	266.3	213.3 (80.1)
4	316.4	282.0 (89.1)	264.8	220.3 (83.2)	249.7	203.8 (81.6)	275.2	224.2 (81.5)
5	324.7	272.3 (83.9)	272.0	221.2 (81.3)	254.5	204.7 (80.4)	281.1	229.4 (81.6)
6	332.2	298.1 (89.7)	279.4	228.4 (81.7)	260.1	214.1 (82.3)	288.4	234.7 (81.4)
7	337.3	305.0 (90.4)	282.6	241.3 (85.4)	262.8	222.9 (84.8)	291.3	243.8 (83.7)
8	344.3	306.6 (89.1)	285.9	241.2 (84.4)	264.8	227.3 (85.8)	295.6	245.8 (83.2)
9	349.3	308.3 (88.3)	289.1	245.3 (84.8)	267.1	228.5 (85.5)	298.9	249.3 (83.4)
10	351.4	309.3 (88.0)	289.9	245.6 (84.7)	267.1	228.3 (85.5)	299.1	248.3 (83.0)
11	352.7	309.3 (87.7)	292.2	253.6 (86.8)	268.2	227.0 (84.6)	300.6	250.8 (83.4)
12	356.6	283.8 (79.6)	292.4	243.9 (83.4)	267.7	220.7 (82.5)	302.2	240.4 (79.5)
13	362.4	289.8 (80.0)	295.5	242.5 (82.1)	268.9	222.2 (82.6)	305.8	241.0 (78.8)
14	355.7	291.2 (81.9)	295.7	244.7 (82.8)	264.3	218.8 (82.8)	302.6	240.4 (79.4)
15	358.7	288.8 (80.5)	293.6	246.2 (83.9)	265.1	220.4 (83.2)	302.1	241.7 (80.0)
16	359.5	283.8 (78.9)	292.7	243.0 (83.0)	267.2	221.2 (82.3)	301.6	239.6 (79.4)
17	359.5	310.5 (86.4)	289.5	254.2 (87.8)	263.1	227.5 (86.5)	302.0	252.7 (83.7)
18	359.3	307.7 (85.6)	290.1	248.1 (85.5)	263.5	227.8 (86.5)	301.8	250.8 (83.1)
19	354.5	308.0 (86.9)	287.6	245.9 (85.5)	265.5	227.7 (85.8)	301.1	251.1 (83.4)
20	345.7	299.2 (86.5)	290.4	244.6 (84.2)	265.6	230.9 (86.9)	299.1	250.5 (83.8)
21	342.5	304.2 (88.8)	285.4	246.2 (86.2)	260.1	223.9 (86.1)	294.5	247.8 (84.1)
22	348.1	306.8 (88.1)	286.1	242.9 (84.9)	259.2	223.2 (86.1)	296.2	246.9 (83.4)
23	351.2	308.5 (87.8)	285.9	244.3 (85.4)	257.4	223.6 (86.9)	296.8	247.6 (83.4)
24	344.9	301.8 (87.5)	286.7	250.7 (87.5)	258.2	224.9 (87.1)	297.7	251.4 (84.5)
25	344.6	288.4 (83.7)	281.1	243.8 (86.7)	261.5	225.3 (86.2)	295.7	246.5 (83.4)
26	347.2	301.4 (86.8)	284.4	252.8 (88.9)	262.4	228.8 (87.2)	299.6	253.4 (84.6)
27	351.5	301.4 (85.7)	291.4	255.1 (87.5)	264.4	228.5 (86.4)	304.0	255.0 (83.9)
28	347.2	303.0 (87.3)	291.7	255.5 (87.6)	266.4	236.9 (88.9)	304.0	253.8 (83.5)
29	346.8	298.5 (86.1)	289.7	251.5 (86.8)	269.0	232.5 (86.4)	304.3	255.8 (84.0)
30	349.0	292.2 (83.7)	292.9	251.9 (86.0)	268.3	234.3 (87.3)	306.2	255.2 (83.3)
令和元年	344.1	297.1 (86.3)	295.7	255.0 (86.2)	273.2	237.8 (87.1)	307.7	259.4 (84.3)
2	338.4	290.1 (85.7)	302.6	259.1 (85.6)	278.0	241.0 (86.7)	307.7	261.1 (84.9)

- (備考) 1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による。
 2 月間所定内給与とは、6月分として支給された常用労働者1人当たりの給与で、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等をいい、超過勤務手当、賞与、期末手当を含まない。
 3 過疎の多い県の給与額は、各県の数値を加重平均したものである。
 4 () は対全国比である。

3) 所得

過疎地域における令和2年度の納税義務者1人当たりの総所得金額は、2,591千円であり、非過疎地域と比較して763千円低い。また、納税義務者割合は40.9%であり、非過疎地域と比較して6.5ポイント低くなっている(図表2-5-7)。

図表2-5-7 納税義務者1人当たりの総所得金額等

令和2年度	納税義務者1人当たり総所得金額	納税義務者割合
過疎地域	2,591千円	40.9%
非過疎地域	3,354千円	47.4%

- (備考) 1 総務省「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。(納税義務者は均等割、所得割を納める者)
 2 人口は住民基本台帳人口(令和3年1月1日現在)による。
 3 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(3) 産業別就業人口

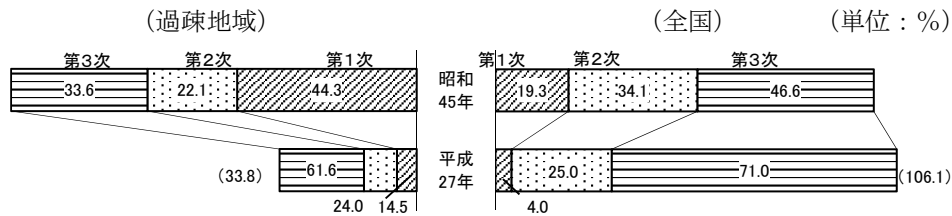
1) 産業別就業人口の推移

過疎地域では、かつて第1次産業が中核的な産業であったが、産業別人口割合をみると、第1次産業は、昭和45年から平成27年までの45年間で、44.3%から14.5%へと大きく減少しており、現在では、第2次及び第3次産業の人口割合が8割以上を占めている。

一方、全国では、昭和45年の時点ですでに第3次産業の割合が高く、その後昭和45年の46.6%から平成27年の71.0%へ大幅に増加している。逆に第1次産業の割合は昭和45年から減少しており、第3次産業との差が拡大している（図表2-5-8、図表2-5-9）。

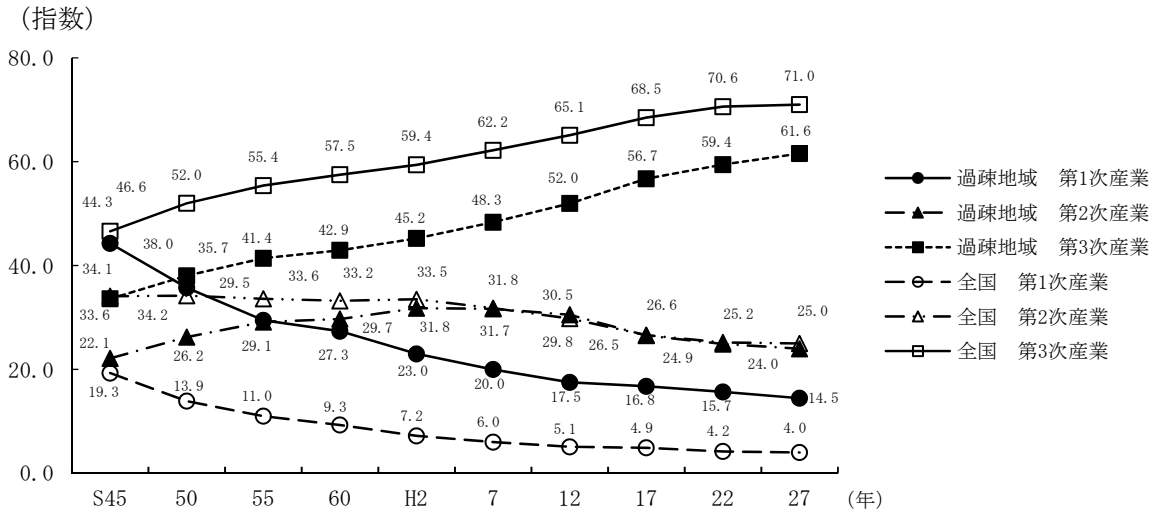
また、産業別就業人口の増減をみると、過疎地域においては、この45年間に第1次産業就業人口が331万4千人（89.0%）、第2次産業就業人口が117万9千人（63.3%）減少している。非過疎地域においては、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加している（図表第2-5-10）。

図表 2-5-8 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



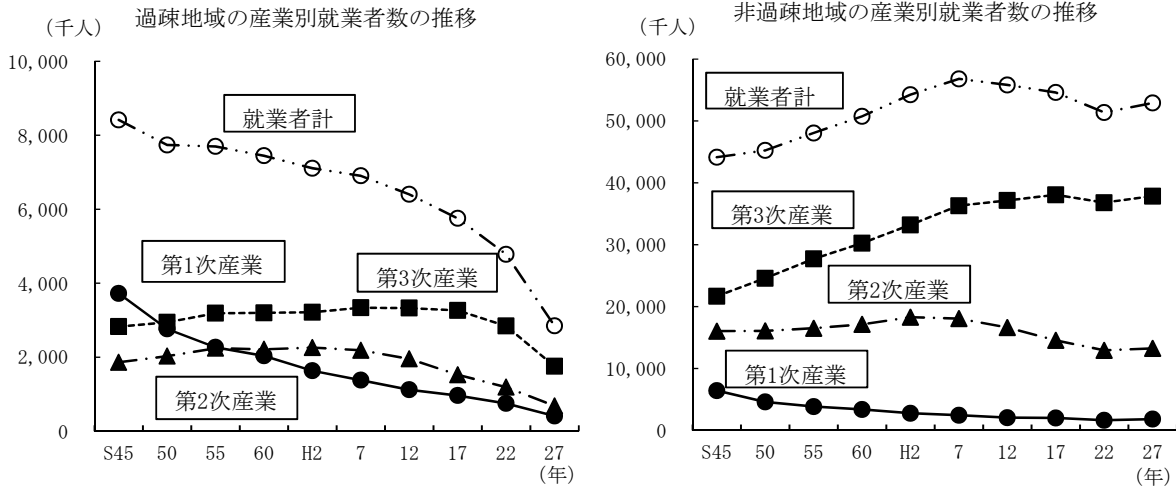
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 () は昭和45年の就業人口を100とした時の指数。
 3 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 4 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表 2-5-9 産業別就業人口割合の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。
 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表 2-5-10 産業別就業者数の推移



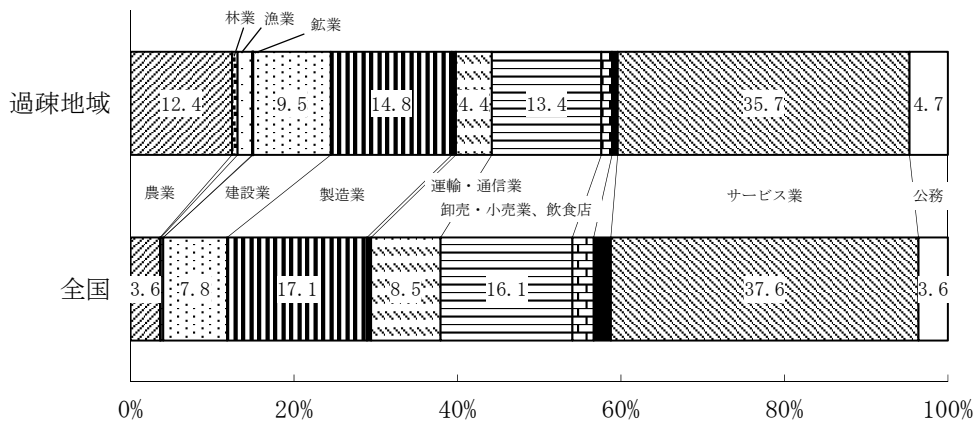
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。
 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

2) 産業別就業人口割合

平成27年国勢調査による産業大分類別の就業人口割合をみると、過疎地域においては、サービス業35.7%、製造業14.8%、卸売・小売業、飲食店13.4%の順であり、全国では、サービス業37.6%、製造業17.1%、卸売・小売業、飲食店16.1%の順である。また、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、公務については、全国より就業人口割合が高い。

このうち農業についてみると、過疎地域において就業人口割合は12.4%と全国の3倍以上あるものの、年齢階層別にみると、65歳以上が51.7%と半数以上を占めており、15歳～29歳は4.1%に過ぎないことから、過疎地域における農業は、全国と同様、高齢者に大きく依存していることが分かる(図表2-5-11、図表2-5-12、図表2-5-13)。

図表 2-5-11 産業別就業人口割合



- (備考) 1 平成27年国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 2-5-12 産業別・年齢階層別就業人口

(単位：人)

	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
過疎地域	総数	571,436	31,125	81,308	6,555	437,491	679,335	21,062	203,865	614,267	61,110	31,974	1,642,570	215,521
	15～29歳	23,252	2,637	6,061	460	34,271	101,844	3,321	16,817	77,439	9,477	3,251	206,767	37,078
	30～64歳	252,896	21,250	48,894	5,200	331,555	511,536	16,889	163,577	430,204	47,849	21,201	1,218,724	169,112
	65歳以上	295,288	7,238	26,353	895	71,665	65,955	852	23,471	106,624	3,784	7,522	217,079	9,331
全国	総数	2,004,289	63,663	153,747	22,281	4,341,338	9,557,215	283,193	4,724,946	9,001,414	1,428,710	1,197,560	20,952,756	2,025,988
	15～29歳	83,986	5,732	11,905	1,931	443,318	1,416,986	39,358	585,056	1,522,915	217,106	113,382	3,433,059	354,849
	30～64歳	880,116	44,763	91,431	17,316	3,278,723	7,326,417	235,531	3,768,653	6,414,236	1,143,858	755,920	14,953,093	1,600,918
	65歳以上	1,040,187	13,168	50,411	3,034	619,297	813,812	8,304	371,237	1,064,263	67,746	328,258	2,566,604	70,221

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

3 総数には分類不能の産業を含まない。

図表 2-5-13 産業別・年齢階層別就業人口構成比

(1) 年齢区分構成比

(単位：%)

地域区分	過疎地域													
	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～29歳	11.4	4.1	8.5	7.5	7.0	7.8	15.0	15.8	8.2	12.6	15.5	10.2	12.6	17.2
30～64歳	70.4	44.3	68.3	60.1	79.3	75.8	75.3	80.2	80.2	70.0	78.3	66.3	74.2	78.5
65歳以上	18.2	51.7	23.3	32.4	13.7	16.4	9.7	4.0	11.5	17.4	6.2	23.5	13.2	4.3

地域区分	全国													
	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～29歳	14.8	4.2	9.0	7.7	8.7	10.2	14.8	13.9	12.4	16.9	15.2	9.5	16.4	17.5
30～64歳	72.7	43.9	70.3	59.5	77.7	75.5	76.7	83.2	79.8	71.3	80.1	63.1	71.4	79.0
65歳以上	12.6	51.9	20.7	32.8	13.6	14.3	8.5	2.9	7.9	11.8	4.7	27.4	12.2	3.5

(備考) 1 平成27年国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。
 3 総数には、分類不能の産業を含まない。

(2) 産業区分構成比

(単位：%)

産業区分 年齢区分	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・ 通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類さ れないもの)
	総数	100.0	12.4	0.7	1.8	0.1	9.5	14.8	0.5	4.4	13.4	1.3	0.7	35.7
15～29歳	100.0	4.4	0.5	1.2	0.1	6.6	19.5	0.6	3.2	14.8	1.8	0.6	39.6	7.1
30～64歳	100.0	7.8	0.7	1.5	0.2	10.2	15.8	0.5	5.1	13.3	1.5	0.7	37.6	5.2
65歳以上	100.0	35.3	0.9	3.2	0.1	8.6	7.9	0.1	2.8	12.8	0.5	0.9	26.0	1.1

産業区分 年齢区分	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・ 通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類さ れないもの)
	総数	100.0	3.6	0.1	0.3	0.0	7.8	17.1	0.5	8.5	16.1	2.6	2.1	37.6
15～29歳	100.0	1.0	0.1	0.1	0.0	5.4	17.2	0.5	7.1	18.5	2.6	1.4	41.7	4.3
30～64歳	100.0	2.2	0.1	0.2	0.0	8.1	18.1	0.6	9.3	15.8	2.8	1.9	36.9	4.0
65歳以上	100.0	14.8	0.2	0.7	0.0	8.8	11.6	0.1	5.3	15.2	1.0	4.7	36.6	1.0

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

2 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

3 総数には、分類不能の産業を含まない。

2 産業分野別の状況

(1) 第1次産業の状況

1) 農林漁家数の推移

農業・林業・漁業の各センサスにより農林漁家数の推移をみると、平成2年～令和2年の過疎地域の農家数の減少率は57.9%であり、全国を3.5ポイント上回っている。林家数については、平成2年～令和2年の過疎地域の減少率が35.9%であり、全国を1.2ポイント上回っている。漁家数についても、平成5年～平成30年の過疎地域の減少率は55.8%であり、全国を0.9ポイント上回っている（図表2-5-14）。

図表2-5-14 農林漁家数の推移

(1) 農 家

(単位：千戸、%)

区 分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増 減 率					
							H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27	R2/H2
過疎地域	1,364	1,105	937	810	718	574	△ 19.0	△ 15.2	△ 13.6	△ 11.4	△ 20.1	△ 57.9
全 国	3,835	3,120	2,848	2,528	2,155	1,747	△ 18.6	△ 8.7	△ 11.2	△ 14.8	△ 18.9	△ 54.4

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 農家とは経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯をいう。

(2) 林 家

(単位：千戸、%)

区 分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増 減 率					
							H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27	R2/H2
過疎地域	585	551	499	481	456	375	△ 5.8	△ 9.4	△ 3.6	△ 5.2	△ 17.8	△ 35.9
全 国	1,056	1,019	920	886	829	690	△ 3.5	△ 9.7	△ 3.7	△ 6.4	△ 16.8	△ 34.7

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

(3) 漁 家

(単位：千戸、%)

区 分	平成5年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	増 減 率				
						H15/H5	H20/H15	H25/H20	H30/H25	H30/H5
過疎地域	95	73	63	53	42	△ 23.2	△ 13.7	△ 15.9	△ 20.8	△ 55.8
全 国	164	126	109	89	74	△ 23.2	△ 13.5	△ 18.3	△ 16.9	△ 54.9

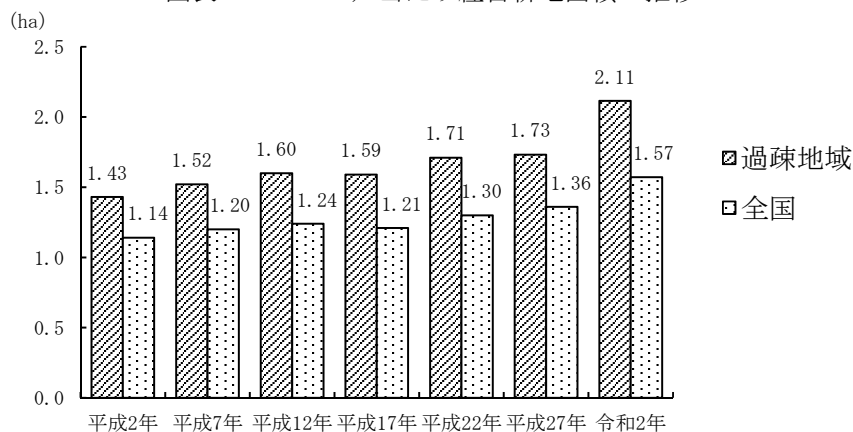
- (備考) 1 農林水産省「漁業センサス」による。
 2 過疎地域は、令和3年4月1日現在。
 3 漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいう。

2) 農業経営規模

(1 戸当たり経営耕地面積の推移)

平成2年から令和2年までの1戸当たり経営耕地面積の推移をみると、過疎地域では1.43haから2.11ha（47.6%増）に増加しており、全国の1.14haから1.57ha（37.7%増）よりも増加率が高い（図表2-5-15）。

図表2-5-15 1戸当たり経営耕地面積の推移



- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
2 経営耕地面積／総農家数により算出している。

(経営規模別農家数割合の推移)

昭和55年から令和2年までの経営規模別農家数割合の推移を都府県と北海道に分けてみると、都府県では、過疎地域及び全体ともに3.0ha以上、北海道では、過疎地域及び全体ともに20.0ha以上の経営規模の大きな農家割合が増加傾向にある。また、都府県では、過疎地域及び全体ともに0.5ha未満の経営規模の小さな農家数の割合についても増加傾向にあり、北海道の1.0ha未満及び10.0ha以上20.0ha未満の割合も過疎地域及び全体ともに増加傾向である。（図表2-5-16）。

図表2-5-16 経営規模別農家数割合の推移

(単位：%)

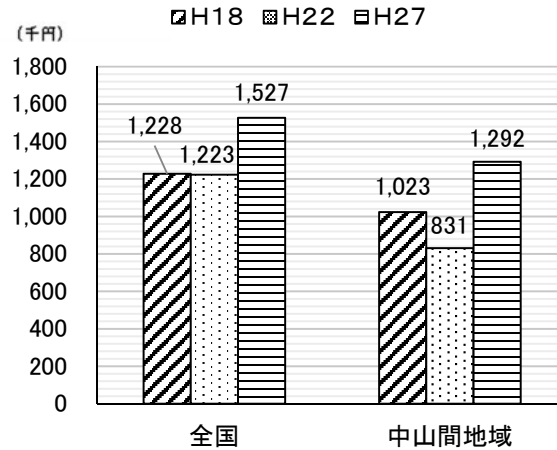
経営規模	昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年度		令和2年		
	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	
都府県	0.5ha未満	41.3	42.3	41.5	41.7	45.5	43.3	49.0	50.0	52.4	54.6
	0.5ha～1.0ha未満	29.5	28.7	29.1	28.1	26.5	26.7	22.4	22.3	18.6	18.1
	1.0ha～1.5ha未満	14.4	14.4	13.6	13.7	11.8	12.7	10.8	10.9	9.2	9.0
	1.5ha～2.0ha未満	7.1	7.2	6.8	7.2	6.0	6.7	5.7	5.7	5.2	5.0
	2.0ha～3.0ha未満	5.4	5.2	5.7	6.0	5.5	6.0	5.6	5.4	5.5	5.1
	3.0ha～5.0ha未満	2.0	1.8	2.6	2.7	3.3	3.2	3.9	3.5	4.2	3.8
	5.0ha以上	0.3	0.3	0.7	0.7	1.5	1.4	2.8	2.3	4.9	4.4
	北海道	1.0ha未満	15.7	19.0	15.3	18.8	18.3	18.6	20.4	21.0	19.7
1.0ha～3.0ha未満		13.5	15.5	10.4	12.5	8.6	10.4	7.3	8.4	6.5	7.1
3.0ha～5.0ha未満		17.5	16.8	12.4	12.5	9.2	9.8	6.4	6.6	5.3	5.2
5.0ha～10.0ha未満		29.1	24.8	26.2	22.9	19.3	18.4	13.6	12.7	11.0	10.1
10.0ha～20.0ha未満		14.7	13.3	19.3	16.7	19.9	18.3	19.4	18.0	17.1	15.6
20.0ha以上		9.4	10.7	16.4	16.7	24.7	24.4	32.5	33.0	40.4	40.8

(備考) 農林水産省「農林業センサス」による。

3) 1 経営体当たりの農業所得

基盤整備や生産体制の強化、6次産業化等が進められたこと等により、過疎地域を含む中山間地域の1経営体当たりの農業所得は増加しているが、依然として全国との格差がある（図表2-5-17）。

図表 2-5-17 1 経営体当たりの農業所得



- (備考) 1 農林水産省「農業経営統計調査」による。
 2 「中山間地域」は農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地を合わせた地域を指す。

(2) 第2次産業・第3次産業の状況

1) 製造業の状況

(事業所数等)

工業統計調査により製造業の状況をみると、過疎地域、全国ともに、事業所数は減少傾向にある。

過疎地域における昭和60年度から令和元年度までの1事業所当たり製造品出荷額等の伸び率及び従業者1人当たり製造品出荷額等の伸び率は全国を上回っている(図表2-5-18)。

図表2-5-18 製造業の状況

項目	単位	区分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	R1/S60
事業所数	箇所	過疎	50,192	51,323	46,727	40,488	31,497	25,273	22,601	20,006	△ 60.1
		全国	438,518	435,997	387,726	341,421	276,715	224,403	217,601	179,999	△ 59.0
従業者数	人	過疎	1,074,161	1,148,230	1,047,810	913,729	746,012	666,157	587,914	614,193	△ 42.8
		全国	10,889,949	11,172,829	10,320,583	9,183,833	8,156,992	7,663,847	7,497,792	7,213,975	△ 33.8
製造品 出荷額等	百万円	過疎	14,187,623	17,764,406	18,241,507	18,257,519	15,415,248	15,324,614	15,882,856	17,480,435	23.2
		全国	265,320,551	323,372,603	306,029,559	300,477,603	295,345,543	289,107,683	313,128,563	320,393,310	20.8
1事業所 当たり 従事者数	人	過疎	21.4	22.4	22.4	22.6	23.7	26.4	26.0	30.7	43.5
		(86.3)	(87.5)	(84.2)	(84.0)	(80.3)	(77.2)	(75.4)	(76.6)		
1事業所 当たり 製造品 出荷額 等	百万円	過疎	282.7	346.1	390.4	450.9	489.4	606.4	702.8	873.8	206.1
		(46.7)	(46.7)	(49.5)	(51.2)	(45.9)	(47.1)	(48.8)	(49.1)		
従業者1 人当たり 製造品 出荷額 等	百万円	過疎	13.2	15.5	17.4	20.0	20.7	23.0	27.0	28.5	115.9
		(54.1)	(53.6)	(58.6)	(61.2)	(57.2)	(61.0)	(64.6)	(64.2)		
		全国	24.4	28.9	29.7	32.7	36.2	37.7	41.8	44.4	82.0

(備考) 1 経済産業省「工業統計調査」及び総務省・経済産業省「経済センサス」による。

2 従業者4人以上の事業所について集計。

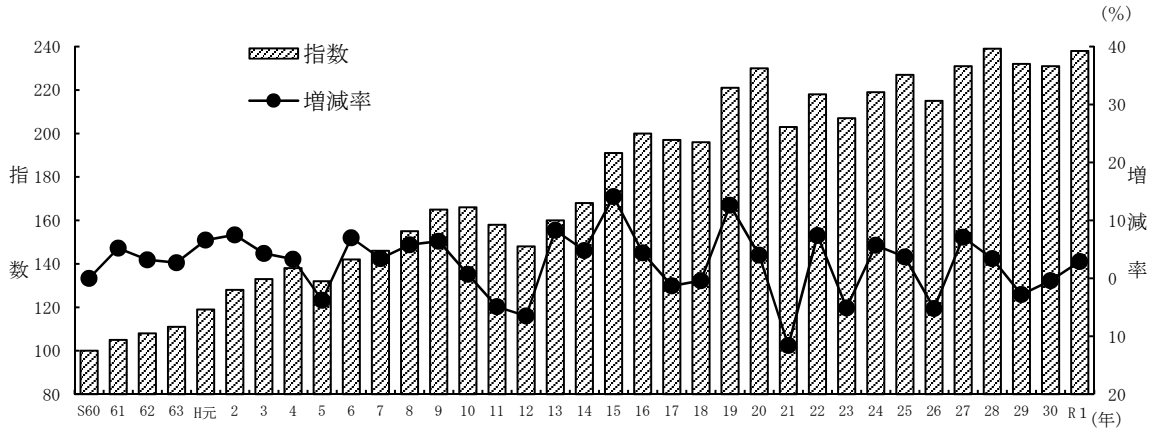
3 () は対全国比(%)である。

2) 入込観光客数

過疎地域における入込観光客数は、昭和60年の271百万人から徐々に増加し、平成28年では647百万人と過去最高となっている。

また、過疎地域を訪れた観光客のうち延宿泊者数をみると、昭和60年の52百万人から徐々に増加していたが、令和元年は、前年度と比べ減少している。(図表2-5-19)。

図表2-5-19 過疎地域の入込観光客数の推移



(単位：百万人、%)

過疎地域					全国(参考)			
年次	入込客数	増減率	指数	延宿泊者数	年次	入込客数	増減率	指数
昭和60年	271	—	100	52	昭和60年	1,750	—	100
昭和61年	285	5.2	105	55	昭和61年	1,818	3.9	104
昭和62年	294	3.2	108	57	昭和62年	1,870	2.9	107
昭和63年	302	2.7	111	63	昭和63年	1,860	-0.5	106
平成元年	322	6.6	119	62	平成元年	2,098	12.8	120
平成2年	346	7.5	128	66	平成2年	2,154	2.7	123
平成3年	361	4.3	133	68	平成3年	2,108	-2.1	120
平成4年	373	3.3	138	66	平成4年	2,188	3.8	125
平成5年	359	-3.8	132	63	平成5年	2,144	-2.0	123
平成6年	384	7.0	142	66	平成6年	2,177	1.5	124
平成7年	397	3.4	146	64	平成7年	2,162	-0.7	124
平成8年	420	5.8	155	66	平成8年	2,222	2.8	127
平成9年	447	6.4	165	71	平成9年	2,090	-5.9	119
平成10年	450	0.7	166	63	平成10年	2,911	39.3	166
平成11年	428	-4.9	158	56	平成11年	2,424	-16.7	139
平成12年	400	-6.5	148	56	平成12年	2,423	0.0	138
平成13年	433	8.3	160	64	平成13年	2,355	-2.8	135
平成14年	454	4.8	168	64	平成14年	2,359	0.2	135
平成15年	518	14.1	191	70	平成15年	2,371	0.5	135
平成16年	541	4.4	200	70	平成16年	2,666	12.4	152
平成17年	534	-1.3	197	67	平成17年	2,782	4.4	159
平成18年	532	-0.4	196	64	平成18年	2,818	1.3	161
平成19年	599	12.6	221	72	平成19年	2,809	-0.3	161
平成20年	623	4.0	230	77	平成20年	2,786	-0.8	159
平成21年	551	-11.6	203	68	平成21年	2,807	0.8	160
平成22年	592	7.4	218	70	—	—	—	—
平成23年	562	-5.1	207	70	—	—	—	—
平成24年	594	5.7	219	73	—	—	—	—
平成25年	616	3.7	227	77	—	—	—	—
平成26年	584	-5.2	215	74	—	—	—	—
平成27年	626	7.1	231	82	—	—	—	—
平成28年	647	3.4	239	77	—	—	—	—
平成29年	629	-2.8	232	80	—	—	—	—
平成30年	627	-0.4	231	83	—	—	—	—
令和元年	645	2.9	238	76	—	—	—	—

(備考) 1 全国は日本観光協会「全国観光動向」による。
 2 過疎地域は総務省調べ。平成21年については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。
 また、平成27年については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。
 3 全国の入込客数については、平成10年から東京都と大阪府を算入して両者で8億人増加したこと、平成11年

には東京都が集計手法を変更して5億人減少したことにより、数字の変動が大きい。

3) 三大都市圏及び地方圏における外国人延べ宿泊者数比較

平成27～令和2年の間の外国人延べ宿泊者数の推移は、全国的に年々増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少している。

三大都市圏と地方圏を比較すると、宿泊者数の6割以上は三大都市圏が占めている。(図表2-5-20)。

図表 2-5-20 三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較

(単位：万人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
三大都市圏	4,047(61.7%)	4,186(60.3%)	4,703(59.0%)	5,579(59.2%)	7,257(62.7%)	1,255(61.7%)
地方圏	2,514(38.3%)	2,753(39.7%)	3,266(41.0%)	3,847(40.8%)	4,309(37.3%)	780(38.3%)

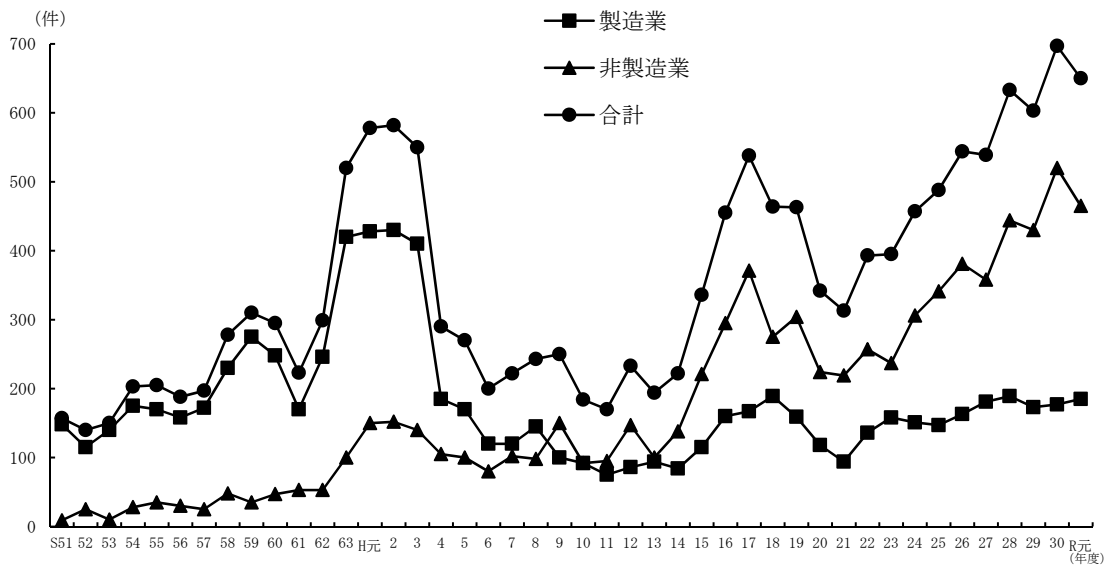
- (備考) 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
2 () は全体に占める割合。

3 過疎地域における企業立地

1) 企業立地の状況

過疎地域における企業立地数の推移をみると、昭和50年代に着実に増加し、昭和62年度から平成3年度にかけて非常に高水準となった後、平成4年度以降は昭和50年代の水準に戻っている。平成14年度から製造業及び非製造業ともに再び増加傾向にあったものの、平成18年度に非製造業、平成19年度に製造業が減少に転じた。平成25年度以降は、いずれも増加傾向に転じているが、令和元年度に非製造業が再び減少に転じた。また、平成8年度までは製造業が非製造業を上回っていたが、平成9年度以降は逆転している（図表2-5-21）。

図表2-5-21 過疎地域における企業立地数の推移



(単位：件)

	S51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5
製造業	148	115	140	175	170	158	172	230	275	248	170	246	420	428	430	410	185	170
非製造業	9	25	10	28	35	30	25	48	35	47	53	53	100	150	152	140	105	100
合計	157	140	150	203	205	188	197	278	310	295	223	299	520	578	582	550	290	270

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
製造業	120	120	145	100	92	75	86	94	84	115	160	167	189	159	118	94	136	158
非製造業	80	102	98	150	92	95	147	100	138	221	295	371	275	304	224	219	257	237
合計	200	222	243	250	184	170	233	194	222	336	455	538	464	463	342	313	393	395

	24	25	26	27	28	29	30	R元
製造業	151	147	163	181	189	173	177	185
非製造業	306	341	381	358	444	430	520	465
合計	457	488	544	539	633	603	697	650

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 調査対象は、操業又は営業を目的として年度内に用地取得した（借地を含む。）企業又は事業所である（未操業及び常用雇用者のないものを除く）。
 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。
 平成27年度～平成28年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

2) ブロック別工場立地動向

過疎地域における令和元年の工場立地動向をブロック別にみると、立地件数においては東北が最も多く、敷地面積においても東北が最も大きい（図表 2-5-22）。

また、工場立地件数の推移をみると、非過疎地域では平成 19 年、過疎地域では平成 20 年を境に減少に転じたが、平成 23 年以降 26 年までは両地域ともに増加している。過疎地域では令和元年に 118 件と、前年の 109 件から 9 件増加した。（図表 2-5-23）。

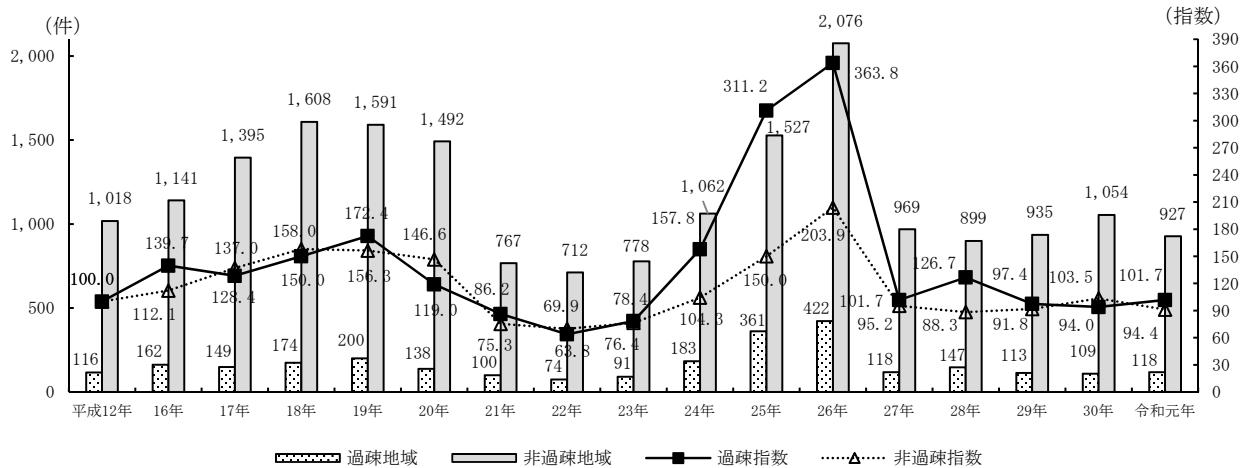
図表 2-5-22 ブロック別工場立地動向

（単位：件、千㎡、％）

区分	立地件数	うち工業団地内		敷地面積	うち工業団地内	
		件数	割合（％）		千㎡	割合（％）
過疎地域	北海道	8	2 (25.0)	205	189 (92.1)	
	東北	48	17 (29.3)	780	251 (32.1)	
	関東	5	0 (0.0)	425	0 (0.0)	
	北陸	5	3 (60.0)	134	125 (93.4)	
	東海	4	0 (0.0)	16	0 (0.0)	
	近畿	14	3 (21.4)	49	8 (16.0)	
	中国	13	5 (38.5)	250	102 (40.9)	
	四国	6	0 (0.0)	28	0 (0.0)	
	九州	15	6 (40.0)	204	133 (65.2)	
	沖縄	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	
計	118	36 (30.5)	2,091	807 (38.6)		
全国	1,045	355 (34.0)	13,183	6,537 (49.6)		

- （備考） 1 経済産業省「令和元年工場立地動向調査」による。
 2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域は含まない。
 3 調査対象は、全国の製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得（借地を含む）された 1,000 ㎡以上の用地（埋立予定地を含む）である。
 4 平成 24 年度以降の大幅な増加は、太陽光発電を目的とした電気業の立地案件の増加が大きなき要因となっており、平成 27 年度以降は太陽光発電に係る立地案件が調査対象から除外されたため大きく減少している。
 5 () は全体に対する工業団地内の割合である。

図表 2-5-23 工場立地件数の推移



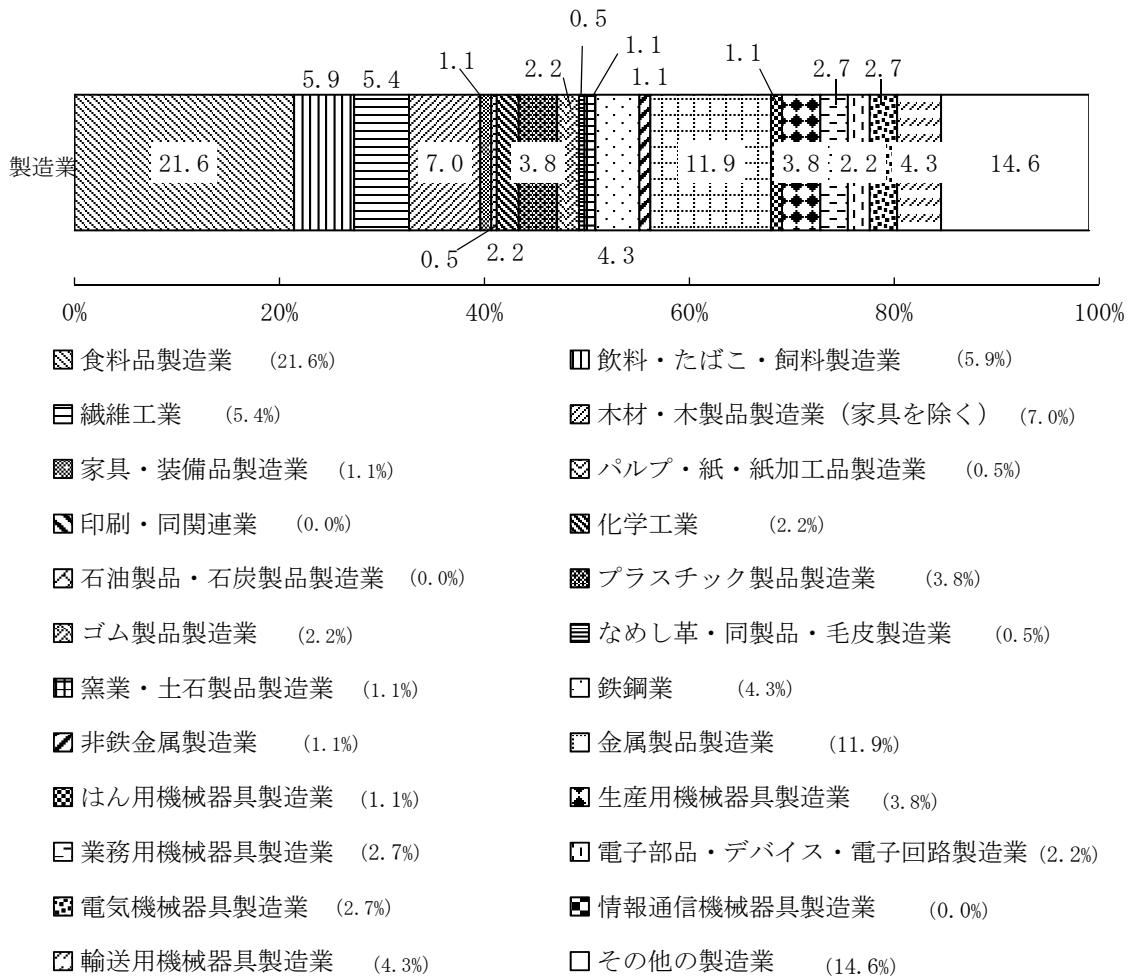
- （備考） 1 経済産業省「令和元年工場立地動向調査」による。
 2 過疎指数、非過疎指数は、平成 12 年の件数を 100 とした場合の指数である。

3) 業種別・規模別立地動向

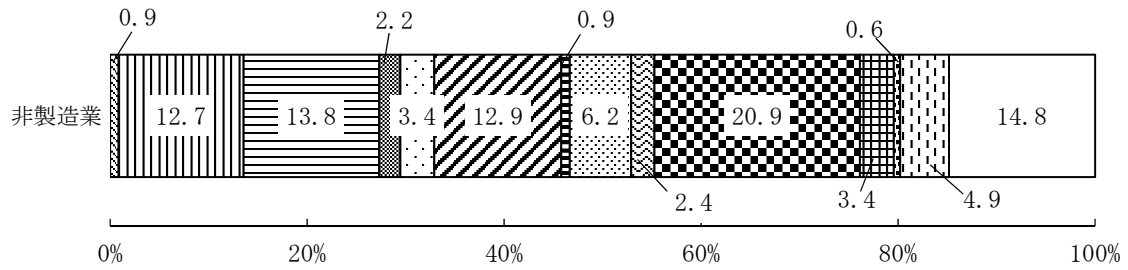
(業種別の立地動向)

過疎地域における令和元年度に立地した製造業・非製造業の立地動向を業種別にみると、製造業では食料品製造業が21.6%を占め、金属製品製造業11.9%、木材・木製品製造業が7.0%と続いている。非製造業では、宿泊業、飲食サービス業20.9%、電気・ガス・熱供給・水道業13.8%、卸売業・小売業が12.9%と続いている(図表2-5-24)。

図表2-5-24 産業別立地割合



(備考) 総務省調べ。



- 鉱業、採石業、砂利採取業 (0.9%)
- 建設業 (12.7%)
- 電気・ガス・熱供給・水道業 (13.8%)
- 情報通信業 (2.2%)
- 運輸業、郵便業 (3.4%)
- 卸売業、小売業 (12.9%)
- 金融業、保険業 (0.9%)
- 不動産業、物品賃貸業 (6.2%)
- 学術研究、専門・技術サービス業 (2.4%)
- 宿泊業、飲食サービス業 (20.9%)
- 生活関連サービス業、娯楽業 (3.4%)
- 教育、学習支援業 (0.6%)
- 医療、福祉 (4.9%)
- 複合サービス事業 (0.0%)
- サービス業（他に分類されないもの） (14.8%)

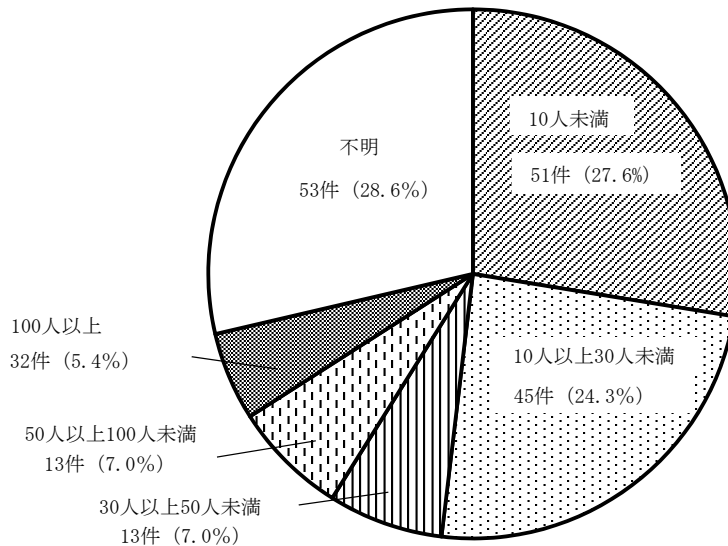
(備考) 総務省調べ。

(企業規模別の立地動向)

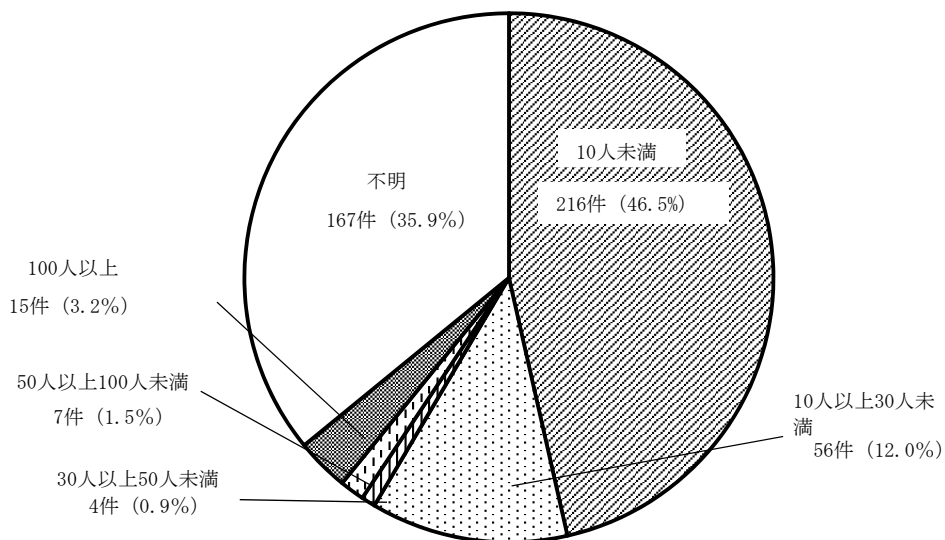
令和元年度において、過疎地域に立地した企業(650件)を製造業(185件)と非製造業(465件)に分け、常用雇用者数の規模別にみると、常用雇用者10人未満の企業が、製造業では27.6%であるのに対し、非製造業では46.5%となっており、非製造業は小規模な企業が主体となっていることが分かる(図表2-5-25)。

図表2-5-25 令和元年度の過疎地域における企業規模別立地件数

製造業 N=185



非製造業 N=465



(備考) 総務省調べ。

第6節 情報通信

1 高度情報化への対応

情報化の進展は、時間・距離の制約が緩和される点において、遠隔な立地という過疎地域の不利な条件を克服する大きな手がかりとなる。

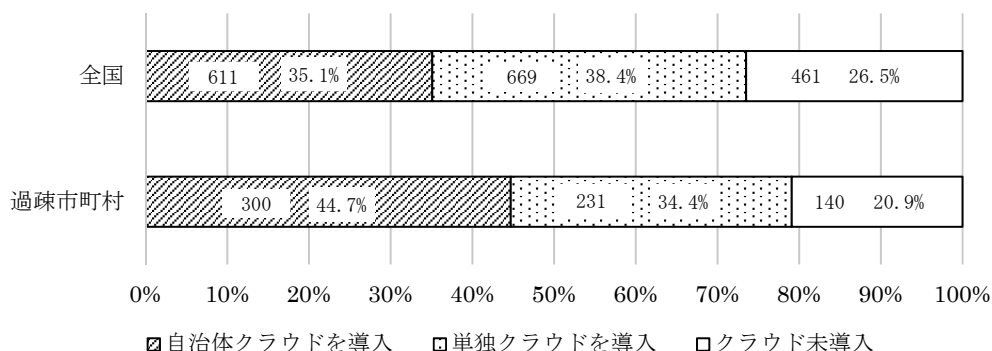
(1) 地方公共団体におけるクラウドの導入状況

自治体クラウドは、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものである。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められてきた。

その結果、令和2年4月1日現在の地方公共団体におけるクラウドの導入状況は、過疎地域671市町村のうち、「自治体クラウドを導入」または「単独クラウドを導入」している団体は531団体(79.1%)であるのに対し、全国では、1,741市区町村のうち、1,280団体(73.5%)となり、全国を5.6ポイント上回っている(図表2-6-1)。

なお、地方公共団体の情報システムについては、今後、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」に基づき、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された所管府省が作成する標準化基準に適合したシステムへ移行できるよう、その環境を整備することとしている。

図表2-6-1 クラウドの導入状況(令和2年4月1日時点)



- (備考) 1 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」による。
2 過疎地域は、一部過疎市町村を含まない。

(2) 携帯電話サービスエリアの状況

過疎地域における携帯電話サービスエリアカバー率については、平成19年度末の98.1%に対して、令和2年度末は99.95%となっており、全国との格差はほぼ改善されている（図表2-6-2）。

図表2-6-2 携帯電話サービスエリアカバー率（夜間人口ベース）の状況
（単位：％）

		過疎地域	全 国
平成19年度	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2
令和2年度	エリア内	99.95	99.99
	エリア外	0.05	0.01

- （備考）1 総務省調べ。
2 過疎地域、サービスエリアカバー率は各年度末時点。
3 夜間人口とは、夜間に常住する（そこに居住する）人口である。

(3) ブロードバンドの整備状況

令和2年3月末の過疎地域における超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率に関しては、移動系では99.2%と全国との差はほぼない。一方、固定系のうちFTTH（光回線）については、96.1%と全国の99.1%と比べ3.0ポイント低い。また、FTTH（光回線）を含めた固定系の総計では97.4%と全国の99.6%と比べ2.2ポイント低い。（図表2-6-3）。

図表2-6-3 超高速ブロードバンドの整備状況

区 分	移動系超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率	固定系ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率
過疎地域	99.2%	(FTTH) 96.1% (固定系 97.4%)
全 国	99.9%	(FTTH) 99.1% (固定系 99.6%)

- （備考）1 令和2年3月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。
2 移動系超高速ブロードバンドサービス：LTE、BWA
固定系超高速ブロードバンドサービス：FTTH、CATV、FWA
※BWA、CATV及びFWAについては、下り30Mbps以上に限る。
3 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの（小数点以下第2位を四捨五入）。

第7節 交通

1 交通

交通体系の整備は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものである。特に過疎地域においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地特性のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっている場合も多く、交通条件の改善は過疎対策の目標の一つとされている。

(1) 道路の整備状況

1) 国道・都道府県道の整備状況

道路の改良率、改良済幅員5.5m以上の整備率をみると、着実に整備が進められているものの、国道、都道府県道とも過疎地域は非過疎地域を下回っており、依然として格差がみられる。改良率のうち特に都道府県道については、令和元年の過疎地域と非過疎地域を比べると8.3ポイントの格差がある(図表2-7-1)。

図表2-7-1 国道・都道府県道の整備状況

(単位：%)

区分	平成12年			平成29年			平成30年			令和元年		
	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎
(改良率)												
国道	92.9	88.3	96.0	96.1	94.2	97.4	96.2	94.3	97.5	96.2	94.4	97.5
都道府県道	75.1	66.2	79.8	80.7	75.4	83.7	83.7	75.6	84.0	81.0	75.7	84.0
(改良済幅員5.5m以上の整備率)												
国道	89.2	83.2	93.2	93.6	91.1	95.5	93.8	91.2	95.6	93.9	91.4	95.6
都道府県道	63.2	54.0	67.9	70.2	64.5	73.8	70.6	64.7	73.9	70.7	64.7	74.2

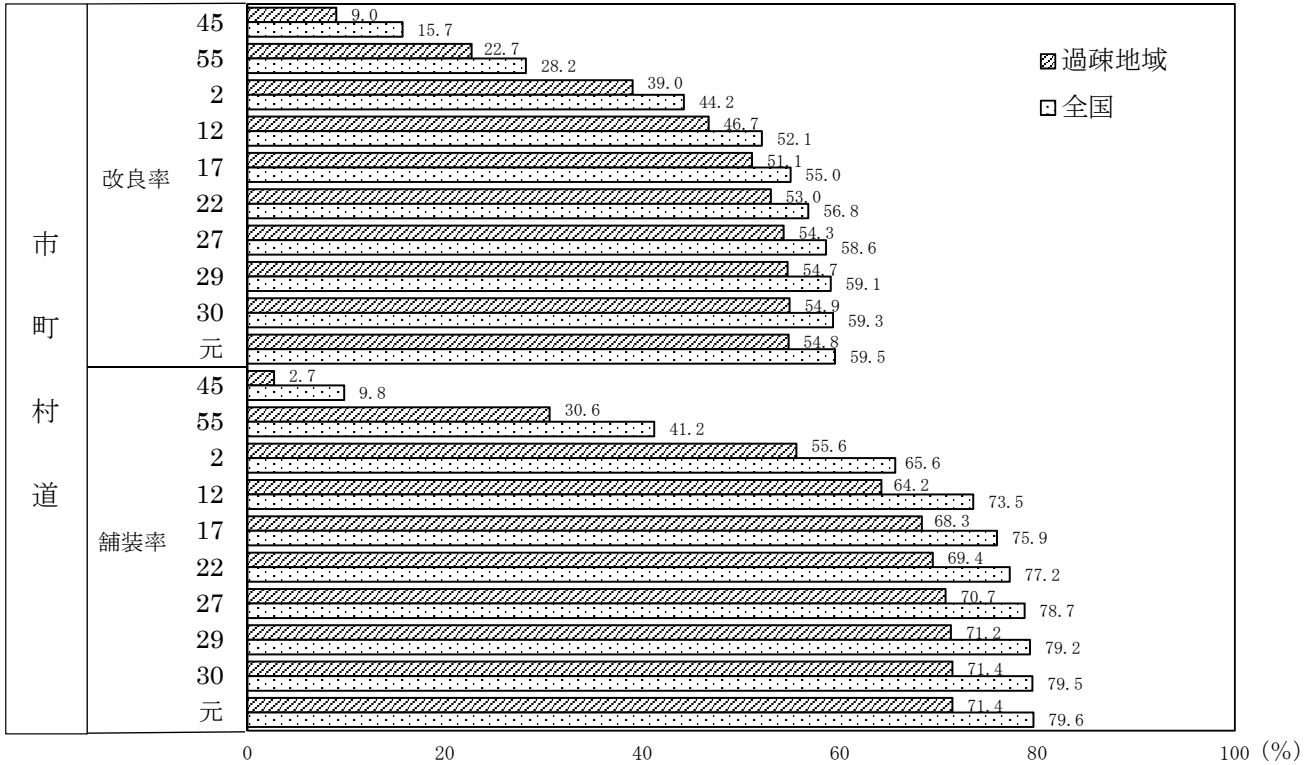
(備考) 1 国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。

2 過疎地域には、一部過疎地域を含まない。

2) 市町村道の整備状況

過疎地域における市町村道の整備水準は、昭和45年度から平成17年度の間は改良率、舗装率とも著しく改善されているが、未だに全国との間には格差がある(図表2-7-2)。

図表 2-7-2 市町村道の整備状況



項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
市町村道	改良率	%	9.0	15.7	22.7	28.2	39.0	44.2	46.7	52.1	51.1	55.0
	舗装率	%	2.7	9.8	30.6	41.2	55.6	65.6	64.2	73.5	68.3	75.9

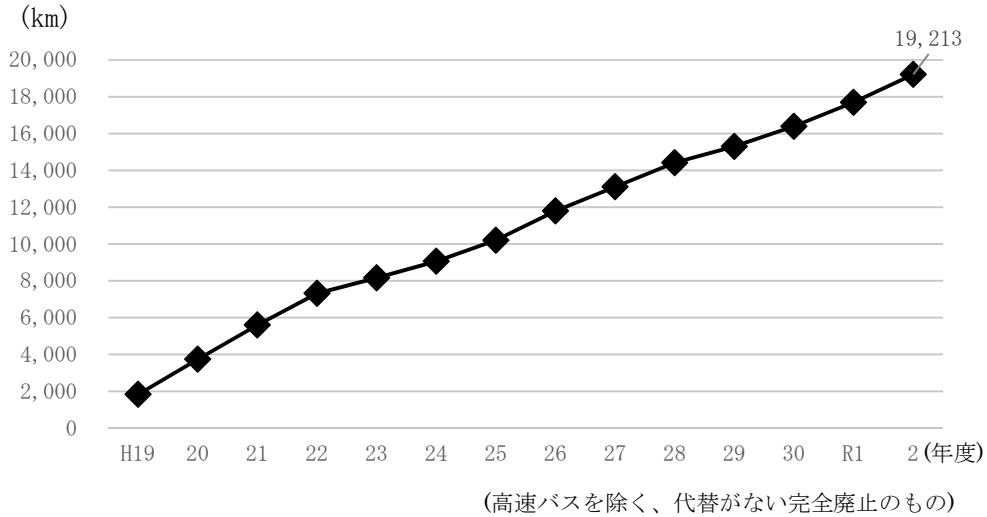
項目	単位	平成22年度		平成27年度		平成30年度		令和元年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
市町村道	改良率	%	53.0	56.8	54.3	58.6	54.9	59.3	54.8	59.5
	舗装率	%	69.4	77.2	70.7	78.7	71.4	79.5	71.4	79.6

(備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

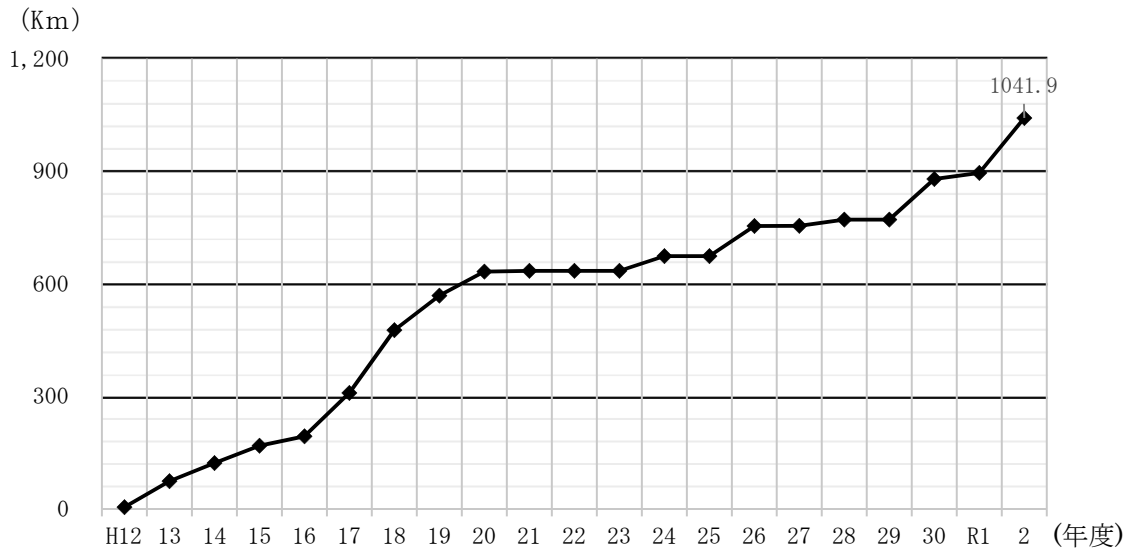
(2) 乗合バスと鉄軌道路線の廃止状況

人口減少等による採算性の悪化を受けて、一般路線バスの路線数の減少や地方部の鉄軌道路線の廃止が進んでいる。全国の乗合バスの廃止路線キロ数の累計と全国の鉄軌道の廃止路線長の累計は、以下のとおりとなっている（図表 2-7-3、2-7-4）。

図表 2-7-3 全国の乗合バスの廃止路線キロ数（累計）



図表 2-7-4 全国の鉄軌道の廃止路線長（累計）



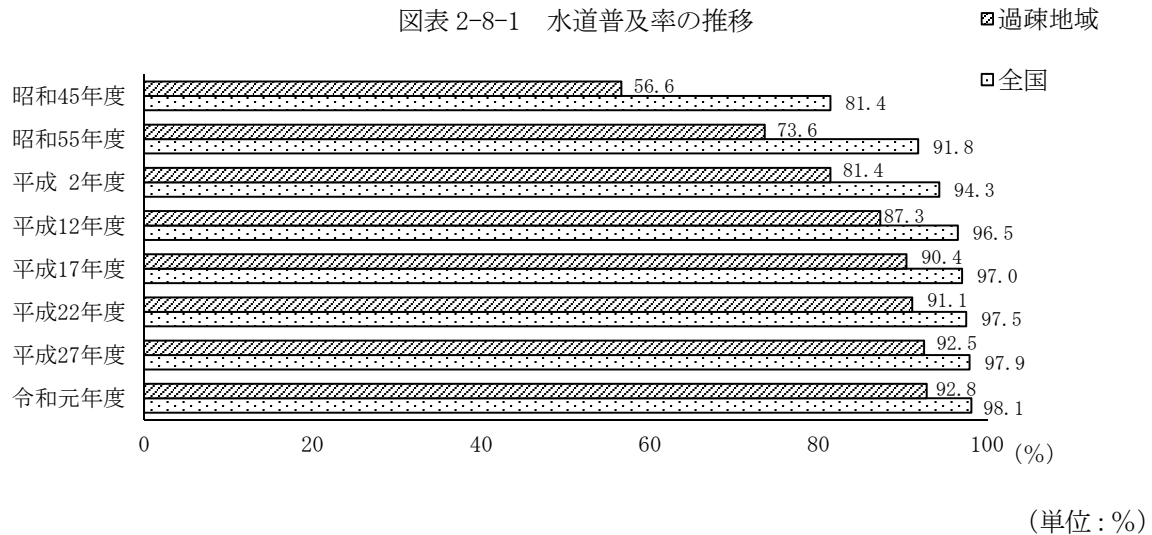
(備考) 国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。

第8節 生活環境

過疎地域における主要な公共施設の整備水準は、全国水準と格差があるものも少なからず存在しているが、昭和45年の緊急措置法以来の各種事業の推進により、以下に示すとおり、大きく改善している。

1 上水道

上水道、簡易水道を含めた水道の普及率は、昭和45年度には、過疎地域56.6%に対し全国81.4%と大きな格差があったものが、令和元年度には過疎地域92.8%、全国98.1%となっており、格差は縮小している（図表2-8-1）。



区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
過疎地域	56.6	73.6	81.4	87.3	90.4	91.1	92.5	92.8
全 国	81.4	91.8	94.3	96.5	97.0	97.5	97.9	98.1

- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。
 4 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

2 生活排水関連施設

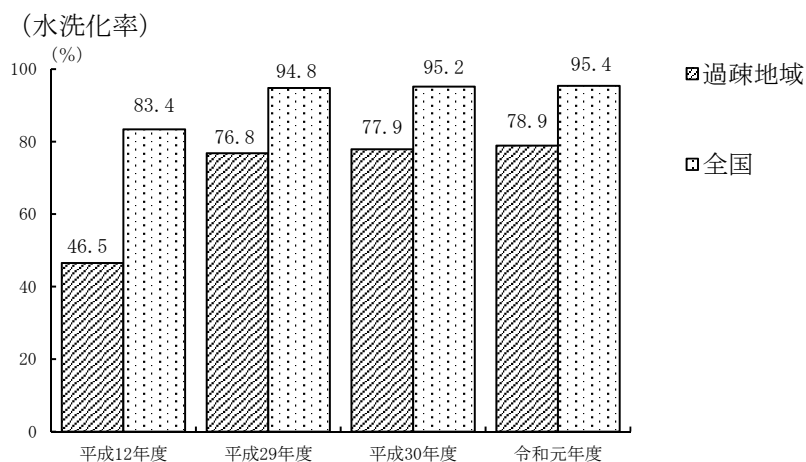
1) 水洗化人口の推移

過疎地域における水洗化率の推移をみると、平成 12 年度の 46.5%から令和元年度には 78.9%に増加しているが、全国と比べると、なお格差が残されている（図表 2-8-2）。

2) 水洗化人口の内訳

令和元年度における水洗化人口の内訳をみると、全国では公共下水道が 79.8%を占めているのに対し、過疎地域では浄化槽が 53.8%と水洗化人口の過半数を占めている（図表 2-8-2）。

図表 2-8-2 水洗化人口の状況



(水洗化人口の内訳)

(単位：千人、%)

項目	平成 12 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域
公共下水道人口 A	71,222 (67.4)	823 (22.2)	95,703 (79.0)	3,533 (47.1)	96,280 (79.5)	3,520 (46.9)	96,778 (79.8)	3,323 (45.6)
コミュニティプラント人口 B	414 (0.4)	19 (0.5)	320 (0.3)	76 (1.0)	336 (0.3)	76 (1.0)	306 (0.3)	40 (0.5)
浄化槽人口 C	34,095 (32.2)	2,865 (77.3)	25,100 (20.7)	3,896 (51.9)	24,657 (20.3)	3,889 (52.0)	24,256 (20.0)	3,918 (53.8)
うち合併処理	10,806 (10.2)	14,630 (12.1)	2,546 (33.9)	2,565 (33.9)	14,506 (12.0)	2,587 (34.6)	14,381 (11.9)	2,597 (35.7)
水洗化人口 D = A + B + C	105,731 (100.0)	3,707 (100.0)	121,123 (100.0)	7,505 (100.0)	121,273 (100.0)	7,485 (100.0)	121,340 (100.0)	7,281 (100.0)
非水洗化人口 E	21,002	4,258	6,596	2,271	6,165	2,122	5,816	1,949
総人口 F	126,734	7,966	127,718	9,776	127,438	9,607	127,156	9,230
水洗化率 D/F	83.4	46.5	94.8	76.8	95.2	77.9	95.4	78.9

(備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

2 () 内は水洗化人口の構成割合である。

3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

第9節 子育て・教育・文化の振興

1 教育

(1) 義務教育

過疎地域における小学校及び中学校の状況をみると、昭和45年度に比べ、令和2年度には児童数が68.3%、生徒数が72.8%減少している。また、学校数、教員数も共に減少している。

一方、全国の推移をみると、児童数はいわゆる団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が就学している昭和55年度にピークを迎え、その後減少している。

また、令和2年度における過疎地域の1学校当たりの児童数及び生徒数は、児童数が115人、生徒数が117人となっており、過疎地域の1学校当たりの人数は全国と比べ少ない。（図表2-4-2）。

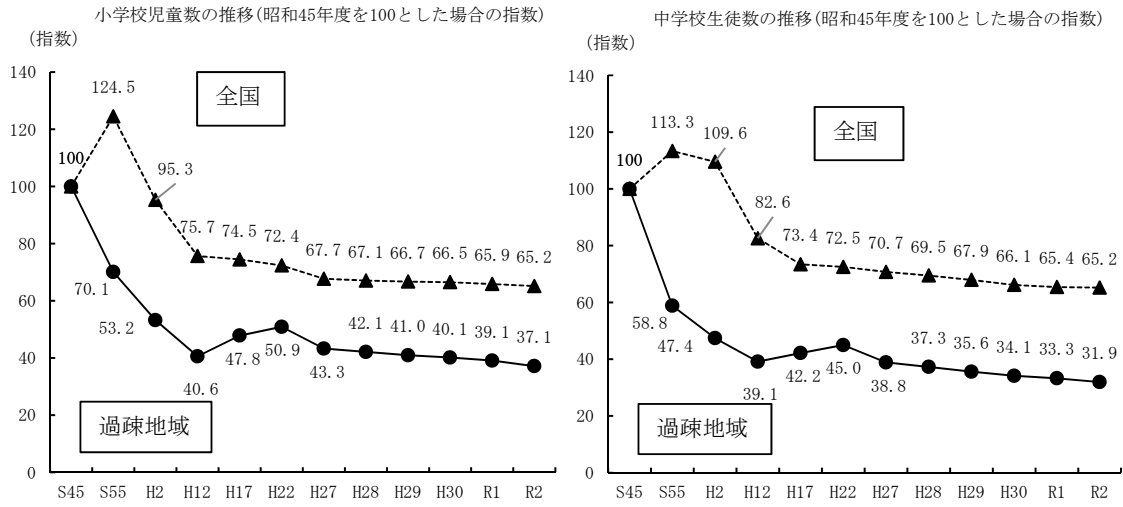
(再掲) 図表 2-4-2 義務教育の状況

項目		単 位	昭和 45 年度		昭和 55 年度		平成 2 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
			過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606
	うち分校数	校	929	2,346	522	1,244	315	775	211	514	132	344
	教員数	人	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	404,367
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70
	教員数	人	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	228,947
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

項目		単 位	平成 22 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
			過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	4,602	21,713	3,640	20,011	3,550	19,794	3,479	19,591	3,418	19,432
	うち分校数	校	99	270	44	174	41	166	40	163	39	155
	教員数	人	51,930	413,473	45,555	410,116	44,923	411,898	44,420	413,720	43,994	414,901
	児童数	人	521,016	6,869,318	431,214	6,366,785	419,244	6,333,289	410,890	6,312,251	400,159	6,253,022
	1学校当たり児童数	人	113	316	118	318	118	320	118	322	117	322
中学校	学校数	校	2,125	9,982	1,866	9,555	1,819	9,479	1,819	10,270	1,770	9,371
	うち分校数	校	13	80	9	80	8	78	8	80	8	81
	教員数	人	31,246	234,471	28,565	235,223	27,788	233,247	27,226	230,366	26,795	229,895
	生徒数	人	284,271	3,270,582	235,651	3,133,644	225,037	3,063,833	215,858	2,983,705	210,288	2,950,331
	1学校当たり生徒数	人	134	328	126	328	124	323	119	291	119	315

項目		単 位	令和 2 年度	
			過疎地域	全国
小学校	学校数	校	3,303	19,217
	うち分校数	校	38	148
	教員数	人	42,814	415,467
	児童数	人	380,102	6,185,145
	1学校当たり児童数	人	115	322
中学校	学校数	校	1,720	9,291
	うち分校数	校	8	79
	教員数	人	26,070	229,731
	生徒数	人	201,795	2,941,423
	1学校当たり生徒数	人	117	317

- (備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。
3 平成 22 年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。



- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

(2) 幼児教育

1) 保育所の状況

過疎地域と全国の保育所数等についてみると、平成14年から平成29年にかけて過疎地域の保育所等数及び在籍者数は減少しているが、全国では増加している。また、同期間における在籍率をみると、過疎地域、全国ともに減少している。

幼保連携型認定こども園数についてみると、平成27年から平成29年にかけて過疎地域、全国ともに増加している（図表2-9-1）。

図表2-9-1 保育所の状況について

区分	単位	平成14年		平成22年		平成27年		平成29年	
		過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
保育所等数	箇所	3,942	22,288	3,333	21,681	3,272	24,234	3,258	25,660
定員数	千人	253	1,960	231	2,033	236	2,352	241	2,505
在籍者数	千人	235	2,005	213	2,057	212	2,295	212	2,504
1市町村あたり 保育所数	箇所	5.9	13.0	5.0	12.6	4.9	14.1	4.8	14.9
在籍率	%	92.8	102.3	92.0	101.2	90.1	97.6	88.0	99.9
うち幼保連携型認定 こども園数	箇所	—	—	—	—	259	1,817	418	3,377
定員数	千人	—	—	—	—	20	175	33	341
在籍者数	千人	—	—	—	—	19	170	32	331
1市町村あたり 保育所数	箇所	—	—	—	—	0.4	1.1	0.6	2.0
在籍率	%	—	—	—	—	94.7	97.1	96.5	97.0

(備考) 1 厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

2 保育所等とは、平成14年、平成22年については「保育所」、平成27年から平成29年については「保育所」「小規模保育事務所」「幼保連携型認定こども園」「保育所型認定こども園」のことをいう。

3 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。

2) 待機児童数の状況

過疎地域における待機児童数は平成27年から30年に一貫して減少しており、平成31年に再び増加したが、令和2年度に再度減少した。

全国の待機児童数は平成29年度に一時増加したが、その後大きく減少している。（図表2-9-2）。

図表2-9-2 待機児童数の状況

(単位：千人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
過疎地域	414	352	288	208	329	172
全国	23,167	23,553	26,081	19,895	16,772	12,393

(備考) 1 厚生労働省「保育所等関連状況」より

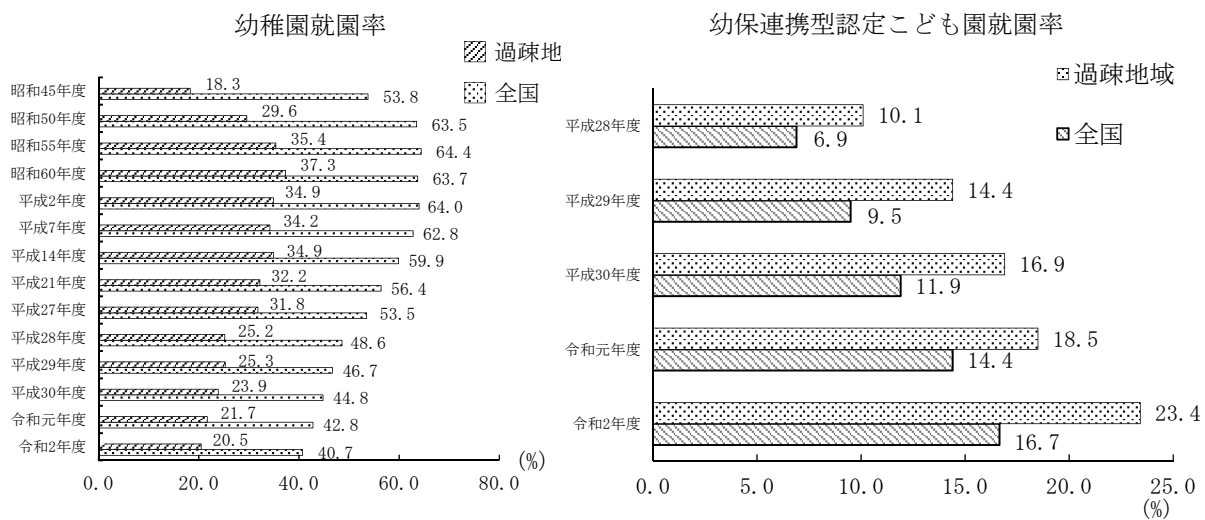
2 過疎地域は、一部過疎を含まない。

3) 幼稚園就園率

過疎地域における幼稚園就園率は昭和60年の37.3%から減少傾向であり、令和2年度は20.5%である。全国は昭和55年の64.4%より減少傾向であり、令和2年度は40.7%となっている。

また、幼保連携型認定こども園就園率では、平成28年度から令和2年度において、過疎地域が全国を上回っている（図表2-9-3）。

図表2-9-3 幼稚園就園率



区分	昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成21年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	18.3	53.8	29.6	63.5	35.4	64.4	37.3	63.7	34.9	64	34.2	62.8	34.9	59.9	32.2	56.4
幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	31.8	53.5	25.2	48.6	25.3	46.7	23.9	44.8	21.7	41.8	20.5	40.7
幼保連携型認定こども園	-	-	10.1	6.9	14.4	9.5	16.9	11.9	18.5	14.4	23.4	16.7

(備考) 1 全国は、文部科学省「学校基本調査」による。

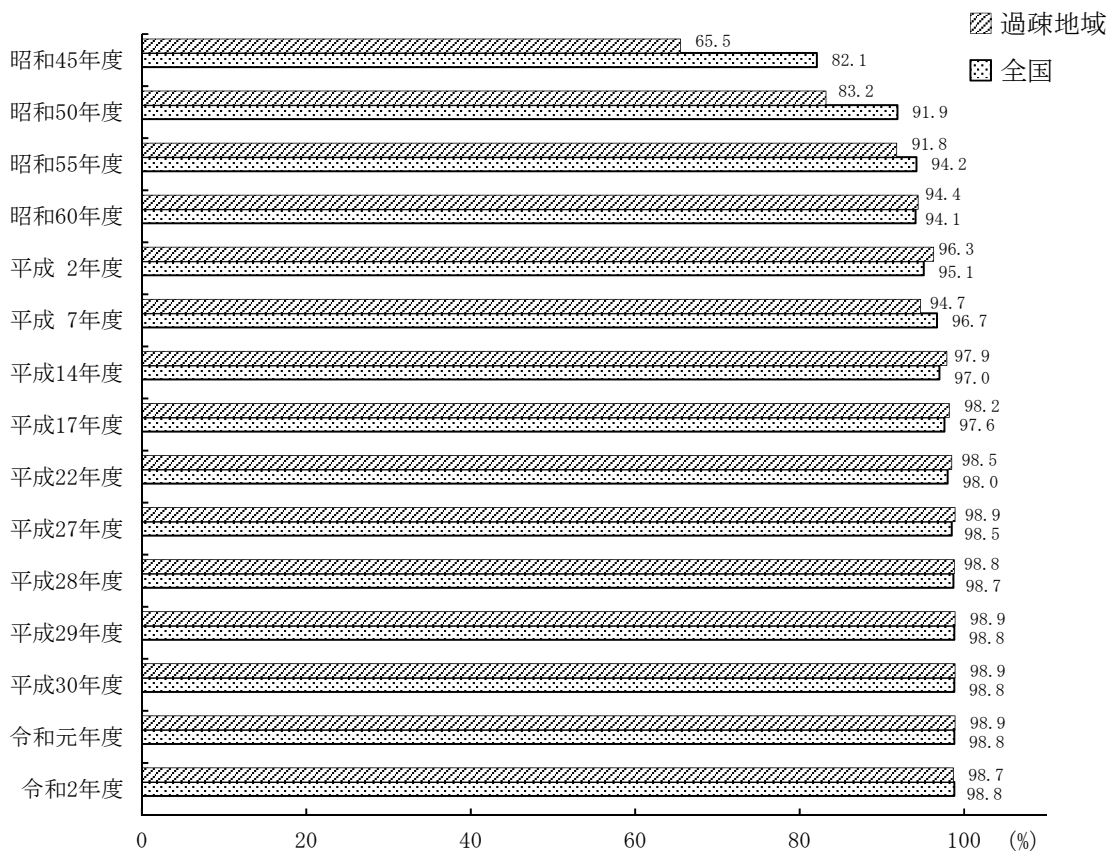
2 過疎地域は、総務省調べ。

(3) 高等学校・大学等

1) 高等学校等

高等学校等への進学率は、昭和60年度以降は全国と過疎地域とはほぼ同様の水準であり、格差はみられない(図表2-9-4)。

図表 2-9-4 高等学校等への進学率



昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成17年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	83.2	91.9	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.7	97.9	97.0	98.2	97.6

平成22年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
98.5	98.0	98.9	98.5	98.8	98.7	98.9	98.8	98.9	98.8	98.9	98.8	98.8	98.7

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。

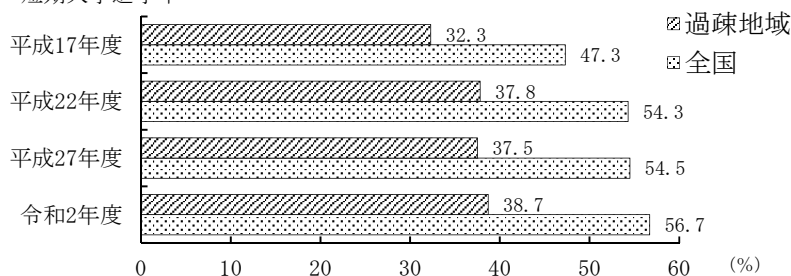
2 過疎地域は総務省調べ。

2) 大学等

平成17年度から令和2年度までの過疎地域における大学等への進学率をみると、大学・短期大学進学率及び専修学校進学率は全国を下回っており、令和2年度において、前者では18.0ポイント、後者では1.4ポイント下回っている。一方、専門学校進学率では全国を上回っており、令和2年度においては5.5ポイント上回っている（図表2-9-5）。

図表 2-9-5 大学等への進学率

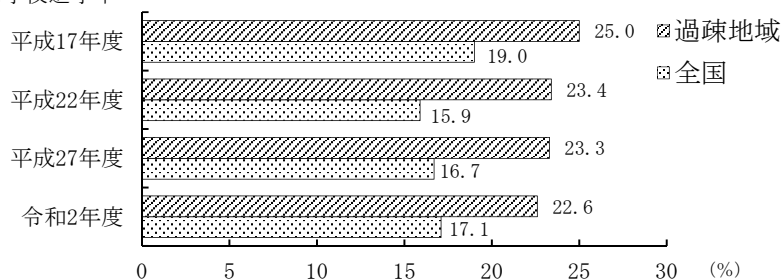
(1) 大学・短期大学進学率



(単位：%)

平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
32.3	47.3	37.8	54.3	37.5	54.5	38.7	56.7

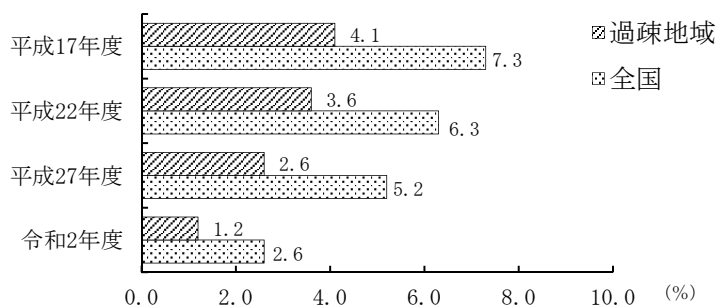
(2) 専門学校進学率



(単位：%)

平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
25.0	19.0	23.4	15.9	23.3	16.7	22.6	17.1

(3) 専修学校（専門学校を除く）進学率



(単位：%)

平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
4.1	7.3	3.6	6.3	2.6	5.2	1.2	2.6

- (備考) 1 文部科学省「学校基本調査」による。
2 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。

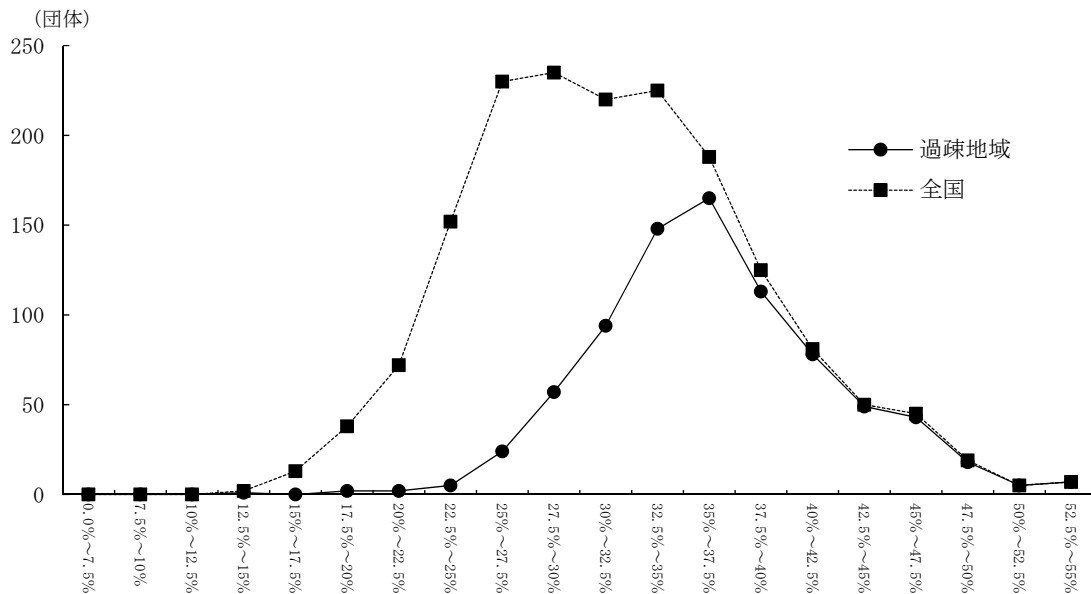
第10節 高齢化・福祉・医療

1 高齢化への対応

(1) 過疎地域の高齢化

過疎地域全体の高齢者比率（単純平均）は36.8%であり、非過疎地域の27.4%を大きく上回っている。高齢者比率の度数分布をみても、全国のピークが27.5%~30%であるのに対して過疎地域のピークは35%~37.5%であり、過疎地域は全国に先行して高齢化が進んでいるといえる（図表2-10-1）。

図表 2-10-1 高齢者比率の度数分布



区分	市町村数	単純平均	中央値	最多頻度
過疎地域	817	36.8%	36.3%	35%~37.5%
				165 団体
非過疎地域	896	27.4%	27.2%	25%~27.5%
				206 団体
全 国	1,713	31.8%	31.3%	27.5%~30%
				235 団体

- (備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は、過疎関係市町村数による。
 また、東京都特別区を1団体とみなす。なお、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を過疎地域の市町村数から除き、富岡町、大熊町、双葉町を非過疎地域の市町村数から除く。
- 2 人口は令和2年国勢調査であり、一部過疎市町村については、市町村全域の人口による。

3 数値は、各市町村ごとの高齢者比率を単純平均したものである。

(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況

1) 高齢者福祉施設の整備状況

令和元年における、過疎地域での65歳以上人口1万人に対しての各種高齢者施設の定員数をみると、軽費老人ホームを除き、いずれの施設についても、全国平均より多くなっている(図表2-10-2)。

また、平成12年から令和元年までの施設数の増減率をみると、軽費老人ホームでは過疎地域が全国を上回っているものの、その他の施設は過疎地域が全国を下回っている(図表2-10-3)。

図表2-10-2 65歳以上人口1万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況(定員)

(単位：人/65歳以上1万人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和元年		12→元増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	144	85	164	108	162	114	180	127	195	161	35.4	89.4
養護老人ホーム	39	19	39	19	37	16	37	18	36	17	-7.7	-10.6
軽費老人ホーム	15	17	21	23	23	20	24	25	26	26	73.3	52.9
介護老人保健施設	87	66	100	84	104	87	109	93	113	106	29.9	60.6

(備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 65歳以上の人口は令和2年度国勢調査による。

3 過疎地域は、令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表2-10-3 高齢者福祉施設の整備状況(施設数)

(単位：箇所)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和元年		12→元増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	1,014	4,463	1,142	5,535	1,098	5,676	1,281	7,065	1,384	8,234	36.5	84.5
養護老人ホーム	260	949	264	964	280	822	256	936	257	948	-1.2	-0.1
軽費老人ホーム	185	1,444	255	1,966	322	1,683	296	2,166	308	2,321	66.5	60.7
老人福祉センター	498	2,271	469	2,284	451	1,814	385	2,001	390	1,959	-21.7	-13.7
通所介護事業所	1,754	8,037	2,685	17,652	2,980	22,738	3,971	36,757	4,284	43,893	144.2	446.1
短期入所生活介護事業所	1,047	4,515	1,271	6,216	1,306	7,096	1,747	9,924	1,904	11,426	81.9	153.1
老人介護支援センター	1,481	6,964	1,768	8,668	—	—	—	—	—	—	—	—
介護老人保健施設	452	2,667	510	3,278	523	3,382	591	3,857	631	4,337	39.6	62.6

(備考) 1 特別養護老人ホーム、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)、短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターは厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域には、一部過疎地域を含まない。

2) 居宅介護サービスの利用状況

高齢化の進展に伴い、居宅介護サービスの利用状況は、過疎地域を含めた全国的な傾向として大きく増加をしているが、過疎地域における居宅介護サービスの利用状況を高齢者100人当たりの年間利用件数で見ると、令和元年度における通所サービスは52.9件（全国63.5件）、短期入所サービスは15.3件（全国13.6件）であり、いずれも全国と大きな差はないものの、訪問サービスは51.7件（全国107.8件）と全国を大きく下回っている（図表2-10-4）。

図表2-10-4 居宅介護サービスの利用状況

(単位：件)

区 分		訪問サービス		通所サービス		短期入所サービス	
		利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数
平成 14年度	過疎地域	1,306,127	36.9	1,747,565	49.4	280,219	7.9
	全 国	14,328,946	42.8	13,147,749	39.3	2,377,631	7.1
平成 21年度	過疎地域	1,930,952	54.5	2,821,918	79.7	537,276	15.2
	全 国	19,987,937	59.7	21,673,909	64.8	4,093,227	12.2
平成 27年度	過疎地域	2,468,219	69.7	3,275,004	92.5	648,171	18.3
	全 国	34,933,556	104.4	30,848,606	92.2	4,724,457	14.1
平成 28年度	過疎地域	2,438,480	68.9	2,803,746	79.2	648,508	18.3
	全 国	35,886,808	107.2	26,257,264	78.5	4,740,372	14.2
平成 29年度	過疎地域	2,272,392	64.2	2,449,532	69.2	650,065	18.4
	全 国	35,364,323	105.7	23,334,609	69.7	4,792,592	14.3
平成 30年度	過疎地域	2,187,161	61.8	2,249,865	63.5	649,399	18.3
	全 国	36,010,971	107.6	21,871,168	65.4	4,824,989	14.4
令和 元年度	過疎地域	2,151,670	51.7	2,201,429	52.9	639,266	15.3
	全 国	38,107,826	107.8	22,420,947	63.5	4,817,583	13.6

(備考) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」による。

2 100人当たりは、65歳以上人口の100人当たりをいう。

3 人口は令和2年国勢調査による。

4 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。また、広域連合、事務組合については、構成市町村に一部過疎地域又は非過疎地域のいずれかを含むものは除いている。

2 医療

(1) 診療施設の整備状況

過疎地域における診療施設の整備状況を人口1万人当たりの病床数に着目してみると、昭和45年度以降、過疎地域における病床数は全国を下回っていたが、全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少もあり、平成17年以降は全国と過疎地域が逆転している（図表2-10-5）。

また、過疎地域における人口1万人あたりの専門科別医師数は、耳鼻いんこう科（0.3人）、産婦人科・産科（0.4人）、臨床研修医（0.4人%）が少ない（図表2-10-6）。

図表2-10-5 診療施設の整備状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	652	8,212	607	9,356	642	10,436	673	9,331	960	9,063
診療所数	箇所	4,666	88,835	4,759	110,227	4,596	130,220	6,282	151,280	9,427	158,349
病院・診療所の病床数	床	77,649	1,280,023	79,110	1,607,870	90,726	1,951,338	95,327	1,870,020	153,798	1,806,480
1万人当たりの病床数	床	78.1	122.4	92.6	137.4	118.9	158.4	123.9	148.1	161.2	142.2

項目	単位	平成22年度		平成27年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	1,027	8,343	977	8,254	960	8,197	955	8,197	932	8,095
診療所数	箇所	10,159	154,928	10,009	159,942	9,947	162,068	9,857	162,068	9,678	163,138
病院・診療所の病床数	床	161,129	1,658,957	150,516	1,629,778	146,796	1,615,673	144,401	1,595,828	137,844	1,577,544
1万人当たりの病床数	床	151.9	129.5	154.0	128.2	150.2	127.1	147.7	125.6	133.2	125.1

- (備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎市町村のうち、データが取得できない275区域を除いている。
 3 平成22年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表 2-10-6 主な専門科別医師

(単位：人)

	総数	内科	小児科	外科	眼科
過疎地域	14,251	6,741	632	1,456	515
人口1万人当たり	13.8	6.5	0.6	1.4	0.5
全 国	311,922	112,439	17,319	26,566	13,325
人口1万人当たり	24.7	8.9	1.4	2.1	1.1

	耳鼻いんこう科	産婦人科・産科	臨床研修医	その他
過疎地域	275	408	411	3,813
人口1万人当たり	0.3	0.4	0.4	3.7
全 国	9,286	11,332	17,321	104,334
人口1万人当たり	0.7	0.9	1.4	8.3

- (備考) 1 厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。
 2 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。
 3 人口は令和2年国勢調査による。

(2) 無医地区の状況

全国的に無医地区の減少が図られる中、過疎市町村における無医地区数をみると、昭和53年の1,168地区から令和元年には513地区へと減少しているが、非過疎市町村と比較して減少のペースは鈍く、無医地区の90%以上が過疎地域に存在している(図表2-10-7)。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表 2-10-7 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区 分		昭和 53年 10月	昭和 59年 10月	平成 6年 9月	平成 11年 6月	平成 16年 12月	平成 21年 10月	平成 26年 10月	令和 元年 10月	S53 ~R1 増減率
過疎	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	574	513	△ 56.1
市町村	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	199	△ 64.1
非過疎	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	41	△ 93.0
市町村	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	88	△ 72.8

(備考) 厚生労働省「無医地区等調査」による。

第 1 1 節 集落の整備等

1 集落の現状

令和元年度に総務省が実施した「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」により、過疎地域等における集落の現状について概観する。

調査の対象は、平成 31 年 4 月 1 日時点の過疎関係市町村のほか、活性化法に基づく過疎地域を有する市町村及び以下の関係各法により指定される地域を有する全市町村としている。

- ・山村振興法に基づく振興山村を有する市町村
- ・離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町村
- ・半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村
- ・豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村

※ 総務省が行った調査の回答のあった 1,045 市町村を基に作成している。

※ 東日本大震災に伴う原発事故被災地のうち、平成 27 年 4 月 30 日時点で、全域が避難指示区域にあった 5 町村（うち 2 町村が過疎関係市町村）は調査対象外としている。

なお、本調査における各地方ブロックは次のとおりである。

北海道…北海道

東北圏…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

首都圏…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北陸圏…富山県、石川県、福井県

中部圏…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国圏…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国圏…徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄県…沖縄県

また、この調査における「集落」とは、「一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位」としている。

(1) 集落の現状

1) 過疎地域等における集落数

過疎地域等における集落数を市町村区分別にみると、市が 49,576 集落 (64.6%)、町が 24,145 集落 (31.5%)、村が 2,989 集落 (3.9%) であり、6 割以上の集落が市に属している。

また、1 市町村あたり平均集落数をみると、全国平均で 73.4 集落となっており、中国圏では 147.6 集落と最も多くなっている (図表 2-11-1)。

図表 2-11-1 地方ブロック別・市町村区分別集落数及び 1 市町村あたり平均集落数

全体	市町村区分別 集落数				1 市町村あたり 平均集落数
	市	町	村	計	
1 北海道	855 (21.3%)	2,950 (73.5%)	206 (5.1%)	4,011 (100.0%)	24.9
2 東北圏	12,794 (70.4%)	4,701 (25.9%)	672 (3.7%)	18,167 (100.0%)	92.7
3 首都圏	1,401 (44.0%)	1,523 (47.9%)	257 (8.1%)	3,181 (100.0%)	35.0
4 北陸圏	2,110 (64.5%)	1,163 (35.5%)	0 (0.0%)	3,273 (100.0%)	81.8
5 中部圏	2,909 (55.9%)	1,470 (28.3%)	824 (15.8%)	5,203 (100.0%)	46.0
6 近畿圏	2,831 (61.2%)	1,501 (32.5%)	293 (6.3%)	4,625 (100.0%)	53.2
7 中国圏	10,598 (77.2%)	3,100 (22.6%)	27 (0.2%)	13,725 (100.0%)	147.6
8 四国圏	4,111 (54.3%)	3,370 (44.5%)	86 (1.1%)	7,567 (100.0%)	94.6
9 九州圏	11,862 (71.1%)	4,286 (25.7%)	540 (3.2%)	16,688 (100.0%)	100.5
10 沖縄県	105 (38.9%)	81 (30.0%)	84 (31.1%)	270 (100.0%)	15.0
合計	49,576 (64.6%)	24,145 (31.5%)	2,989 (3.9%)	76,710 (100.0%)	73.4

(備考) 市町村区分別集落数欄の () はブロック毎の構成比である。

2) 集落人口

過疎地域等の集落人口数をみると、集落人口の合計は1,525万人であり、その内訳は市が71.6%、町が25.9%、村が2.6%となっている。

また、市町村別の1集落あたり平均人口をみると、全体では市部(220.3人)と村部(131.6人)に88.7人の差がみられ、地方ブロック別にみると、市部において北海道が1041.7人、村部において沖縄県が265.7人と突出している(図表2-11-2)。

図表2-11-2 地方ブロック別・市町村別 集落人口及び1集落あたり平均人口

全体	市町村別 集落人口				市町村別 集落あたり平均人口			
	市	町	村	計	市	町	村	全体
1 北海道	890,621 (54.7%)	714,166 (43.8%)	24,886 (1.5%)	1,629,673 (100.0%)	1,041.7 [855]	242.2 [2,949]	120.8 [206]	406.4 [4,010]
2 東北圏	3,334,090 (78.7%)	781,281 (18.5%)	118,623 (2.8%)	4,233,994 (100.0%)	260.7 [12,790]	166.5 [4,693]	177.0 [670]	233.2 [18,153]
3 首都圏	420,821 (56.4%)	279,475 (37.5%)	45,287 (6.1%)	745,583 (100.0%)	300.4 [1,401]	183.5 [1,523]	176.2 [257]	234.4 [3,181]
4 北陸圏	373,612 (62.0%)	229,286 (38.0%)	0 (0.0%)	602,898 (100.0%)	177.1 [2,110]	197.2 [1,163]	0 [0]	184.2 [3,273]
5 中部圏	825,218 (66.5%)	323,931 (26.1%)	91,693 (7.4%)	1,240,842 (100.0%)	284.0 [2,906]	220.4 [1,470]	111.3 [824]	238.6 [5,200]
6 近畿圏	809,511 (66.9%)	369,339 (30.5%)	30,815 (2.5%)	1,209,665 (100.0%)	286.1 [2,829]	246.1 [1,501]	105.2 [293]	261.7 [4,623]
7 中国圏	1,178,298 (80.7%)	279,211 (19.1%)	3,010 (0.2%)	1,460,519 (100.0%)	111.2 [10,595]	90.1 [3,098]	111.5 [27]	106.5 [13,720]
8 四国圏	514,923 (64.0%)	284,173 (35.3%)	6,020 (0.7%)	805,116 (100.0%)	125.4 [4,105]	84.3 [3,369]	70.0 [86]	106.5 [7,560]
9 九州圏	2,512,358 (78.1%)	655,510 (20.4%)	50,193 (1.6%)	3,218,061 (100.0%)	212.0 [11,848]	153.0 [4,284]	93.1 [539]	193.0 [16,671]
10 沖縄県	54,421 (52.5%)	26,926 (26.0%)	22,317 (21.5%)	103,664 (100.0%)	518.3 [105]	332.4 [81]	265.7 [84]	383.9 [270]
合計	10,913,873 (71.6%)	3,943,298 (25.9%)	392,844 (2.6%)	15,250,015 (100.0%)	220.3 [49,544]	163.4 [24,131]	131.6 [2,986]	198.9 [76,661]

(備考) 1 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

2 市町村別集落あたり平均人口欄の[]は人口の回答があった集落数である。

3) 人口規模別集落数

人口規模別集落数をみると、全体では50人未満の集落が30.4%を占めており、100人未満の集落が53.4%と半数以上を占めている。

地方ブロック別でみると、中国圏において100人未満の集落の占める割合が約70%となっており、沖縄県では200人以上の集落が60%を越えている（図表2-11-3）。

図表2-11-3 地方ブロック別・人口規模別 集落数

全体	集落の人口規模 (人)									計
	～9	10～24	25～49	50～99	100～199	200～499	500～999	1000～	無回答	
1 北海道	170 (4.2%)	419 (10.4%)	727 (18.1%)	769 (19.2%)	779 (19.4%)	682 (17.0%)	255 (6.4%)	209 (5.2%)	1 (0.0%)	4,011 (100.0%)
2 東北圏	463 (2.5%)	958 (5.3%)	2,226 (12.3%)	4,133 (22.8%)	4,731 (26.0%)	3,929 (21.6%)	1,050 (5.8%)	492 (2.7%)	185 (1.0%)	18,167 (100.0%)
3 首都圏	46 (1.4%)	212 (6.7%)	419 (13.2%)	683 (21.5%)	716 (22.5%)	661 (20.8%)	204 (6.4%)	110 (3.5%)	130 (4.1%)	3,181 (100.0%)
4 北陸圏	171 (5.2%)	255 (7.8%)	443 (13.5%)	816 (24.9%)	835 (25.5%)	537 (16.4%)	141 (4.3%)	74 (2.3%)	1 (0.0%)	3,273 (100.0%)
5 中部圏	234 (4.5%)	560 (10.8%)	826 (15.9%)	1,080 (20.8%)	1,107 (21.3%)	859 (16.5%)	309 (5.9%)	223 (4.3%)	5 (0.1%)	5,203 (100.0%)
6 近畿圏	143 (3.1%)	340 (7.4%)	582 (12.6%)	984 (21.3%)	1,126 (24.3%)	906 (19.6%)	299 (6.5%)	226 (4.9%)	19 (0.4%)	4,625 (100.0%)
7 中国圏	776 (5.7%)	2,325 (16.9%)	3,450 (25.1%)	3,416 (24.9%)	1,943 (14.2%)	1,068 (7.8%)	310 (2.3%)	131 (1.0%)	306 (2.2%)	13,725 (100.0%)
8 四国圏	563 (7.4%)	1,086 (14.4%)	1,596 (21.1%)	1,838 (24.3%)	1,334 (17.6%)	696 (9.2%)	141 (1.9%)	56 (0.7%)	257 (3.4%)	7,567 (100.0%)
9 九州圏	423 (2.5%)	1,386 (8.3%)	2,504 (15.0%)	3,882 (23.3%)	3,892 (23.3%)	3,110 (18.6%)	935 (5.6%)	357 (2.1%)	199 (1.2%)	16,688 (100.0%)
10 沖縄県	2 (0.7%)	2 (0.7%)	13 (4.8%)	23 (8.5%)	63 (23.3%)	101 (37.4%)	46 (17.0%)	20 (7.4%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)
合計	2,991 (3.9%)	7,543 (9.8%)	12,786 (16.7%)	17,624 (23.0%)	16,526 (21.5%)	12,549 (16.4%)	3,690 (4.8%)	1,898 (2.5%)	1,103 (1.4%)	76,710 (100.0%)

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

4) 65歳以上人口割合

集落人口に占める65歳以上人口割合別集落数をみると、全体では65歳以上の人口が半数以上を占める集落が29.2%あり、そのうち65歳以上人口が70%以上の集落が6.2%ある。また、全ての人口が65歳以上である集落が1,072集落(1.4%)ある。

地方ブロック別で見ると、中国圏や四国圏で65歳以上人口が40%以上の集落が多くみられるが、沖縄県では、65歳以上人口が40%未満の集落が比較的多くみられる(図表2-11-4)。

図表2-11-4 地方ブロック別・集落人口に占める65歳以上人口割合別 集落数

全体	集落人口に占める 65歳以上 の割合							計	(うち100%)
	0%	1~19%	20~39%	40~49%	50~69%	70%~	無回答		
1 北海道	52 (1.3%)	124 (3.1%)	1,609 (40.1%)	1,166 (29.1%)	898 (22.4%)	138 (3.4%)	24 (0.6%)	4,011 (100.0%)	36 (0.9%)
2 東北圏	79 (0.4%)	507 (2.8%)	8,096 (44.6%)	5,890 (32.4%)	2,740 (15.1%)	513 (2.8%)	342 (1.9%)	18,167 (100.0%)	132 (0.7%)
3 首都圏	7 (0.2%)	52 (1.6%)	1,122 (35.3%)	1,070 (33.6%)	636 (20.0%)	126 (4.0%)	168 (5.3%)	3,181 (100.0%)	18 (0.6%)
4 北陸圏	15 (0.5%)	109 (3.3%)	1,197 (36.6%)	953 (29.1%)	730 (22.3%)	226 (6.9%)	43 (1.3%)	3,273 (100.0%)	79 (2.4%)
5 中部圏	30 (0.6%)	127 (2.4%)	1,791 (34.4%)	1,488 (28.6%)	1,196 (23.0%)	332 (6.4%)	239 (4.6%)	5,203 (100.0%)	70 (1.3%)
6 近畿圏	14 (0.3%)	84 (1.8%)	1,535 (33.2%)	1,420 (30.7%)	992 (21.4%)	297 (6.4%)	283 (6.1%)	4,625 (100.0%)	54 (1.2%)
7 中国圏	179 (1.3%)	449 (3.3%)	3,644 (26.6%)	3,663 (26.7%)	4,156 (30.3%)	1,284 (9.4%)	350 (2.6%)	13,725 (100.0%)	293 (2.1%)
8 四国圏	52 (0.7%)	149 (2.0%)	1,925 (25.4%)	1,986 (26.2%)	2,211 (29.2%)	967 (12.8%)	277 (3.7%)	7,567 (100.0%)	236 (3.1%)
9 九州圏	85 (0.5%)	510 (3.1%)	5,988 (35.9%)	4,893 (29.3%)	4,134 (24.8%)	847 (5.1%)	231 (1.4%)	16,688 (100.0%)	154 (0.9%)
10 沖縄県	3 (1.1%)	36 (13.3%)	177 (65.6%)	40 (14.8%)	12 (4.4%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)	0 (0.0%)
合計	516 (0.7%)	2,147 (2.8%)	27,084 (35.3%)	22,569 (29.4%)	17,705 (23.1%)	4,732 (6.2%)	1,957 (2.6%)	76,710 (100.0%)	1,072 (1.4%)

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

5) 75歳以上人口割合

集落人口に占める75歳以上人口割合別集落数をみると、全体では75歳以上の人口が30%以上を占める集落が25.9%あり、そのうち半数以上を占める集落が5.3%ある。また、全ての人口が75歳以上の集落が389集落(0.5%)ある。

地方ブロック別でみると、中国圏や四国圏で75歳以上人口が30%以上の集落が多くみられるが、沖縄県では75歳以上人口が20%未満の集落が比較的多くみられる(図表2-11-5)。

図表2-11-5 地方ブロック別・集落人口に占める75歳以上人口割合別 集落数

全体	集落人口に占める 75歳以上 の割合								計	(うち100%)
	0%	1~9.9%	10~19%	20~29%	30~49%	50~	無回答			
1 北海道	95 (2.4%)	182 (4.5%)	1,234 (30.8%)	1,565 (39.0%)	797 (19.9%)	114 (2.8%)	24 (0.6%)	4,011 (100.0%)	16 (0.4%)	
2 東北圏	176 (1.0%)	766 (4.2%)	6,055 (33.3%)	7,912 (43.6%)	2,461 (13.5%)	455 (2.5%)	342 (1.9%)	18,167 (100.0%)	47 (0.3%)	
3 首都圏	25 (0.8%)	81 (2.5%)	924 (29.0%)	1,315 (41.3%)	554 (17.4%)	114 (3.6%)	168 (5.3%)	3,181 (100.0%)	5 (0.2%)	
4 北陸圏	42 (1.3%)	158 (4.8%)	950 (29.0%)	1,284 (39.2%)	612 (18.7%)	184 (5.6%)	43 (1.3%)	3,273 (100.0%)	41 (1.3%)	
5 中部圏	136 (2.6%)	145 (2.8%)	1,238 (23.8%)	1,996 (38.4%)	1,159 (22.3%)	290 (5.6%)	239 (4.6%)	5,203 (100.0%)	29 (0.6%)	
6 近畿圏	29 (0.6%)	121 (2.6%)	1,119 (24.2%)	1,861 (40.2%)	940 (20.3%)	272 (5.9%)	283 (6.1%)	4,625 (100.0%)	20 (0.4%)	
7 中国圏	320 (2.3%)	581 (4.2%)	2,855 (20.8%)	4,925 (35.9%)	3,635 (26.5%)	1,059 (7.7%)	350 (2.6%)	13,725 (100.0%)	95 (0.7%)	
8 四国圏	117 (1.5%)	228 (3.0%)	1,559 (20.6%)	2,576 (34.0%)	1,933 (25.5%)	877 (11.6%)	277 (3.7%)	7,567 (100.0%)	89 (1.2%)	
9 九州圏	351 (2.1%)	678 (4.1%)	4,546 (27.2%)	6,518 (39.1%)	3,681 (22.1%)	683 (4.1%)	231 (1.4%)	16,688 (100.0%)	47 (0.3%)	
10 沖縄県	3 (1.1%)	43 (15.9%)	140 (51.9%)	62 (23.0%)	18 (6.7%)	4 (1.5%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)	0 (0.0%)	
合計	1,294 (1.7%)	2,983 (3.9%)	20,620 (26.9%)	30,014 (39.1%)	15,790 (20.6%)	4,052 (5.3%)	1,957 (2.6%)	76,710 (100.0%)	389 (0.5%)	

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

6) 生活サービス機能の立地状況

生活サービス機能の立地状況をみると、全体の54.4%の集落に駅やバス停があり、22.5%の集落には商店やスーパーがある。一方で、それ以外のサービス機能については10%に満たない状況である。

地方ブロック別でみると、北海道ではガソリンスタンドや（簡易）郵便局が、近畿圏では医療施設が、沖縄県では老人デイサービスセンターや教育施設が立地している集落が多くなっている（図表2-11-6）。

図表 2-11-6 地方ブロック別・生活サービス機能の立地状況別集落数

全体	生活サービス機能の立地状況（各サービスが立地している集落数）								総集落数
	病院・診療所	商店・スーパー	ガソリンスタンド	（簡易）郵便局	老人デイサービスセンター	駅・バス停	小学校	幼稚園・保育所等	
1 北海道	394 (9.8%)	988 (24.6%)	551 (13.7%)	692 (17.3%)	321 (8.0%)	2,473 (61.7%)	445 (11.1%)	439 (10.9%)	4,011 (100.0%)
2 東北圏	1,437 (7.9%)	4,589 (25.3%)	1,480 (8.1%)	1,546 (8.5%)	1,316 (7.2%)	9,991 (55.0%)	1,131 (6.2%)	1,309 (7.2%)	18,167 (100.0%)
3 首都圏	315 (9.9%)	744 (23.4%)	339 (10.7%)	369 (11.6%)	305 (9.6%)	1,892 (59.5%)	239 (7.5%)	238 (7.5%)	3,181 (100.0%)
4 北陸圏	256 (7.8%)	821 (25.1%)	210 (6.4%)	265 (8.1%)	216 (6.6%)	2,257 (69.0%)	177 (5.4%)	230 (7.0%)	3,273 (100.0%)
5 中部圏	576 (11.1%)	1,184 (22.8%)	530 (10.2%)	557 (10.7%)	515 (9.9%)	3,704 (71.2%)	429 (8.2%)	451 (8.7%)	5,203 (100.0%)
6 近畿圏	595 (12.9%)	1,118 (24.2%)	451 (9.8%)	577 (12.5%)	442 (9.6%)	3,219 (69.6%)	403 (8.7%)	386 (8.3%)	4,625 (100.0%)
7 中国圏	935 (6.8%)	1,962 (14.3%)	658 (4.8%)	902 (6.6%)	661 (4.8%)	5,496 (40.0%)	555 (4.0%)	633 (4.6%)	13,725 (100.0%)
8 四国圏	582 (7.7%)	1,442 (19.1%)	521 (6.9%)	527 (7.0%)	375 (5.0%)	3,314 (43.8%)	341 (4.5%)	391 (5.2%)	7,567 (100.0%)
9 九州圏	1,741 (10.4%)	4,286 (25.7%)	1,566 (9.4%)	1,512 (9.1%)	1,407 (8.4%)	9,177 (55.0%)	1,148 (6.9%)	1,529 (9.2%)	16,688 (100.0%)
10 沖縄県	45 (16.7%)	149 (55.2%)	41 (15.2%)	39 (14.4%)	65 (24.1%)	194 (71.9%)	65 (24.1%)	71 (26.3%)	270 (100.0%)
合計	6,876 (9.0%)	17,283 (22.5%)	6,347 (8.3%)	6,986 (9.1%)	5,623 (7.3%)	41,717 (54.4%)	4,933 (6.4%)	5,677 (7.4%)	76,710 (100.0%)

（備考）（ ）はブロック毎の構成比である。

7) サポート人材が活動する集落の状況

集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材が活動する集落の状況をみると、全体では集落支援員が活動する地域が19.3%、地域おこし協力隊等が19.9%となっている。

地方ブロック別でみると、集落支援員が活動する集落は中国圏（29.9%）や北陸圏（24.7%）で高くなっており、地域おこし協力隊等が活動する地域は四国圏（36.5%）や北陸圏（30.5%）で高くなっている（図表2-11-7）。

図表2-11-7 地方ブロック別・サポート人材が活動する集落数

全体	サポート人材が活動する集落数			総集落数
	集落支援員	地域おこし協力隊等	その他	
1 北海道	192 (4.8%)	472 (11.8%)	37 (0.9%)	4,011 (100.0%)
2 東北圏	2,349 (12.9%)	1,623 (8.9%)	117 (0.6%)	18,167 (100.0%)
3 首都圏	306 (9.6%)	493 (15.5%)	0 (0.0%)	3,181 (100.0%)
4 北陸圏	807 (24.7%)	999 (30.5%)	9 (0.3%)	3,273 (100.0%)
5 中部圏	1,031 (19.8%)	1,093 (21.0%)	15 (0.3%)	5,203 (100.0%)
6 近畿圏	954 (20.6%)	598 (12.9%)	234 (5.1%)	4,625 (100.0%)
7 中国圏	4,099 (29.9%)	5,016 (36.5%)	562 (4.1%)	13,725 (100.0%)
8 四国圏	1,471 (19.4%)	2,140 (28.3%)	0 (0.0%)	7,567 (100.0%)
9 九州圏	3,605 (21.6%)	2,850 (17.1%)	517 (3.1%)	16,688 (100.0%)
10 沖縄県	11 (4.1%)	18 (6.7%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)
合計	14,825 (19.3%)	15,302 (19.9%)	1,491 (1.9%)	76,710 (100.0%)

(備考) 1 () はブロック毎の構成比である。

2 「地域おこし協力隊等」には、旧田舎で働き隊及び地域おこし協力隊の任期終了後も地方自治体が独自制度として継続して活用しているものを含む。

3 「その他」とは、地域おこし企業人や緑のふるさと協力隊などの国の支援制度や地方自治体独自の制度による外部人材のこと。

8) 集落機能の維持状況

集落機能の維持状況をみると、全体では 78.3%の集落で良好に維持されているが、20.8%の集落では機能低下や維持困難とされている。

地方ブロック別にみると、良好とされている集落の割合が高い中、東北圏（86.1%）や沖縄県（84.1%）で特に高くなっている。また、首都圏においては機能低下が 25.2%と高くなっており、四国圏においては維持困難が 9.9%と他のブロックと比べ高くなっている（図表 2-11-8）。

図表 2-11-8 地方ブロック別・集落機能の維持状況別 集落数

全体	集落機能の維持状況別 集落数				計
	良好	機能低下	維持困難	無回答	
1 北海道	3,355 (83.6%)	520 (13.0%)	135 (3.4%)	1 (0.0%)	4,011 (100.0%)
2 東北圏	15,636 (86.1%)	1,953 (10.8%)	269 (1.5%)	309 (1.7%)	18,167 (100.0%)
3 首都圏	2,304 (72.4%)	802 (25.2%)	65 (2.0%)	10 (0.3%)	3,181 (100.0%)
4 北陸圏	2,652 (81.0%)	502 (15.3%)	118 (3.6%)	1 (0.0%)	3,273 (100.0%)
5 中部圏	3,771 (72.5%)	1,179 (22.7%)	229 (4.4%)	24 (0.5%)	5,203 (100.0%)
6 近畿圏	3,444 (74.5%)	883 (19.1%)	272 (5.9%)	26 (0.6%)	4,625 (100.0%)
7 中国圏	9,919 (72.3%)	3,078 (22.4%)	506 (3.7%)	222 (1.6%)	13,725 (100.0%)
8 四国圏	5,104 (67.5%)	1,687 (22.3%)	749 (9.9%)	27 (0.4%)	7,567 (100.0%)
9 九州圏	13,665 (81.9%)	2,488 (14.9%)	515 (3.1%)	20 (0.1%)	16,688 (100.0%)
10 沖縄県	227 (84.1%)	40 (14.8%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)
合計	60,077 (78.3%)	13,132 (17.1%)	2,861 (3.7%)	640 (0.8%)	76,710 (100.0%)

(備考) 1 () はブロック毎の構成比である。

2 集落機能とは以下のとおりである。

「資源管理機能」・・・水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能。

「生産補完機能」・・・農林水産業等の生産に際しての草刈、道普請などの相互扶助機能。

「生活扶助機能」・・・冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能。

9) 集落の消滅可能性

過疎地域等における 76,710 集落のうち、505 集落（全体の 0.7%）が今後 10 年以内に消滅するおそれがあり、3,117 集落（全体の 4.1%）がいずれ消滅するおそれがあると予測されている（図表 2-11-9）。

図表 2-11-9 地方ブロック別・集落の消滅可能性別 集落数

全体	集落の消滅可能性別 集落数				計
	10年以内に消滅	いずれ消滅	当面存続	無回答	
1 北海道	14 (0.3%)	237 (5.9%)	3,378 (84.2%)	382 (9.5%)	4,011 (100.0%)
2 東北圏	72 (0.4%)	471 (2.6%)	16,555 (91.1%)	1,069 (5.9%)	18,167 (100.0%)
3 首都圏	9 (0.3%)	99 (3.1%)	2,683 (84.3%)	390 (12.3%)	3,181 (100.0%)
4 北陸圏	33 (1.0%)	120 (3.7%)	3,030 (92.6%)	90 (2.7%)	3,273 (100.0%)
5 中部圏	37 (0.7%)	298 (5.7%)	4,116 (79.1%)	752 (14.5%)	5,203 (100.0%)
6 近畿圏	29 (0.6%)	234 (5.1%)	4,021 (86.9%)	341 (7.4%)	4,625 (100.0%)
7 中国圏	62 (0.5%)	417 (3.0%)	12,439 (90.6%)	807 (5.9%)	13,725 (100.0%)
8 四国圏	174 (2.3%)	654 (8.6%)	5,494 (72.6%)	1,245 (16.5%)	7,567 (100.0%)
9 九州圏	75 (0.4%)	586 (3.5%)	14,258 (85.4%)	1,769 (10.6%)	16,688 (100.0%)
10 沖縄県	0 (0.0%)	1 (0.4%)	263 (97.4%)	6 (2.2%)	270 (100.0%)
合計	505 (0.7%)	3,117 (4.1%)	66,237 (86.3%)	6,851 (8.9%)	76,710 (100.0%)

（備考）（ ）はブロック毎の構成比である。

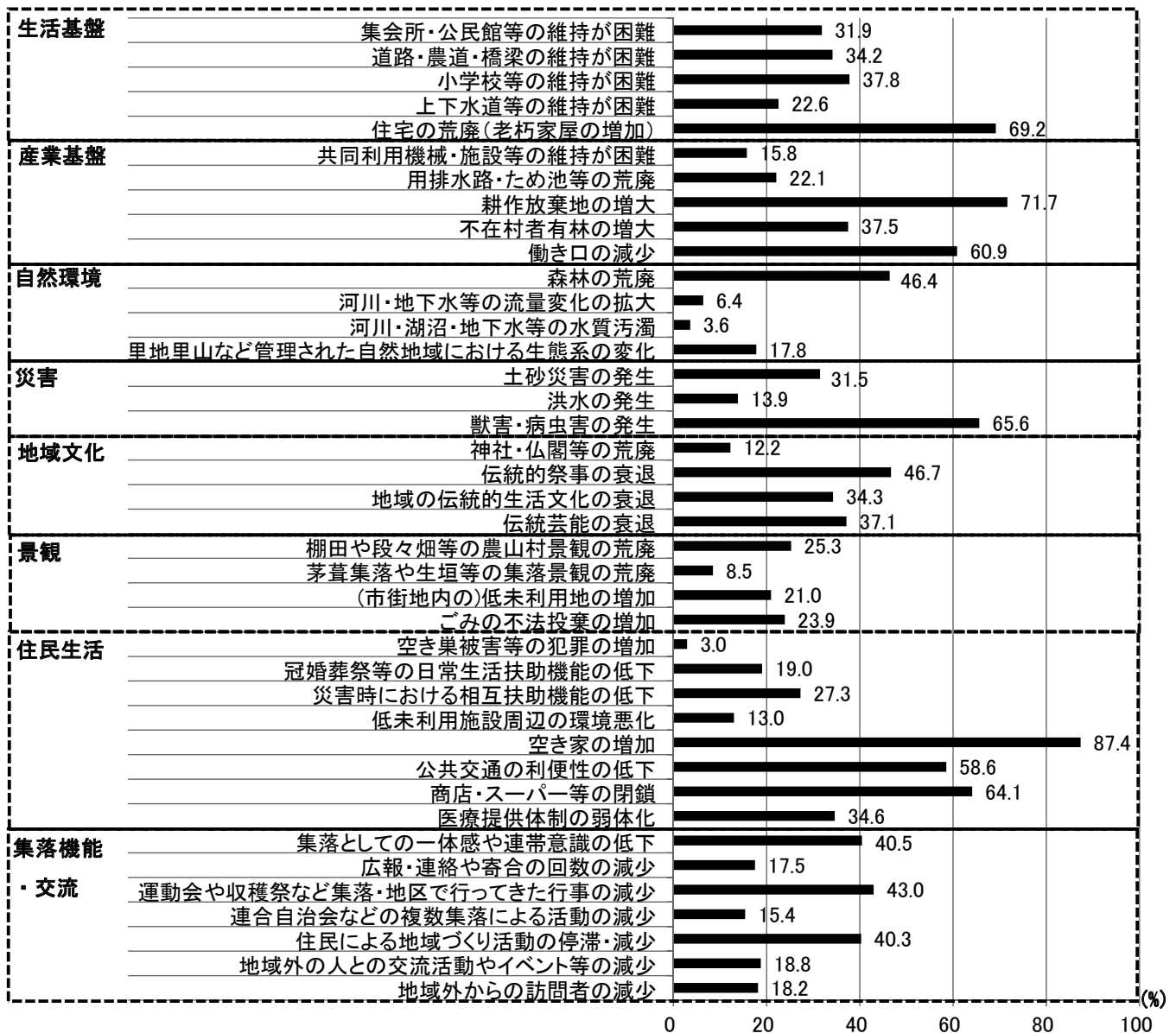
(2) 集落対策について

「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」では、過疎地域市町村等及び都道府県に対しアンケートを実施し、集落対策の実施状況等について取りまとめている。

1) 集落での問題の発生状況

過疎地域等の集落で発生している問題や現象についてみると、「空き家の増加」が 87.4%と最も多くの集落で発生しているほか、「耕作放棄地の増大」(71.7%)、「住宅の荒廃(老朽家屋の増加)」(69.2%)、「獣害・病虫害の発生」(65.6%)、「商店・スーパー等の閉鎖」(64.1%)、「働き口の減少」(60.9%)が 6 割を超えており、多くの集落で問題となっていることがわかる(図表 2-11-10)。

図表 2-11-10 多くの集落で発生している問題や現象(複数回答)

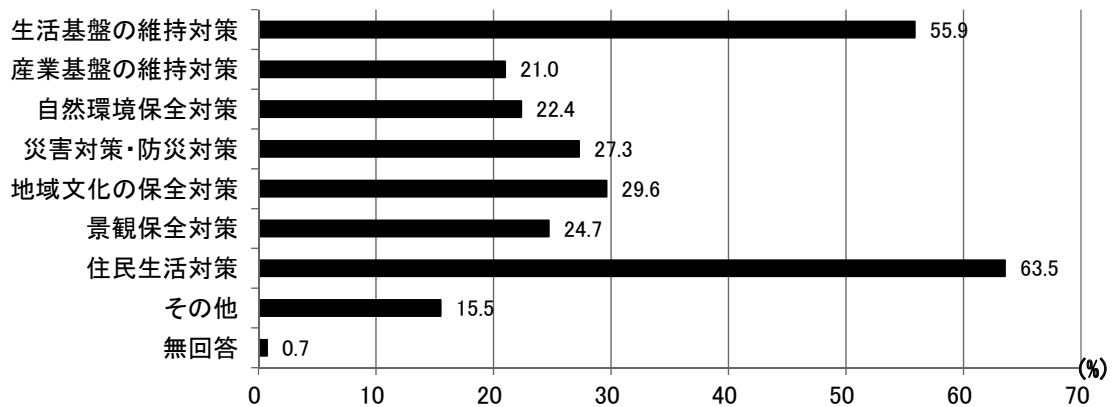


2) 市町村による集落対策

集落機能の維持・保全に向けた行政施策の事例を3つまであげてもらったところ、分野としては、「住民生活対策」(63.5%)や「生活基盤の維持対策」(55.9%)が多くなっている(図表2-11-11)。

ハード面での施策(19.6%)に比べソフト面での施策(83.2%)が多くなっており、特に集落や自治会等を対象とした活動費の助成に係る施策(301件)や生活交通サービスの確保に係る施策(287件)で多くなっている。ハード面では、生活基盤・産業基盤の整備(125件)や活動拠点の整備(66件)で多く事例があげられている(図表2-11-12)。

図表2-11-11 集落の維持・保全に向けた行政施策事例



図表 2-11-12 集落の維持・保全に向けた行政施策事例の内容（記述回答より整理）

施策の内容の分類と具体的な施策(例)		事例数(%)	
ソフト面での施策	集落や自治会等を対象とした活動費の助成に係る施策	301	24.3%
	・町内会・自治会で管理している街灯のLED化改良工事に係る費用や修繕費用に対する助成		
	・自主防災組織の災害対応力の強化を図るため、実践的な防災訓練の実施に対し支援する		
	・町内各集落で交通手段を持たない高齢者等に対し商工会が移動販売に関する事業費の補助		
	生活交通サービスの確保に係る施策	287	23.2%
	・高齢者に対して公共交通空白(不便)地帯解消のためデマンド型乗合タクシーを運行する		
	・移動手段を持たない高齢者(65最上を対象)のため、中心市街地への無料バスを運行		
	・高齢者等の交通弱者のため、地元組織が主体となって構築した住民ボランティア輸送の運行		
	集落活性化活動等の補助に関する施策	203	16.4%
	・住民自治活動及び集落機能の維持強化を支援するために1集落20万円を上限とし交付		
・地域における問題や課題の解決のために行う事業を提案し、それに対して補助金を交付			
・地域資源型のビジネスの展開のため、雇用、経済波及効果等に繋がる事業費の一部を補助			
生活支援や定住対策、空き家活用等に係る施策	84	6.8%	
・単独では移動が困難な高齢者や身体障害者の方々を対象に、医療機関等への送迎を行う			
・空き家バンクを運営し、賃貸借等が成立した時に1物件につき町会へ50千円の報奨金を支払			
・転入後、過疎地域に住所を有し、地区外へ通勤するものに対して3年間通勤費を補助する			
集落等の協働体制や医療・福祉等見守り体制の構築に係る施策	81	6.5%	
・地域の高齢者や障がい者を対象に、災害対策基本法の「避難行動要支援者名簿」を作成する			
・小学校区単位に地域運営組織を設置し、集落の維持存続及び地域の活性化を図っている			
・離島における医療のため、従前の医師の派遣に加えテレビ電話等を用いた遠隔診療を行う			
地域人材の確保や配置、育成に係る施策	63	5.1%	
・住民の日常生活や買い物や通院等に関してサポート人材を配置し、安心できる環境を確保			
・担当地域を職員に割り当て、住民と協働で、各地域の実情に合わせた地域づくりに取り組む			
・集落支援員を配置し、地域と行政の橋渡しや、話し合い等を通じ、困りごとへの対応を行う			
地域づくりに係る調査や研究・開発、計画策定等に関する施策	35	2.8%	
・地域コミュニティ機能の活性化を目的とした将来ビジョン策定等に取り組む町内会等を支援			
・安心して暮らし続けることができる地域づくりを目的としたアンケート調査、ワークショップの開催			
小 計	1,012	83.2%	
ハード面での施策	生活基盤や産業基盤の整備に関する施策	125	10.1%
	・いちご栽培に取り組む新規就農者等のリース用ハウスを整備して就農支援のシステム化を図る		
	・地域情報化事業により光ファイバ網を村内全域に整備し、各世帯に情報端末を整備する		
	・廃校になった小学校を農産物加工施設に改修し、施設の有効活用と地域産業の振興を図る		
	活動拠点等の整備に関する施策	66	5.3%
	・コミュニティ活動の推進を図るため、地域づくりの場である自治公民館施設の整備を支援する		
・新たな交流拠点作りに取り組む集落に対し、空き家を活用した拠点の立ち上げ経費を支援			
・自治会が自主的に実施する道路・水路関連整備に対し、原材料の支給又は補助金を交付			
施設等の維持管理に関する施策	35	2.8%	
・各集落の集会所を「地区生きがいセンター」として指定し施設管理に要する費用の一部を助成			
・農林道等の補修などの事業に対して、補修原材料を支給し地元主体で道路舗装などを実施			
・赤字である運行費用の一部を補填するため、生活交通路線バス運行者に維持補助金を交付			
既存施設の改修等に関する施策	16	1.3%	
・各地区公民館に対し地域活動の維持と地域住民の福祉向上のため改修事業へ補助金を交付			
・歴史的まちなみを構成する古民家を歴史的風致形成建造物として修理を行う際に支援を行う			
・自治会が実施する集会所の建築・修繕、バリアフリー化に要する経費に対して、補助金を交付			
小 計	238	19.6%	
総回答事例数(N)	1,217	(100.0%)	

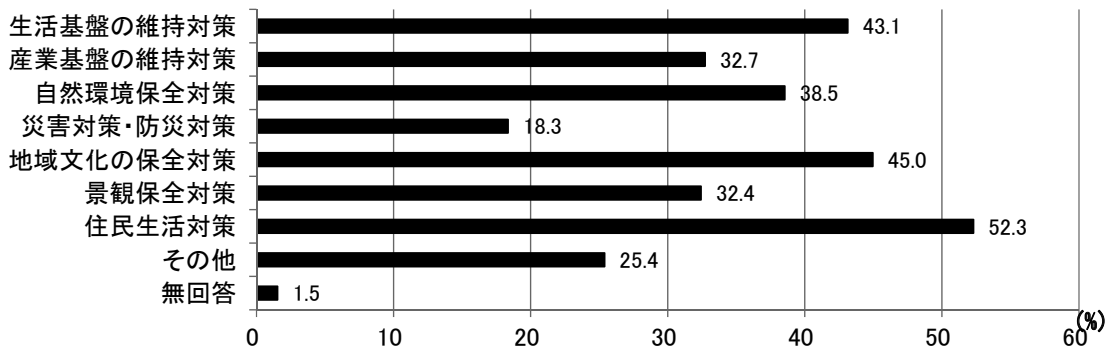
※複数に該当する回答あり

3) 行政以外の主体による集落活性化

NPO や地域住民等の行政以外の主体による集落活性化の取組事例を2つまであげてもらったところ、324件の回答があった。分野としては住民生活対策（52.3%）や地域文化の保全（45.0%）で多くなっている（図表2-11-13）。

取組内容では、集落コミュニティの維持・活性化（101件）や都市との交流による集落活性化（80件）が比較的多くみられる（図表2-11-14）。

図表 2-11-13 行政以外の主体による集落活性化の事例



図表 2-11-14 NPO 等による集落活性化事例の内容（記述回答より整理）

取組内容の分類	具体的な取組(例)	事例件数(%)
集落コミュニティの維持・活性化	・2年に一度の集落行事を安定・継続して運営するため住民や出身者が主体的に活動 ・撤退することが決まったJA購買店舗を、地域住民が引き継ぐ形で店舗運営を実施	101 31.2%
都市との交流による集落活性化	・化石や地層の博物館であるエコミュージアムセンターの管理運営や、イベントを開催 ・地域体験プログラムの開発・提供をはじめ特産品の開発、移住者の受け入れを実施	80 24.7%
高齢者の生活支援	・高齢者を対象に「集いの場」を開所しカラオケや料理教室、体操、買い物レクを実施 ・廃港跡を高齢者の拠点としたいNPO法人が小規模多機能型居宅介護事業所を運営	43 13.3%
集落環境の維持・整備等	・荒廃した里山を下刈、樹木伐採等を行った上で桜を植栽し地域住民が自ら管理 ・集落で産地直売所設置や特産品開発・販売、竹林整備、体験交流事業などを実施	37 11.4%
環境保全・景観保全	・春と秋に各1回、町内一斉に自治振興会により河川清掃（ごみ拾い、草刈）を行う ・集落住民とNPO法人が集落の農地再生を中心として活性化と景観の保全活動を行う	35 10.8%
特産品の開発・加工・販売	・地域名産のそばづくりを通した外部との交流や高齢者の生きがいがづくりの場を創出 ・地区内の山林で収穫される特産品の松茸を利用した料理をふるまう観光施設を運営	33 10.2%
地域文化の継承・保全	・大学等と連携し伝統文化（ねぶた祭）の伝承や地域を巡る散策ルートの設定等を実施 ・明治時代に多くの人手と私財を投じて開かれた農業用水の“堰”を維持保全する取組	28 8.6%
農林業や商業の活性化等	・JAの撤退を受け、建物を借り受け、地域住民から1株3万円の出資を得て商店を運営 ・体験イベントの開催や体験施設の運営、6次産業化など小さなビジネス活動を推進	24 7.4%
生活交通の確保	・小型バスで地区内3コース、1日5便が循環し、居住地の近所で乗降可（無料バス） ・公共交通空白地有償運送や地域商店が高齢者宅へ配達するなどの事業を実施	24 7.4%
定住促進に向けた取組	・集落の存続を目指した地域づくり（移住対策、田んぼオーナー制度、集落点検など） ・SNSを活用した情報発信や芸術家が数多く移り住む地域イベントの開催を実施	24 7.4%
高齢者等の買い物支援	・介護認定者、身体障害者等の通院、買い物等の日常生活の移手段の確保を図る ・住民で農水産物直売所を運営し、地域活性化や買い物弱者対策に取組んでいる	14 4.3%
地域ぐるみでの防災・防犯活動等	・自然災害に備え、集落ごとに自主的避難活動を行う組織の設置を図っている ・休校の小学校を用いて年に一度、自主防災訓練を行うなど集落機能の維持に貢献	10 3.1%
住民による地域プランづくり	・地域の将来ビジョンを策定して地域資源を活用した特色ある地域づくり活動を実施 ・集落支援員等による支援を受けながら主体的なプラン策定や取組実施を進めている	8 2.5%
その他	・複数の縦割りの組織が個々に役員を置き会計を持っている現状を見直し、地区が一丸となって横断的・一体的に諸問題に取組む組織づくりの実施	15 4.6%
総回答事例数(N)		324 (100.0%)

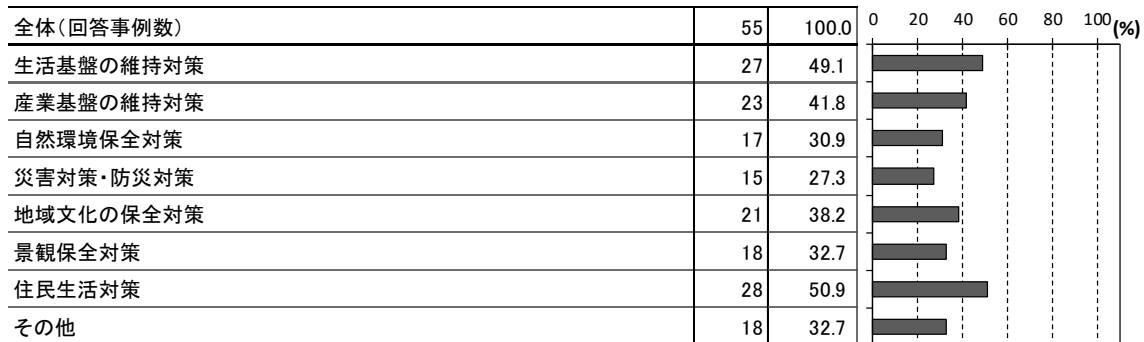
※複数に該当する回答あり

4) 都道府県による集落対策

集落に対して直接の主体となって施策を講じている都道府県は47団体中25団体あり、55の施策事例があげられた。事例を分野別にみると、「住民生活対策」が28事例と最も多いほか、「生活基盤の維持対策」(27事例)や「産業基盤の維持対策」(23事例)、「地域文化の保全対策」(21事例)にかかる施策が比較的多く挙げられている(図表2-11-15)。

施策の内容をみると、財政支援が12事例と最も多いほか、基盤整備や人材派遣に関する施策も10件以上挙げられている(図表2-11-16)。

図表 2-11-15 都道府県が集落に対して直接支援している対策



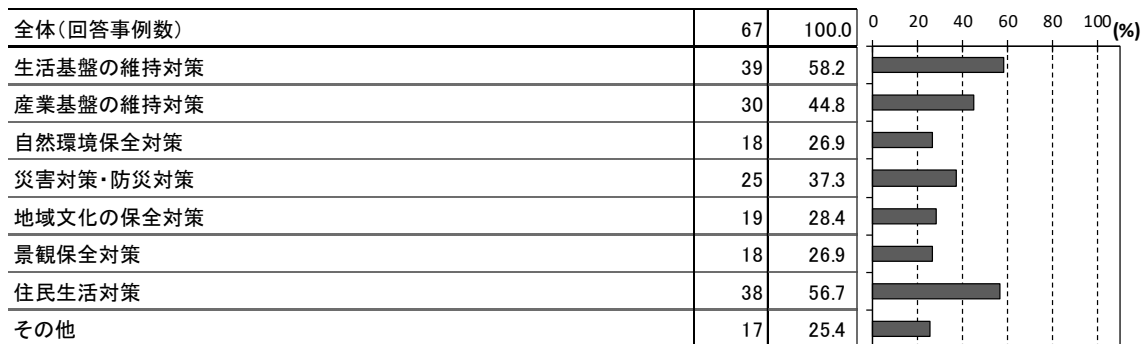
図表 2-11-16 都道府県が集落に対して直接実施している施策の内容

分類	施策の内容(例)	事例数(%)
財政支援	地域が主体的に取り組む事業や地域の活動団体の運営費の一部等を財政的に支援	12 (21.8%)
基盤整備	生活道路の安全確保や農地の区画整理など産業基盤の整備を通じて支援	11 (20.0%)
人材派遣	地域の取組に対して専門的アドバイザーの派遣や地域活動の支援要員を派遣	10 (18.2%)
モデル支援	「小さな拠点」づくりなど集落活性化の取組をモデル的に支援	9 (16.4%)
人材育成	活動の担い手や地域リーダー育成のための研修会の開催など	8 (14.5%)
助言・指導	市町村や地域の取組に対し都道府県が技術的な側面等から指導・助言	8 (14.5%)
連携調整	県が関係団体と連携したり、協議の場づくりや人材のマッチングを図る等の調整により支援	6 (10.9%)
大学・企業連携	県が大学や企業・団体等と連携して集落活性化や地域づくりに係る取組を支援	5 (9.1%)
人材配置	地域活動を支援するために都道府県職員や委嘱した専門職員を当該地域等に配置	3 (5.5%)
情報発信	イベントの開催や各種の情報媒体を活用して地域の取組や魅力を情報発信	2 (3.6%)
総回答事例数(N) ※複数に該当する回答あり		55

市町村が行う集落対策に対して補助・支援等を行っている都道府県は34団体であり、67の施策事例があげられた。事例を分野別にみると、「生活基盤の維持対策」(39事例)や「住民生活対策」(38事例)など、生活に密着した分野に係る施策が多く挙げられている(図表2-11-17)。

また、施策の内容をみてみると、ソフト支援が31施策と最も多く、次いでソフト・ハードの両面にわたり市町村が実施する事業を補助・助成する総合支援が16施策と多く挙げられている(図表2-11-18)。

図表2-11-17 都道府県が市町村に補助を行っている施策



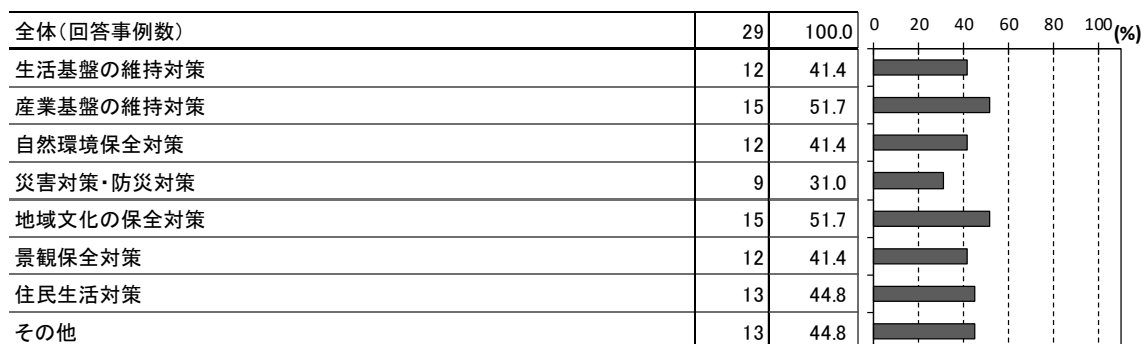
図表2-11-18 都道府県が市町村に補助を行っている施策の内容

分類	施策の内容(例)	事例数(%)
ソフト支援	集落活性化モデル事業や買い物難民対策、空き家の利活用などに対する補助・支援	31 (46.3%)
総合支援	ソフト・ハードの両面にわたり市町村が実施する事業を補助、助成	16 (23.9%)
ハード支援	施設整備や基盤整備などのハード事業に対する補助・支援	9 (13.4%)
交通支援	生活交通の確保に係る事業費や経費等を補助・支援	7 (10.4%)
人的支援	県が職員や専門家、アドバイザー等を派遣して支援	4 (6.0%)
その他	県職員による現況把握調査、関係者を一堂に会した円卓会議の開催など	2 (3.0%)
総回答事例数(N) ※複数に該当する回答あり		67 (100%)

地域のNPOや住民団体等が行う集落機能の維持・保全対策に対し間接的に支援を行っている都道府県は19団体あり、29の施策事例が挙げられた。施策事例を分野別にみると、「産業基盤の維持対策」や「地域文化の保全対策」（15事例）への支援施策が多くあげられている（図表2-11-19）。

施策の内容をみると、多くは「活動費の補助・助成」（15施策）である（図表2-11-20）。

図表 2-11-19 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策



図表 2-11-20 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策の内容

分類	施策の内容(例)	事例数(%)
活動支援	NPO や住民団体を対象に事業費の一部を補助して支援	15 (51.7%)
事業委託	県がNPO や民間団体にモデル事業を委託して集落活性化を支援	4 (13.8%)
人材配置・派遣	県が委嘱した地域づくり関連職員やアドバイザーを派遣して支援	3 (10.3%)
体制構築	協働プラットフォームを設置して支援	3 (10.3%)
その他	県がイベントを共同開催したり情報発信等を行う	4 (13.8%)
総回答事例数(N)		29

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

5) 過疎地域の地域運営組織・集落ネットワーク圏（小さな拠点）について

近年、地域住民自らが主体となって、地域の将来プランを作成するとともに、高齢者の見守り、生活サービスの提供、域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織である「地域運営組織」の形成が進んでいる（図表 2-11-21）。

また、地域住民の活動・交流拠点の強化や生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワークの整備を行う「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成も進んでいる（図表 2-11-22）。

図表 2-11-21 過疎地域の地域運営組織の形成数

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	形成数	市町村数	形成数	市町村数	形成数	市町村数
過疎	1,133	259 (38.6%)	1,145	270 (40.2%)	1,340	284 (42.3%)
全国	4,787	711 (41.4%)	5,236	742 (43.2%)	5,783	802 (46.7%)

(備考) 1 総務省調べによる。

2 過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在。

3 過疎については、一部過疎市町村を除く過疎関係市町村（671 団体）に占める割合。全国については、全市町村（特別区を除く、1,718 団体）に占める割合。

図表 2-11-22 集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成数・市町村数

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	形成数	市町村数	形成数	市町村数	形成数	市町村数
過疎	616	168 (25.0%)	684	186 (27.7%)	747	198 (29.5%)
全国	1,069	307 (17.9%)	1,181	314 (18.3%)	1,267	321 (18.7%)

(備考) 1 内閣府「小さな拠点の形成に関する実態調査」による。

2 形成数は、市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数であり、市町村数は、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村の数である。

3 過疎地域は令和 3 年 4 月 1 日現在。

4 過疎については、一部過疎市町村を除く過疎関係市町村（671 団体）に占める割合。全国については、全市町村（特別区を除く、1,718 団体）に占める割合。

2 市町村による住宅整備の状況

(1) 空き家の状況について

過疎の多い県では、住宅総数における空き家数の割合が全国より高くなっている（図表 2-11-23）。

図表 2-11-23 空き家の状況について

	(A) 住宅総数	(B) 空き家数	(B)/(A) 割合	(C) 空き家数 (二次的住宅、賃貸 用又は売却用の住宅 を除く)	(C)/(A) 割合
全国	62,407,400	8,488,600	13.6%	3,487,200	5.6%
過疎の多い県	5,329,400	887,100	16.6%	511,000	9.6%

- (備考)
- 1 総務省「平成 30 年住宅・土地統計調査」による
 - 2 この調査では、「空き家」の種類を「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」に分類している。
 - ・「二次的住宅」とは、別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅等）である。
 - ・「賃貸用の住宅」とは、新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅である。
 - ・「売却用の住宅」とは、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅である。
 - ・「その他の住宅」とは、上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などである。
 - 3 「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県としている。

(2) 定住促進のための住宅整備の状況

人口の増加や地域の担い手確保を図るためには、UIターン者や当該地域の若者等のための良質で低廉な住宅や宅地を整備することが重要である。

このため、過疎関係市町村においては、定住促進のための住宅整備を実施している。平成12年度から令和2年度までに過疎関係市町村が整備した宅地は36,327区画であり、その形態別の区画数をみると、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が51.5%を占め、次いで、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が44.4%となっている。

令和2年度においては、631区画が整備されており、その内訳としては、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が58.0%、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が31.7%となっている（図表2-11-24）。

図表2-11-24 過疎地域における定住促進のための宅地整備状況

(単位：戸)

年度		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
団体数		273	288	286	238	168	141	92	113	104	114	100	117	122
戸数（区画数）		2,724	3,128	3,727	3,217	2,492	2,262	1,081	1,772	1,761	2,050	928	1,130	1,449
内 訳	宅地を分譲し、住宅は個人が建設する	1,444	1,542	1,850	1,567	1,247	1,158	422	456	944	494	319	561	381
	宅地及び住宅を市町村が整備し、分譲する	106	19	33	44	172	70	26	0	0	0	0	1	11
	宅地を賃貸し、住宅は個人が建設する	13	70	96	136	59	71	72	27	82	28	12	6	34
	宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する	1,161	1,497	1,748	1,470	1,014	963	561	1,289	735	1,528	597	562	1,023

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
団体数		129	108	141	134	126	123	107	104	3,128
戸数（区画数）		1,947	1,197	1,154	1,054	1,057	834	732	631	36,327
内 訳	宅地を分譲し、住宅は個人が建設する	1,312	572	397	264	264	411	353	200	16,139 (44.4%)
	宅地及び住宅を市町村が整備し、分譲する	3	0	20	32	32	0	9	35	589
	宅地を賃貸し、住宅は個人が建設する	3	11	13	6	6	12	13	30	874
	宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する	629	614	724	755	755	411	357	366	18,725 (51.5%)

(備考) 1 総務省調べ。

2 一部過疎地域については、その区域の整備状況に基づく。

3 平成22年度については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含んでいない。

平成27年度～平成29年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

(3) 再生可能エネルギーの活用状況

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における導入容量は、過疎地域において地熱発電の容量が全国の92.1%を占めており、水力発電と風力発電においても、それぞれ56.7%、55.9%と半数以上の容量となっている。

一方、太陽光発電とバイオマス発電においては、過疎地域がそれぞれ17.3%、12.0%となっており、過疎地域以外が占めている割合が高い状況となっている（図表2-11-25）。

図表2-11-25 再生可能エネルギー導入容量

区 分	単 位	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電
過疎地域 a	万 kw	10,567,153	2,510,170	527,208	85,072	486,849
全 国 b	万 kw	60,942,158	4,489,059	929,681	92,322	4,071,192
a/b	%	17.3	55.9	56.7	92.1	12.0

- (備考) 1 経済産業省の資料を基に総務省が作成したものである。
2 過疎地域は令和3年4月1日現在であり、一部過疎地域市町村を含まない。
3 再生可能エネルギー導入容量は令和2年度末時点。

第3章

過疎対策の現況

第3章 過疎対策の現況

第1節 近年の過疎対策

総務省では、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催している。同懇談会では、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえながら、今後の過疎地域における振興方策全般について意見交換等を行っている。

本節では、近年の過疎対策に関する国の動向及び施策を紹介する。

1 新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～

過疎問題懇談会では、過疎地域自立促進特別措置法の令和3年3月末の期限切れを見据え、平成29年度から19回の会合と8回の現地視察を実施し、新たな過疎対策の理念、目標、施策の視点、対象地域のあり方、支援制度のあり方について提言を行った。

提言の要旨は次のとおり。

1. 過疎地域の現状と課題

過疎関係市町村は、全都道府県に817団体あり、全市町村の約5割となっている。過疎地域の人口は全国の約1割、面積は全国の約6割を占めている。

懇談会では、これまでの過疎対策の成果についての検証が行われ、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、地域医療の確保、教育の機会の確保等に一定の成果をあげてきたとの評価がなされた。

一方、過疎地域の人口減少は加速しており、経済指標や公共施設の整備水準の格差は未だ残っているほか、人口構造の変化を背景として、公共交通手段の確保や医療・福祉分野をはじめとした担い手の確保、集落の維持・活性化といった課題が深刻化してきているとの指摘がなされている。

2. 過疎地域を取り巻く環境の変化

① 厳しい環境の見通し

過疎地域を取り巻く厳しい環境の見通しとして、①人口減少社会の到来、東京一極集中と過疎地域の人口減少の加速、②担い手不足の深刻化、③公共施設等の老朽化・統廃合等、④農地、森林、住まい等の管理といった課題が示されている。

② 過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流

過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流について、①過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな動き、②過疎地域の課題を解決するための新たな取組、③過疎対策を推進するための手法として、次のことが示されている。

(1) 過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな動き

- ・ 過疎対策の理念の理論的基礎となり得る SDGs（持続可能な開発目標）の理念が広がりを見せている
- ・ 近年、農地や森林が有する公益的機能の維持増進を図ることを目的とした新たな法律が制定されてきており、農地や森林が多い過疎地域の役割や価値の重要性についての認識が高まっている

(2) 過疎地域の課題を解決するための新たな取組

- ・ 小規模校ゆえの一人一人の学びをサポートに適した環境、過疎地域ゆえの地域社会に貢献できるという感覚を得やすい環境等の特性を積極的に生かした教育を推進する地域が現れている
- ・ 若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっており、この潮流を活かして、人の流れの創出、人と地域とのつながりに着目した施策が強化されてきている
- ・ 移住者などによる「起業化」、「継業化（地域の事業を承継するもの）」、「移業化（サテライトオフィスなど地域外から仕事を持ち込むもの）」、「多業化（農林漁業と観光業など複数の仕事を組み合わせて生計を立てるもの）」といった新たなコンセプトのしごとづくりが行われてきている
- ・ 地域住民自らが主体となって、地域の将来プランを作成するとともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う「地域運営組織」の形成や、生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワークの整備を行う「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成が進められている
- ・ 超スマート社会（Society5.0）を見据え、過疎地域の条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として、革新的技術への期待が高まっている

(3) 過疎対策を推進するための手法

- ・ 過疎対策において、地域住民の参画の下、市町村よりもきめ細かな小さい単位で、地域診断や将来人口の推計・分析を行い、将来人口の目標や地域を維持・活性化するための戦略の設定を行い、人口の社会増を実現した地域が現れている
- ・ 定住自立圏や連携中枢都市圏をはじめとした市町村間の広域連携、都道府県による市町村の規模・能力に応じた補完・支援の取組を進める地域が現れてきている
- ・ 地方分権改革・提案募集制度等を活用して、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制の見直しが進んでいる

3. 今後の過疎対策のあり方・方向性

① 過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性

「過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査（H30）」（総務省）によると、過疎地域に対する支援や対策の必要性は、都市部の住民を含めて7割を超える国民に認識されている。

過疎地域の価値・役割については、「食料や水の生産・供給」、「日本人の心のふるさ

と」、「多様な生態系を持つ自然環境の保全」、「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場」などが都市部の住民を含めて国民の間で広く認識されている。

これらの過疎地域の価値・役割を發揮させるとともに、条件不利性の改善や人口構造の変化を背景として深刻化が見込まれる過疎地域の課題を解決するため、現行の過疎法の期限以降についても、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要であることが強調されている。

②新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

(1) 新たな過疎対策の理念

提言では、「我が国全体が人口減少社会を迎え、過疎地域において、人口減少が加速し、担い手不足等を背景に過疎地域の住民の暮らしや地域社会の持続可能性に影響が生じることが懸念される中、新たな過疎対策では、いかに持続可能な地域社会を形成していくかが重要である。」との指摘がなされており、「過疎地域の持続的発展」という理念が提示されている。

(2) 新たな過疎対策の目標

「過疎地域の持続的発展」のために、「地域資源を生かした内発的発展」、「条件不利性の改善」、「住民の安心な暮らしの確保」、「豊かな個性の伸長」の目標を掲げることの重要性が示されている。

(3) 新たな過疎対策の施策の視点

新たな過疎対策の目標を達成するため、「地域、住民、学校の連携による人材の育成」、「人の流れと人と地域のつながりの創出」、「働く場の創出」、「再生可能エネルギーの活用」、「革新的な技術の活用」、「地域運営組織と集落ネットワーク圏（小さな拠点）の推進」、「市町村間の広域連携と都道府県による補完」、「目標設定とフォローアップ」の視点で施策を講じることの重要性が示されている。

③過疎対策の対象地域のあり方

過疎対策の対象地域のあり方については、次の方向性が示されている。

(1) 過疎地域の要件・指標

現行の過疎法においては、過疎地域の要件として、人口要件及び財政力要件が設けられている。

人口要件については、過疎現象をとらえる指標として、人口減少に着目することが適当との考えのもと、人口減少率が用いられている。また、人口の減少が引き続いた結果として、高齢者が多く若年者が少ないという状態が地域社会における活力の低下をもたらしているということに着目し、高齢者比率及び若年者比率が用いられている。新たな過疎対策においても、これらの指標を用いることが適当と考えられる。

財政力要件の指標としては、財政力指数及び公営競技収益が用いられている。過疎法が過疎対策のための行財政上の特別措置を講じるものであることから、財政力が相対的に弱い市町村を対象とすることが適当との考え方によるものである。新たな過疎対策においても、財政力要件を引き続き設けることが適当と考えられる。

(2) 合併市町村の取扱い

現行の過疎法においては、現行法の期間内に行われる市町村合併の特例として、みなし過疎制度、一部過疎制度が設けられており、現在、みなし過疎市町村は 25 団体、一部過疎市町村は 145 団体ある。

一部過疎制度については、①一部過疎市町村には財政力指数が高い都市も含まれていること、②平成の合併からすでに一定の期間が経過していること、③合併市町村においては、現在でも市町村合併の課題等に対応するための様々な取組が行われていることを踏まえ、平成の合併による合併市町村については、当該市町村の財政力に留意しつつ、人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みを設けることも検討していく必要があるとの指摘がなされている。

④支援制度のあり方

支援制度のあり方については、次の方向性が示された。

(1) 市町村計画

現行の過疎法においては、市町村が、過疎法に基づく国庫補助の特例や過疎対策事業債を活用しようとする際には、市町村議会の議決を経た市町村計画を策定する必要がある。

この市町村計画については、地域住民等の参画の下、過疎地域の将来像を行政や地域住民等の関係者が共有できるよう、十分に検討して作成することが重要である。また、将来人口の推計、地域の目標の設定、フォローアップなど市町村計画の内容を充実・強化し、実質性を向上させることが、過疎対策の実効性を向上させることにつながる。

さらに、過疎対策は、市町村単位だけではなく、平成の合併前の旧市町村や小学校区、集落ネットワーク圏など、地域の実情に応じて設定される市町村よりも小さな単位で目標設定、フォローアップを実施することも有効である。

(2) 国庫補助等

「地域、住民、学校の連携による人材の育成」、「人の流れと人と地域のつながりの創出」、「集落の維持・活性化」、「情報通信基盤の整備」、「産業振興」、「医療の確保」、「公共交通の確保」に関する施策を推進していくことが重要である。

(3) 過疎対策事業債

過疎対策事業債については、ハード事業・ソフト事業ともに、事業の実効性を向上させるために、市町村計画に記載される目標の達成に資する事業であることを明確化していくことが重要である。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却が大きな課題となる中で、公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していくことが重要である。

ソフト事業については、過疎地域の条件不利性の改善や内発的発展に資する事業に効果的に使われており、過疎地域の自立促進に寄与している。しかしながら、観光イベントやプレミアム商品券といった一過性の地元消費喚起策に使われている事例もある。ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることに鑑みると、特に教育・医療・交通等の体制の構築や人材育成、中間支援組織の育成など中長期的な地域の資産・財

産となり得る事業に充当していくことが望ましい。このことについては、市町村計画に記載される目標の達成に資する事業であることを明確化する際に、中長期的な地域の資産・財産となり得る事業であることをできる限り説明することが重要である。

(4) 規制の見直し

地方分権改革・提案募集制度や規制改革ホットラインの活用によって、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制の見直しが進められてきている。新たな過疎対策においては、過疎地域の実態に即した見直しを一層促していくことが重要である。

(5) 税制措置

過疎地域においては、若者の働く場の確保・創出や、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興といった施策の視点が特に重要になっていることから、これらの視点を踏まえて、税制措置を充実することが重要である。

(6) 金融措置

日本政策金融公庫等による低利融資を充実することが重要である。

(7) 市町村間の広域連携と都道府県による補完

市町村間の広域連携と都道府県による補完の取組について、過疎対策の視点から地域の実情に応じて対応することが重要である。

2 集落対策

(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

総務省では、過疎問題懇談会の「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（平成27年3月31日）」を踏まえ、「過疎地域等自立活性化推進交付金」のメニューとして、平成27年度に「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を創設した。

本事業は過疎地域の集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、集落の維持・活性化を図ることを目的としている。

具体的には、過疎地域等の条件不利地域内において、地域運営組織が活性化プランに基づき取り組む事業の実施に必要な経費（食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く）について支援するものである。

※語句解説

- ・**地域運営組織**：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

(2) 集落支援員

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言（平成20年4月）」を踏まえ、総務省は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡

回、状況把握等を実施する「集落支援員」の設置、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士や住民と市町村の話し合いによる集落対策等に取り組む必要がある旨の通知（平成 20 年 8 月）を各都道府県宛に行うとともに、これらの経費等について、特別交付税による財政措置を講じることとした。

令和 2 年度の集落支援員に関する各自治体の取組状況についてみると、集落対策の業務に専ら従事する集落支援員を設置している都道府県及び市町村は、3 府県 358 市町村であり、人数は 1,746 人であった。そのほか、自治会長、行政区長といった他の業務と兼ねる集落支援員は全国で 3,078 人であった（令和 2 年度特別交付税算定ベース）。

（3）まち・ひと・しごと創生基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）

地方都市生活圏においてはコンパクト・プラス・ネットワーク等の推進や、地域交通の維持・確保に取り組むとともに、集落生活圏においては小さな拠点の形成等を推進することで、都市機能及び日常生活サービス機能を維持・確保し、訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくるとされている。

また、次のように具体的取組を定めている。

○魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

- ・地域の自立共助の運営組織の形成や「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用、遠隔でも参加できる関係人口の参画などの取組を支援する。また、コンパクトシティ施策の取組とも整合性を図りつつ、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域においてモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。さらに、地域の特性を活かした農林水産物の生産や 6 次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立など分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局地域交通課、国土政策局地方振興課、海事局内航課）

- ・過疎地域をはじめとした条件不利地域において、「小さな拠点」の形成に向けて、住民の生活支援やなりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控え、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。

（総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室、厚生労働省老健局振興課）

- ・「道の駅」第 3 ステージとして、子育て応援施設や外国人観光案内所などの福祉、観光等に関する機能や広域的な復旧・復興活動の拠点としての防災機能を強化することによ

り、地方創生を推進する。

(国土交通省道路局企画課)

- ・ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が農業協同組合などの地域の事業者団体と連携しつつ地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

(内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課)

- ・ 郵便局と地方公共団体等との連携を促進する一環として、ICTを活用した事例の全国展開を推進し、新たな分野における地域課題解決の事例を創出する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課)

3 移住・定住に向けた取組

(1) 田園回帰に関する調査研究

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっていると言われている。このため、総務省では、平成28年度から平成29年度にかけて、6回にわたり「『田園回帰』に関する調査研究会」（座長：小田切徳美明治大学農学部教授）を開催し、過疎地域への移住の実態やその要因を分析した。

調査研究会では、国勢調査を用いて移住者数の推移や特徴等について分析し、「田園回帰」の実態を統計的に捉えるデータ分析のほか、移住の背景や移住理由、移住者の特性等について分析するための移住者アンケート、過疎関係市町村の移住・定住促進施策の実施状況調査等を行ったが、それぞれの調査で明らかになった傾向は、次のとおり。

[人口移動に関するデータ分析]

- ・ 過疎地域において、都市部からの移住者が増加している「旧市町村単位の区域」の数が拡大している傾向がある。

[過疎地域への移住者に対するアンケート調査]

- ・ 過疎地域への転居に際して、「地域の魅力や農山漁村地域（田舎暮らし）への関心が、転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した人は、全体の27.4%である。
- ・ 都市部からの移住者はこの割合が約37%であり、都市部からの移住者の方が、地域の魅力や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合が高い。

[過疎市町村に対する調査（移住・定住施策の実施状況）]

- ・ 過疎関係市町村（817団体）のうち、85%を超える市町村が移住相談窓口の設置、7割を超える市町村が移住・定住フェアへの出展・開催や空き家バンクなどの取組を行っている。

- ・ 移住・定住促進施策の実施状況と、移住者数の関係をみると、施策を開始した時期が早いほど移住者が増加している傾向が見られる。平成 11 年度以前に施策を始めた市町村のうち、移住者増となった区域を含む割合は 50%を超えているのに対して、施策開始時期が遅くなると、概ねその割合は低下する傾向にある。

(2) 地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資する取組となる。

「地域おこし協力隊」とは、地方公共団体が三大都市圏をはじめとする都市地域等から、過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動するとともに、生活の拠点を移した者を地域おこし協力隊員としておおむね1年以上3年以下の期間で委嘱し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRや、農林水産業への従事及び住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である。

総務省では、地域おこし協力隊を配置する地方公共団体に対し、隊員の活動や起業・事業承継に要する経費等について、地方交付税により財政支援を講じており、全国で5,464人が活動している（令和2年度特別交付税ベース）。

(3) 移住・交流情報ガーデン

総務省では、地方への新しいひとの流れをつくるため、東京駅八重洲口近くに、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設している。

「移住・交流情報ガーデン」では、地方への移住・交流に係る相談を実施し、利用者のニーズに応じて地方公共団体の窓口に繋ぐことや、厚生労働省や農林水産省と連携し、しごと情報や就農支援情報を提供しているほか、地方公共団体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーを設けている。また、週末を中心に地方公共団体による移住・交流に関する相談会やセミナー等が開催されている。

4 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

我が国の総人口が減少に転じる中、特に地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっている。このような課題に対処するため、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定める「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案」が議員立法によって令和元年11月27日に成立（12月4日公布）し、令和2年6月4日に施行された。その概要は次のとおり。

(1) 目的

- ・ 特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

(2) 地域づくり人材

- ・ 地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

(3) 特定地域づくり事業共同組合

- ・ 都道府県知事の認定を受けた中小企業等協同組合法上の事業協同組合

① 認定基準

- (i) 自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区

- (ii)イ 特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画

ロ 当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること

- (iii) 当該事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎

*労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌

- (iv) 事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制

② 特定地域づくり事業

- (i) 地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供

イ このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる

ロ 組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める

ハ 国及び地方公共団体は(ロ)のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる

- (ii) 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施

③ 国及び地方公共団体の援助等

- ・ 組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- ・ 組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

第2節 地方公共団体の過疎対策

1 過疎地域自立促進計画等の体系（令和2年度まで）

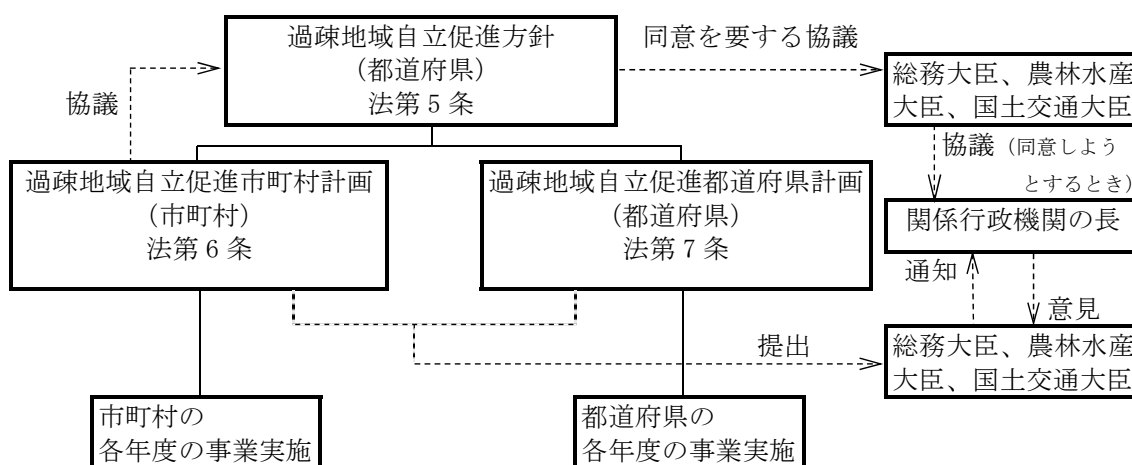
過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は基本的に市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が特例措置により支援することによって推進されるよう組み立てられている。自立促進法においては、都道府県が策定する「過疎地域自立促進方針」（以下「自立促進方針」という。）に基づき、過疎地域市町村や都道府県は、それぞれ「過疎地域自立促進市町村計画」（以下「市町村計画」という。）又は「過疎地域自立促進都道府県計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定し、過疎対策に取り組むこととされていた。（直近の計画は平成28年から令和2年までとする計画。）

「自立促進方針」は、都道府県が行う過疎地域自立促進のための施策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針となるもので、策定に当たっては総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「三大臣」という。）に協議を行いその同意を得ることとされており、国の施策の方針との調和が図られている。

「市町村計画」は、過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かしつつ、離島振興計画、山村振興計画等の他の地域振興計画等とも調和を図り定められるものである。策定に当たっては、一部の事項を除いてあらかじめ都道府県に協議することとされており、また、当該市町村の議会の議決が必要とされている。

「都道府県計画」は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画であり、都道府県自らが実施する広域的かつ基幹的な諸事業及び市町村事業の円滑な実施に必要な措置が織り込まれている。

図表 3-2-1 過疎地域自立促進特別措置法の仕組み



「自立促進方針」に基づいて定められる「市町村計画」及び「都道府県計画」は、三大臣に提出されるが、三大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知し、関係行政機関の長は、当該計画について意見があれば、三大臣に申し出ることができる。「市町村計画」及び「都道府県計画」は、このような一連の手続きを通じて、国の方針及び施策との整合性が確保されている（図表 3-2-1）。

なお、平成 22 年 4 月 1 日施行の改正「自立促進法」は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の時限立法として施行されたが、平成 24 年 6 月 24 日にさらに 5 年間延長となる改正がなされ、令和 2 年度までの時限立法となった。法期限の延長に伴い、都道府県や過疎地域市町村においては、新たな自立促進方針や都道府県計画、市町村計画を定め、それぞれの施策を講じられた。

2 自立促進方針

過疎地域は地域ごとにその状況を異にしており、過疎対策の方向もまたそれぞれ地域の実態に適合したものでなければならない。したがって、「自立促進方針」は、それぞれの地域の特性を活かし、各地域の自主性、主体性、創意工夫等を尊重するとともに、国、都道府県の各種地域開発計画等における過疎地域の位置づけやそれらの計画の過疎地域に及ぼす影響等をも検討し、過疎地域自立促進のための基本的方向を定めるものである。

また、策定に当たっては「広域的な経済社会生活圏の整備の体系」に配慮することとなっているが、これは、経済、社会及び生活の活動範囲が広域化していることに鑑み、過疎地域の自立促進を都道府県の総合計画などの中に位置付け、広域的な観点に立っての総合的かつ計画的な自立促進が図られることが肝要であることによるものである。

「自立促進方針」は、おおむね①基本的な事項、②産業の振興及び観光の開発、③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、④生活環境の整備、⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑥医療の確保、⑦教育の振興、⑧地域文化の振興等、⑨集落の整備の 9 つの項目について定められる。

過疎地域がある都道府県は、平成 27 年度末までに、平成 28 年度から令和 2 年度までを期間とする自立促進方針を策定している。なお、平成 29 年度に初めて過疎関係市町村が追加された神奈川県については、平成 29 年度から令和 2 年度までを期間とする自立促進方針を策定している。

自立促進方針の策定にあたり、総務省、農林水産省及び国土交通省の三省の通知において、策定にあたって配慮すべき事項や、具体的な施策の事例を示しており、その一部を挙げると、次のとおりである。

(1) 基本的な事項

○過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分

に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

(2) 産業の振興

- 交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等。
- 農林水産業の振興については、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備のほか、営農指導、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、農林資源の持続可能な利用のための森林整備等のソフト事業。
- 地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等のソフト事業。
- 観光及びレクリエーションについては、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含めたソフト事業。

(3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバスや福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス等身近な交通手段の確保や、住民の交通の利便の確保のためのハード事業及びソフト事業。
- 過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保（医療情報連携ネットワーク等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、地域がその実情に応じた形で ICT を最大限利活用していくためのハード事業及びソフト事業。

(4) 生活環境の整備

- 洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミ分別活動やリサイクル活動等のソフト事業。
- 簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備。また、新規整備のほか、費用対効果の高い維持管理の実施等。
- 消防・救急の広域応援体制や災害時要援護者対策等、防災力向上のためのソフト事業。

(5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 地域全体で高齢者を支える仕組みづくりなど施設整備以外のソフト事業。
- 保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方並びにその整備、少子化対策、子育て支援対策等、子どもを育てる若い世代を対象とした保健及び福祉対策。

(6) 医療の確保

- 医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策。
- 地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たな ICT 等の活用について、地域医療確保の観点から行うハード事業及びソフト事業。

(7) 教育の振興

- 耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設整備。
- コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用等。
- 統廃合に伴う廃校舎等について、企業誘致による新たな産業拠点としての活用や、都市との交流拠点、子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用。

(8) 地域文化の振興等

- 施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化の振興事業や、施設にかかわらないソフト事業。

(9) 集落の整備

- 集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する事業（「集落ネットワーク圏」の形成を含む「小さな拠点」の形成等）。
- 地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員や地域おこし協力隊など人材の確保等に係る施策等。

<各分野に含まれる事業の例>

産業の振興	農林水産業振興、地場産業振興、観光又はレクリエーション 等
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	市町村道、農林道、電気通信施設、地域間交流 等
生活環境の整備	水道施設、下水処理施設、消防施設、公営住宅 等
高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設 等
医療の確保	診療施設、無医地区対策、へき地医療確保 等
教育の振興	学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、スクールバス、給食施設 等）、幼稚園、集会施設、体育施設 等
地域文化の振興等	地域文化の振興等に係る施設、地域特有の伝統文化等の保存 等
集落の整備	公共施設、農地、定住促進団地等の整備 等
その他地域の自立促進に関し必要な事項	自然エネルギーを利用するための施設 等

3 自立促進計画の事業費

(1) 全体事業費

自立促進法に基づく自立促進計画（都道府県計画及び市町村計画）における地方公共団体の事業費の実績額の合計は、54兆2,635億円となっている（図表3-2-2）。

令和2年度の自立促進計画における項目別実績額をみると、「産業の振興」が全体の33.5%を占めており、以下、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」（25.5%）、「生活環境の整備」（15.5%）となっている（図表3-2-2、図表3-2-3）。なお、緊急措置法、振興法、活性化法、自立促進法に基づく実績額の合計は115兆8,608億円となっている。

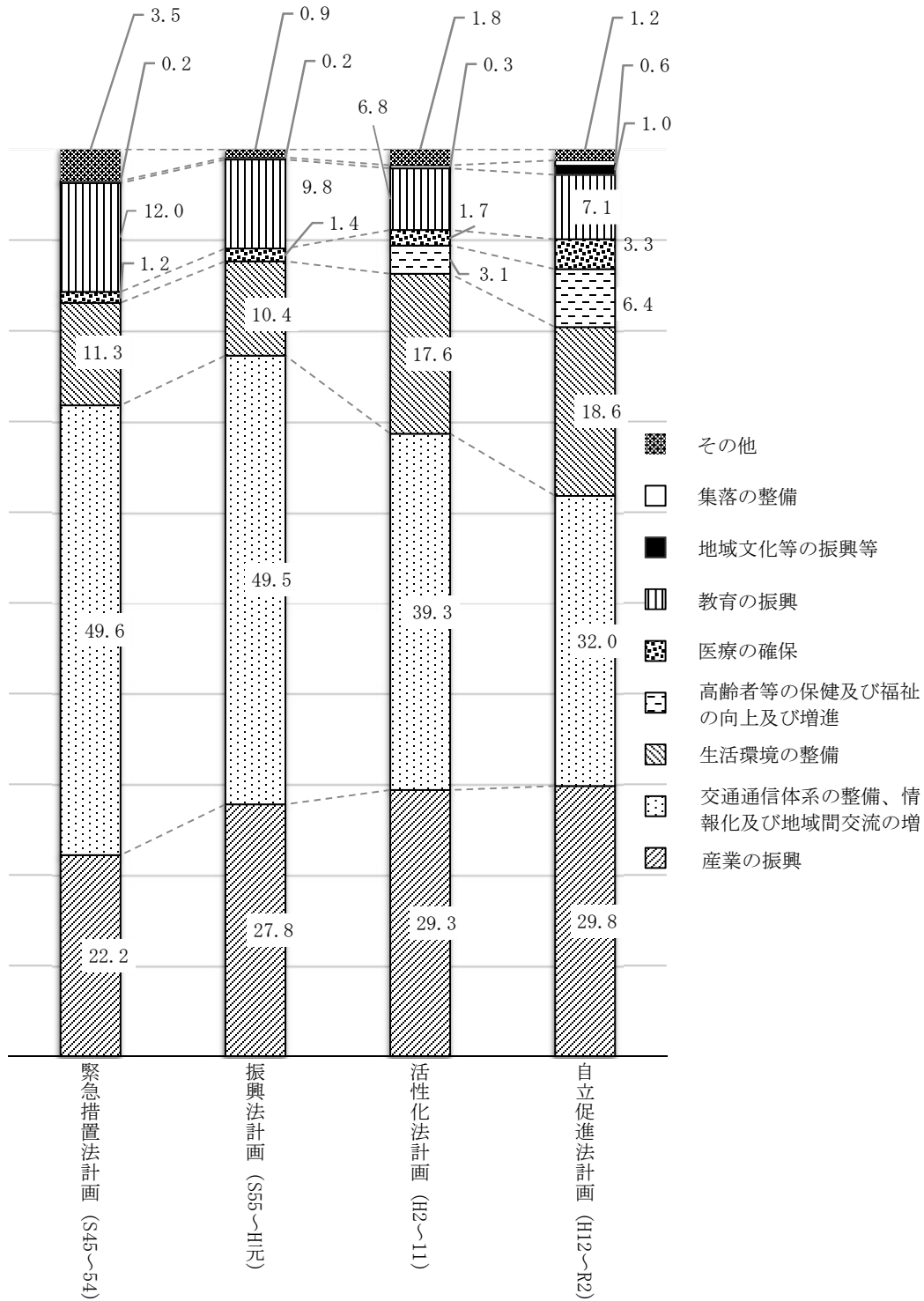
図表3-2-2 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

（単位：億円、%）

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計	
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)	
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)	
活性化法 (H2～11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,865 (6.8)		1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
自立促進法	(H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
	(H22～R1)	81,943 (30.7)	73,693 (27.6)	46,613 (17.5)	21,372 (8.0)	11,583 (4.3)	22,944 (8.6)	3,075 (1.2)	2,145 (0.8)	3,322 (1.2)	266,690 (100.0)
	(R2)	10,327 (33.5)	7,858 (25.5)	4,790 (15.5)	3,702 (12.0)	932 (3.0)	2,150 (7.0)	266 (0.9)	249 (0.8)	541 (1.8)	30,817 (100.0)
自立促進法 計 (H12～R2)	161,900 (29.8)	173,470 (32.0)	101,060 (18.6)	34,595 (6.4)	17,846 (3.3)	38,392 (7.1)	5,483 (1.0)	3,398 (0.6)	6,491 (1.2)	542,635 (100.0)	
合計 (S45～R2)	334,283 (28.9)	441,282 (38.1)	192,045 (16.5)	45,903 (4.0)	27,466 (2.4)	89,812 (7.7)	5,483 (0.5)	5,186 (0.4)	17,148 (1.5)	1,158,608 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 ()は構成比である。
 3 過疎計画は分野ごとに、ハード事業・ソフト事業が計上されている。
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。
 5 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
 6 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。
 7 令和元年度は令和2年7月豪雨で被災した熊本県球磨村を除く。

図表3-2-3 項目別事業費における実績額の推移 (%)



(2) 自立促進都道府県計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進都道府県計画における事業費の実績額の合計は 25 兆 187 億円となっている。

実績額を項目別にみると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」が 11 兆 554 億円で全体事業費の 44.2%を占め、続いて「産業の振興」が 10 兆 1,889 億円で全体事業費の 40.8%を占めており、この 2 項目で全体の 85.0%という高いウエイトを占めているのが特徴的である（図表 3-2-4）。

項目別事業費における構成比についてこれまでの実績額と比較すると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」の比率が高くなっており、さらには、「生活環境の整備」の比率が高くなってきている（図表 3-2-4, 図表 3-2-5）。

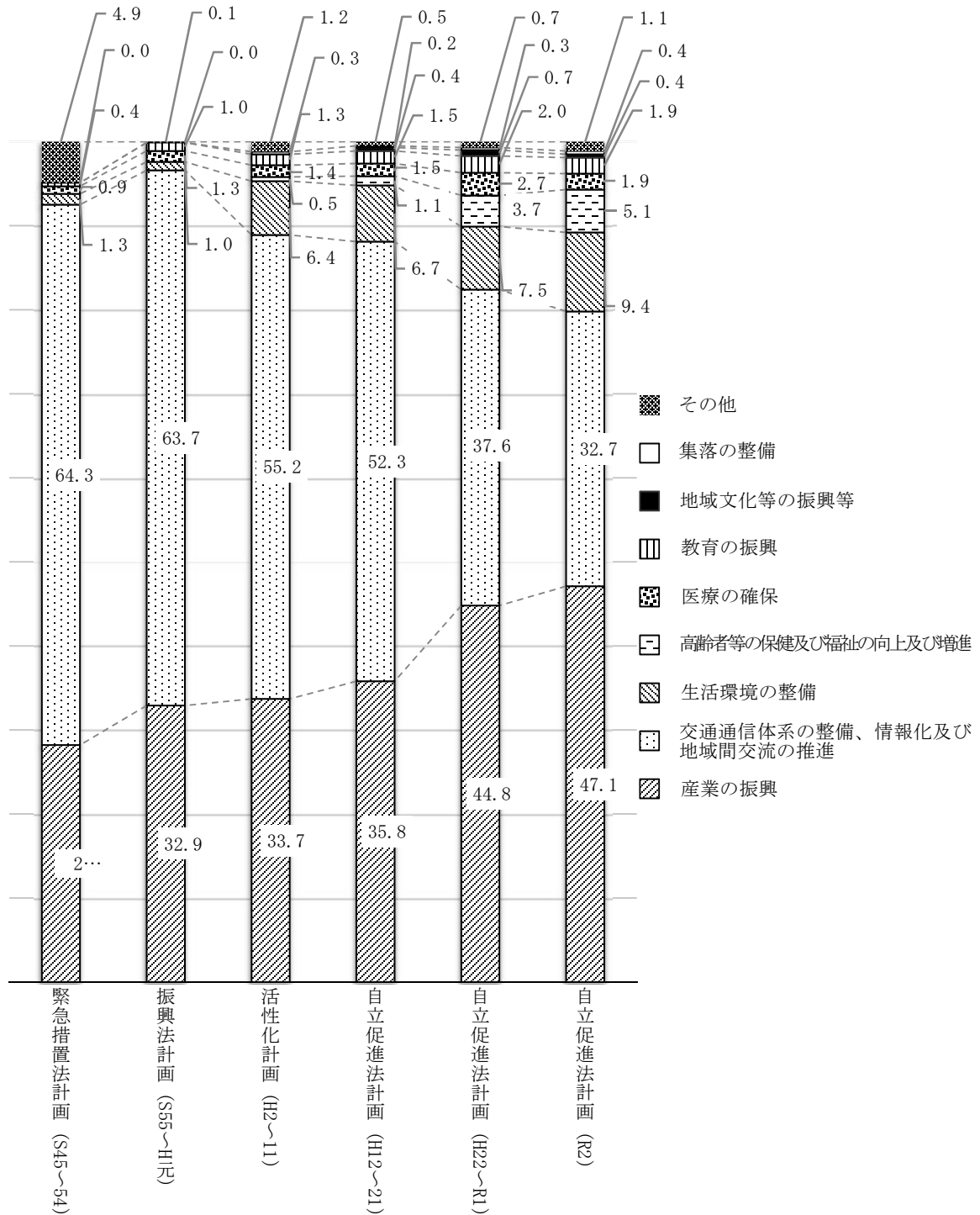
図表 3-2-4 都道府県計画における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計	
緊急措置法 (S45～54)	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)	131 (0.4)		0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)	
振興法 (S55～H元)	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)		1,027 (1.3)	822 (1.0)		10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)	
活性化法 (H2～11)	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)		442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)	
自立促進法	(H12～21)	41,837 (35.8)	61,106 (52.3)	7,788 (6.7)	1,253 (1.1)	1,789 (1.5)	1,783 (1.5)	441 (0.4)	189 (0.2)	616 (0.5)	116,802 (100.0)
	(H22～R1)	52,772 (44.8)	44,399 (37.6)	8,822 (7.5)	4,401 (3.7)	3,200 (2.7)	2,377 (2.0)	795 (0.7)	369 (0.3)	817 (0.7)	117,952 (100.0)
	(R2)	7,280 (47.1)	5,049 (32.7)	1,453 (9.4)	785 (5.1)	302 (1.9)	286 (1.9)	68 (0.4)	58 (0.4)	152 (1.1)	15,433 (100.0)
自立促進法計 (H12～R2)	101,889 (40.8)	110,554 (44.2)	18,063 (7.2)	6,439 (2.6)	5,291 (2.1)	4,446 (1.8)	1,304 (0.5)	616 (0.2)	1,585 (0.6)	250,187 (100.0)	
実績合計 (S45～R2)	196,287 (36.6)	279,227 (51.9)	30,314 (5.6)	7,310 (1.4)	9,074 (1.7)	7,685 (1.4)	1,304 (0.2)	1,068 (0.2)	5,592 (1.0)	537,861 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 () は構成比である。
 3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。

図表3-2-5 都道府県計画の項目別事業費における実績額の推移 (%)



図表 3-2-6 都道府県事業実績（項目別内訳）

（単位：百万円、％）

区 分	項 目		令和元年度		令和2年度	
			事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 農業の振興		325,910	25.0	334,049	21.6
	(2) 林業の振興		42,083	3.2	42,493	2.8
	(3) 水産業の振興		71,801	5.5	64,390	4.2
	(4) 地場産業の振興		74,171	5.7	146,796	9.5
	(5) 企業の誘致対策		40,200	3.1	38,766	2.5
	(6) 起業の促進		12,562	1.0	10,363	0.7
	(7) 商業の振興		9,796	0.8	60,437	3.9
	(8) 観光又はレクリエーション		23,546	1.8	15,791	1.0
	(9) その他		15,088	1.2	14,890	1.0
	計		615,157	47.2	727,976	47.2
2 交通通信系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	I 基幹的な市町村道等の整備	(1) 市町村道	2,854	0.2	2,598	0.2
		(2) 農道	2,855	0.2	3,673	0.2
		(3) 林道	14,801	1.1	15,069	1.0
		(4) 漁港関係道	25	0.0	0	0.0
		小計	20,535	1.6	21,340	1.4
	II 都道府県道等の整備	(1) 国道	148,503	11.4	175,414	11.4
		(2) 都道府県道	190,879	14.7	217,333	14.1
		(3) 農道	14,326	1.1	14,307	0.9
		(4) 林道	10,436	0.8	11,483	0.7
		(5) 漁港関係道	53	0.0	78	0.0
	小計	364,197	28.0	418,615	27.1	
	III 交通確保対策		40,037	3.1	50,273	3.3
	IV その他	(1) 電気通信施設の整備	2,342	0.2	9,293	0.6
		(2) その他	9,464	0.7	5,422	0.4
小計		11,806	0.9	14,715	1.0	
計		436,575	33.5	504,944	32.7	
3 生活環境の整備	(1) 公共下水道事業		9,763	0.7	8,705	0.6
	(2) その他		107,036	8.2	136,602	8.9
	計		116,799	9.0	145,308	9.4
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者生活福祉センター		4,008	0.3	3,364	0.2
	(2) その他		44,443	3.4	75,171	4.9
	計		48,451	3.7	78,535	5.1
5 医療の確保	I 無医地区対策	(1) 病院、診療所の整備	2,161	0.2	3,133	0.2
		(2) 患者搬送車（艇）の整備	576	0.0	581	0.0
		(3) 巡回診療	298	0.0	323	0.0
		(4) 保健指導等	709	0.1	700	0.0
		(5) その他	8,158	0.6	8,498	0.6
	小計	11,902	0.9	13,234	0.9	
	II その他		16,703	1.3	16,974	1.1
計		28,605	2.2	30,208	2.0	
6 教育の振興			23,224	1.8	28,595	1.9
7 地域文化の振興等			8,974	0.7	6,786	0.4
8 集落の整備			7,019	0.5	5,844	0.4
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項			17,502	1.3	15,196	1.0
総 計			1,302,306	100.0	1,543,390	100.0

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。

(3) 自立促進市町村計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進市町村計画における事業費の実績額の合計は29兆2,447億円となっている。

実績額を項目別にみると、「生活環境の整備」が8兆2,997億円（全体事業費の28.4%）で最も多く、以下「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」6兆2,916億円（21.5%）、「産業の振興」6兆10億円（20.5%）、「教育の振興」3兆3,946億円（11.6%）となっている（図表3-2-7）。

項目別事業費における実績額をみてみると、令和2年度において「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」等の比率が増加している（図表3-2-8）。

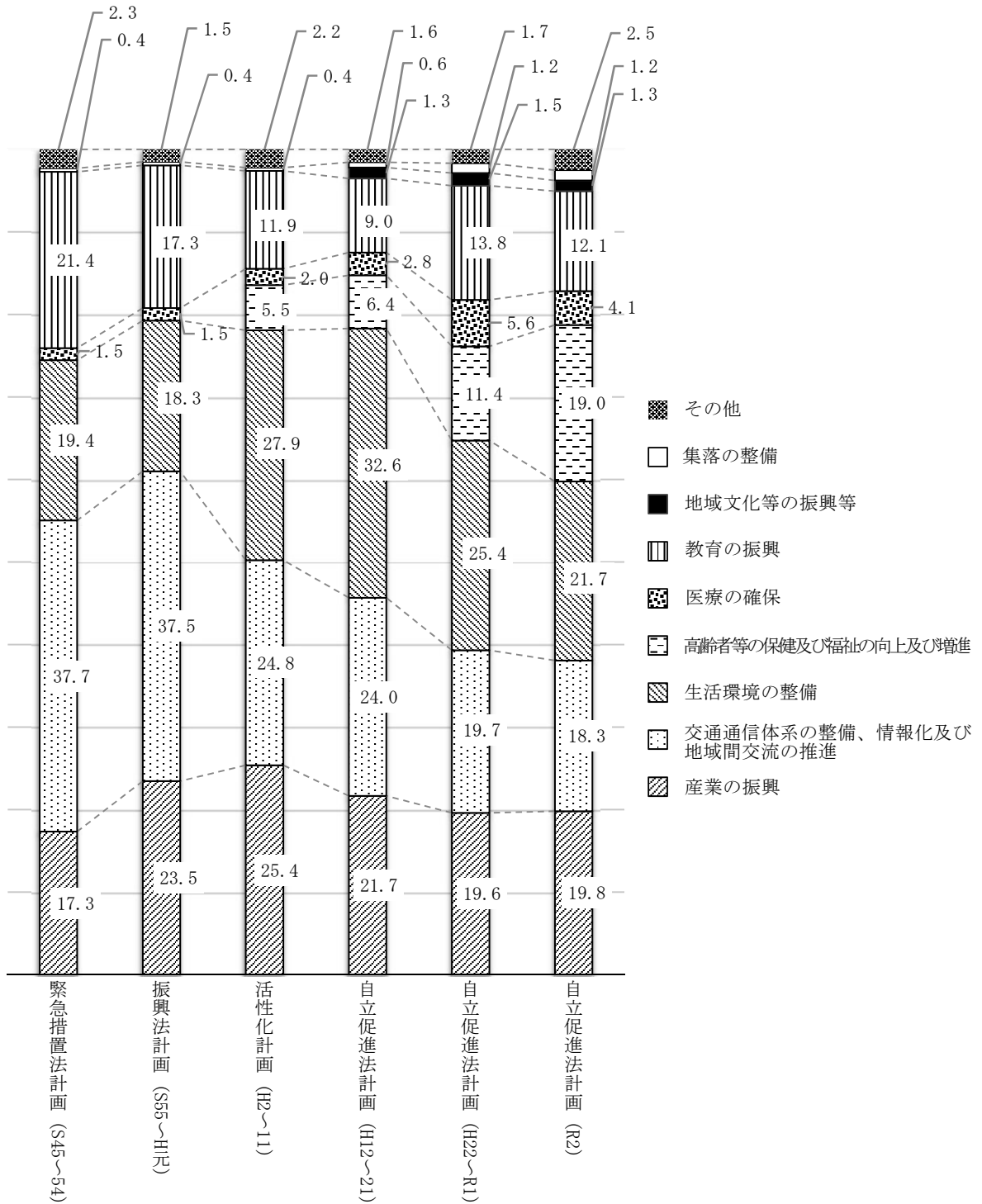
図表3-2-7 市町村計画における項目別事業費の実績額

（単位：億円、%）

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計	
緊急措置法 (S45～54)	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)		639 (1.5)	9,339 (21.4)		190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)	
振興法 (S55～H元)	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)		1,430 (1.5)	16,263 (17.3)		402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,070 (100.0)	
活性化法 (H2～11)	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)		744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,492 (100.0)	
自立促進法	(H12～21)	27,792 (21.7)	30,813 (24.0)	41,869 (32.6)	8,268 (6.4)	3,541 (2.8)	11,515 (9.0)	1,701 (1.3)	814 (0.6)	2,013 (1.6)	128,326 (100.0)
	(H22～R1)	29,171 (19.6)	29,294 (19.7)	37,791 (25.4)	16,971 (11.4)	8,383 (5.6)	20,567 (13.8)	2,279 (1.5)	1,777 (1.2)	2,505 (1.7)	148,738 (100.0)
	(R2)	3,047 (19.8)	2,809 (18.3)	3,337 (21.7)	2,917 (19.0)	630 (4.1)	1,864 (12.1)	199 (1.3)	191 (1.2)	389 (2.5)	15,383 (100.0)
自立促進法 計 (H12～R2)	60,010 (20.5)	62,916 (21.5)	82,997 (28.4)	28,156 (9.6)	12,554 (4.3)	33,946 (11.6)	4,179 (1.4)	2,782 (1.0)	4,907 (1.7)	292,447 (100.0)	
実績合計 (S45～R2)	137,996 (22.1)	162,055 (26.1)	161,731 (26.1)	38,593 (6.2)	18,392 (3.0)	82,127 (13.2)	4,179 (0.7)	4,118 (0.7)	11,557 (1.9)	620,748 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 ()は構成比である。
 3 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。
 5 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
 6 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。
 7 令和元年度は令和2年7月豪雨で被災した熊本県球磨村を除く。

図表 3-2-8 市町村計画の項目別事業費における実績額の推移 (%)



図表3-2-9 市町村事業実績（項目別内訳）

（単位：百万円、％）

区分	項目	令和元年度		令和2年度	
		事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 基盤整備	69,117	4.5	81,853	5.3
	(2) 漁港施設	21,222	1.4	22,344	1.5
	(3) 経営近代化施設	17,090	1.1	19,611	1.3
	(4) 地場産業の振興	7,979	0.5	5,419	0.4
	(5) 企業誘致	4,630	0.3	5,022	0.3
	(6) 起業の促進	199	0.0	301	0.0
	(7) 商業	7,040	0.5	6,593	0.4
	(8) 観光又はレクリエーション	51,187	3.3	51,514	3.3
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	135,001	8.8	71,432	4.6
	(10) その他	46,569	3.0	40,661	2.6
		計	360,033	23.6	304,750
2 交通体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(1) 市町村道	154,996	10.1	159,563	10.4
	(2) 農道	3,701	0.2	3,179	0.2
	(3) 林道	10,612	0.7	10,009	0.7
	(4) 漁港関連道	100	0.0	742	0.0
	(5) 鉄道施設等	1,898	0.1	2,115	0.1
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	36,893	2.4	50,630	3.3
	(7) 自動車等	1,765	0.1	1,843	0.1
	(8) 渡船施設	3,195	0.2	1,610	0.1
	(9) 道路整備機械等	4,812	0.3	3,824	0.2
	(10) 地域間交流	1,068	0.1	380	0.0
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	46,895	3.1	37,257	2.4
	(12) その他	11,041	0.7	9,700	0.6
	計	276,975	18.1	280,852	18.3
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	59,541	3.9	61,129	4.0
	(2) 下水処理施設	83,909	5.5	78,786	5.1
	(3) 廃棄物処理施設	68,380	4.5	65,900	4.3
	(4) 火葬場	4,950	0.3	7,341	0.5
	(5) 消防施設	62,487	4.1	36,605	2.4
	(6) 公営住宅	26,281	1.7	28,539	1.9
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	21,431	1.4	25,321	1.6
	(8) その他	25,376	1.7	30,083	2.0
	計	352,355	23.1	333,704	21.7
4 高齢者等の保健及び福祉の向上、増進	(1) 高齢者福祉施設	9,292	0.6	10,683	0.7
	(2) 介護老人保健施設	1,392	0.1	1,667	0.1
	(3) 児童福祉施設	24,506	1.6	15,189	1.0
	(4) 認定こども園	16,175	1.1	10,755	0.7
	(5) 障害者福祉施設	1,201	0.1	1,341	0.1
	(6) 母子福祉施設	83	0.0	98	0.0
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	1,593	0.1	1,914	0.1
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	82,928	5.4	90,704	5.9
	(9) その他	47,836	3.1	159,342	10.4
	計	185,008	12.1	291,694	19.0
5 医療の確保	(1) 診療施設	37,514	2.5	30,463	2.0
	(2) 特定診療科に係る診療施設	4,951	0.3	424	0.0
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	25,513	1.7	24,423	1.6
	(4) その他	11,086	0.7	7,728	0.5
	計	79,064	5.2	63,038	4.1
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	114,937	7.5	92,258	6.0
	(2) 幼稚園	1,748	0.1	869	0.1
	(3) 集会施設、体育施設	53,841	3.5	52,852	3.4
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	25,703	1.7	33,425	2.2
	(5) その他	6,019	0.4	7,022	0.5
	計	202,248	13.2	186,426	12.1
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	13,999	0.9	14,971	1.0
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	4,927	0.3	3,189	0.2
	(3) その他	1,900	0.1	1,701	0.1
	計	20,826	1.4	19,862	1.3
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再整備	5,386	0.4	3,823	0.2
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	12,172	0.8	11,789	0.8
	(3) その他	6,045	0.4	3,453	0.2
	計	23,603	1.5	19,064	1.2
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 自然エネルギーを利用するための施設	3,238	0.2	4,884	0.3
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	9,168	0.6	9,208	0.6
	(3) その他	15,984	1.0	24,800	1.6
	計	28,390	1.9	38,892	2.5
	総計	1,528,504	100.0	1,538,282	100.0

(備考) 1 総務省調べ。
 2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。
 3 令和元年度は令和2年7月豪雨で被災した熊本県球磨村を除く。

(参考) 持続的発展法における過疎地域持続的発展計画等の体系（令和3年度から）

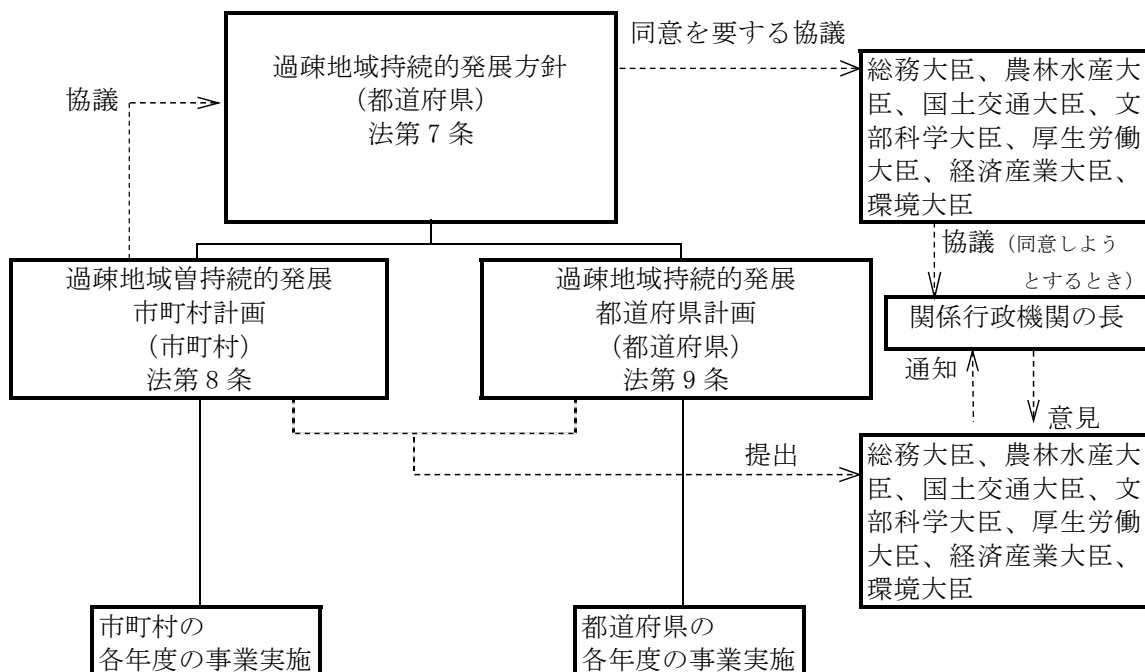
過疎対策については、過疎地域市町村の持続的な取組が重要であることから、対策の主体は基本的に市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が特例措置により支援することによって推進されるよう組み立てられている。都道府県が策定する「過疎地域持続的発展方針」（以下「持続的発展方針」という。）に基づき、過疎地域市町村や都道府県は、それぞれ「過疎地域持続的発展市町村計画」（以下「市町村計画」という。）又は「過疎地域持続的発展都道府県計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定し、過疎対策に取り組むこととされている。

「持続的発展方針」は、都道府県が行う過疎地域持続的発展のための施策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針となるもので、策定に当たってはこれまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣（以下「主務大臣」という。）に協議を行いその同意を得ることとされており、国の施策の方針との調和が図られている。

「市町村計画」は、過疎地域市町村の総合的、計画的な持続的発展を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かしつつ、離島振興計画、山村振興計画等の他の地域振興計画等とも調和を図り定められるものである。策定に当たっては、一部の事項を除いてあらかじめ都道府県に協議することとされており、また、当該市町村の議会の議決が必要とされている。

「都道府県計画」は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画であり、都道府県自らが実施する広域のかつ基幹的な諸事業及び市町村事業の円滑な実施に必要な措置が織り込まれている。

図表 3-2-11 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の仕組み



「持続的発展方針」に基づいて定められる「市町村計画」及び「都道府県計画」は、主務大臣に提出されるが、主務大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知し、関係行政機関の長は、当該計画について意見があれば、主務大臣に申し出ることができる。「市町村計画」及び「都道府県計画」は、このような一連の手続きを通じて、国の方針及び施策との整合性が確保されている（図表 3-2-11）。

「持続的発展方針」は、それぞれの地域の特性を活かし、各地域の持続的発展支援を図るとともに、国、都道府県の各種地域開発計画等における過疎地域の位置づけやそれらの計画の過疎地域に及ぼす影響等をも検討し、過疎地域持続的発展のための基本的方向を定めるものである。

また、策定に当たっては「広域的な経済社会生活圏の整備の体系」に配慮することとなっているが、これは、経済、社会及び生活の活動範囲が広域化していることに鑑み、過疎地域の持続的発展支援を都道府県の総合計画などの中に位置付け、広域的な観点に立っての総合的かつ計画的な持続的発展支援が図られることが肝要であることによるものである。

「持続的発展方針」は、おおむね①基本的な事項、②多様な人材の確保、育成、③産業の振興④地域における情報化、⑤交通施設の整備、交通手段の確保、⑥生活環境の整備、⑦子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑧医療の確保、⑨教育の振興、⑩集落の整備、⑪地域文化の振興等、⑫再生可能エネルギーの利用の推進の12項目について定められる。

第3節 国の過疎対策

概要

持続的発展法は、「総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援し、もって、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与すること（第1条）」を目的としており、その目的の達成のため、財政、行政、金融及び税制上の幅広い分野にわたり、特別措置が講じられている（図表 3-3-1）。

具体的には、過疎地域持続的発展市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に対し、地方債の充当、国庫補助率のかさ上げ、都道府県代行制度や低利融資、課税の特例等の措置とともに、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ、各種手続きの簡素化等の配慮をすることとされている。また、本法に基づく様々な施策とともに、他の法令等に基づき、過疎地域を対象とする施策のほか、その他過疎地域に関連の深い施策等も、各省庁によって講じられている（図表 3-3-2）。

本節では、これらの主要な施策について、過疎地域持続的発展計画の分野ごとに、以下の3分類により整理する。

【過疎法による施策】

持続的発展法による施策

【過疎地域を対象とする施策】

対象として「過疎地域」を法律・政令・要綱等において明示している施策（持続的発展法による施策を除く。）

【過疎地域に関連する施策】

過疎地域が対象となる場合が多いと考えられる施策

図表 3-3-1 過疎法による施策

区 分	過疎法条文	種 類
財 政 上 の 特 別 措 置	第 12 条・第 13 条	○国の負担又は補助の割合の特例等 ・適正規模に統合する小中学校等の校舎・屋内運動場の新増 築、教職員住宅の建築 ・保育所 ・消防施設
	第 14 条	○過疎地域持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）
	第 15 条	○資金の確保等
	第 16 条	○基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備 （都道府県代行制度）
行 政 上 の 特 別 措 置	第 17 条	○公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度）
	第 18 条・第 19 条	○高齢者の福祉の増進
	第 20 条	○医療の確保
金 融 上 の 特 別 措 置	第 21 条	○株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
	第 22 条	○沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
税 制 上 の 特 別 措 置	第 23 条	○減価償却の特例（所得税・法人税）
	第 24 条	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填）
行 政 と の 特 別 措 置 （ 配 慮 措 置 ）	第 25 条	○移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における 緊密な連携及び協力の確保
	第 26 条	○農林水産業その他の産業の振興
	第 27 条	○中小企業者に対する情報の提供等
	第 28 条	○観光の振興及び交流の促進
	第 29 条	○就業の促進
	第 30 条	○情報の流通の円滑化等
	第 31 条	○地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
	第 32 条	○生活環境の整備
	第 33 条	○保育サービス等を受けるための住民負担の軽減
	第 34 条	○教育の充実
	第 35 条	○地域文化の振興等
	第 36 条	○再生可能エネルギーの利用の推進
	第 37 条	○自然環境の保全及び再生
	第 38 条	○農地法等による処分
	第 39 条	○国有林野の活用
	第 40 条	○規制の見直し

図表 3-3-2① 過疎対策の具体的施策

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
財政上の主要な施策	⑫資金の確保等（法第15条） ⑫過疎地域持続的発展のための地方債（法第14条） ⑫国の負担又は補助の割合の特例等（法第12、13条）	⑫農林水産関係事業の実施要件の緩和	⑫辺地対策事業債 ⑫地方交付税
移住定住・地域間交流の促進・人材育成		①過疎地域持続的発展支援事業 ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ①都道府県過疎地域等政策支援員	
産業の振興		②農林漁業振興施策 ②石油製品の安定供給確保の施策	②農林漁業振興施策 ②地場産業の振興・企業誘致施策 ②観光又はレクリエーション施設の整備 ②森林・山村対策 ②農山漁村地域活性化対策
情報化		③携帯電話等エリア整備事業 ③高度無線環境整備推進事業 ③電気通信に関する施設の維持管理に係る支援 ③放送ネットワーク整備支援事業 ③ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業 ③過疎地域持続的発展支援事業	
交通体系の整備		④道路整備事業 ④林道の整備に関する補助制度 ④バス運行対策（地域内フィーダースystem確保維持）	④地方公共団体の道路整備に関する事業 ④農道及び林道の整備に関する補助制度 ④漁港関連道の整備に関する補助制度 ④バス運行対策（地域間幹線system確保維持） ④離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度 ④離島航路対策 ④離島航空対策 ④地方公共団体が設置管理者であって全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備 ④鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ④鉄道施設安全対策事業等補助金

図表 3-3-2② 過疎対策の具体的施策（続き）

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
生活環境の整備	⑤消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第12条）	⑤空き家再生等推進事業 ⑤小規模住宅地区改良事業	⑤污水处理施設関連の事業 ⑤簡易水道等施設整備事業 ⑤生活貯水池整備事業 ⑤雪対策砂防モデル事業 ⑤雪崩対策事業 ⑤風倒木及び地震による激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業
子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	⑥高齢者の福祉の増進（法第18条、19条） ⑥保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第12条）	⑥離島等サービス確保対策事業	⑥へき地保育の推進 ⑥社会福祉施設等施設整備費補助金制度
医療の確保	⑦医療の確保（法第20条）		⑦へき地保健医療対策
教育の振興	⑧学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第12条） ⑧学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（第13条）	⑧公立学校施設整備事業	⑧へき地集会所等の整備 ⑧へき地児童生徒援助費等補助金 ⑧私立高等学校等経常費助成費補助金
集落の整備・地域文化の振興		①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ⑨過疎地域集落再編整備事業 ⑨過疎地域遊休施設再整備事業 ⑨「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	⑨離島振興特別事業
再生可能エネルギーの利用推進		⑩農山漁村振興交付金のうち農産漁村活性化整備対策	⑩農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業 ⑩農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業 ⑩農村整備事業のうち地域資源利活用施設整備事業
その他			⑪地域雇用開発対策 ⑪出稼労働者安定就労対策

図表 3-3-2③ 過疎対策の具体的施策（続き）

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
行政上の特別措置（再掲を含む）	④基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第16条） ⑤下水道事業の都道府県代行制度（法第17条） ⑥高齢者の福祉の増進（法第18条・第19条） ⑦医療の確保（法第20条）	④自家用有償旅客運送	
金融上の特別措置	②資金の確保等（法第15条） ②株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第21条） ②沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第22条）	②農村地域への産業の導入等の施策 ⑦沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け	②林業就業促進資金の貸付 ②⑧沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
税制上の特別措置	②減価償却の特例（法第23条） ②地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）	②特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条） ②農村地域への産業の導入等の施策	
行政との特別措置（配慮措置）	①移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保（法第25条） ②農林水産業その他の産業の振興（法第26条） ②中小企業者に対する情報の提供等（法第27条） ②観光の振興及び交流の促進（法第28条） ②就業の促進（法第29条） ③情報の流通の円滑化（法第30条） ④地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保（法第31条） ⑤生活環境の整備（法第32条） ⑥保育サービス等を受けるための住民負担の軽減（法第33条） ⑧教育の充実（法第34条） ⑨地域文化の振興等（法第35条） ⑩再生可能エネルギーの利用の推進（法第36条） ⑪自然環境の保全及び再生（法第37条） ⑪農地法等による処分についての配慮（法第38条）		

	①国有林野の活用（法第39条） ①規制の見直しについての配慮 （法第40条）		
そ の 他		過疎地域対策調査研究	

（備考）1 本節で取り上げた具体的な施策を一覧にしたものである。

2 各項目に付した数値は以下の分類による。

- ① 移住定住・地域間交流の促進・人材育成
- ② 産業の振興
- ③ 地域における情報化
- ④ 交通体系の整備
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑦ 医療の確保
- ⑧ 教育の振興
- ⑨ 集落の整備・地域文化の振興
- ⑩ 再生可能エネルギーの利用推進
- ⑪ その他
- ⑫ 財政上の主要な施策

1 移住定住・地域間交流の促進・人材育成

【過疎法による施策】

●移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保

(法第25条)〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域持続的発展支援事業(総務省)〔交付金〕

過疎地域が、過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業に要する経費について補助を行う。

対象事業	<p>原則として過疎地域の持続的発展に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画(持続的発展支援事業を実施する都道府県にあっては、過疎法第9条に定める過疎地域持続的発展都道府県計画)に基づき当該年度に実施する事業であり、次に掲げるもの。</p> <p>(1)市町村等が実施するICT等技術活用事業又は市町村等及び都道府県が行う人材育成事業のうち次のいずれかに掲げるもの。</p> <p>アICT等技術活用事業にあっては、その目的が次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)産業振興(スモールビジネス振興)</p> <p>(イ)生活の安心・安全確保対策</p> <p>(ウ)集落の維持・活性化対策</p> <p>(エ)移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進</p> <p>(オ)地域文化伝承対策</p> <p>(カ)環境貢献施策の推進</p> <p>イ人材育成事業のうち都道府県が行うものにあつては、主として過疎地域市町村等の住民を対象として市町村等と連携して実施するもの。また、市町村等が行うものにあつては、都道府県が実施する事業(予定を含む。)と事業内容が重複しないもの。</p>
交付対象経費	<p>(1)ICT等技術活用事業費</p> <p>①ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費</p> <p>ア産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等)</p> <p>イ生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等)</p> <p>ウ集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等)</p> <p>エ移住・交流・若者の定住促進対策(空き家バンクの創設費用、交流イベント等)</p> <p>オ地域文化伝承対策</p> <p>カ環境貢献施策の推進</p> <p>キその他適当と認められるもの</p> <p>②ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費</p> <p>(2)人材育成事業費</p> <p>過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費</p> <p>(3)市町村等事務費</p> <p>ICT等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等)その他の事務的経費</p>
限度額・交付率	<p>市町村が実施する事業：2,000万円・定額</p> <p>都道府県が実施する事業：交付対象経費の1/2、6/10</p>
令和3年度 予算額	<p>234,000千円</p>

●過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（「小さな拠点」）において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

対象地域	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第4に定める地域(過疎地域を含む条件不利地域)
対象事業	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第5に定める事業実施計画に基づき実施するもの。
交付対象経費	次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等） ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの
限度額・交付率	1,500万円・定額 ただし、事業実施に当たって、外部の専門人材を活用する場合にあっては20,000千円と、ICT等技術を活用する場合にあっては25,000千円と、外部の専門人材とICT等技術を併用する場合にあっては30,000千円。
令和3年度 予算額	400,000千円

●都道府県過疎地域等政策支援員（総務省）〔地方財政措置〕

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じている。

対象団体	都道府県
交付対象経	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援であること ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	・対象経費の上限額年間560万円/人・措置率0.5 ・財政力補正あり
業務の例	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業振興（農林水産業）」…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保等 ・「産業振興（商工業、その他）」…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援等 ・「産業振興（観光）」…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策等 ・「地域における情報化」…情報通信技術の利活用等 ・「地域公共交通の確保」…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用等 ・「生活環境の整備」…水道事業経営等 ・「高齢者等の保健・福祉」…地域包括ケアシステム、子育て支援等 ・「医療の確保」…医療政策支援等 ・「教育の振興」…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育等 ・「集落の整備」…集落対策、空家対策等 ・「地域文化の振興」…文化財保護等 ・「再生可能エネルギーの利用推進」…再生可能エネルギーの導入支援等

●地域おこし協力隊（総務省）〔地方財政措置〕

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

対象	地域おこし協力隊推進要綱第3に該当する者
財政措置	<p>隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動に要する経費：隊員1人あたり470万円（報償費等270万円）を上限 起業・事業承継に要する経費：協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限（ただし、令和3年度に限り、財政措置の対象期間を協力隊最終年次又は任期終了の日から2年以内とする） 募集等に要する経費：1自治体あたり200万円を上限（おためし地域協力隊に要する経費については、1自治体あたり100万円上限） 地域おこし協力隊インターンに要する経費：1自治体あたり100万円を上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円を上限（活動に要する経費） 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
隊員の活動例	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信等） 農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援等） 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動等） 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃等） 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート等） その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催等）
令和2年度実績	<p>隊員数：5,560人 受入団体数：1,065団体</p>

●集落支援員（総務省）〔地方財政措置〕

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を地方自治体が委嘱。集落支援員は、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する取組。

対象	過疎地域等における集落対策の推進要綱第4に該当する者
財政措置	<p>集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施に要する経費、集落における話し合いの実施に要する経費、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費について特別交付税により支援。</p> <p>・集落支援員1人あたり430万円を上限。ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合（集落支援員としての活動に従事する時間が一週当たり15時間30分以上である旨を地方公共団体の設置要綱等に規定して委嘱する場合を除く。）等においては、40万円を上限。</p>
支援員の活動例	<ol style="list-style-type: none"> ①集落点検（集落における人口、世帯の動向等、現状を幅広く把握） ②集落における話し合いの実施（住民や地方公共団体の間での集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進） ③集落の維持・活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した地域おこし ・高齢者等の見守り ・イベント・企画等開催 ・講演、勉強会、ワークショップ等開催 ・移住、定住支援 ・防災関係支援（マップ作成等） ・移動支援（買物・病院等） ・その他（有害鳥獣対策、空き家対策等）
令和2年度実績	<p>専任集落支援員：1,746人 兼任集落支援員：3,078人 活用団体数：3府県358市町村</p>

●地域活性化起業人（総務省）〔地方財政措置〕

三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出することを目的として、企業

等の社員の受入等に必要な経費について特別交付税措置を講じている。

対象団体	市町村
要件	<p>地域活性化起業人の要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏に所在する企業等に勤務する者であること ・6ヶ月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣される者であること <p>派遣元企業の要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏に所在する企業等であること <p>受入自治体の要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏外の市町村 ・三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
財政措置	<p>①派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額：年間 560 万円／人</p> <p>②起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額：年間 100 万円（措置率 0.5）／人</p> <p>③起業人の受入準備経費 上限額：年間 100 万円（措置率 0.5）／団体</p>
業務の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務（政策調整・行政改革・公有財産利活用等） ・ 民生（子供子育て・福祉・災害対応等） ・ 農林水産（農業・畜産業・林業・水産業振興等） ・ 観光振興・観光誘客対策・DMO 設立等 ・ 地域産品の開発・販路開拓・拡大等 ・ 移住促進・都市農村交流・交流人口の拡大等 ・ 地域経済活性化・雇用対策・人材育成・企業誘致等
令和2年度実績	<p>地域活性化起業人：148 人</p> <p>受入団体数：98 団体</p>

【過疎地域に関連する施策】

●関係人口の創出・拡大（総務省）〔地方財政措置〕

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域づくりの担い手として、その中間の地域と多様に関わる人々の概念である「関係人口」を増やすことを目的として、地方公共団体が取り組むために必要な経費について普通交付税措置を講じている。

対象団体	市町村
財政措置	普通交付税措置
取組事例	地域農業ファンづくり、兼業副業による地域とのつながり、ふるさと住民票 等

●サテライトオフィス・マッチング支援事業（総務省）

総務省では、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体と、サテライトオフィスに関心を持つ企業とのマッチング機会を提供する「サテライトオフィス・マッチング支援事業」を実施するとともに、地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について、特別交付税により財政支援を講じている。

●移住・交流情報ガーデン（総務省）

総務省では、地方への新しいひとの流れをつくるため、東京駅八重洲口近くに、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設している。

「移住・交流情報ガーデン」では、地方への移住・交流に係る相談を実施し、利用者のニーズに応じて地方公共団体の窓口へ繋ぐことや、厚生労働省や農林水産省と連携し、しごと情報や就農支援情報を提供しているほか、地方公共団体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーを設けている。また、週末を中心に地方公共団体による移住・交流に関する相談会やセミナー等が開催されている。

●特定地域づくり事業の推進（総務省）〔交付金〕

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行う。

対象事業	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項により都道府県知事の認定を受けた事業協同組合（以下「特定地域づくり事業協同組合」という。）が行う同法第2条第4項に規定する特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業
対象団体	都道府県、市町村
交付対象経費	①派遣職員人件費 ②事務局運営費 【対象経費の上限額】 ①派遣職員人件費：派遣職員1人当たり400万円 ②事務局運営費：特定地域づくり事業協同組合1組合当たり600万円
限度額・交付率	対象経費の1/2までの範囲で支援した額の1/2

2 産業の振興

【過疎法による施策】

●農林水産業その他の産業の振興（法第 26 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとしている。

また、過疎地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとしている。

●中小企業者に対する情報の提供等（法第 27 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとしている。

●観光の振興及び交流の促進（法第 28 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域には豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとしている。

●就業の促進（法第 29 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域の住民及び過疎地域へ移住しようとする者の過疎地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとしている。

●資金の確保等（法第15条）〔金融措置〕

○地域総合整備資金貸付制度（総務省）

地方公共団体は、民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力のある地域づくりを推進するために、地域総合整備財団の支援を得て、金融機関等の融資（有利子）と協調して地域振興に資する民間事業者等に無利子資金（「地域総合整備資金」という。）を貸し付けている。過疎地域（離島地域及び特別豪雪地帯を含む。）市町村については、他の市町村と比較して、融資比率及び融資限度額が引き上げられている。なお、地方公共団体は、地域総合整備資金の原資を地方債で調達し、この地方債の利子の75%（用地取得費に係る部分については50%）は地方交付税で補填される。また、平成27年度より低金利下における措置として、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して補助額の75%を地方交付税で措置している（図表3-3-3）。

また、平成25年度から再生可能エネルギー電気事業に係る特例措置として、都道府県及び指定都市は10人以上、市町村は5人以上としている雇用要件について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定事業者が整備する認定発電設備であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上としている。

図表 3-3-3 地域総合整備資金貸付制度（総務省）

		内 容			
貸付対象事業	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を満たすもの ① 新規雇用者が1人以上増加すること。 ② 用地取得費を除く設備投資総額が1,000万円以上であること。 ③ 用地取得等の契約後5年以内に事業供用を開始すること。 ④ 対象事業が、公益性、適度の事業収益性等の観点から実施されること。				
貸付対象者	第三セクターを含む民間事業者				
貸付額	通常地域		過疎・みなし過疎、離島地域、特別豪雪地帯		東日本大震災被災地域、連携中枢都市圏、定住自立圏
	一般地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	
通常の施設	10.5億円	13.1億円	13.5億円	16.8億円	16.8億円
複合施設	15.7億円	19.6億円	20.2億円	25.3億円	25.3億円
融資比率	35%		45%		45%

(備考) 1 表は、政令指定都市以外の市町村から融資を受ける場合である。
 2 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるもの。
 3 融資上限額は、対象事業に係る借入総額に融資比率を乗じた額と、各々の融資限度額のいずれか小さい額となる。
 4 「東日本大震災被災地域」は、令和3年度より岩手県、宮城県、福島県に限定している。

○地域産業振興に対する特別融資制度（総務省、農林水産省、国土交通省）

過疎地域の雇用機会の創出と地域の経済力の強化のために、地域産業の振興を図り、地域の自立的発展に資するため、昭和 58 年度から地域産業振興特利制度（平成 20 年 9 月までで廃止）を、昭和 62 年度から中小企業者を対象とした地域産業振興特別貸付制度（現在は、企業活力強化貸付制度）を創設している。なお、平成 2 年度からは、地域の経済社会の広域化に対応して、広域的な産業振興による過疎地域の活性化を図るため、広域過疎事業に対する金融の支援措置を講じているが、平成 12 年度からは過疎地域に隣接する市町村も広域過疎地域に加えたところである（図表 3-3-4）。

図表 3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度

	地域産業振興・雇用開発融資制度 (平成 20 年 9 月までで廃止)	企業活力強化貸付制度(地域活性化・雇用促進資金)	
金融機関	日本政策投資銀行	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)	日本政策金融公庫 (国民生活事業本部) (平成 23 年度末で廃止)
対象地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	本制度としての限定はなし。
対象業種	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業	本制度としての限定はなし。	
雇用創出要件	8名以上。広域過疎事業については10名以上、うち過疎地域から4名以上。但し、製造業については、要件を1/2に緩和。	3名以上。	新たに2名以上（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第5号の特定業種に該当する場合、従業員20名以下の企業の場合又は女性、若年者（30歳未満）若しくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者
投資規模要件	2億円以上。広域過疎事業については8億円以上	貸付限度額：7億2,000万円	貸付限度額：7,200万円
金利	政策金利Ⅰ。但し、平成20年9月までは政策金利Ⅱ。（平成18年度より、金利体系が整理された。）	基準利率。 但し、設備資金については、2億7,000万円を限度に特別利率②。（但し令和2年度までは特別利率③）、2億7,000万円を超えて5億4,000万円を限度に特別利率①。 広域過疎に係る設備資金については、2億7,000万円を限度に特別利率②、雇用創出5名以上（うち過疎地域から3名以上）の場合、2億7,000万円を超えて5億4,000万円を限度に特別利率①。	基準利率。 特別利率①。 特別利率②（特定の過疎地域等において一定の要件を満たす場合の設備資金に限る。）

- (備考) 1 広域過疎地域とは、過疎市町村を含む割合が30%以上の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村（なお、過疎地域市町村数を30%以上含む広域過疎市町村が、合併により過疎地域を含む割合が30%未満となった場合は、合併前と同様広域過疎市町村として取り扱う。）及び過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう（ここでいう「広域市町村」とは、従来の広域行政圏施策に基づく地域を指す）。
- 2 日本政策投資銀行では、広域過疎地域のうち政令指定都市は対象外となっている。
- 3 平成18年度より日本政策投資銀行の政策金利体系が簡素化され、従来の政策金利Ⅰ～Ⅲは政策金利Ⅰ、Ⅱに変更されている。
- 4 日本政策投資銀行は、平成20年10月に民営化された。
- 5 過疎地域等とは、過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村及び特別豪雪地帯をいう。
- 6 企業活力強化貸付制度(地域活性化・雇用促進資金)は、沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫が取り扱っている。

図表 3-3-5 地域産業に対する特別融資制度の実績

(地域産業振興・雇用開発融資制度の実績)

(単位：件、百万円)

金融機関	日本政策投資銀行				北東公庫				合計	
	過疎地域		広域過疎		過疎地域		広域過疎			
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和58	3	2,090			1	210			4	2,300
昭和59	9	2,820			2	325			11	3,145
昭和60	8	1,690			0	0			8	1,690
昭和61	11	2,705			0	0			11	2,705
昭和62	17	5,277			0	0			17	5,277
昭和63	21	10,470			3	1,040			24	11,510
平成元	22	9,046			7	1,470			29	10,516
平成2	22	8,004	17	7,050	5	670	6	2,380	50	18,104
平成3	39	14,220	18	8,780	2	600	1	750	60	24,350
平成4	36	15,250	13	12,350	3	300	4	1,150	56	29,050
平成5	16	9,530	4	5,300	3	375	0	0	23	15,205
平成6	11	4,970	3	2,500	1	1,000	3	1,220	18	9,690
平成7	4	2,300	1	1,000	0	0	1	1,200	6	4,500
平成8	6	5,700	1	120	1	100	2	3,100	10	9,020
平成9	7	2,890	3	3,220	2	350	3	4,850	15	11,310
平成10	6	5,130	3	4,200	1	300	1	500	11	10,130
平成11上期	3	1,010	1	750	1	1,800	0	0	5	3,560
平成11下期	3	2,200	0	0					3	2,200
平成12	2	1,440	0	0					2	1,440
平成13	3	960	0	0					3	960
平成14	1	120	0	0					1	120
平成15	2	1,820	0	0					2	1,820
平成16	10	3,410	1	2,400					11	5,810
平成17	7	2,205	3	2,900					10	5,105
平成18	14	5,290	4	950					18	6,240
平成19	12	6,690	0	0					12	6,690
平成20	5	3,510	0	0					5	3,510
平成21										

(備考) 平成11年度上期以前は、日本開発銀行による実績。なお、平成7年度以前は、地域産業振興融資制度の実績。

(企業活力強化貸付 地域活性化・雇用促進資金の実績)

(単位：件、百万円)

金融機関	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)				日本政策金融公庫 (国民生活事業本部)		合 計	
	過疎地域		広域過疎		件 数	金 額	件 数	金 額
地 域	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 62	22	1,870			4	77	26	1,947
昭和 63	105	9,961			15	195	120	10,156
平成元	254	24,133			43	1,333	297	25,466
平成 2	331	27,622	39	4,572	227	5,575	597	37,769
平成 3	186	15,734	100	10,864	215	5,487	501	32,085
平成 4	138	14,710	108	12,299	116	3,226	362	30,235
平成 5	60	7,033	64	10,325	74	2,198	198	19,556
平成 6	24	2,864	37	5,652	35	1,217	96	9,733
平成 7	20	2,030	71	8,485	25	851	116	11,366
平成 8	33	4,012	106	13,888	19	647	158	18,547
平成 9	70	8,699	202	25,601	25	984	297	35,284
平成 10	12	1,210	35	3,803	11	386	58	5,399
平成 11	6	700	10	1,140	5	46	21	1,886
平成 12	8	650	16	2,290	7	161	31	3,101
平成 13	2	215	3	152	2	28	7	395
平成 14	2	220	1	150	7	78	10	448
平成 15	2	160	4	318	2	37	10	515
平成 16	36	4,158	34	8,508	0	0	70	12,666
平成 17	79	7,958	314	29,803	0	0	393	37,761
平成 18	206	16,026	742	64,225	1	30	949	80,281
平成 19	154	13,021	453	32,854	2	45	609	45,919
平成 20	148	11,280	405	33,330	1	15	554	44,625
平成 21	70	6,500	234	23,673	0	0	304	30,173
平成 22	116	8,750	309	24,940	0	0	425	33,690
平成 23	132	9,982	316	25,423	0	0	448	33,405
平成 24	121	9,951	444	39,675			565	49,626
平成 25	136	13,370	343	30,662			479	44,032
平成 26	116	12,650	289	29,267			405	41,917
平成 27	102	8,490	313	30,512			415	39,002
平成 28	162	15,262	369	35,463			531	50,725
平成 29	133	12,451	379	34,653			512	47,104
平成 30	169	18,318	425	44,374			594	62,692
令和元	149	13,630	483	49,658			632	63,288
令和 2	93	11,904	218	25,019			311	36,923

(備考) 1 平成 15 年度までは、地域産業振興資金の実績。

2 国民生活事業本部は、平成 21 年度までは過疎地域及び広域過疎地域の外、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸

島、振興山村、特別豪雪地帯を合わせた数値。平成22年度以降は「図表3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度」の国民生活事業本部の特別利率②の適用を受けた数値。また、平成10年度以前は国民金融公庫の実績。
 3 平成20年度より、地域雇用促進資金は地域活性化資金と統合され、地域活性化・雇用促進資金となった。

●株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第21条）〔金融措置〕

日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、「振興山村・過疎地域経営改善資金」の貸付けを行うこととしている。

1 目的

本資金は、山村振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により指定された振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

※（1）～（3）の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマス熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。

(4) その他

①（1）～（3）の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得

② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件（令和3年3月31日現在）

区分	補助事業	非補助事業
利率	0.45%（共同利用：1.45%）	0.30%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 ①個人：1,300万円（2,600万円） ②法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円） （かつこ書きの金額は、一定の要件を満たす場合）
償還期限	25年（うち据置期間8年）以内	

図表 3-3-6 振興山村・過疎地域経営改善資金貸付実績

(単位：千円)

法区分	年度	農 業		林 業		漁 業		合 計	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
振興法	昭 55～平成	11,618	28,713,792	1,341	3,860,559	565	6,413,275	13,524	38,987,626
活 性 化 法	平 2	147	1,201,266	35	356,400	33	812,660	215	2,370,326
	平 3	321	2,832,728	58	1,069,019	25	479,970	404	4,381,717
	平 4	523	3,723,299	55	1,145,497	24	455,000	602	5,327,796
	平 5	527	5,310,772	36	1,666,043	30	1,444,240	593	8,421,055
	平 6	249	3,445,763	29	1,532,201	32	1,538,300	310	6,516,264
	平 7	119	971,721	17	1,251,748	7	299,100	143	2,522,569
	平 8	70	1,219,176	6	103,298	8	838,500	84	2,160,974
	平 9	29	934,147	9	808,600	5	142,180	43	1,884,927
	平 10	29	651,570	8	332,060	4	249,000	41	1,252,630
	平 11	20	1,004,389	5	242,318	—	—	25	1,246,707
	自 立 促 進 法	平 12	9	673,580	3	517,200	1	270,000	13
平 13		6	107,000	3	397,970	1	20,000	10	524,970
平 14		3	275,950	1	18,000	—	—	4	293,950
平 15		5	664,800	—	—	—	—	5	664,800
平 16		2	188,000	—	—	2	555,700	4	743,700
平 17		3	131,200	1	86,400	1	278,000	5	495,600
平 18		—	—	3	94,000	1	400,000	4	494,000
平 19		1	25,000	1	22,000	—	—	2	47,000
平 20		—	—	—	—	4	263,000	4	263,000
平 21		—	—	—	—	4	371,000	4	371,000
平 22		—	—	—	—	—	—	—	—
平 23		—	—	—	—	2	500,000	2	500,000
平 24		—	—	—	—	1	120,000	1	120,000
平 25		—	—	—	—	—	—	—	—
平 26		2	13,800	—	—	1	4,000	3	17,800
平 27		—	—	—	—	—	—	—	—
平 28		—	—	—	—	—	—	—	—
平 29		—	—	2	378,000	2	300,000	4	678,000
平 30		—	—	—	—	—	—	—	—
令 元	—	—	1	137,000	—	—	1	137,000	
令 2	—	—	—	—	—	—	—	—	

(備考) 1 日本政策金融公庫調べ。
2 山村振興法に基づく振興山村分も含む。

●減価償却の特例（法第23条）〔税制措置〕

市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者がある場合には、当該設備を構成する機会及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法第12条第3項、第45条第2項及び第68条の27第2項の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

なお、持続的発展法では、旧自立促進法における制度内容から、「情報サービス業等」を対象業種に追加することや、取得価額要件の引き下げ、割増償却へ減価償却方法を見直す等大幅な拡充を行い、適用期間を令和6年3月31日まで3年間延長した。

●地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）〔税制措置〕

地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、その減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を基準財政収入額から控除することで普通交付税により補填することとしている（図表3-3-7、減収補填額の実績については図表3-3-8参照）。

なお、地方税の課税免除等に対する減収補填措置についても、国税の拡充内容と同様の拡充を行った。

図表 3-3-7 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

<p>事業税</p>	<p>①法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、同条第 1 項に規定する過疎地域の区域（令和 3 年 3 月 31 日において旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 1 項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 41 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。②において同じ。）又は法附則第 5 条に規定する特定市町村の区域（法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。②において同じ。）のうち法第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれに定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第 23 条に規定する取得等（租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5 千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の隔年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税することとしている場合。減収補填の措置期間は 3 箇年度。</p> <p>a. 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500 万円（資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円超である法人が行うものにあつては 2,000 万円とする。）</p> <p>b. 情報サービス業等または農林水産物等販売業 500 万円</p> <p>②過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち法第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 1/3 を超え、かつ、1/2 以下であるものについて、公示日の属する年以降の各年のその者の所得金額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税することとしている場合。減収補填の措置期間は 5 箇年度。</p>
<p>不動産取得税</p>	<p>特別償却設置設備者について、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置は、当該年度のみ。</p>

固定 資産税	特別償却設置設備者について、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は3箇年度。
-----------	--

図表 3-3-8 普通交付税で措置した減収補填額

(単位：千円)

年 度	事 業 税	不動産取得税	固定資産税	計
(緊急措置法) 昭 45～54	2,290,786	1,084,706	2,450,405	5,825,897
(振 興 法) 昭 55～平成	5,313,484	2,692,001	7,928,100	15,933,585
(活性化法) 平 2～11	9,089,165	15,890,410	26,466,369	51,445,944
(自立促進法) 平 12～令 2	11,086,629	18,330,137	49,883,350	79,300,116
合 計	27,780,064	37,997,254	86,728,224	152,505,542

(備考) 総務省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）

経済環境の変動等にも強い持続可能な地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を推進することを目的として、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。

交付対象者	地方公共団体
交付対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費
交付限度額	1 融資額が公費による交付額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合にあっては、公費による交付額（上限：2,500 万円）に交付率を乗じて得た額 2 融資額が公費による交付額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合にあっては、公費による交付額（上限：3,500 万円）に交付率を乗じて得た額 3 融資額が公費による交付額の 2 倍以上の額の場合にあっては、公費による交付額（上限：5,000 万円）に交付率を乗じて得た額

交付率	1 原則、1/2 2 過疎地域等条件不利地域に該当し、財政力指数が 0.25 以上 0.5 未満の市町村 2/3 3 過疎地域等条件不利地域に該当し、財政力指数が 0.25 未満の市町村 3/4 4 国の重要施策に連動した事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業とみとめられるもの 10/10 ※ 2及び3について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村等については、令和8年度まで又は令和9年度までの経過措置を講じている。
令和3年度予算額	700,000千円の内数
実績 ※ 額は交付決定額	平成30年度 21件 419,935千円 令和元年度 30件 535,501千円 令和2年度 15件 246,840千円

●特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条）〔税制措置〕

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域市町村で新設又は増設された一定の製造業の用に供する設備に係る工場用建物（一定の附帯施設を含む。）の用に供する土地並びに同期間内に新築又は増築された一定の宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税としている。（ただし、特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われなことをされている。）

●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (令和3年度予算額)
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援する。	定額、1/2等 (9,805,317千円の内数)
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付する。 令和2年度からの第5期対策においては、協定参	定額 (26,100,000千円)

	加者の減少や高齢化、担い手不足といった課題に対し、将来にわたって農業生産活動が継続されることを促すため、集落戦略の作成を促進。また、生産性の向上や集落機能の強化、棚田地域の振興等を支援する加算措置の拡充・新設を実施。	
--	--	--

事業名	事業内容	国費率 (令和3年度予算額)
農山漁村地域整備交付金のうち		(80,725,000千円の内数)
農地防災事業（農村災害対策整備事業）	災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業（過疎） 災害防除対策推進地域 内地・北海道・奄美55%、 離島60% 甚大な災害発生地域で実施するもの 内地・北海道55%、 離島60%、奄美70% (通常補助率) 1/2
沖縄振興公共投資交付金のうち		(47,732,000千円の内数)
農地防災事業（農村災害対策整備事業）	災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業（過疎） 災害防除対策推進地域 沖縄80% 甚大な災害発生地域で実施するもの 沖縄75% (通常補助率) 2/3

●農村地域への産業の導入等の施策（農林水産省）

事業	事業内容
対象地域	過疎地域、振興山村、農業振興地域（大都市圏等を除く。）
税制上・金融上・予算上の優遇措置	税制上の措置として、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区内の農用地等を、実施計画で定める施設用地に供するため、個人が譲渡した場合における譲渡所得についての所得税の軽減措置がある（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第7条）。 金融上の措置として、企業が行う設備投資等について、日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第8条）。 予算上の措置として、市町村等が雇用を創出する施設を整備する場合等について、国から支援が受けられる。
産業の立地に関する情報収集・提供、指導	支援措置の活用を促進するため、農林水産省及び各地方農政局に情報提供、相談等を行う窓口を設置している。 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び一般財団法人日本立地センターにおいて、農村地域への産業の導入の促進のために、産業の立地情報の収集、広報、指導等の業務が行われている。

●石油製品の安定供給確保の施策（経済産業省）

事業	事業内容
SS 過疎地対策	<p>地域の燃料アクセスを維持するためには、過疎地の自治体が率先して、地域の将来を見据え、地域で確保するSSの将来目標を設定し、地域の実態を踏まえた対策を、自治体のリーダーシップの元で早期に実施する必要がある。このため、平成 29 年度以降、SS 過疎自治体等における燃料供給確保に向けたSS 過疎地対策計画策定の取組等に係る費用について支援を実施。</p> <p>SS 過疎地は、持続的発展法に規定する過疎地域とは必ずしも一致しない。</p>
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	<p>災害時の石油製品の安定供給を確保するため、SS の自家発電設備導入、地下タンクの入換・大型化、研修・訓練等に係る費用について支援を実施。</p> <p>※令和 3 年度予算額：1,080,000（千円）</p>
過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費	<p>石油製品の安定供給を実現するため、SS 過疎地等における、複数 SS の統合・集約・移転を通じた生産性・設備稼働率等の向上、地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業、地下タンクの漏えい防止対策に係る補強等の工事、漏えい検知検査経費等に係る費用について支援を実施。</p> <p>SS 過疎地は、持続的発展法に規定する過疎地域とは必ずしも一致しない。</p> <p>※令和 3 年度予算額：4,380,000（千円）の内数</p>

【過疎地域に関連する施策】

●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率（令和3年度予算額）
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	定額 (48,652,000千円)
農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)	山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜など地域資源の活用等を図るための取組を支援する。	定額 (9,805,317千円の内数)
農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策)	人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援する。	定額、1/2等 (9,805,317千円の内数)
農山漁村地域整備交付金のうち		(80,725,000千円の内数)
農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
沖縄振興公共投資交付金のうち		(47,732,000千円の内数)
農山漁村活性化対策整備に関する事業	農山漁村における定住や都市住民による二地域居住、地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農・林・水の縦割りなく、生産基盤や生活環境施設、地域間交流の拠点となる施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するとともに、地域のそれぞれの実情に応じた、地域の創意工夫による自主的な取組を支援する。	定額（8/10、2/3等）
農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域）	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農	沖縄75%

域総合整備型)	業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	
農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	沖縄75%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	沖縄75%
林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	意欲と能力のある林業経営体を育成、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進する。	定額（1/2、4/10等）等 （林業・木材産業成長産業化促進対策 当初予算額 8,185,373千円、 補正予算額 500,008千円の内数）
林業労働力の確保と林業経営体の育成対策	林業への新規就業者の確保、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者の育成及び林業経営体の育成等を図るため、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等を推進する。また、林業経営体の経営の合理化を促進し、森林施業を担う人材を確保・育成するため「林業労働力確保支援センター」を中核として、総合的な対策を推進する。	定額、定額（1/2以内） （「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 当初予算額 4,183,000千円、 補正予算額 235,000千円） （林業成長産業化総合対策 当初予算額 12,312,885千円の内数）
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援する。	定額、1/2、1/3以内 （1,393,319千円）

●林業就業促進基金の貸付（農林水産省）〔金融措置〕

事業名	事業内容
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする者の研修等、就業準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（内閣府）〔金融措置〕

○沖縄離島・北部過疎地域振興貸付

沖縄県内の離島及び北部過疎地域における産業の振興と経済の活性化を支援するため、当該地域において事業展開を図る中小企業者が必要とする資金の貸付けを行う。

区 分	中小企業資金	生業資金
貸付対象者	沖縄県内の離島及び北部過疎地域において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う者 ※北部過疎地域における貸付については生業資金のみの取扱い	
貸付利率（年率）	資金用途、償還期間及び担保有無等により異なる。	
償還期間	設備資金 20年（うち据置期間3年）以内 運転資金 7年（うち据置期間3年）以内	
貸付限度額	7億2,000万円 （うち長期運転資金は2億5,000万円）	7,200万円 （うち運転資金は4,800万円）

●地場産業の振興・企業誘致施策（経済産業省）

事業	事業内容
JAPAN ブランド 育成支援等事業	全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を中小企業者等が行う場合や、複数の中小企業者への支援を中小企業者や地域の支援機関等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の全国・海外への販路開拓、ブランド確立を支援した。
地域企業イノベーション促進事業	地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試、金融機関等）からなる支援ネットワークを構築し、新事業に取り組む地域企業群に対して、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供等）を実施した。
地域未来投資促進法に基づく課税の特例措置（法人税・所得税）	都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた事業者が、同計画に基づいて、建物等を新設又は増設した場合について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある（法人税・所得税）。
地域未来投資促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填	都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた事業者が、同計画に基づいて、建物等を取得等した場合であって、地方公共団体が当該施設に係る不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行ったとき、その減収額の一部を普通交付税により補填する。
地域未来投資促進法に基づく金融上の優遇措置	地域未来投資促進法に基づく基本計画で定められた促進区域において、都道府県知事から承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫による貸付を行う。
地域・企業共生型ビ	社会構造の変化に伴い顕在化している様々な領域における地域の社会

ビジネス導入・創業促進事業	<p>的課題解決のため、複数地域に共通する課題を抽出し、地域内外の中小企業等が連携しつつ、ビジネスの手法を適用して効果的にその解決を図る取組を支援した。また、若年層の起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図り、将来の創業者を育成するため、起業家教育プログラムを実施する高等学校等及び起業家を招いて出前授業を行う高等学校等を支援した。</p>
---------------	--

●観光又はレクリエーション施設の整備（環境省、国土交通省、農林水産省）

〔国庫補助金及び交付金〕

事業名	事業内容	事業主体・補助率等
国立公園、国定公園等の整備	<p>国立公園、国定公園、長距離自然歩道等において、安全で快適な利用等を推進するため、歩道、園地、休憩所、公衆便所等の施設整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（環境省）</p>	地方公共団体、1/2～4.5/10
レクリエーション施設等	<p>都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う（国費率：用地費 1/3、施設費 1/2）。</p> <p>また、河川事業及び砂防事業による地域の人々も散策等で利用できる河川管理用道路等の整備。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>	地方公共団体、1/3・1/2
港湾の整備	<p>人々の生活の安定及び地域の振興を図るため、日常生活物資や地場産品、農水産品等を効率的に輸送するための岸壁の整備等を促進する。また地域住民の足となるフェリーターミナルの整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>	地方公共団体等、9/10～1/3
海岸の整備	<p>国土保全及び安全の確保を図るため海岸保全施設の整備を促進する。特に、安全で景観にも優れた、地域住民が海辺とふれあえる海岸空間を創出する。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省・国土交通省）</p>	地方公共団体等、9/10～1/3

●森林・山村対策（総務省・農林水産省）

森林・山村対策については、森林の有する多面的な公益的機能を今後とも維持し、山村地域の活性化を図っていくため、新たな観点からの抜本的な対策が必要との認識に基づき、平成3年12月に国土庁、林野庁、自治省の間で「森林・山村検討会」を設置し、検討を進めた。その検討結果を踏まえ、平成5年1月に「森林・山村検討会の取りまとめに基づき平成5年度から講じる施策の概要」がとりまとめられ、これに基づいて平成5年度から森林・山村対策として地方交付税措置が講じられた。

令和2年度に講じられた森林・山村対策の概要は次のとおりである。

〔地方財政措置〕（総務省）

事 項	内 容
豊かな森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有林等における間伐等の促進 ・ 間伐等特措法に基づく特定間伐等の実施 ・ 地方公共団体が協定等を締結して行う民有林の公的整備 ・ 民有林における長伐期化・複層林化の促進 ・ 林業公社が長伐期化・複層林化を行う場合の経営の安定化の推進 ・ 森林所有者等による森林の現況調査等の地域活動の促進
担い手の育成と山村の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林作業員を育成するためのOJT研修等の実施 ・ 林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備等 ・ 活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動等山村の活性化に資する取組の促進
地域材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境物品（木材製品）の導入等による地域材利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の促進 ・ 木材乾燥施設の整備促進等 ・ 地域材を利用した住宅建設に対する利子補給等 ・ 地域材を利用した住宅建設に対する低利融資

●農山漁村地域活性化対策（総務省・農林水産省）

人口の著しい減少や高齢化が進展し、地域の活力の低下が懸念されている農山漁村地域の活性化を一層推進するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（平成5年法律第72号）が、平成5年9月に施行されたが、この法律に基づく農林業等の活性化の基盤整備にあわせて、地理的、自然的条件が不利な地域における後継者の育成・確保対策や若者の定住促進対策等を支援するため、農山漁村対策として、平成6年度から地方財政措置が講じられた。また、平成7年度以降、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う影響への懸念等から農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村ふるさと事業として地方交付税措置が講じられてきたが、平成12年度をもってUR対策が終了したことに伴い、これを見直し、平成13年度からの新たな措置として「農山漁村地域活性化事業」が創設された。

令和2年度に講じられた農山漁村地域活性化対策の概要は次のとおりである。

〔地方財政措置〕（総務省）

事業名	事業内容
農山漁村地域活性化事業	<p>農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業に要する経費に対する財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策 ・都市と農山漁村の共生・対流、高付加価値の地域特産品の振興等による地域の活性化対策 ・農山漁村の多面的・公益的機能の発揮のための対策
環境保全型農業直接支払交付金	<p>農業者団体が行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するために必要な経費に対する財政措置</p>
多面的機能支払交付金	<p>農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する支援に要する経費に対する財政措置</p>
中山間地域等直接支払交付金	<p>中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の維持を図るための直接支払の実施に必要な経費に対する財政措置</p>
離島漁業再生支援交付金	<p>販売・生産面で条件が不利な離島において、漁場再生活動を行う漁業集落に対する国の支援や新規漁業就業者の漁船等のリースに対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置</p>
特定有人国境離島漁村支援交付金	<p>特定有人国境離島地域において、雇用を創出するための取組に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置</p>
水産多面的機能発揮対策事業	<p>水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置</p>

3 情報化

【過疎法による施策】

●情報の流通の円滑化等（法第30条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供について適切な配慮をするものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●携帯電話等エリア整備事業（総務省）〔国庫補助金〕

過疎地域内においても、豊かさを実感できる社会を実現するためには、情報化がバランスのとれた形で進展することが必要であり、公共投資で以下のものに対し、国が一定の補助を行うもの（図表 3-3-12）。

(単位：千円)

事業名	事業内容	令和3年度 予算額	補助率 (貸付率)
携帯電話等エリア整備事業	過疎地等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を設置する場合や無線通信事業者が高度化施設（5Gの無線設備等）を設置するほか、基地局の開設に必要な伝送路施設整備する場合に、これらの費用を国が一部補助する。	1,513,797	1/3、1/2、 2/3、4/5

図表 3-3-12① 携帯電話等エリア整備事業の実績

年度	無線システム普及支援事業		
	携帯電話等エリア整備事業		
	箇所	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平 18	115	6,632,743	3,597,307
平 19	182	8,363,211	5,227,215
平 20	149	7,424,279	4,884,933
平 21	339	5,898,820	3,837,703
平 22	785	21,063,251	13,905,694
平 23	205	5,256,665	3,488,871
平 24	159	3,823,085	2,514,505
平 25	76	2,005,880	1,336,058
平 26	61	1,389,992	923,247
平 27	73	1,967,566	1,305,229
平 28	66	1,675,824	1,075,585
平 29	69	3,886,961	1,774,089
平 30	79	1,284,256	844,664
令和元	34	10,389,077	2,822,756
令和2	64	3,147,461	2,296,645

●高度無線環境整備推進事業（総務省）〔国庫補助金〕

（単位：千円）

事業名	事業内容	令和3年度 予算額	補助率
高度無線環境整備推進事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。 （令和2年度補正予算においては、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大して補助。）	3,682,105	1/3、1/2、2/3

図表 3-3-12② 高度無線環境整備推進事業の実績

年度	箇所	事業費（千円）	補助金額（千円）
令和2年度	68	18,171,434	4,728,256

●電気通信に関する施設の維持管理に係る支援（総務省）〔地方財政措置〕

過疎地域等において地方公共団体又は民間事業者等（地方公共団体から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービスや有線テレビジョン放送等に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

●放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）（総務省）

〔国庫補助金〕

（単位：千円）

事業名	事業内容	令和3年度 予算額	補助率
放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等（条件不利地域は老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象）の整備に対し、その事業費の一部を支援する。 ※放送ネットワーク整備支援事業は、この事業のほか地上基幹放送ネットワーク整備事業等から構成。	233,361	1/2 （市町村） 1/3 （第3セクター）

●「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業（総務省）〔国庫補助金〕

（単位：千円）

事業名	事業内容	令和3年度 予算額	補助率
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	「新たな日常」の定着・加速に向けて、災害時には新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められ、在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。	1,099,960	1/2 （市町村） 1/3 （第3セクター）

●過疎地域持続的発展支援事業（総務省）〔交付金〕（再掲）

過疎地域が、過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業に要する経費について補助を行う。

4 交通体系の整備

【過疎法による施策】

●基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第16条）〔行政措置〕

道路交通体系の整備は、過疎対策のうちで最も重要な施策の一つであるが、過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多い。このため、過疎法では、基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることとされている。

この代行事業に係る経費は、都道府県が負担するものとされ、国は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定に基づき、補助率の嵩上げを行うこととしている。

都道府県代行制度の適用件数

(年度、件)

	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
市町村道	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119	99	81	62	50	46	45	41	39	38	34	36	37	36	32
農道	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59	52	45	38	32	20	21	16	9	8	6	5	4	3	3
林道	273	266	260	251	234	233	217	203	193	200	188	176	163	158	148	148	123	122	120	124	117	111	119	113	112
漁港 関連道	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	769	746	729	693	652	613	560	512	451	414	366	327	289	258	230	214	189	179	168	170	157	152	160	152	147

(備考) 国庫補助金や交付金を充当している路線数。

なお、各基幹道路についての指定基準及び指定路線は、次のとおりである。

	指 定 基 準	指 定 路 線
市 町 村 道 (国土交通省)	過疎地域における市町村道（過疎地域とその他の地域を連絡する道路も含む）のうち、次の各号の一つに該当するものから、国土交通大臣が当該都道府県知事の意見を聞いた上で指定する。	a 都市計画決定された幹線街路 b 主要集落（戸数 50 戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 c 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産施設とを連絡する道路 d 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要な生産施設又は主要な観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のために必要な道路
農 道 (農林水産省)	土地改良法に基づき実施される農業用道路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。）	a 受益面積 30ha 以上のものであること。 b 延長 800m以上、かつ、全幅員 4m以上のものであること。
林 道 (農林水産省)	森林法に基づく国庫補助事業により実施される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。）	a 利用区域の森林面積が 50ha 以上であること b 地域森林計画において、指定林道として位置づけられ、かつ、次の要件のいずれかを満たすこと (a) 利用区域内に 10 戸以上の集落が存在すること (b) 国道、都道府県道又は基幹道路若しくはこれと同等の要件を持つ既設道路の間を相互に結ぶもの (c) 市町村森林整備計画において、「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域」内で計画されているものであること
漁港関連道 (農林水産省)	農山漁村地域整備交付金実施要領(沖縄県においては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱)に規定する漁港関連道であり、次に該当するものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な漁港関連道を含む。）	その路線が市町村の区域を超えるもの又は延長が 500m以上で、かつ全幅員が 4m以上のものであること。

●**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保（法第31条）〔行政措置〕**

国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●**自家用有償旅客運送（国土交通省）**

過疎地域においては、過疎化の進行とそれに伴うバス路線の廃止等により、生活交通の確保が大きな課題となっている。

有償で旅客を輸送する場合は、輸送の安全確保及び利用者保護の観点から、本来、バス、タクシー等の事業許可を受けた者により運送が行われているが、山間部等ではバス・タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されない場合がある。

そのような地域においては、バス・タクシー等の公共交通機関の補完的役割として、国土交通大臣の登録を受けるなど一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等が、自家用自動車を使用して有償旅客運送を行うことができることとしており（自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送等））、地域住民の生活に必要な移動手段の確保を図っている。

●林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【林道】

事業名	事業内容	令和3年度予算額
森林環境保全整備事業のうち森林資源循環利用林道整備事業、山村強靱化林道整備事業、林業専用道整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	5,511,400千円
地方創生道整備推進交付金のうち林道	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地域再生計画に基づき地方公共団体が施行する林道の開設、拡張につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	39,777,000千円の内数
農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業 育成林整備事業、共生環境整備事業、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、農山漁村地域整備計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	80,725,000千円の内数
沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業 森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、森林整備事業計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	47,732,000千円の内数

図表 3-3-9 林道事業費補助金国費率一覧表

区 分	開 設								改 良		
	森林基幹道		森林管理道		林業専用道		森林施業道		幹線林道 (山村強 靱化林道 整備事業 を除く)	幹線 林道 (山村強靱 化林道整備 事業)	その他
林道の区分	基本	奥地広 域※等	基本	過疎・ 振興山 村・特 定・準 特定等	基本	過疎・ 振興山 村等	基本	過疎・ 振興 山村等			
利用区域面積	1,000ha 以上	500ha 以上	50ha 以上	過疎・ 特 定 ・ 準 特 定 等では 30ha 以上	10ha 以上		10ha 以上		500ha 以 上 (過疎・ 振興山村 200ha 以 上)	公道等に2 箇所以上接 続する林道 で50ha 以 上(過疎 30ha 以 上)	50ha 以 上(過 疎30ha 以上)
国費率	50/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	50/100	50/100	30/100
北海道・離島	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	/		
奄美	2/3	2/3	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100			
奄美過疎基幹	—	—	65/100	—	—	—	—	—			
沖縄	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100			

※「奥地広域」とは、過疎地域・振興山村・半島振興対策実施地域に存し、かつ、当該利用区域の存する市町村が特定又は準特定市町村であること等の要件を満たす区域。

●バス運行対策（地域内フィーダー系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通について支援する（図表 3-3-11）。

○地域内フィーダー系統確保維持に係る補助

補助対象地域間幹線系統を補完する系統又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とする系統の確保維持に係る補助

- ・国は乗合バス事業者等に対して補助(補助率：補助対象経費の1/2)

区分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備考
地域内フィーダー系統確保維持費補助	一般乗合旅客運	補助対象経常費用から経常収益を控除した額。ただし、補助対象系統が存する市町村の人口等を基準として算定する額を各市町村の限度額とする。	
車両減価償却費等補助	送事業者、自家所有有償旅客運送者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）。ただし、車両費の額は下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左記の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、車両費の額は下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左記の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両

（備考）1 「補助対象経常費用」とは、地域キロ当たり標準経常費用（又は、地域時間当たり標準経常費用）と乗合バス事業者等の実車走行キロ当たり経常費用（又は、時間当たり経常費用）とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の計画実車走行キロ数（又は、計画サービス提供時間数）を乗じて得た額をいう。

2 「車両費の額」とは、実購入予定費から備忘額として1円を控除した額をいう。

【過疎地域に関連する施策】

●地方公共団体の道路整備に関する事業（国土交通省）

〔社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金〕

地域における活力創出等の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業についても総合的・一体的に支援する「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」により、地方公共団体が実施する道路整備事業を支援している。

●農道及び林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【農道】

農山漁村地域整備交付金

内 容		3年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		80,725,000 千円の内数	内 地：50/100 北海道：55/100 離 島：55/100 奄 美：75/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

農村整備事業

内 容		3年度予算額	国費率
農道・集落道整備事業		6,300,000 千円の内数	内 地：50/100 北海道：55/100 離 島：55/100 奄 美：75/100 沖 縄：85/100
農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う事業			

沖縄振興公共投資交付金

内 容		3年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		47,732,000千円の内数	沖 縄：85/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

【林道】

美しい森林づくり基盤整備交付金

事業名	事業内容	3年度予算額
美しい森林づくり基盤整備交付金	「森林の間伐等の実施に関する特別措置法」に基づき、市町村長が作成する特定間伐等促進計画において実施する作業路網その他の施設の設置を行う事業	874,000 千円の内数

●漁港関連道の整備に関する補助制度（農林水産省）

農山漁村地域整備交付金

事業名	事業内容	3年度予算額
農山漁村地域整備交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	80,725,000 千円の内数

沖縄振興公共投資交付金

事業名	事業内容	3年度予算額
沖縄振興公共投資交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	47,732,000 千円の内数

漁港関連道整備事業費交付率一覧表

種別	主要漁港関連道	主要漁港関連道 附帯関連道改良	一般漁港関連道
補助率	1/2	1/2	1/2
北海道及び離島の特例	5.5/10	1/2	
沖縄県の特例	4/5		
奄美の特例	7/10		

●バス運行対策（地域間幹線系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援する（図表 3-3-11）。

○地域間幹線系統確保維持に係る補助

地域間幹線系統（複数市町村にまたがり、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心市町村等にアクセスする広域的・幹線的な路線）に係る補助

- ・地域間幹線系統は都道府県協議会等にて確保・維持が必要と認められたもの。
- ・国は乗合バス事業者等に対して補助（補助率：補助対象経費の1/2）

区分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備考
地域間幹線系統確保維持費補助	一般乗合旅客運送事業者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。	
車両減価償却費等補助	活性化再生法に基づく協議会	都道府県協議会等にて地域間幹線系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）。ただし、下記を限度とする。 ①ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ②ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ③小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円 ④都市間連絡用車両…1両当たりの補助限度額：1,500万円	・車両の種別 ①～③の車両 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両 ④の車両 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合した定員11人以上の車両
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	都道府県協議会等にて地域間幹線系統の確保・維持のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、下記を限度とする。 ①ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ②ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ③小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円 ④都市間連絡用車両…1両当たりの補助限度額：1,500万円	・車両の種別 ①～③の車両 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両 ④の車両 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合した定員11人以上の車両

(備考) 1 「補助対象経常費用見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）」とは、実購入予定費から備忘価額として1円を控除した額をいう。

●離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度（国土交通省）〔国庫補助金・交付金〕

海等により本土から隔絶され、私的交通の利用可能性が乏しい離島における本土との生活交通については、港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であることから、離島航路の就航率の向上等、輸送の安全性を確保するために岸壁、防波堤、航路等の整備推進を図る（図表 3-3-10）。

図表 3-3-10 港湾整備事業（補助）の補助率一覧

所管	港湾の種類	水域・外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地等	根拠法
港湾局	国際戦略港湾	5/10 4/10[*1]	5/10 4/10[*1]	5/10 4/10[*1]		港湾法
	国際拠点港湾	5/10 4/10[*1]	5/10 4/10[*1]	5/10 4/10[*1]		
	重要港湾	5/10 5.5/10[*2] 4/10[*1]	5/10 5.5/10[*2] 4/10[*1]	5/10 5.5/10[*2] 4/10[*1]		
	地方港湾	4/10	4/10	4/10		
	避難港	5/10				
北海道局	国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	6/10	6/10	6/10	北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
国土政策局 （離島）	重要港湾 地方港湾	8/10	6/10	6/10 2/3[*3]		離島振興法 （北海道における離島振興法指定地域を含む）
国土政策局 （奄美）	重要港湾 地方港湾	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	奄美群島振興開発特別措置法
内閣府 沖縄振興局	重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	沖縄振興特別措置法

（備考）

1. [*1] は小型船だまり等に係る小規模な施設。
2. [*2] は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施設整備に係るものである。
3. [*3] は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。
4. 上表のほか、港湾施設改良費補助・統合補助事業（内地、北海道、沖縄、離島（奄美）は補助率 1/3、離島（奄美を除く）は補助率 5/10）がある。

●離島航路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航路のうち、唯一の生活航路であって、かつ、その経営によってやむを得ず欠損が見込まれる等一定の要件を備えた航路については、地域公共交通確保維持改善事業により、その補助対象経費の概ね2分の1に対し補助を行うこととしている（図表 3-3-11）。また、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される協議会において決定された運賃引き下げ額の2分の1を補助するなど、離島航路の確保維持に努めている。

さらに、増大する欠損を抑制し持続的な航路運営を図るため、離島航路構造改革補助により、公設民営による船舶建造への支援等を通じて、積極的に航路構造改革を行う離島航路事業者に対し支援を行っている（図表 3-3-11）。

●離島航空路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航空路対策として、離島住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資する観点から、離島航空路線に就航する航空機及びその部品の購入に要する費用の一部を補助実施しており、併せて、衛星航法を促進し、離島空港における就航率の向上等を図る観点から離島航空路線に就航する航空機に係る衛星航法補強システム（MSAS）受信機及びその部品の購入に要する費用の一部も補助している。

また、離島航空路線において当該地域住民の日常生活に不可欠な路線のうち、一定の要件を備えた路線において、欠損が見込まれる場合には、地域公共交通確保維持改善事業により運航費の補助を実施している。更に、離島住民の運賃負担の軽減に資する取り組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される地域の協議会において決定された運賃引き下げ額への補助も同事業において実施している（図表 3-3-11）。

●地方公共団体が設置管理者であって全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備

（国土交通省）〔国庫補助金〕

近年の国民の高速性志向の高まりにより高速交通機関の不足した地域等において、小型航空機等を地域的に活用しようとする動きが広がっている。これに対し、国土交通省では、過疎地域を含めて地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備に対し、助成制度を設けている（補助率：国 4/10）（図表 3-3-11）。

●鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（国土交通省）〔国庫補助金〕

安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に必要な費用の 1/3 等を国から補助する（図表 3-3-11）。

●鉄道施設災害復旧事業（国土交通省）〔国庫補助金〕

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害を受けた鉄道事業者に対して、「鉄道軌道整備法」に基づき、その災害復旧に要した費用の 1/4 等を国から補助することとし、地方公共団体は国に準ずる助成措置を講ずる（図表 3-3-11）。

図表 3-3-11 公共交通に関する補助金の実績

年度	地域間幹線系統確保維持費補助金 (～H22 バス運行対策費補助金)		地域内フィーダー系統確保維持費補助金		離島航路運営費等補助金 (S27～H22 離島航路補助金)		離島航路構造改革補助 (H6～H15 離島航路船舶近代化建造費補助) (H16～H20 バリアフリー化補助)		鉄道軌道整備費等補助金(運営費)		鉄道軌道安全輸送設備等整備補助金 (安全性の向上) (S44～H19 近代化補助) (H20～H21 輸送高度化補助) (H22 輸送対策事業費補助)	
	事業者数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (百万円)	航路数	補助金額 (百万円)	航路数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)
平 3	156	9,127	—	—	128	3,804	—	—	22	886,243	25	647,179
平 4	159	9,250	—	—	125	3,997	—	—	20	928,709	34	759,848
平 5	163	9,038	—	—	123	4,184	—	—	18	905,617	43	1,186,744
平 6	163	9,268	—	—	108	4,146	2	75	8	604,019	51	1,824,324
平 7	161	8,924	—	—	107	4,141	4	117	5	377,803	57	2,247,691
平 8	164	8,747	—	—	103	4,085	5	128	2	83,009	59	2,571,356
平 9	163	8,838	—	—	109	4,085	5	138	3	109,337	56	1,967,816
平 10	162	8,006	—	—	107	4,083	3	128	1	10,645	57	2,219,562
平 11	166	7,292	—	—	109	4,073	3	126	2	76,269	59	2,279,802
平 12	164	7,090	—	—	107	4,479	3	114	2	183,901	55	2,357,931
平 13	201	6,962	—	—	106	4,276	1	68	2	190,588	50	2,074,832
平 14	204	7,318	—	—	103	3,929	3	80	2	158,670	53	2,381,185
平 15	212	7,301	—	—	107	3,846	1	11	2	130,929	51	2,448,863
平 16	227	7,264	—	—	109	3,825	3	76	2	93,744	51	2,695,294
平 17	225	7,202	—	—	107	3,838	4	42	1	33,864	56	2,677,403
平 18	223	7,431	—	—	107	4,692	0	0	1	29,594	50	2,602,795
平 19	215	7,682	—	—	111	5,569	1	1	1	39,270	50	2,395,116
平 20	208	8,003	—	—	118	7,080	1	1	1	2,428	50	2,363,185
平 21	202	7,908	—	—	106	5,496	74	1,805	—	—	49	2,157,995
平 22	202	6,453	—	—	102	4,575	25	196	—	—	51	1,931,306
平 23	216	7,605	111	197	104	5,279	16	248	—	—	84	4,868,019
平 24	224	7,777	445	1,549	119	5,823	19	884	—	—	93	4,727,285
平 25	226	8,887	534	2,773	120	5,962	17	495	—	—	93	4,451,842
平 26	229	8,936	614	3,081	119	6,310	27	765	—	—	89	4,460,527
平 27	224	9,290	665	3,407	120	6,230	19	376	—	—	162	7,519,237
平 28	226	9,643	697	3,227	119	6,267	18	453	—	—	182	5,854,331
平 29	226	9,420	721	3,042	120	6,280	16	609	—	—	133	4,769,536
平 30	227	9,528	724	2,996	120	6,327	20	918	—	—	174	5,544,373
令 元	221	9,500	760	4,126	123	6,273	18	768	—	—	145	4,220,526
令 2	204	9,069	786	3,256	126	6,498	21	480	—	—	169	4,052,921

年度	鉄道軌道近代化設備整備費等補助金(地方鉄道新線開業)		鉄道施設災害復旧事業費補助		地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備			航空機等購入費補助金				離島航空路運航費補助(H11～H23 上半期航空機等購入費補助金(運航費))	
	事業者数	補助金額(百万円)	事業者数	補助金額(百万円)	箇所数	補助金額(百万円)	備考	機体取得		MSAS受信機		事業者数	補助金額(千円)
								事業者数	補助金額(千円)	事業者数	補助金額(千円)		
平 2	—	—	—	—	1	40	天草	—	—	—	—	—	—
平 3	1	85	2	714	1	280	〃	—	—	—	—	—	—
平 4	—	—	—	—	1	176	〃	—	—	—	—	—	—
平 5	—	—	2	1,679	1	360	〃	1	50,207	—	—	—	—
平 6	1	187	10	18,227	1	520	〃	1	46,575	—	—	—	—
平 7	1	187	5	1,198	1	520	〃	—	—	—	—	—	—
平 8	2	385	3	135	1	560	〃	2	1,590,840	—	—	—	—
平 9	3	841	—	—	1	244	〃	2	1,909,485	—	—	—	—
平 10	1	104	3	420	1	136	〃	—	—	—	—	—	—
平 11	1	104	1	29	—	—	—	2	1,614,591	—	—	7	478,797
平 12	1	48	1	8	—	—	—	3	1,621,865	—	—	7	385,738
平 13	1	379	1	16	—	—	—	3	894,551	—	—	6	384,198
平 14	—	—	1	16	—	—	—	2	1,403,763	—	—	6	416,779
平 15	—	—	3	278	—	—	—	1	1,040,143	—	—	7	436,584
平 16	—	—	6	580	—	—	—	1	1,100,852	—	—	7	360,571
平 17	—	—	1	3	1	96	名古屋	1	937,079	—	—	7	336,784
平 18	—	—	2	80	—	—	—	2	1,554,082	—	—	5	253,091
平 19	—	—	2	17	1	34	名古屋	—	—	2	64,246	6	241,075
平 20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	97,887	7	317,477
平 21	—	—	—	—	1	123	名古屋	—	440,408	3	138,886	7	395,314
平 22	—	—	2	13	1	61	名古屋	—	—	1	90,409	7	385,875
平 23	—	—	11	2,588	1	7	名古屋	—	—	—	—	8	380,890
平 24	—	—	2	51	—	—	—	—	—	—	—	8	460,150
平 25	—	—	1	156	—	—	—	1	467,055	—	—	7	473,895
平 26	—	—	1	4	2	56	名古屋	1	1,475,014	—	—	7	462,706
平 27	—	—	1	42	1	52	名古屋	1	5,301,256	—	—	7	517,178
平 28	—	—	2	783	—	—	—	2	5,926,135	—	—	6	489,759
平 29	—	—	4	578	2	42	名古屋	2	4,719,230	—	—	7	482,808
平 30	—	—	9	1,905	2	55	名古屋	2	2,761,492	—	—	5	470,415
合 元	—	—	7	3,944	—	—	—	2	2,767,913	—	—	5	403,129
合 2	—	—	9	3,055	—	—	—	—	—	—	—	6	677,398

5 生活環境の整備

【過疎法による施策】

●生活環境の整備（法第 32 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとしている。

●消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第 12 条）（総務省消防庁）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の設備の一環として、防火水槽等の消防施設の整備に対する通常の補助率は 1/3 であるが、過疎地域市町村においては 5.5/10（昭和 59 年度まで 2/3、昭和 60 年度 6/10、昭和 61 年度以降現行補助率）としている（図表 3-3-13）。

図表 3-3-13 消防防災施設等整備費補助金の特別措置の状況（実績）

年 度	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げられた国庫補助金
	千円	千円	千円
〔緊急措置法〕 昭和 45～54 年度	26,068,983	17,379,321	8,689,659
〔振 興 法〕 昭和 55～平成元年度	63,404,988	39,038,844	17,903,847
〔活性化法〕			
平成 2 年度	5,568,517	3,062,684	1,206,512
平成 3 年度	6,275,397	3,451,468	1,359,669
平成 4 年度	6,222,464	3,422,355	1,348,201
平成 5 年度	6,698,831	3,684,357	1,451,414
平成 6 年度	7,088,948	3,898,921	1,535,939
平成 7 年度	9,247,351	5,086,043	2,003,593
平成 8 年度	7,643,706	4,204,038	1,656,136
平成 9 年度	6,543,995	3,599,197	1,417,866
平成 10 年度	7,569,775	4,163,376	1,640,118
平成 11 年度	6,747,735	3,711,254	1,462,009
小 計	69,606,719	38,283,693	15,081,457
〔自立促進法〕			
平成 12 年度	6,262,475	3,444,361	1,356,869
平成 13 年度	6,246,046	3,432,191	1,350,176
平成 14 年度	4,299,684	2,363,647	930,419
平成 15 年度	4,785,787	2,628,553	1,033,291
平成 16 年度	1,807,833	975,476	243,210
平成 17 年度	1,062,641	584,452	74,059
平成 18 年度	103,206	56,763	22,361
平成 19 年度	57,199	31,459	12,393
平成 20 年度	70,217	38,619	15,214
平成 21 年度	78,847	43,366	17,084
平成 22 年度	52,102	28,656	11,289
平成 23 年度	10,035	5,517	2,172
平成 24 年度	24,431	13,437	5,294
平成 25 年度	46,364	25,500	10,046
平成 26 年度	39,895	21,942	8,644
平成 27 年度	47,233	25,978	10,234
平成 28 年度	54,273	29,850	11,759
平成 29 年度	25,895	14,242	5,611
平成 30 年度	36,922	20,307	8,000
令和元年度	20,095	11,052	4,354
令和 2 年度	34,858	19,172	7,553
小 計	25,166,038	13,814,540	5,140,032

合 計	184, 246, 728	108, 516, 398	46, 814, 995
-----	---------------	---------------	--------------

(備考) 消防庁調べ。

●下水道事業の都道府県代行制度（法第15条）〔行政措置〕

下水道は、生活関連社会資本の中で重要な位置を占めているが、大多数の過疎地域の市町村において整備が遅れており、普及率が低位にとどまっている。しかし、過疎地域市町村の中には、下水道事業を執行するのに十分な技術力がなく、また、過疎債、国の財政的支援の対象となる施設の範囲の拡大等の一般的な支援措置を講じてもおお十分な財政力がないため、下水道事業の整備が遅れている市町村がみられる。

一方、過疎地域の活性化を図るとともに、自然公園、水道水源等の広域的な整備の必要性の観点から下水道整備を促進することは、都道府県としても積極的に取り組むべき課題である。

このため財政力、技術力が不足するため自ら公共下水道に着手することが困難な団体に代わって、都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行うことができる制度が平成3年度に創設され、平成7年度及び平成9年度には、財政力や地域要件に関する要件が緩和された。また、代行制度の対象となる公共下水道を国土交通大臣が指定することとなっているが、当該指定は当該公共下水道を管理する市町村の申請に基づいて行われることとなっている。この申請には前もって当該市町村から都道府県へ協議することとされていたが、平成22年度に当該協議義務が廃止された。このため、今後は申請者である市町村と事業主体となる都道府県が、円滑な事業実施のため自発的に密に連携をとりながら進めていくこととなる。

過疎市町村が合併した場合の取扱いについては、合併市町村が、代行制度の人口要件等を合併市町村全体として満足する場合には、合併前の過疎市町村の区域を対象として代行制度を適用することが可能である。また、平成14年3月31日以降に合併を行った市町村については、合併が行われた日から10年を経過する日の属する年度末日までの間に限って、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断することができる経過措置がとられている（法第15条、第33条、法施行令第11条、都市・地域整備局長通達（平成22年4月1日付け国都下事第2号）を参照のこと）。

（対象団体）

代行制度の対象団体は、過疎市町村のうち、広域的見地から公共下水道を整備する必要がある地域を有する市町村で、かつ、技術力、財政力の不足から当該市町村のみでは設置することが困難な市町村である。具体的には次の(i)又は(ii)に掲げる要件に該当することが必要とされている。

- (i) 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件に該当するものであること。
 - (ア) 財政力指数が各都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること。
 - (イ) 行政人口が8,000人以下であること。
 - (ウ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。

- ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
 - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
 - ③ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、中期整備計画年度内に面整備を優先して実施することとされており、かつ、当該水域が環境基本法により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
 - ④ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
 - ⑤ 当該市町村の下流における都市用水等の取水量が日量 3,000 立方メートル以上である市町村
 - ⑥ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施地域が存在する市町村
 - ⑦ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村
- (ii) (i)の要件に該当しない市町村のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に該当すること。
- (ア) 行政人口が 8,000 人以下であること。
ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体を除く。
 - (イ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。
 - ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
 - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
 - ③ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
 - ④ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施地域が存在する市町村
 - ⑤ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村

(対象範囲)

都道府県は、(i)又は(ii)に掲げる要件をもって国土交通大臣に指定された市町村の公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置を行うことができる。一方、事業計画の策定、根幹的施設以外の施設の設置、供用開始後の増設、改築、維持管理等は市町村が行うこととなる。なお、平成 15 年度には、代行制度により整備を実施した箇所に関し、増設についても代行制度で整備できることとなった。

(財政措置)

(ア) 代行業に係る都道府県と市町村との負担割合

市町村の負担割合を、上記(i)の要件に該当するものにあつては、代行業費の2分の1以上の額で、上記(ii)の要件に該当するものにあつては、代行業費の3分の2以上の額で、都道府県と市町村との協議により定めることとしている。

(イ) 市町村に係る財源措置

- ① 代行業に係る市町村から都道府県への負担金については、市町村が単独で下水道を行う場合と同様に、通常充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債及び過疎債（起債対象額の1/2を限度とする。）を充当する。
- ② 市町村が発行する下水道事業債、過疎債の元利償還金のそれぞれ21~49%（処理区域内人口密度別に事業費補正16~44%と単位費用5%との和）、70%について交付税の基準財政需要額に算入する。

(ウ) 都道府県の代行業に対する財源措置

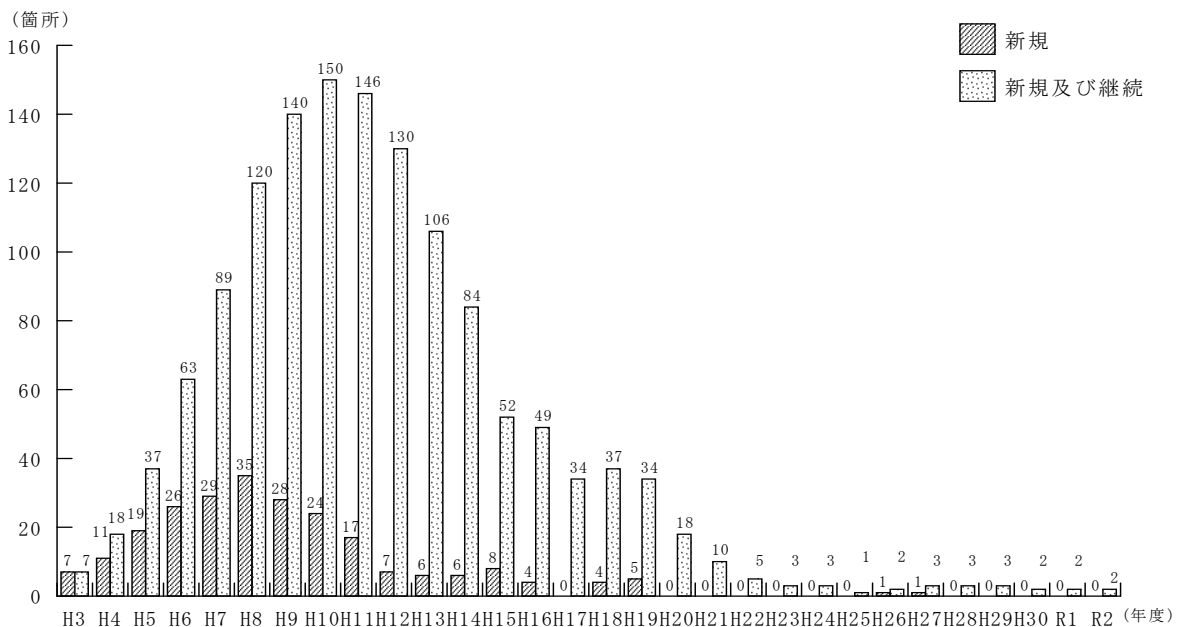
- ① 都道府県の負担については、通常の下水道事業債の充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債を充当する。
- ② 都道府県が発行する下水道事業債の元利償還金の49%（事業費補正44%と単位費用5%との和）について交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの財政措置により、市町村が自ら下水道事業を実施する場合と均衡のとれた財政措置が講じられている。

(エ) 国の財政的支援

都道府県が行う代行業については、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の規定と同様の国費率の嵩上げが行われることとなっている。

都道府県代行制度実施箇所数の推移



(備考) 国土交通省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●**空き家再生等推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕**

社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業により、空き家住宅等の活用・除却を行う地方公共団体の取組を支援し、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する。

採 択 基 準	<p>【不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等対策計画^{※1}に定められた空家等に関する対策の対象地区 <p>【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等対策計画^{※1}に定められた空家等に関する対策の対象地区 <p>※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画</p>
補助対象 (国費率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費 (2/5) ・ 除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 (2/5) ・ 空き家住宅又は空き建築物の活用費 (1/2) ・ 活用を行う者に対し活用に要する経費について補助する費用^{※2} (1/3) <p>※2 ただし、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の特定に要する費用 (1/2) ・ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用 (1/2)

●**小規模住宅地区改良事業（国土交通省）〔国庫補助金〕**

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する。

地区要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不良住宅戸数 15 戸以上 (2) 不良住宅率 50%以上 <p>※ただし、過疎地域における激甚災害に係る居住の安定のための事業、または過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不良住宅戸数 5 戸以上 (2) 不良住宅率 50%以上 <p>※「不良住宅」：不良度 100 以上の住宅</p>
------	---

補助対象 (国費率)	(1) 不良住宅の買収除却費 [1/2 (跡地非公共は1/3)]
	(2) 公共施設、地区施設の整備に要する費用 [1/2]
	(3) 改良住宅(賃貸)整備費 [2/3]
	(4) 改良住宅用地取得造成費 [1/2]
	(5) 一時収容施設設置費 [1/3]
	(6) 改良住宅(分譲)の調査設計計画費※1 [1/3]
	(7) 改良住宅(分譲)・借上改良住宅の共同施設整備費※1 [1/3]
	(8) 定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費※2 [1/2]
	(9) 津波避難施設及び防災関連施設の整備 [1/2]
※1：住民と共同して分譲改良住宅の整備計画を作成する民間事業者等を含む。 ※2：民間事業者等も含む。	

【過疎地域に関連する施策】

●汚水処理施設関連の事業(国土交通省、農林水産省、環境省)〔国庫補助金〕

○下水道(国土交通省)

公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保するために、次に掲げる下水道整備事業の経費に対して支援を行う。

事業種別		国費率
公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
流域下水道	管渠等	1/2
	処理場	2/3
特定公共下水道事業	—	事業負担金控除後の1/3 ※
特定環境保全公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
都市下水路	—	4/10

(備考) ※は公害防止計画区域外の場合。

○集落排水施設（農林水産省）

農業集落及び漁業集落の排水施設整備のために、次に掲げる事業の経費に対して補助する。

事業種別		国費率
排水施設 農業集落	農山漁村地域整備交付金のうち （農業集落排水事業）	1/2（奄美3/5）
	農村整備事業のうち （農業集落排水施設整備事業）	1/2（奄美3/5、沖縄3/4）
	沖縄振興公共投資交付金のうち （農業集落排水事業）	3/4
	（農業集落排水事業）	3/4
排水施設 漁業集落	漁村整備事業	1/2（沖縄5.5/10）
	農山漁村地域整備交付金のうち （漁業集落環境整備事業）	1/2
	（漁村再生交付金事業）	1/2（北海道6/10、奄美7.5/10、離島6/10）
	沖縄公共投資交付金のうち （漁業集落環境整備事業）	5.5/10
	（漁村再生交付金事業）	7.5/10

○浄化槽（環境省）

生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援。

事業種別	補助率
浄化槽設置整備事業	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2）
公共浄化槽等整備推進事業	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2）

●一般廃棄物処理施設整備事業（環境省）

市町村等が、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫をいかながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を計画した循環型社会形成推進地域計画に位置づけられた一般廃棄物処理施設整備に要する経費を補助する。人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村等を交付対象とするが、過疎地域等については、人口又は面積を条件としない。

事業種別	事業内容	補助率
循環型社会形成推進交付金 (廃棄物処理施設分)	一般廃棄物処理施設の整備や施設の改良による長寿命化事業等に要する経費	1/3 (先進的モデル施設は1/2)
廃棄物処理施設整備交付金	大規模災害発生時における災害対応拠点になり得る一般廃棄物処理施設の整備事業等に要する経費	1/3 (先進的モデル施設は1/2)
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に必要な改良事業等に要する経費	1/3 (先進的モデル施設は1/2)

●簡易水道等施設整備事業（厚生労働省、国土交通省、内閣府）〔簡易水道等施設整備費補助金・生活基盤施設耐震化等交付金〕

過疎地域等における飲料水の確保を図るために、一定の基準に従って簡易水道、飲料水供給施設等の整備に要する経費を補助する。

施設名	補助率
簡易水道施設	4/10, 1/3, 1/4, 離島 1/2, 奄美 1/2, 沖縄 2/3
飲料水供給施設	4/10, 離島 1/2, 奄美 1/2, 沖縄 2/3

●生活貯水池整備事業（国土交通省※）〔国庫補助金〕

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百m³程度のものが数多くあり、これらの水源として井戸水や溪流に依存した場合には、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがある。また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な対策が必要となっている。このような地域に密着した小河川における局地的な治水・利水対策を目的とした生活貯水池の整備に要する経費について補助を行う。

※河川総合開発事業費補助及び治水ダム建設事業費補助の中で実施する。

補助率	9/10～1/2
令和元年度事業実施箇所数	4箇所

●雪対策砂防モデル事業（国土交通省）〔直轄事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な克雪対策の一環である。これらの豪雪地帯において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等による土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的・包括的に実施する際に要する経費について補助を行う。

事業対象	除排雪機能を有する低水路、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、土石流かつ雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置
負担率	2/3
国費率	1/2、5.5/10

●雪崩対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕

※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から集落（人命）を守るために、雪崩予防柵等の雪崩防止施設の設置を行う。

採択基準	豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、下記の各項に該当する場合で事業費7,000万円以上のもの ①移転適地がないこと ②人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
国費率	1/2

●風倒木及び地震による激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕※平成21年度までは国庫補助金

風倒木の発生が著しい地域や大規模地震により地盤が緩んだ地域において、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するために、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

採択基準	風倒木の発生が著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。）における急傾斜地で、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）のうち、その事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減され
------	--

	<p>る地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもので次の各号に該当するもの</p> <p>①急傾斜地の高さが10m以上であること</p> <p>②移転適地がないこと</p> <p>③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>④人家おおむね10戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p>
<p>国 費 率</p>	<p>1/2</p>

6 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策

【過疎法による施策】

●高齢者の福祉の増進（法第 18 条、第 19 条）〔国庫補助金〕

○生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備（厚生労働省）

特に人口の高齢化が著しい過疎地域においては、高齢者に対する福祉サービスの充実が急務である。一方で、これらの地域においては、高齢者世帯が点在し、市町村の在宅福祉対策の推進にも困難を伴うことが多い。

このような状況の下では、特に、地域に残った高齢者が虚弱化してもできるかぎり住み慣れた地域で生活を続けられるための施策を充実させることが極めて重要である。そのためには、在宅生活に不安の増してきた虚弱な高齢者が、地域で安心して生活できる居住機能と食事や入浴等のサービス等の介護支援機能を併せもった施設を整備する必要がある。

過疎法では、このような趣旨に適合した施設を市町村が建設しようとする場合に、国が経費の一部を補助することができることとしており、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）等に基づく「生活支援ハウス」の整備に対する補助（定額）を行っている（医療介護提供体制改革推進交付金）。

【過疎地域を対象とする施策】

●離島等サービス確保対策事業（厚生労働省）〔国庫補助金〕

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する（補助率 1/2 等）。

(2) 保育所

【過疎法による施策】

●保育サービス等を受けるための住民負担の軽減（法第 33 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとしている。

●保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第 12 条）（厚生労働省）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の整備の一環として児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造又は整備に対して、通常の子の国の負担割合は 1/2 であるが、過疎地域市町村については、1/2 から 5.5/10（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては 2/3）までとしている（安心こども基金）（図表 3-3-14）。

図表 3-3-14 保育所の特別措置の状況（実績）

年 度	箇 所 数	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げられた国庫補助金
(緊急措置法) 昭和45～54年度	箇所 898	千円 24,980,553	千円 16,648,678	千円 4,027,685
(振興法) 昭和55～平成元年度	551	26,842,922	16,884,231	3,462,784
(活性化法)				
平成2年度	46	2,290,202	1,259,611	114,510
平成3年度	55	2,791,916	1,535,554	139,596
平成4年度	49	2,161,449	1,188,797	108,072
平成5年度	66	3,185,424	1,786,664	193,952
平成6年度	52	2,872,327	1,591,218	155,054
平成7年度	93	4,644,996	2,554,748	232,250
平成8年度	49	2,671,798	1,530,944	195,045
平成9年度	50	3,426,438	2,003,854	290,635
平成10年度	147	5,846,195	3,215,407	292,310
平成11年度	97	4,525,876	2,489,232	226,294
小 計	704	34,416,621	19,156,029	1,947,718
(自立促進法)				
平成12年度	99	5,406,153	2,973,384	270,308
平成13年度	201	7,445,615	4,095,088	372,281
平成14年度	179	7,855,033	4,320,268	392,752
平成15年度	103	4,319,243	2,573,054	227,451
平成16年度	58	4,998,806	2,806,144	253,339
平成17年度	30	3,858,608	1,074,688	95,257
平成18年度	12	733,458	278,070	21,635
平成19年度	13	1,871,844	532,001	47,108
平成20年度	12	1,923,115	555,993	45,771
平成21年度	1	193,621	85,747	8,782
小 計	708	38,605,496	19,294,437	1,734,684
合 計	2,861	124,845,592	71,983,375	11,172,871

（備考）厚生労働省調べ。

※保育所整備について、平成22年度以降は、都道府県に造成された「安心子ども基金」を活用している。

【過疎地域に関連する施策】

●へき地保育の推進（子どものための教育・保育給付交付金）（内閣府）〔交付金〕

認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する（補助率：1/2）。

(3) その他

【過疎地域に関連する施策】

●社会福祉施設等施設整備費補助金制度（厚生労働省）〔国庫補助金〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを行うにあたり、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいては、定員要件を緩和し、より小規模な施設での事業実施が可能となっており、社会福祉法人等が障害者関係施設等の整備を行う場合、上記補助金によりその経費の一部を国が補助している。

事業名	内容	補助率
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が施設（障害者施設、保護施設等）を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助する。	1/2

7 医療の確保

【過疎法による施策】

●医療の確保（法第20条）〔行政措置〕〔財政措置〕

過疎地域における医療確保のため、過疎法は都道府県知事に対し、過疎地域における無医地区に関し、都道府県計画に基づき、診療所の設置、患者輸送車（艇）の整備、定期的な巡回診療、保健師による保健指導等の活動、公的医療機関の協力体制の整備及びその他無医地区の医療の確保に必要な事業を行う責務を課しており、その費用に対し国は、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとしている。

特に医師、歯科医師の確保等については、国及び都道府県の努力を強調する規定を設けている。

なお、無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」をいう。

【過疎地域を対象とする施策】

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け〔金融措置〕

○離島・過疎地域特例

沖縄県内の離島・過疎地域での医療施設の整備を進めるため、病院等の新築や増改築に必要な資金について、貸付限度額の特例を設ける。

貸付対象者	沖縄振興特別措置法第3条第3号及び過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に定める地域において、病院等の新築や増改築を行う者
貸付利率（年率）	償還期間及び保証人有無等により異なる。
償還期間	30年（うち据置期間3年）以内
貸付限度額	7億2,000万円（診療所は5億円）の範囲内で所要資金の金額

【過疎地域に関連する施策】

●へき地保健医療対策（厚生労働省）〔国庫補助金〕

へき地保健医療対策については、従来からへき地医療拠点病院、へき地診療所及び患者輸送車等の整備、へき地巡回診療の実施等各種の施策を総合的に推進している。

事業名	内 容	補助率
へき地医療支援機構運営費補助金制度	へき地医療対策の各種事業を円滑・効率的に実施するため、都道府県単位で「へき地医療支援機構」を構築し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等のへき地医療支援に係る広域的な調整等を行う。このため、運営費、へき地勤務医師等の確保経費等を補助する。	1/2
へき地医療拠点病院整備費等補助金制度	へき地医療支援機構の調整・指導のもとにへき地医療に関する各種事業を行うへき地医療拠点病院について、建物整備、医療機器の購入費及びへき地医療活動等の運営費に対して補助する。	1/2

事業名	内容	補助率
へき地保健指導所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口規模 200 人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上を要する地域に保健指導所を設け、そこに専任の保健師を配置し、無医地区住民の保健指導活動を行う。このため、へき地保健指導所の建物整備、巡回保健指導等に必要な自動車の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 1/3
へき地診療所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口が原則として 1,000 人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで、通常の交通機関を利用して（交通機関がない場合は徒歩で）30 分以上を要する地域にへき地診療所を設け地域住民の医療を確保する。このへき地診療所として必要な診療部門、当該診療所に勤務する医師・看護師の住宅の建物整備及び医療機器の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 2/3
へき地患者輸送車(艇)整備費補助金制度	人口が 50 人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 15 分以上を要する無医地区について、都道府県又は市町村等が患者を最寄りの医療機関まで輸送する目的をもって設置するへき地患者輸送車(艇)の整備に要する費用を補助する。	1/2
へき地巡回診療車(船)整備費等補助金制度	無医地区又は無歯科医地区に対する巡回診療を実施するために必要な巡回診療車(船)の整備に要する経費及び運営費について補助する。	1/2
へき地診療支援システム等の導入	離島等の診療所の医師の診療活動を支援するためへき地医療拠点病院とへき地診療所との間に静止画像伝送装置等を導入し、その運営費を補助する。	1/2, 2/3
離島歯科診療班派遣費補助金制度	歯科診療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保するため、都道府県が実施する離島歯科診療班派遣に要する歯科医療機器整備費及び運営費を補助する。	1/2
過疎地域等特定診療所整備費補助金制度	過疎地域等における眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定診療科の医療について、当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう科又歯科の診療機能を有する医療機関がない場合は、当該診療科の医療の確保を図るために必要な診療所の整備に要する経費を補助する。	1/2

8 教育・文化の振興

【過疎法による施策】

●教育の充実（法第34条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において、以下の項目について適切な配慮をするものとしている。

- ・公立学校の教職員の定数の算定または配置
- ・過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資する通学に対する支援
- ・子どもの心身の健やかな成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられること
- ・過疎地域に居住する子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興
- ・その他、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実

●地域文化の振興等（法第35条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとしている。

●学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第12条）

（文部科学省）〔財政措置〕

過疎地域市町村において公立小中学校等を適正な規模にするために統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる校舎及び屋内運動場の新增築に要する経費について、通常の国の負担割合は1/2であるが、5.5/10を負担することとしている（図表3-3-15、図表3-3-16①）。

●学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（法第13条）

（文部科学省）〔財政措置〕

市町村計画に基づいて行う、公立小中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、通常の交付金の算定割合は1/2であるが、当該事業に要する経費の5.5/10を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（図表3-3-15、図表3-3-16②）。

図表 3-3-15 小中学校等統合による校舎・屋内運動場及び教職員住宅の整備実績（戸数・面積）

校舎・屋内運動場の整備実績

年 度	校 数	面 積
(緊急措置法)	校	m ²
昭和 45～54 年度	1,049	1,442,100
(振 興 法)		
昭和 55～平成元年度	383	724,483
(活性化法)		
平成 2 年度	13	25,556
平成 3 年度	18	42,074
平成 4 年度	13	27,644
平成 5 年度	19	30,611
平成 6 年度	32	74,532
平成 7 年度	25	55,905
平成 8 年度	8	17,287
平成 9 年度	10	29,914
平成 10 年度	19	37,789
平成 11 年度	16	45,784
小 計	173	387,096
(自立促進法)		
平成 12 年度	15	26,673
平成 13 年度	20	42,346
平成 14 年度	35	71,758
平成 15 年度	28	63,591
平成 16 年度	37	80,111
平成 17 年度	21	29,598
平成 18 年度	21	29,932
平成 19 年度	24	71,525
平成 20 年度	20	51,170
平成 21 年度	18	35,255
平成 22 年度	19	46,255
平成 23 年度	39	95,383
平成 24 年度	40	76,385
平成 25 年度	47	72,441
平成 26 年度	49	45,066
平成 27 年度	42	53,990
平成 28 年度	16	55,061
平成 29 年度	16	32,520
平成 30 年度	10	33,132
令和 元年度	13	31,218
令和 2 年度	16	72,329
小 計	546	1,115,739
合 計	2,151	3,669,418

教職員住宅の整備実績

年 度	戸 数	面 積
(緊急措置法)	戸	m ²
昭和 45～54 年度	1,529	76,203
(振 興 法)		
昭和 55～平成元年度	581	30,911
(活性化法)		
平成 2 年度	2	80
平成 3 年度	20	1,045
平成 4 年度	0	0
平成 5 年度	30	1,406
平成 6 年度	3	300
平成 7 年度	1	56
平成 8 年度	3	150
平成 9 年度	3	174
平成 10 年度	1	60
平成 11 年度	0	0
小 計	63	3,271
(自立促進法)		
平成 12 年度	0	0
平成 13 年度	0	0
平成 14 年度	3	236
平成 15 年度	0	0
平成 16 年度	0	0
平成 17 年度	0	0
平成 18 年度	13	1,381
平成 19 年度	12	1,872
平成 20 年度	13	1,633
平成 21 年度	4	320
平成 22 年度	19	2,790
平成 23 年度	10	1,571
平成 24 年度	21	2,908
平成 25 年度	6	600
平成 26 年度	4	570
平成 27 年度	10	1,117
平成 28 年度	32	4,164
平成 29 年度	4	700
平成 30 年度	1	80
令和 元年度	18	2,776
令和 2 年度	7	771
小 計	177	23,489
合 計	2,350	133,874

(備考) 文部科学省調べ。

図表 3-3-16① 小中学校等統合による校舎及び屋内運動場の整備事業実績

年 度	箇 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2 年度	13	3,505,089	1,927,792	175,251
平成 3 年度	18	6,379,016	3,508,451	318,947
平成 4 年度	13	5,185,761	2,852,162	259,285
平成 5 年度	19	6,673,867	3,670,618	333,689
平成 6 年度	32	6,995,446	3,847,487	349,768
平成 7 年度	25	14,112,764	7,762,009	705,636
平成 8 年度	8	4,040,397	2,222,217	202,020
平成 9 年度	10	5,106,367	2,808,499	255,317
平成 10 年度	19	8,385,329	4,611,917	419,260
平成 11 年度	16	10,556,213	5,805,907	527,808
平成 12 年度	15	5,856,213	3,220,907	292,806
平成 13 年度	20	9,034,061	4,968,723	451,699
平成 14 年度	35	14,752,969	8,114,112	737,636
平成 15 年度	28	12,909,021	7,099,945	645,443
平成 16 年度	37	13,617,706	7,489,713	680,846
平成 17 年度	21	5,391,103	2,965,098	269,543
平成 18 年度	21	5,236,597	2,880,117	261,825
平成 19 年度	24	12,978,443	7,138,126	648,921
平成 20 年度	20	8,781,698	4,829,917	439,084
平成 21 年度	18	6,743,949	3,709,161	337,197
平成 22 年度	19	7,013,343	3,857,325	350,662
平成 23 年度	39	19,254,308	10,589,842	962,703
平成 24 年度	40	18,472,680	10,159,949	923,609
平成 25 年度	47	17,701,481	9,625,969	775,229
平成 26 年度	49	9,225,686	4,964,412	351,585
平成 27 年度	42	12,548,695	6,854,525	580,190
平成 28 年度	16	11,391,997	6,265,586	569,588
平成 29 年度	16	8,035,572	4,419,552	401,766
平成 30 年度	10	7,088,757	3,898,808	354,433
令和 元年度	13	6,514,089	3,582,741	325,696
令和 2 年度	16	18,064,106	9,935,245	528,052
合 計	719	301,552,723	165,586,832	14,435,494

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

図表 3-3-16② 小中学校等統合による教職員住宅整備事業実績

年 度	箇 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2 年度	2	10,689	5,878	534
平成 3 年度	20	598,353	329,089	29,917
平成 4 年度	0	0	0	0
平成 5 年度	30	184,894	101,687	9,242
平成 6 年度	3	50,719	27,894	2,535
平成 7 年度	1	8,937	4,915	447
平成 8 年度	3	28,236	15,529	1,411
平成 9 年度	3	39,429	21,685	1,971
平成 10 年度	1	11,532	6,342	576
平成 11 年度	0	0	0	0
平成 12 年度	0	0	0	0
平成 13 年度	0	0	0	0
平成 14 年度	3	44,415	24,427	2,220
平成 15 年度	0	0	0	0
平成 16 年度	0	0	0	0
平成 17 年度	0	0	0	0
平成 18 年度	13	—	—	—
平成 19 年度	12	—	—	—
平成 20 年度	13	—	—	—
平成 21 年度	4	—	—	—
平成 22 年度	19	—	—	—
平成 23 年度	10	—	—	—
平成 24 年度	21	—	—	—
平成 25 年度	6	—	—	—
平成 26 年度	4	—	—	—
平成 27 年度	10	—	—	—
平成 28 年度	32	—	—	—
平成 29 年度	4	—	—	—
平成 30 年度	1	—	—	—
令和 元年度	18	—	—	—
令和 2 年度	7	—	—	—
合 計	240	977,204	537,446	48,853

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

※平成 18 年度からの安全・安心な学校づくり交付金（平成 23 年度からは学校施設環境改善交付金。以下同じ。）化に伴い、個別事業ごとの額の算出はできない。

【過疎地域を対象とする施策】

●公立学校施設整備事業（文部科学省）〔国庫補助金〕

事 業 名	内 容	補助率
公立小中学校等（中等教育学校の前期課程を含む）の危険建物及び不適格建物の改築	公立小中学校等の建物で、構造上危険な状態にある建物（危険建物）及び教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの（不適格建物）の改築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/3)

公立小中学校等の統合に伴う寄宿舎の整備	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴って必要となる寄宿舎の新築又は増築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/2)
事業名	内 容	補助率
公立小中学校等の統合に伴う改修	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴って必要となる既存の校舎又は屋内運動場の改修について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/2)

【過疎地域に関連する施策】

●へき地集会室等の整備（公立学校施設整備費補助制度）（文部科学省）〔国庫補助金〕

地方公共団体がへき地集会室等の新築又は増築を行う場合に、その経費の一部を国が補助している（補助率1/2）。

●へき地児童生徒援助費等補助金（文部科学省）〔国庫補助金〕

へき地教育振興法等の趣旨により、へき地学校等の教育条件の改善等のため、次の補助を行っている。

事業名	内 容	補助率
スクールバス・ボート等購入費補助	へき地学校等の遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため必要なスクールバス・ボート等の購入に要する経費を補助する。	1/2
寄宿舎居住費補助	へき地学校等の児童生徒の保護者が負担する寄宿舎居住費（食費・日用品費・寝具費）について、都道府県及び市町村が徴収を免除する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
遠距離通学費補助	学校統合に係る遠距離通学児童生徒の通学費について、市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
高度へき地修学旅行費補助	へき地度の高い小・中学校の児童・生徒の修学旅行費について市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	財政力指数に応じ1/2、2/3
学校間移動費	都道府県及び市町村が、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備する場合に、児童の学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を負担する事業やスクールバスを購入する事業に対して補助する。	1/2

保健管理費補助	へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に要する経費及び心電図検診を実施するために要する経費を補助する。	1/2 (ただし、心臓検診事業 1/3)
---------	--	----------------------------

●私立高等学校等経常費助成費補助金（過疎高等学校特別経費）（文部科学省）

〔国庫補助金〕

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の教育条件の維持向上を図るため、当該私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部（3分の1以内）を補助する。

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け〔金融措置〕

○教育離島利率特例制度

教育資金貸付の金利引き下げを行うことにより、教育にかかる費用の負担感が強い沖縄県内の離島住民の本貸付の利用を促し、沖縄離島地域における本土との教育格差を是正するとともに、地域づくりの担い手となる次世代の人材育成を支援する。

貸付対象者	教育一般資金貸付のうち沖縄県内の離島に住所を有する者
貸付利率（年率）	200万円を限度として教育資金貸付利率－0.9%（母子・父子家庭、世帯年収200万円以下世帯、多子500万円以下世帯又は所得が一定以下の者の場合、200万円を限度として教育資金貸付利率－1.3%）
償還期間	18年以内
貸付限度額	（1学生・生徒あたり350万円（海外留学資金を利用する場合等は450万円）のうち、教育離島利率特例制度を適用することができる貸付限度） 1学生・生徒あたり200万円

9 集落の整備等

(1) 集落の整備

【過疎法による施策】

● 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第22条）〔金融措置〕

市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合、その移転が円滑に行われるよう、沖縄振興開発金融公庫は個人住宅に対する一般住宅貸付け枠の中で、当該移転に係る住宅の建設、土地の取得に対して次のような特別貸付けを行っている。

貸付対象事業	個人住宅の新築及びこれに必要な土地（借地権を含む。）の取得	
貸付対象となる住宅の規模	床面積 80㎡～175㎡以下	
貸付の相手方	過疎法に基づく集落整備による移転者	
貸付利率（年率）	1.0%（令和3年3月31日現在）	
償還期間	過疎法に基づく集落移転者等に対する特別貸付	その他の貸付
	35年以内（3年以内の償還期間延長及び据置期間を設けることが可能）	35年以内
貸付限度額	建築費 一般貸付と同額 土地費 300万円以内（B地域、180㎡以上215㎡未満の場合）	

【過疎地域を対象とする施策】

● 過疎地域集落再編整備事業（総務省）〔交付金〕

人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及び基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転すること並びに地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって集落の再編整備を図る過疎地域集落再編整備事業に要する経費について補助を行う。

採択基準	集落等移転事業	<p>● 集落移転タイプ</p> <p>(ア) 次のいずれかの条件を充たす集落であること。</p> <p>a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。</p> <p>b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。</p> <p>c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。</p> <p>(ウ) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。</p> <p>(エ) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること。</p> <p>● へき地点在住居移転タイプ</p> <p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地にお</p>
------	---------	---

		いて団地を形成すること。
	定住促進団地整備事業	(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。 (イ) 5戸以上が団地を形成すること。
	定住促進空き家活用事業	(ア) 地域における定住を促進するため当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。 (イ) 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。 (ウ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。
	季節居住団地整備事業	(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 (イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。 (ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。
実施期間	原則として1箇年度内	
交付対象	集落等移転事業： 移転の円滑化に要する経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業： ①賃貸分は、団地造成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 ②分譲分は、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進空き家活用事業： 空き家の改修に必要な経費（譲渡を予定しているものを除く。）	
交付率	1/2 以内	
交付対象経費	集落等移転事業	1戸当り 6,144 千円を限度
	定住促進団地整備事業	1戸当り 3,877 千円を限度
	定住促進空き家活用事業	1戸当り 4,000 千円を限度
	季節居住団地整備事業	1戸当り 4,738 千円を限度（ただし、生活関連施設整備費として高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877 千円）
令和3年度 予算額	90,000 千円	

●「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）〔補助金〕

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、「小さな拠点」の形成推進に資する以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備（既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備等を含む。）及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等を対象とする。

補助対象	① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能（以下「生活圏必須機能」という。）を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る。） ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業
補助率	1/2 以内（市町村）・1/3 以内（NPO 等）
令和3年度予算額	62,000 千円

(2) 都市部等との交流促進

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域遊休施設再整備事業（総務省）〔交付金〕※平成23年度から

過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

事業名	遊休施設再整備事業
採択基準	① 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 ② 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 ③ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 ④ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 ⑤ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。
交付事業者	・過疎地都市町村 ・構成市町村の2分の1以上が過疎地都市町村である広域市町村圏の一部事務組合等
実施期間	・原則として1箇年度以内
交付対象	①主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く。 ②機能拡張にかかる付帯施設・設備 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く）

	く。) (1) 施設費 ア アトリエ、ギャラリー イ テナント店舗（物販施設、体験工房等） ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等） エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。） (2) 設備費 ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む） （ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用とされることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。）
交付率	1/3 以内
交付対象経費	一事業当たり 60,000 千円
令和3年度 予算額	60,000 千円

【過疎地域に関連する施策】

●離島振興

○離島活性化交付金（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組に対する支援を行っている。

補 助 率	都道府県、市町村、一部事務組合・・・1/2 民間団体・・・1/3（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。） ※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内 ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内 （国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。）
令和2年度予算額	2,794,098,435 千円
令和2年度実績	229 件

（参考）

○離島体験滞在交流促進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成24年度まで）

離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図っている。

事業内容	①施設整備 ②活用プログラム作成等 ③交流事業 ④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化		
補 助 率	1/2 以内		
平成24年度予算額	178,028 千円		
事業実績額	平成16年度	5箇所	212,527 千円
	平成17年度	6箇所	201,901 千円
	平成18年度	10箇所	191,806 千円
	平成19年度	6箇所	182,215 千円
	平成20年度	7箇所	183,127 千円
	平成21年度	25箇所	1,674,029 千円
	平成22年度	6箇所	184,029 千円
	平成23年度	5箇所	187,918 千円
	平成24年度	5箇所	174,503 千円

○コミュニティ・アイランド推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

離島において、離島の活性化や都市等との交流の場づくり等を推進し、今後の離島の活力ある地域社会の形成に資するため、市町村が実施するコミュニティ・アイランド推進事業に対し補助を行っている。

1 箇所当たり基準事業費	(施設整備) aタイプ……126,000千円 bタイプ……252,000千円		
	(施設活用促進) 4,200千円		
補助率	1/2 (昭和61～平成4年度においては4.5/10)		
平成14年度予算額	201,750千円 (3箇所)		
コミュニティ・アイランド推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成2年度	11	294,088
	平成3年度	11	290,654
	平成4年度	11	322,279
	平成5年度	11	436,879
	平成6年度	11	349,679
	平成7年度	11	349,679
	平成8年度	11	349,679
	平成9年度	10	337,305
	平成10年度	10	431,065
	平成11年度	10	410,639
	平成12年度	8	263,525
	平成13年度	5	224,573
	平成14年度	3	201,750

○離島交流推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

自然や文化、芸能など島の特性を生かした経済的・文化的交流活動等を補助し、他地域との交流による島民の意識の高揚を図るとともに、当該事業を契機とした恒常的な交流を形成する。

1 箇所当たり基準事業費	21,000千円		
補助率	定額 (1/2 相当) (昭和61～平成4年度においては4.5/10)		
平成14年度予算額	23,597千円 (4箇所)		
離島交流推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成2年度	4	13,905
	平成3年度	3	13,905
	平成4年度	4	13,905
	平成5年度	3	13,905
	平成6年度	3	13,905
	平成7年度	3	13,905
	平成8年度	4	30,900
	平成9年度	4	30,060
	平成10年度	2	21,000
	平成11年度	6	31,500
	平成12年度	3	21,000
	平成13年度	6	31,500
	平成14年度	4	23,597

10 再生可能エネルギーの利用推進

【過疎地域を対象とする施策】

●再生可能エネルギーの利用の推進（法第36条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとしている。

●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (令和3年度予算額)
農山漁村振興交付金のうち		(9,805,317千円の内数)
農山漁村活性化整備対策	農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等に附帯する設備として、自然エネルギーを活用した発電施設等の整備を支援	1/2等

【過疎地域に関連する施策】

●地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト）

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する分散型エネルギーインフラプロジェクトを展開している。事業化の実現に向けて、マスタープラン策定段階から事業化まで、関係省庁タスクフォース（農林水産省、林野庁、資源エネルギー庁、環境省、国土交通省）と連携して徹底したアドバイス等を実施している。

事業内容	地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定費用への補助
補助率	原則 1/2 財政力指数 0.5 未満市町村は 2/3、財政力指数 0.25 未満市町村は 3/4。 新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10
補助対象額	2,000 万円を上限とする。 ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則 4,000 万円
令和3年度予算額	700,000 千円の内数
事業実績額	平成29年度 4件 41,643千円 平成30年度 3件 36,906千円 令和元年度 8件 58,179千円 令和2年度 4件 30,112千円

●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (令和3年度予算額)
農山漁村地域整備交付金のうち		(80,725,000千円の内数)
地域用水環境整備事業	農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備を実施	50%等
農村集落基盤再編・整備事業（集落環境管理施設整備事業、地域資源利活用施設整備事業）	農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備や農村地域における地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設整備を実施	55%等
農村整備事業のうち		(6,300,000円の内数)
地域資源利活用施設整備事業	農業水利施設等への電力共有や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設を支援	1/2等

●令和3年度地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（環境省）〔国庫補助金〕

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー発電設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

補助率	① 再エネ設備等導入費用：1/3、1/2 又は 2/3 ②①の調査・計画策定に係る費用 1/2（上限：500万円/件）
補助対象	地方公共団体、民間事業者・団体等
令和3年度予算額	5,000百万円

11 その他

【過疎地域に関連する施策】

●地域雇用開発対策（厚生労働省）

能力開発事業	民間機関を活用した委託訓練などにより、対象地域内の求職者に必要な職業能力を付与し、再就職の支援を図る。
地域雇用開発助成金	地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域又は雇用保険法施行規則に基づく過疎等雇用改善地域（若壮年層の流出の著しい過疎地域等）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して、雇入れ規模及び設置・整備費用等に応じた助成を行うことにより、地域の雇用構造の改善を図る。
地域雇用活性化推進事業	地域雇用開発促進法に基づく同意自発雇用創造地域又は雇用保険法施行規則に基づく過疎等雇用創造地域に設置された地域雇用創造協議会による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

●出稼労働者安定就労対策（厚生労働省）

地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する適格紹介の実施に加え、募集の適正化、また労働条件等の改善指導の実施により、出稼労働者の安全・安定就労を図る。

12 財政上の主要な施策

持続的発展法第15条においては、国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないとされており、地方債の充当、地方交付税の配分、国庫支出金の交付、各種金融機関による融資等において、特別の配慮を加えることとされている。また、資金確保のほか、行政上、技術上の助言指導、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ等の配慮を行うこととされている。

(1) 地方債

【過疎法による施策】

●資金の確保等（法第15条）〔財政措置〕

国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保に努めるとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助事業の優先的な採択、融資制度の特例等を行うこととしている。なお、これらについては、旧自立促進法において認められていたものを継続するとともに、融資制度の特例の一部が拡充されている。

●過疎地域の持続的発展のための地方債（法第14条）〔財政措置〕

過疎地域の市町村は、財政がぜい弱であることに加えて、持続的発展のための事業を特に行う必要があるため、特別の地方債が認められている。すなわち、過疎地域市町村が持続的発展法に基づき策定した過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う同法第14条第1項に掲げる出資及び施設の整備につき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（過疎対策事業債）をもってその財源とすることができる。また、第14条第2項に定める住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）の実施につき当該市町村が必要とする経費についても、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができる。

さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の70%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における過疎対策事業債の計画額及び充当額（平成18年度以降については発行（予定）額）は、図表3-3-17のとおりである。

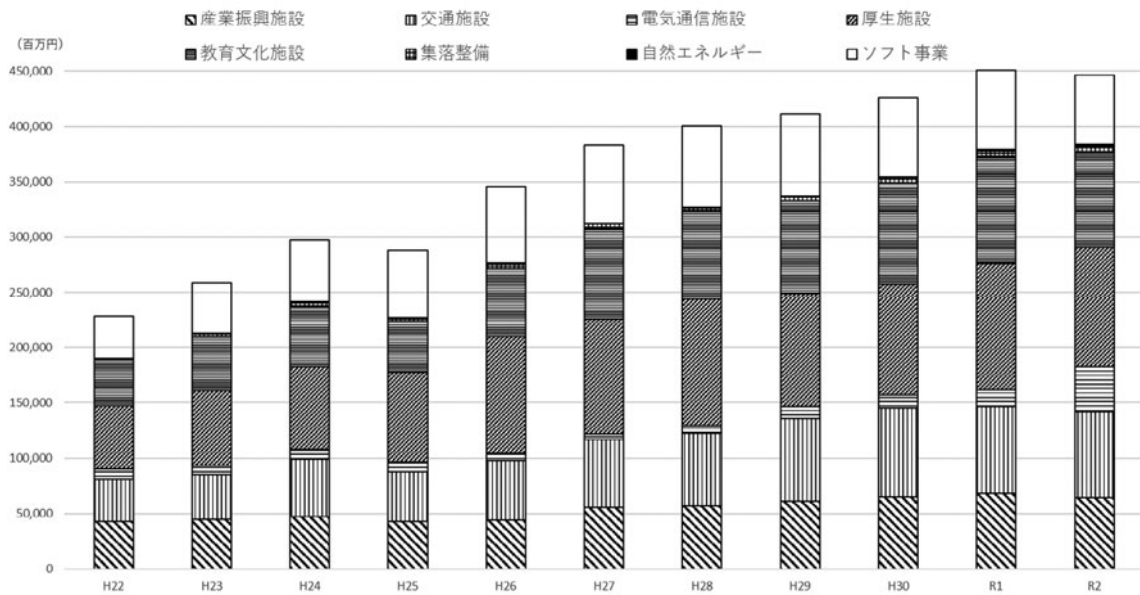
また、令和元、令和2年度の過疎対策事業債の施設等別発行（予定）額は、図表3-3-18、19のとおりである。

図表 3-3-17 過疎対策事業債の状況

年度区分	地方債計画額	充当額	うちソフト分発行（予定）額	限度額	活用率
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	
（緊急措置法） 昭和45年度～54年度	655,800	665,687	-	-	-
（振興法） 昭和55年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	-	-	-
（活性化法） 平成2年度～平成11年度	3,146,900	3,151,897	-	-	-
（自立促進法） 平成12年度～平成21年度	3,063,800	2,759,937	-	-	-
（改正自立促進法）					
平成22年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成23年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成24年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成25年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平成26年度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平成27年度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%
平成28年度	440,900	400,266	72,888	76,358	95.5%
平成29年度	456,100	411,457	74,181	76,429	97.1%
平成30年度	462,600	426,365	71,995	74,448	96.7%
令和元年度	471,400	450,614	70,925	73,066	97.1%
令和2年度	470,000	446,571	62,526	73,344	85.3%
小計	4,283,200	3,936,191	693,892	811,063	85.6%
合計	12,781,700	12,156,711	693,892	811,063	85.6%

※地方債計画額について、国の補正予算等に伴い、改定がある年度においては改訂後の額としている。

過疎対策事業債の施設別充当額

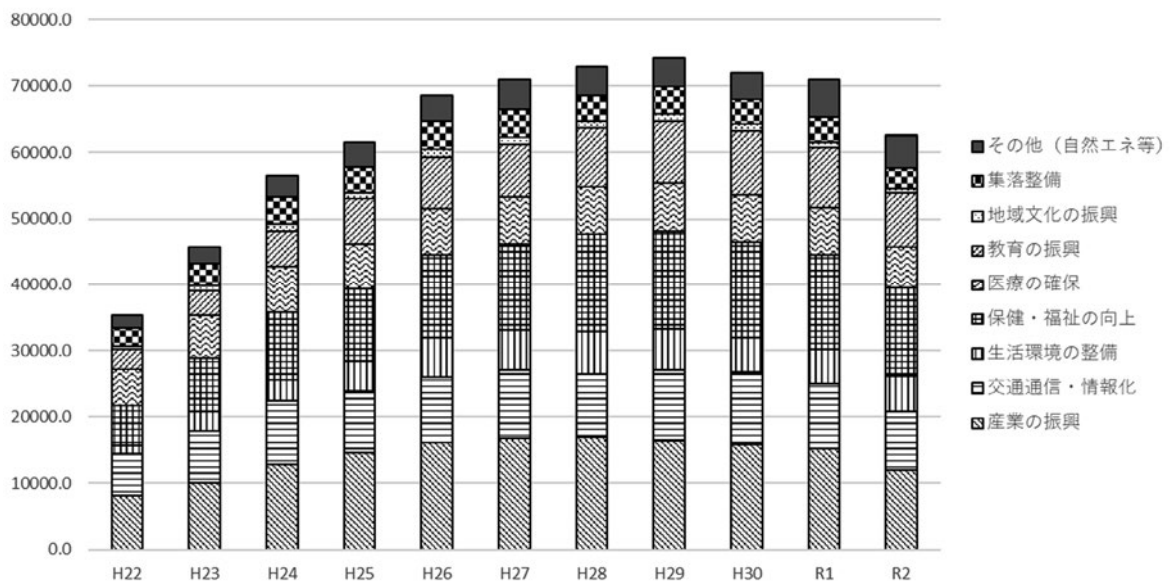


平成22年度を100とした場合の充当額の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
産業振興施設	100.0	103.7	109.5	99.2	102.4	129.6	132.2	141.8	151.7	159.0	150.0
交通施設	100.0	107.9	136.6	119.0	141.3	160.9	172.8	197.0	210.4	205.7	203.6
電気通信施設	100.0	84.2	97.4	90.2	71.6	55.6	70.7	116.2	125.5	162.0	430.5
厚生施設	100.0	119.0	131.9	143.5	185.9	183.2	202.4	180.5	177.4	202.3	191.7
教育文化施設	100.0	117.8	130.6	110.7	149.5	198.7	189.8	202.2	221.2	234.1	206.7
集落整備	100.0	210.7	265.8	183.2	333.5	341.2	409.4	341.9	397.1	407.6	439.2
自然エネルギー施設・設備	100.0	186.3	199.7	162.3	232.5	98.4	107.0	125.0	160.8	317.1	394.6
過疎地域自立促進特別事業 (ソフト分)	100.0	120.8	149.2	162.5	181.0	187.1	192.3	195.7	189.9	187.1	165.0
計	100.0	113.5	130.4	126.2	151.3	168.0	175.5	180.3	186.9	197.5	195.8

過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）の内訳

事業分野別充当額



事業分野別充当額構成比率

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
産業の振興	23.2	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5	23.2	22.3	22.1	21.5	19.2
交通通信・情報化	17.9	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6	13.1	14.1	15.1	13.7	13.9
生活環境の整備	3.3	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6	8.8	8.4	7.3	7.4	8.7
保健・福祉の向上	16.7	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4	20.4	20.1	20.1	20.3	21.3
医療の確保	15.8	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8	9.9	9.9	10.1	10.0
教育の振興	8.3	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1	12.0	12.5	13.3	12.7	13.1
地域文化の振興	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2	0.9
集落整備	8.1	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9	5.3	5.5	5.3	5.3	5.1
その他(自然エネ等)	5.4	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3	6.0	5.8	5.6	7.9	7.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表 3-3-18 令和元年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

(単位:百万円)

施設名		対象事業費	発行(予定)額	構成比
産業 振興 施設	法人に対する出資	828.9	828.7	0.2%
	市町村道・市町村管理都道府県道・橋りょう	3,051.2	1,654.7	0.4%
	農道・林道・林業用作業路・漁港関連道	7,278.1	4,345.2	1.0%
	漁港施設	11,406.7	5,239.2	1.2%
	港湾施設	7,290.3	4,932.5	1.1%
	地場産業振興施設	7,569.0	5,608.8	1.2%
	貸工場・貸事務所	1,953.5	1,845.8	0.4%
	観光・レクリエーション施設	41,461.3	30,548.5	6.8%
	農林漁業経営近代化施設	38,291.4	13,160.0	2.9%
	商店街振興施設	290.3	221.6	0.0%
	小計	119,420.7	68,385.0	15.2%
交通 通信 施設	市町村道・市町村管理都道府県道・橋りょう	110,113.6	68,618.6	15.2%
	農道・林道	7,958.8	4,843.8	1.1%
	地域鉄道	765.9	751.8	0.2%
	電気通信施設	20,199.0	15,419.5	3.4%
	自動車・雪上車	956.2	777.5	0.2%
	渡船施設	1,941.2	605.7	0.1%
	除雪機械	4,220.1	2,420.7	0.5%
	小計	146,154.8	93,437.6	20.7%
厚生 施設	下水処理施設	55,512.7	16,389.2	3.6%
	一般廃棄物処理施設	39,171.1	31,320.8	7.0%
	火葬場	4,209.5	3,254.7	0.7%
	消防施設	11,661.4	10,135.0	2.2%
	簡易水道施設	20,473.5	8,367.6	1.9%
	高齢者福祉施設	7,787.8	6,191.3	1.4%
	保育所・児童館	15,975.9	10,823.0	2.4%
	認定こども園	11,551.6	7,405.3	1.6%
	障害者(児)施設	941.9	838.4	0.2%
	市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	507.9	487.3	0.1%
	診療施設	34,564.3	19,210.1	4.3%
小計	202,357.6	114,422.7	25.4%	
教育 文化 施設	公民館	7,928.7	6,122.8	1.4%
	その他の集会施設	27,285.6	23,343.3	5.2%
	市町村立幼稚園	1,640.8	1,537.4	0.3%
	学校関連施設	71,873.0	56,162.3	12.5%
	図書館	4,263.8	3,168.8	0.7%
	地域文化振興施設	10,975.5	6,931.6	1.5%
	小計	123,967.4	97,266.2	21.6%
集落再編整備	6,242.0	4,227.1	0.9%	
自然エネルギーを利用するための施設・設備	4,631.0	1,949.7	0.4%	
ハ ー ド 分 小 計	602,773.5	379,688.3	84.3%	
過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)	98,505.8	70,925.3	15.7%	
うち基金積立分	7,662.2	7,640.0	1.7%	
合 計	701,279.3	450,613.6	100.0%	
うち普通会計債 補助事業分	291,249.0	161,575.2	35.9%	
うち普通会計債 単独事業分	308,617.0	252,726.3	56.1%	
うち公営企業債 補助・単独分	101,413.3	36,312.1	8.1%	

図表 3-3-19 令和2年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

(単位:百万円)

	施設名	対象事業費	発行(予定)額	構成比
産業振興施設	法人に対する出資	408.0	407.8	0.1%
	市町村道・市町村管理都道府県道・橋りょう	2,705.0	1,578.0	0.4%
	農道・林道・林業用作業路・漁港関連道	7,018.0	4,255.2	1.0%
	漁港施設	11,484.2	5,367.9	1.2%
	港湾施設	7,600.1	5,470.0	1.2%
	地場産業振興施設	5,760.7	4,169.3	0.9%
	貸工場・貸事務所	878.1	757.5	0.2%
	観光・レクリエーション施設	39,353.7	29,284.2	6.6%
	農林漁業経営近代化施設	20,877.4	13,099.8	2.9%
	商店街振興施設	195.6	137.7	0.0%
	小計	96,280.8	64,527.4	14.4%
交通通信施設	市町村道・市町村管理都道府県道・橋りょう	116,506.6	69,241.8	15.5%
	農道・林道	7,112.3	4,310.9	1.0%
	地域鉄道	681.0	640.8	0.1%
	電気通信施設	78,449.5	40,982.4	9.2%
	自動車・雪上車	974.9	807.0	0.2%
	渡船施設	833.8	219.3	0.0%
	除雪機械	3,987.0	2,013.3	0.5%
小計	208,545.1	118,215.5	26.5%	
厚生施設	下水処理施設	47,383.1	13,605.4	3.0%
	一般廃棄物処理施設	42,171.7	35,107.0	7.9%
	火葬場	6,355.0	5,034.9	1.1%
	消防施設	13,043.1	10,899.9	2.4%
	簡易水道施設	16,516.4	6,457.7	1.4%
	高齢者福祉施設	8,324.7	6,280.0	1.4%
	保育所・児童館	8,108.8	5,375.2	1.2%
	認定こども園	9,305.3	7,732.3	1.7%
	障害者(児)施設	1,546.6	952.0	0.2%
	市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	1,441.0	1,348.2	0.3%
	診療施設	27,456.9	15,607.4	3.5%
小計	181,652.6	108,400.0	24.3%	
教育文化施設	公民館	6,731.6	6,175.5	1.4%
	その他の集会施設	25,815.0	21,524.3	4.8%
	市町村立幼稚園	123.7	119.6	0.0%
	学校関連施設	61,013.3	45,893.3	10.3%
	図書館	3,391.6	3,005.5	0.7%
	地域文化振興施設	14,351.0	9,201.8	2.1%
小計	111,426.2	85,920.0	19.2%	
	集落再編整備	6,668.2	4,554.8	1.0%
	自然エネルギーを利用するための施設・設備	5,616.2	2,426.9	0.5%
	ハード分小計	610,189.1	384,044.6	86.0%
	過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)	87,061.1	62,526.3	14.0%
	うち基金積立分	7,488.1	7,352.0	1.6%
	合計	697,250.2	446,570.9	100.0%
	うち普通会計債 補助事業分	323,850.3	170,512.9	38.2%
	うち普通会計債 単独事業分	291,718.5	247,740.7	55.5%
	うち公営企業債 補助・単独分	81,723.3	28,317.3	6.3%

【過疎地域に関連する施策】

● 辺地対策事業債（総務省）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下、「総合整備計画」という。）を定め、この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費については、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（辺地対策事業債）をもってその財源とすることができ、さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の 80%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における辺地対策事業債の計画額及び充当額（平成 18 年度以降については発行（予定）額）は、図表 3-3-20 のとおりである。

図表 3-3-20 辺地対策事業債の状況

年 度 区 分	地方債計画額	充 当 額
	百万円	百万円
平成 2 年度～11 年度	782,100	782,037
平成 12 年度	79,000	78,907
平成 13 年度	74,000	73,903
平成 14 年度	65,000	64,998
平成 15 年度	62,000	61,966
平成 16 年度	58,000	57,123
平成 17 年度	55,600	47,077
平成 18 年度	53,800	44,229
平成 19 年度	50,800	41,621
平成 20 年度	49,300	40,500
平成 21 年度	49,900	40,708
平成 22 年度	43,300	36,700
平成 23 年度	41,200	36,873
平成 24 年度	42,700	40,082
平成 25 年度	42,800	39,851
平成 26 年度	42,500	39,978
平成 27 年度	48,100	43,117
平成 28 年度	49,100	44,840
平成 29 年度	48,100	45,074
平成 30 年度	48,800	46,708
令和 元 年度	51,100	46,960
令和 2 年 度	51,000	49,161

(2) 国庫補助金等

【過疎法による施策】

●国の負担又は補助の割合の特例（法第12条）

現行法においては、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う以下の事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合を過疎地域について引き上げるものとしている（事業の詳細は各々既出）（※）。

（※）政令で定める交付金（次世代育成交付金）を交付する場合には、国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとしている（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号）による改正後の自立促進法第10条第2項）。

補助率の嵩上げ措置

事業の区分	一般の補助率等	過疎法による補助率等
公立の小中学校等を適正な規模にするため統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる公立の小中学校等の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	2分の1	10分の5.5
保育所の設備の新設、修理、改造又は整備	2分の1	2分の1から10分の5.5（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては2/3）まで
消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	3分の1	10分の5.5

●学校統合に伴う教職員住宅の整備に対する国の負担割合の特例（法第13条）

市町村計画に基づいて行う、公立の小・中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、国が交付する交付金の通常の算定割合は1/2であるが、当該事業に要する経費は5.5/10を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（事業の詳細は既出）。

※三位一体の改革に伴う過疎地域補助金の取扱いについて

平成14年度から平成18年度にかけて行われた、いわゆる三位一体の改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直し）に伴い、過疎地域において嵩上げ措置のある補助金等が交付金化された場合には、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置がとられている。また、廃止された場合には、特別な地方債（施設整備事業（一般財源化分））で対応することとされた。以上のことを整理すると次ページの表のとおりである。

なお、施設整備事業（一般財源化分）において、従来の補助金等相当部分（補助率嵩上げ部分を含む。）に地方債を充当した場合、元利償還金については、後年度に一定割合が普通交付税の基準財政需要額に算入される（算入率は当初100%であったが、平成23年度同意・許可債からは70%（一部は平成24年度同意・許可債から）となっている。次ページの図を参照）。ま

た、施設整備事業（一般財源分）のうち、公立学校施設整備補助金（不適格建築改築事業）に係るものについては、平成 23 年度から学校教育施設等整備事業の対象とされている。

○過疎法 12 条（【法】）及び予算補助（【予】）

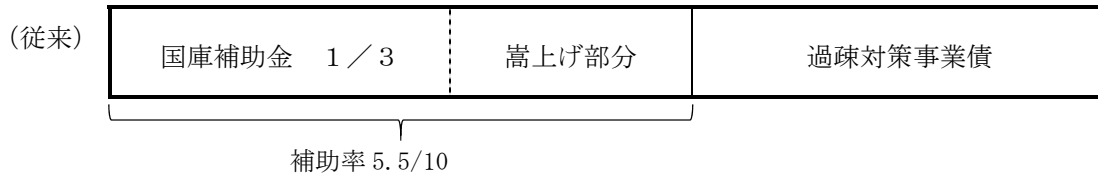
事業名		補助率※ 一般→過疎	対応状況
公立の小・中学校等の統合に伴う校舎等の 新增築【法】		1/2→5.5/10	従来どおり（公立学校施設整備費負担金）
保育所の新設等 【法】	公立	1/2→ 1/2～5.5/10 まで	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応【平成 18 年度から】
	その他	1/2→ 1/2～2/3 まで	従来どおり（次世代育成支援対策施設整備交付金）【平成 17 年度から】 →安心子ども基金【平成 20 年度から】 →保育所等整備交付金【平成 26 年度補正から】
消防設備の整備【法】	常備消防分	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成 18 年度から】
消防設備の整備【予】	消防団分	1/2→5.5/10	
公立小・中学校等の施設の整備【予】	不適格建物改築 （下記部分を除く）	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成 18 年度から】→学校教育施設等整備事業【平成 23 年度から】
	不適格建物改築のうち、耐震力不足等に関する部分	1/3→5.5/10	
	危険建物改築	1/3→5.5/10	
公立へき地小・中学校等の統合に伴う寄宿舎の新增築【予】		1/2（へき地） →5.5/10	

※三位一体の改革以前の補助率

○過疎法13条

事業名	算定割合	対応状況
公立小・中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築	5.5/10	交付金化（安全・安心な学校づくり交付金）【平成18年度から】→学校施設環境改善交付金【平成23年度から】

[施設整備事業（一般財源化分）の仕組み]



(三位一体の改革に伴う措置)

特別の地方債（施設整備事業（一般財源化分）） 交付税措置（H22まで100%、H23以降70%※）	過疎対策事業債
--	---------

※施設整備（一般財源化分）のうち、一部事業については平成24年度から70%となる。

【過疎地域を対象とする施策】

現行法に基づくもののほかにも、過疎地域を対象として補助率の嵩上げが行われている（例：危険校舎の改築事業、林道開設事業等）。

なお、特に農林水産省関係の事業については、過疎地域で実施する場合に、実施要件の緩和を行っている（図表3-3-21）。

●農林水産関係事業の実施要件の緩和

図表 3-3-21 実施要件の緩和

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
1 農道等に係る土地改良事業等				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備)				
[基幹農道整備]	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha以上 4m以上	30ha以上 3m以上	{ 過疎(受益のみ)、鹿児島県奄美市及び大島郡(幅員のみ)、山村、半島、離島(幅員のみ)、棚田、鹿児島県奄美市及び大島郡(幅員のみ)
[一般農道整備]	{ 受益面積 幅員	50ha以上 4.5m以上	30ha以上 4m以上	{ 過疎、山村、半島、急傾斜(幅員のみ)、特豪(幅員のみ)、棚田
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	100ha以上	70ha以上	{ 過疎、山村、半島
[小規模]	受益面積	10ha以上	5ha以上	{ 過疎、山村、離島、半島、
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha以上	(合計)10ha以上	特定農山村、棚田
(3) 農村整備事業のうち農道・集落道整備事業	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha以上 4m以上	30ha以上 3m以上	{ 過疎(受益のみ)、鹿児島県奄美市及び大島郡(増員のみ)、山村、半島、離島、棚田
(4) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備)				
[基幹農道整備]	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha以上 4m以上	30ha以上 3m以上	{ 過疎
[一般農道整備]	{ 受益面積 幅員	50ha以上 4.5m以上	30ha以上 4m以上	{ 過疎、急傾斜(幅員のみ)
(5) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	60ha以上	20ha以上	{ 過疎、特定農山村、沖縄、棚田
[小規模]	受益面積	10ha以上	5ha以上	
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha以上	(合計)10ha以上	

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
(6) 農村地域防災減災事業				
(用排水施設等整備事業のうち用排水施設整備事業)				
[大規模]	受益面積	400ha以上	200ha以上	過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪、棚田
[小規模]	受益面積	20ha以上	10ha以上	
(7) 農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策				
[施設整備事業]	受益面積	20ha以上	5ha以上	過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪、 棚田、急傾斜
※農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備を行う場合				
2 草地等に係る土地改良事業等				
(1) 農業競争力強化基盤整備事業のうち草地畜産基盤整備事業				
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	過疎、山村、離島、半島、 特定農山村
(公共牧場整備事業)	受益面積	200ha以上	100ha以上	
うち北海道		300ha以上	150ha以上	
(再編整備事業)	受益面積	200ha以上	100ha以上	
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち草地畜産基盤整備事業				
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	過疎、山村、離島、 半島、特定農山村
(公共牧場整備事業)	受益面積	60ha以上	30ha以上	
うち北海道		300ha以上	150ha以上	
(再編整備事業)	受益面積	30ha以上	15ha以上	
(水田地帯等担い手育成整備事業)	受益面積	30ha以上	15ha以上	
3 森林整備事業(林道)				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業				
(森林管理道開設)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	過疎等※
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村
(その他の林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	過疎
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村

(2) 沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業				
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha 以上	200ha 以上	過疎、山村
(その他林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha 以上	30ha 以上	過疎
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha 以上	200ha 以上	過疎、山村 (※特定又は準特定市町村 であること等の要件を満た す場合に限る)

(3) 地方交付税（総務省）

【過疎地域に関連する施策】

過疎地域に対する地方交付税の措置の主な事項は、次のとおりである。

ア 過疎対策事業債、辺地対策事業債の元利償還費（市町村分）

イ 人口急減補正（市町村分）

ウ 過疎代行事業費（都道府県分）

エ 集落対策に要する経費（都道府県分、市町村分）

その他 スクールバス・ボートに要する経費（市町村分）、診療所・患者輸送車等の運営に係るべき地医療対策（都道府県分、市町村分）、簡易水道の建設改良費（市町村分）等

13 その他の行政措置**【過疎法による施策】****●自然環境の保全及び再生（法第37条）〔行政措置〕**

国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとしている。

●農地法等による処分についての配慮（法第38条）〔行政措置〕

国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとしている。

●国有林野の活用（法第39条）〔行政措置〕

国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとしている。

●規制の見直し（法第40条）〔行政措置〕

国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があったときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとしている。

資 料

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和3.4.1)	820	1,718	47.7%
人口(平成27国調:万人)	1,131	12,709	8.9%
面積(平成27国調:km ²)	226,560	377,971	59.9%

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① 過疎対策事業債による支援(令和3年度計画額5,000億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ② 国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③ 税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○ 過疎地域持続的発展支援交付金(令和3年度予算額:7.8億円)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と過去の過疎4法の概要

法律名	過疎地域村策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成24年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号)
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～令和2年度(※法制定当初の期限(～平成21年度)から11年間延長)	令和3年度～令和12年度
目的	○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成	○ 過疎地域の持続的発展 ○ 人材の確保及び育成 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用機会の拡充 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成
法制定(改正)時の過疎地域の要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	人口要件(以下のいずれか) ①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上かつ昭和60年の高齢者(65歳以上)比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上かつ昭和60年若年者(15歳以上30歳未満)比率 16%以下	人口要件(以下のいずれか) ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上 ⑤昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 19%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上かつ昭和45年から25年間で人口が10%以上増加している団体を除く。	<R3.4.1～> ①昭和50年～平成27年(40年間) 人口減少率 28%以上 ②昭和50年～平成27年(40年間) 人口減少率 23%以上かつ平成27年高齢者比率 35%以上 ③昭和50年～平成27年(40年間) 人口減少率 23%以上かつ平成27年若年者比率 11%以下 ④平成2年～平成27年(25年間) 人口減少率 21%以上かつ平成2年から25年間で人口が10%以上増加している団体を除く。
人口要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	人口要件(以下のいずれか) ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上 ⑤昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 19%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上かつ昭和45年から25年間で人口が10%以上増加している団体を除く。	<H22.4.1～>(※新たに追加) ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上 ⑤昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 19%以上かつ平成17年若年者比率 19%以上かつ昭和45年から25年間で人口が10%以上増加している団体を除く。	<H26.4.1～>(※新たに追加) ①昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 27%以上かつ平成22年高齢者比率 38%以上 ②昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 27%以上かつ平成22年若年者比率 12%以下 ③昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 27%以上かつ平成22年若年者比率 11%以下 ④平成2年～平成27年(25年間) 人口減少率 21%以上かつ平成2年から25年間で人口が10%以上増加している団体を除く。
財政力要件	● S41-S43 財政力指数 0.4未満	● S51-S53 財政力指数 0.37以下 ● 公営競技収益 10億円以下	● H8-H10 財政力指数 0.42以下 ● 公営競技収益 13億円以下	● H18-H20 財政力指数 0.56以下 ● 公営競技収益 20億円以下	● H29-R元 財政力指数 0.51以下 ● 公営競技収益 40億円以下
公示市町村数(過疎市町村/全市町村)	当初(S45.5.1) 776/3, 280 最終 1, 093/3, 255	当初(S55.4.1) 1,119/3, 255 最終 1,157/3, 245	当初(H12.4.1) 1, 171/3, 229 追加(H14.4.1) 1, 210/3, 218 法延長前(H22.3.31) 718/1, 727	法延長当初(H22.4.1) 776/1, 727 (H25.4.1現在) 775/1, 719	当初(R3.4.1) 820/1, 718 法改正当初(H29.4.1) 817/1, 718

都道府県別過疎関係市町村数（令和3年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計			備考
		過疎市町村	みなし過疎市町村	一部過疎を有する市町村	
北海道	179	148	141	6	函館市〔中核〕（一部過疎）
青森	40	28	22	5	
岩手	33	25	21	3	
宮城	35	12	7	5	
秋田	25	23	20	1	
山形	35	21	19	1	
福島	59	29	26	2	
茨城	44	7	2	5	
栃木	25	6	3	3	
群馬	35	12	8	4	
埼玉	63	4	2	2	
千葉	54	8	6	2	
東京	39	7	7	0	
神奈川	33	1	1	0	
新潟	30	16	10	6	
富山	15	3	3	0	
石川	19	10	6	4	
福井	17	4	3	1	
山梨	27	14	7	7	
長野	77	36	29	7	
岐阜	42	16	9	7	
静岡	35	7	7	0	
愛知	54	4	3	1	
三重	29	10	7	3	
滋賀	19	2	0	2	
京都	26	10	8	1	
大阪	43	2	2	0	
兵庫	41	13	7	0	
奈良	39	18	18	0	
和歌山	30	20	15	2	
鳥取	19	15	8	0	鳥取市〔中核〕（一部過疎）
島根	19	19	15	2	松江市〔中核〕（一部過疎）
岡山	27	19	13	1	
広島	23	14	10	0	呉市〔中核〕（一部過疎）
山口	19	10	6	0	山口市〔県庁〕（一部過疎） 下関市〔中核〕（一部過疎）
徳島	24	12	11	0	
香川	17	10	6	0	
愛媛	20	14	10	1	
高知	34	28	24	0	高知市〔中核〕（一部過疎）
福岡	60	22	16	1	
佐賀	20	11	5	0	佐賀市〔県庁〕（一部過疎）
長崎	21	14	10	1	長崎市〔中核〕（一部過疎） 佐世保市〔中核〕（一部過疎）
熊本	45	28	23	2	
大分	18	15	11	2	
宮崎	26	16	12	0	
鹿児島	43	41	36	0	
沖縄	41	16	15	1	
全国	1,718	820	650	21	149

市町村別 団体数	市	町	村
	278	421	121

内訳

- （備考）
- 1 市町村数は令和3年4月1日現在
 - 2 過疎関係市町村数計は、過疎市町村（第2条第1項、第41条第1項）、みなし過疎（第42条）、一部過疎（第3条第1項、2項、第41条第2項、3項）のすべてを合算。
 - 3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
 - 4 東京都特別区は市町村数に含まない。

過疎対策事業債の概要

- 過疎対策事業債は、過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
- 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入
- 令和3年度地方債計画額は5,000億円（対前年度300億円、6.4%増）
- 対象事業は次のとおり
（ハード分）

<p>産業振興施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○ 産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○ 漁港、港湾施設 ○ 地場産業の振興に資する施設 ○ 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○ 観光、レクリエーションに関する施設 ○ 産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○ 林業用作業路 ○ 農林漁業の経営の近代化のための施設 ○ 商店街振興のために必要な共同利用施設 	<p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理のための施設 ○ 一般廃棄物処理のための施設 ○ 火葬場 ○ 消防施設 ○ 保育所及び児童館 ○ 認定こども園 ○ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○ 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○ 診療施設 ○ 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの） ○ 市町村保健センター、母子健康包括支援センター
<p>交通通信施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○ 電気通信に関する施設 ○ 住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○ 交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○ 住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○ 除雪機械 	<p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館その他の集会施設 ○ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○ 市町村立の専修学校、各種学校 ○ 図書館 ○ 地域文化の振興等を図るための施設 ○ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落再編整備 ○ 自然エネルギーを利用するための施設 	

（ソフト分）

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

過疎地域持続的発展支援交付金

R3予算額 7.8億円

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円
(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **地方財政措置**：

◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限
(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている (隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は任期終了2年以内へ延長

- ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
- ④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
- ⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限 (プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限 (活動に要する経費)
- ⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等について、普通交付税措置 (平成28年度から)

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置 (令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐を築く

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 令和6年度に8,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※ 総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※ 平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数 (26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人、令和2年度：96人) と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※ R2.3未調査時点

地域おこし協力隊～取組事例～

北海道標茶町

【活動内容】

・標茶町には軍馬生産から続く乗用馬文化が根付いていることを活かし、「馬を核とした地域づくり」を目指す「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げ。乗馬のみならず、馬の世話まで含めた地場体験ツアーを企画し、リピーターを作ることに取り組んでいる。

・都市圏の乗馬愛好者対象のマーケティング調査や、ホーストレーニングツアーの開催、ホーストレーニングコースの開発も行う。

【ポイント】

・道内旅行で体験した乗馬が趣味となり、以来道東の牧場施設等を訪れていたことが縁で隊員となった。

・本プロジェクトは町で初の官民連携事業。



愛知県東栄町

【概要】

・地域資源を活用した誘客事業

【活動内容】

- ・美をテーマとした観光振興
- ・協力隊の卒業生が立ち上げた手作りコスメティック体験事業「naori」の講師
- ・地域素材を活用した手作り石鹸の商品化に向けた取組
- ・フラワーワークショップやエコイベントの開催

【ポイント】

・「美」を町の共通テーマとして発信し、集客することで地域が稼ぐ「ビューティーツーリズム」事業。

その主軸となる「naori」講師を務めることで、自立への第一歩とする。



福島県西会津町

【概要】

・伝統工芸の継承（出ヶ原和紙）

【活動内容】

- ・体験ワークショップの実施
- ・商品制作（委嘱状・感謝状・オーダー建具等）
- ・展示（喜多方プラザ・西会津国際芸術村）
- ・原料作り
- ・工房整備（アーティストインレジデンス）

【ポイント】

・アーティストインレジデンスはリトアニア美術学校の副校長を務めるアーティストも滞在し、和紙づくりを体験した。今後も国際的な交流・PRが期待できる。



茨城県高萩市

【概要】

・食用ほおずきのブランド化を目的とした活動

【活動内容】

- ・栽培、収穫、加工、販売、PR活動を行うほか、農業を通じた地域活性化の取組みを行っている。

【ポイント】

・食用ほおずきを主とした、農業的ライフスタイルを確立する事で、交流人口の拡大を図るなど、ほおずき産地化に向けて活動している。

- ・前職を退社後、就農を志し受講した国内外の研修で習得した知識や経験を活かして食用ほおずきのブランド化の牽引役として活躍している。



地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性 起業

【定住状況】

・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
 ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

【ポイント】

・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性 就業

【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。

・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性 就業

【定住状況】

・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。

・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

【ポイント】

・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性 就業

【定住状況】

・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。

・任期終了後はきこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和2年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,746人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,078人

<専任の「集落支援員」の属性> 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(特別交付税措置)、情報提供等を実施

<特別交付税措置>

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額・専任※ 430万円・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費…
- ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
 - ③集落における話し合いの実施に要する経費
 - ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

総務省

支援

集落支援員～取組事例～①

青森県中泊町

なかどまりまち

平成30年度：2名(うち専任2名)

【概要】

2人でチームを組み、地域自治組織とともに活動しており、地域住民との相談や話し合いにより地域の魅力や課題を見つけ、空き家・空き地の解消や高齢者の見守り等に取り組んでいる。

【活動内容】

空き家や人口・世帯調査のほか、地域の課題を把握するためのアンケート調査、高齢者の見守り、空き家・空き地情報のデータベース化を実施。さらに地区懇談会を1か月に1度のペースで開催している。

【ポイント】

2名とも地元出身者で地域住民の信頼も厚いことが、集落点検等を円滑に実施できる要因となっている。



(地区懇談会)

宮城県気仙沼市

けせんぬまし

平成30年度：5名(うち専任4名)

【概要】

市内5か所のまちづくり協議会に1名ずつを配置。まちづくりに係る課題の調査のほか、課題解決へ向けた取組等を支援している。

【活動内容】

地域点検や、住民同士の話し合いに向けた環境整備、被災者との交流行事、まち歩き、地域のお祭り、子供の体験学習といったまちづくり活動の企画等を行っている。

【ポイント】

まちづくり協議会を活動拠点とし、若者を含む地域住民を上手に巻き込むことで、持続的な活動につなげている。



(漁業体験学習)

山形県金山町

かねやまち

平成30年度：2名(うち専任2名)

【概要】

5地区からなる西郷地域に2名を配置し、高齢者の見守り活動や、地域のにぎわい創出等に取り組んでいる。

【活動内容】

独居高齢者や高齢者世帯を訪問し、近況や生活上の課題の聞き取りを実施。また、地域新聞を隔月で発行し、全戸配布しているほか、廃校を活用して、子どもの遊び場や地域の話し合いの場を創出している。

【ポイント】

地域住民が集まる場に積極的に参加することで、より多くの意見や要望を聞き取り、地域のニーズを分析し、共有している。



(西郷地域のワークショップ)

福井県福井市

ふくいし

平成30年度：2名(うち専任2名)

【概要】

人口減少や高齢化が進む中山間地域に2名を配置。地域の状況を把握し、課題の解決や活性化に向けた取組を展開している。

【活動内容】

高齢者世帯の訪問・声かけ、住民や自治会からの相談対応、市や住民が行う行事等の運営支援、農作物の栽培及び販売サポート等を実施している。

【ポイント】

地域の実情に詳しい集落支援員が、集落点検にとどまらず、地域住民による組織や県内外の大学等と連携しながら、地域の活性化に向けた諸活動に携わっている。



(大学生が地域行事に参画)

※人数は各市町村における集落支援員の総数(特交ベース)であり、上記の取組以外の活動を行っている集落支援員も含まれる。

集落支援員～取組事例～②

京都府京丹後市

平成30年度：15名(うち専任14名)

【概要】

旧町単位で「地域づくり支援員」を配置し、持続可能な地域づくりに向けた取組の支援を行っている。

【活動内容】

小規模集落の見回り、空き家調査のほか、地域の観光資源や歴史・文化を生かしたイベントの開催支援、コミュニティビジネス(配食サービス等)の起業支援等を実施している。

【ポイント】

持続可能な地域づくりに向けて、地域にぎわいを創出する取組の支援や、地域の課題解決のための自治会との協議等に取組んでいる。



(ガイドブック改定のワークショップ)

広島県三次市

平成30年度：11名(うち専任4名)

【概要】

住民自治組織からの推薦を受けた集落支援員が、当該組織が所在する区域を範囲として活動している。

【活動内容】

集落点検、集落のあり方についての話し合いのほか、空き家の点検や空き家バンク登録の推進に向けた活動、地域まちづくりビジョンの策定等に参画している。

【ポイント】

集落支援員が収集した地域の情報をまちづくりに活用している。特に人口減少や少子高齢化が進む地域では、定住に向けた情報発信や移住者へのフォローも実施している。



(定住希望者への物件案内)

奈良県宇陀市

平成30年度：5名(うち専任5名)

【概要】

集落支援員を旧町村単位に配置し、地域自治組織であるまちづくり協議会と連携しながら、高齢者の見守りや防犯・防災への対策等を行っている。

【活動内容】

集落の巡回・点検、聞き取り調査のほか、今後の集落のあり方についての話し合いや地域おこし活動等を実施している。

【ポイント】

集落支援員を「地域づくりアドバイザー」と呼び、「地域の元気づくりは人づくりから」をモットーに地域住民の活動を支援している。



(まちづくり協議会懇談会)

宮崎県串間市

平成30年度：1名(うち専任1名)

【概要】

地域住民自らが地域の課題を解決するための仕組みづくり(地域連携組織の設立支援)に向けた活動を行っている。

【活動内容】

地域の課題を把握するための調査や、小学生を対象とした意見交換会を実施。また、住民同士の話し合いを推進するため集落支援員が講師となり、地域運営組織の必要性等の講演を行っている。

【ポイント】

地域の課題解決の基礎となる「話し合い」の演習をはじめ、集落支援員が自ら講演を行うことで、地域住民の「気づき」の機会を創出することに寄与している。



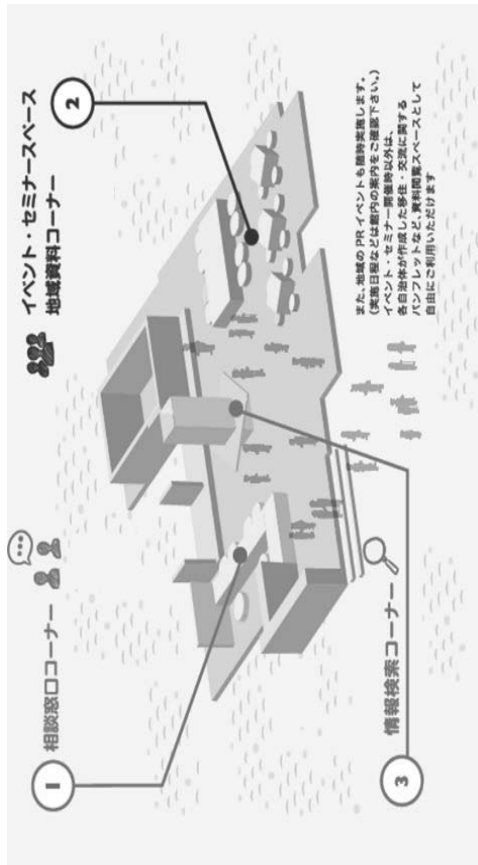
(講演の様子)

※人数は各市町村における集落支援員の総数(特交ベース)であり、上記の取組以外の活動を行っている集落支援員も含まれる。

移住・交流情報ガーデン

R3予算額:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・ 地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・ しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・ 厚生労働省(しごと情報) ・ 農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・ 各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・ 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・ 情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

【開館時間】(平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

【休館日】月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

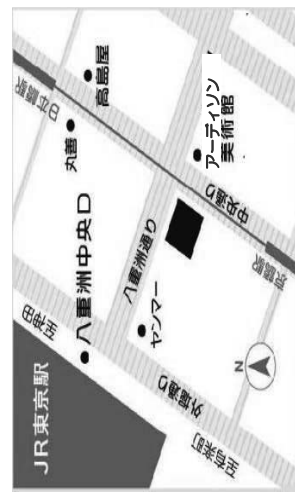
○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



【所在地】東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 【アクセス】JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

令和3年度 関係人口の創出・拡大

R3 予算額：0.4億円

- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- 今年度は、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、新たに地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図る。

全国に向けた情報発信

- 自治体等向けセミナーの開催などを通じ、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図る。

地域からの情報発信の強化

- 「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信できるプラットフォームを構築。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

- 地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より新たに地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地で取組の実装化を図っていく。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

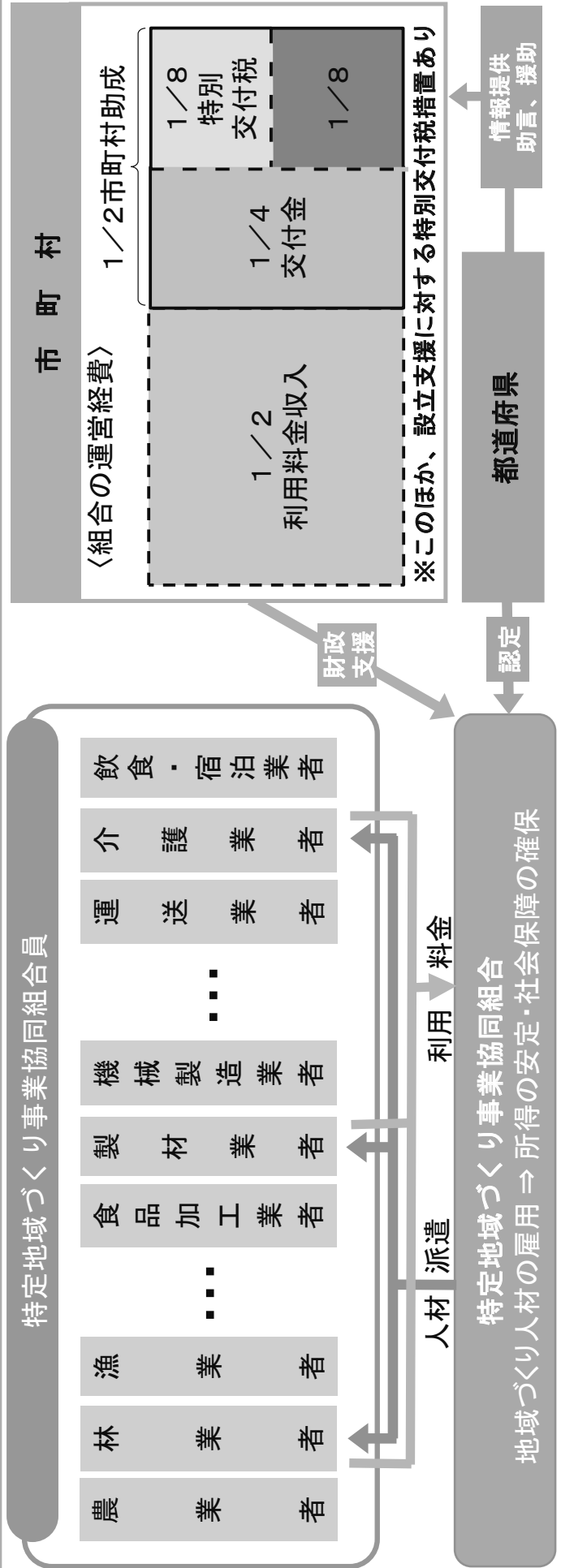
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づき労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨） （令和2年4月17日 過疎問題懇談会（座長：宮口侗迪早稻田大学名誉教授）提言）

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限（令和3年3月末）を踏まえ、平成29年度から、19回の会合と8回の現地視察を実施。
- 新たな過疎対策の理念、目標、施策の視点、対象地域のあり方、支援制度のあり方等について提言。

2 過疎対策の成果と課題（例示）

- これまでの過疎対策は、産業の振興、交通・情報通信等の施設整備、地域医療・教育の機会の確保等に一定の成果。
 - 一方、人口減少の加速、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題。
- < 現在の過疎地域 > 817市町村（全市町村の48%）、人口は全国比9%、面積は全国比60%

3 過疎地域を取り巻き環境の変化

(1) 厳しい環境の見直し

- ① 人口減少社会の到来、東京一極集中と過疎地域の人口減少の加速
- ② 担い手不足の深刻化
- ③ 公共施設等の老朽化・統廃合等
- ④ 農地、森林、住まい等の管理

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流

① 過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな動き

- ・SDGsの理念の広がり（SDGsの持続可能性、多様性、包摂性等の考え方は、過疎対策の理論的基礎に）
- ・農地・森林に関する新たな法律の制定（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等）

② 過疎地域の課題を解決するための新たな取組

- ・過疎地域の特性を生かした学校教育の展開（小規模校での取組、高等学校の魅力化 等）
- ・新しい人の流れと人と地域のつながりの創出（田園回帰の潮流、関係人口の創出 等）
- ・しごとづくりの新たな展開（サテライトオフィス、農林漁業と観光業などの多業化 等）
- ・集落づくりのための新しい組織とネットワーク（地域運営組織や集落ネットワーク圏の形成）
- ・Society5.0の可能性（過疎地域の条件不利性の改善への期待）

③ 過疎対策を推進するための新たな手法

- ・目標設定とフォローアップ（人口目標や地域の戦略の設定を通じ、社会増を実現した市町村の存在）
- ・市町村間の広域連携と都道府県による補完（これらの取組を進める地域の存在）
- ・規制の見直し（貨客混載制度の創設など、過疎地域の実情を踏まえた規制の見直し）

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性

- 食料・水・エネルギーの供給、心のふるさと、多様な生態系保全などのほか、
・「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を発揮
・食、生活、芸術、文化などの多様な価値を発展させていく
・都市部の被災の低下、災害リスクへの備えの役割
などの価値・役割が存在。
- これらの過疎地域の価値・役割は、
・SDGsで示されている考え方で親和性が極めて高い。
・都市及び国全体の発展に重要であり、過疎地域と都市が共生の関係になるよう国民的合意形成が重要。

→ 現行過疎法の期限(令和3年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

① 理念

人口減少社会を迎える中、持続可能な地域社会を形成していくことが重要。

過疎地域の持続的発展

SDGs(持続可能な開発目標)の考え方は、過疎地域の価値・役割と親和性が極めて高い。過疎対策としては「発展」の言葉がふさわしい。

② 目標

地域資源を生かした内発的発展

条件不利性の改善

住民の安心な暮らしの確保

豊かな個性の伸長

③ 施策の視点

地域、住民、学校の連携による人材の育成
(地域リーダー育成、地域住民の意識改革、高校魅力化等)

人の流れと人と地域のつながりの創出
(移住・定住支援、地域おこし協力隊、関係人口等)

働く場の創出
(地域資源を活用したスタートアップ、情報サービス育成、仕事と地域の資源、人材を結んだ新たな価値の創出等)

革新的な技術の活用
(スマート農林水産業、サテライトオフィス、遠隔医療、遠隔教育等)

地域運営組織と集落ネットワーク(小さな拠点)の推進
(地域運営組織、集落ネットワーク、サポート人材配置等)

市町村間の広域連携と都道府県による補完
(定住自立圏等、都道府県による職員支援・代行整備等)

再生可能エネルギーの活用
(地域内のエネルギーや経済の循環(エネルギーの地産地消)等)

目標設定とフォローアップ
(市町村よりも小さな単位での目標設定、フォローアップ等)

4 今後の過疎対策のあり方・方向性(つづき)

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

これまでの過疎対策の担い手や過疎地域の単位から、新たな過疎対策においても、過疎地域は、市町村を単位とすることが適当。(過疎対策を実施する上では、平成の合併前の旧市町村や小学校区など市町村よりも小さな単位で施策を展開することも有効)

・過疎地域の要件は、現行過疎法と同様に、人口要件及び財政力要件を設けることが適当。

(人口減少率の判定期間の起算点を見直す必要性、人口密度を用いることの賛否、要件に該当しなくなる市町村による経過的な過疎対策の実施の必要性についての意見あり)

・平成の合併による合併市町村について、財政力に留意しつつ、人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みも検討する必要。

(4) 支援制度のあり方

① 市町村計画

・将来人口の推計、目標の設定、フォローアップなど市町村計画の内容を充実・強化し、実質性を向上させることが重要。

・市町村より小さな単位での目標設定等も有効。

② 国庫補助等

施策の視点(4(2)③)に沿って、以下の各分野の施策を推進することが重要。施策の推進に当たっては、関係者間の連携や優良事例の情報共有を促す取組も重要。

- ・地域、住民、学校の連携による人材の育成(地域づくり担い手育成、高校魅力化、遠隔教育等)
- ・人の流れと人と地域のつながりの創出(地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用、関係人口創出・拡大等)
- ・集落の維持・活性化(集落支援員、集落ネットワーク形成等)
- ・情報通信基盤の整備(5G基地局や光ファイバ等の整備)
- ・産業振興(地域資源を生かした仕事づくり、革新的技術の活用等)
- ・医療の確保(医療人材の確保、遠隔医療等)
- ・公共交通の確保(モニタバスやデマゴバス運行支援等)

③ 過疎対策事業債

- ・ハード・ソフト両面に活用できる過疎対策の中心的な支援制度。
- ・市町村計画の目標達成に資することを明確化することが重要。
- ・ハード事業は、公共施設総合管理計画等に基づき、適切なストックマネジメントの下に推進していく必要。
- ・ソフト事業は、医療・交通等の体制構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業への充実が望ましい。

④ 規制の見直し

・過疎地域の実態に即した見直しを促していくことが重要。

⑤ 税制措置

・若者の働く場の確保、地域産業の振興といった視点を踏まえ、税制措置を充実することが重要。

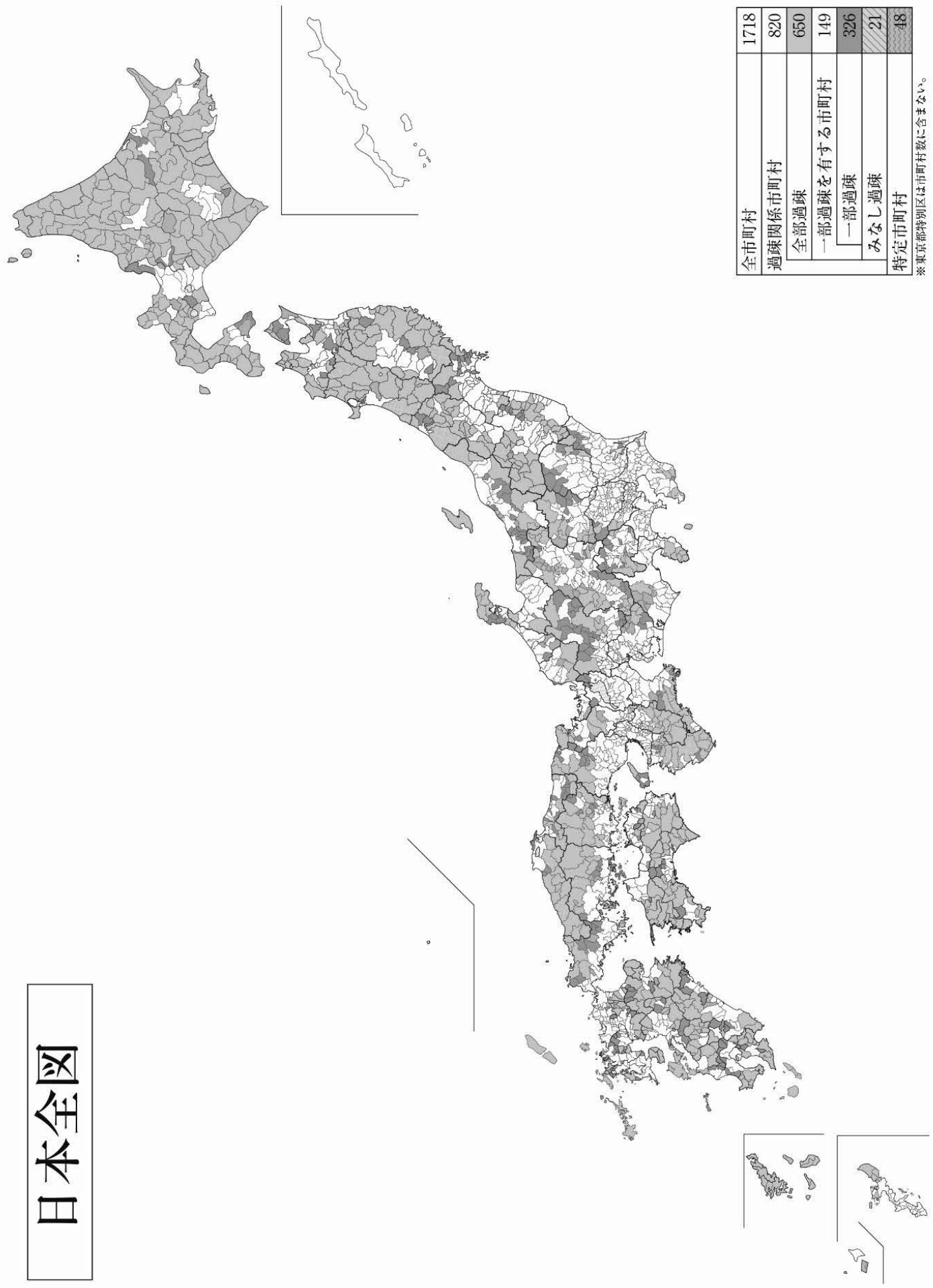
⑥ 金融措置

・日本政策金融公庫等による低利融資を充実することが重要。

⑦ 市町村間の広域連携と都道府県による補完

・定住自立圏等の市町村間の広域連携と、代行制度等の都道府県による補完を、地域の実情に応じて対応することが重要。(地方制度調査会の議論を踏まえて検討)

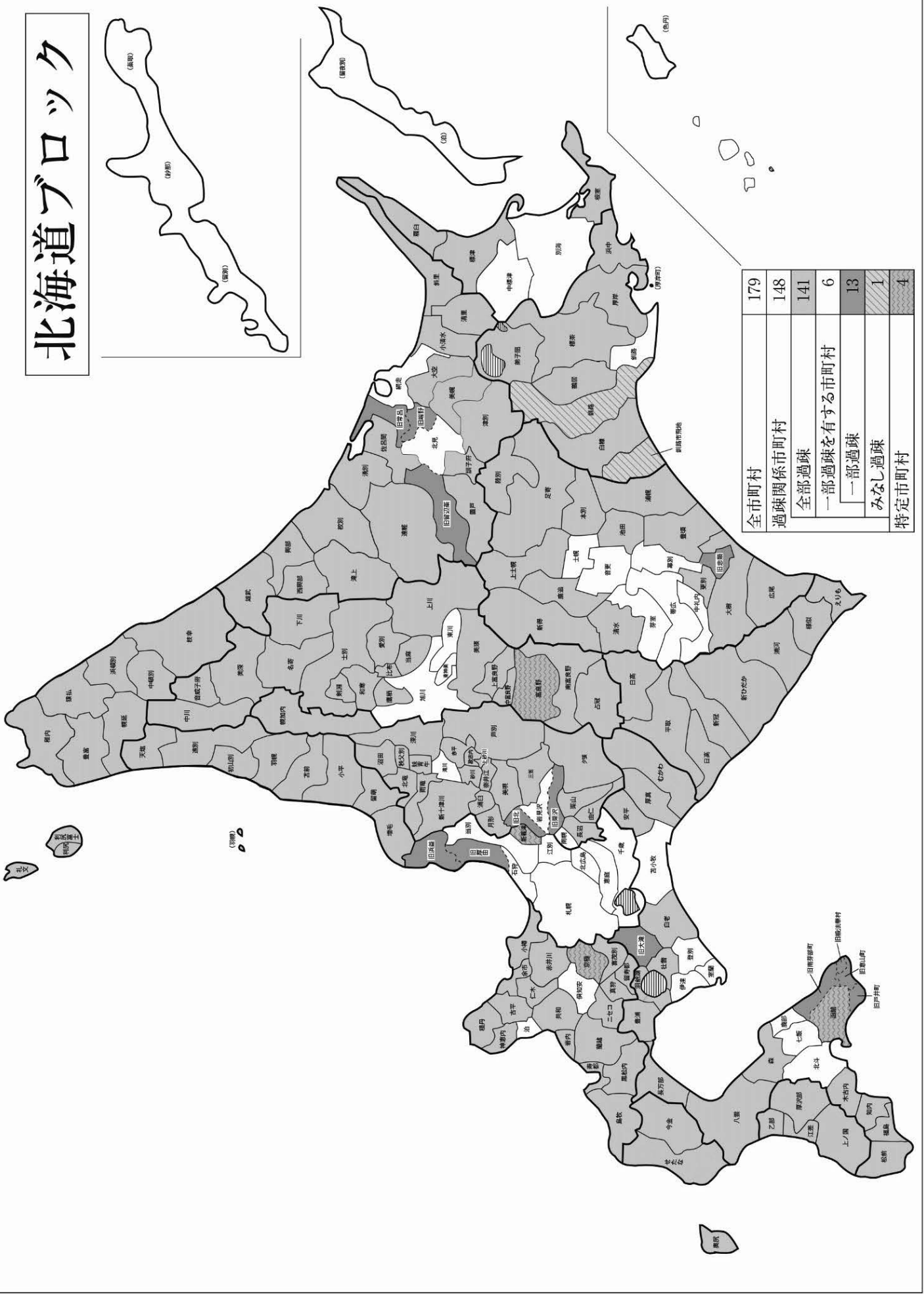
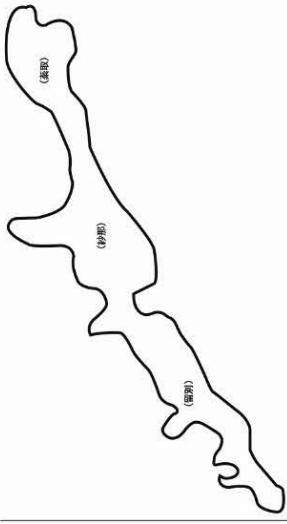
日本全図



全市町村	1718
過疎関係市町村	820
全部過疎	650
一部過疎を有する市町村	149
一部過疎	326
みなし過疎	21
特定市町村	48

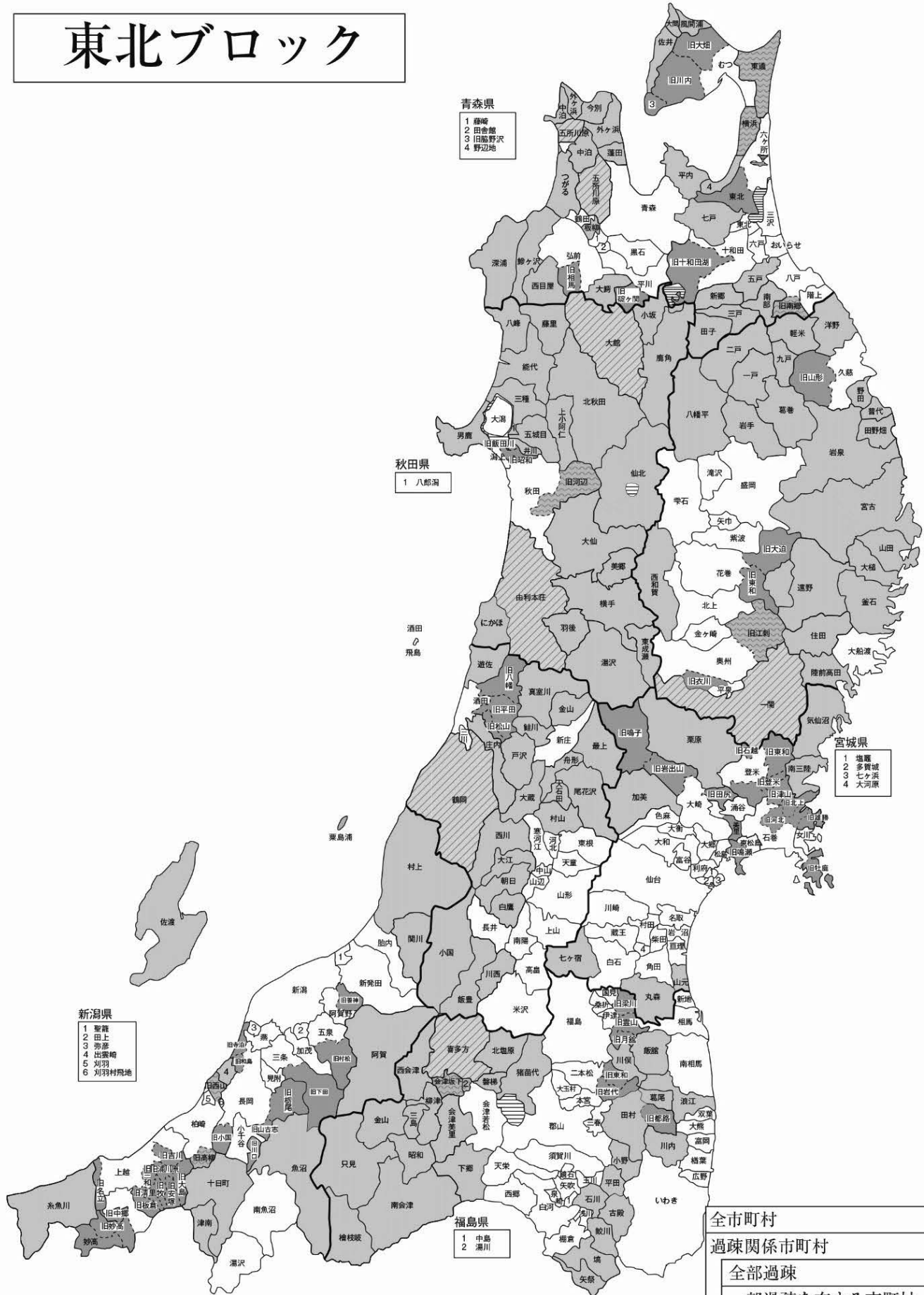
※東京都特別区は市町村数に含まない。

北海道ブロック



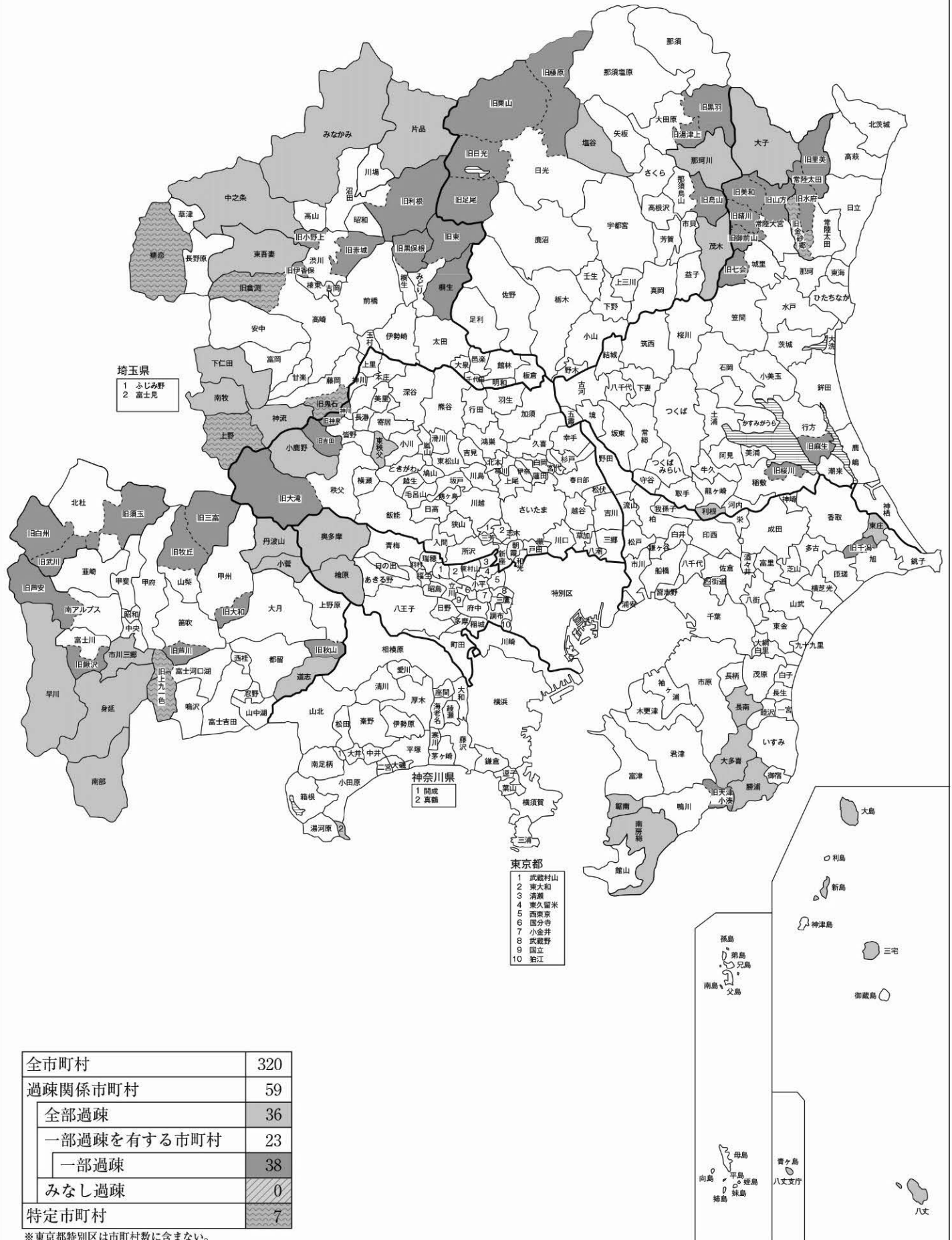
全市町村	179
過疎関係市町村	148
全部過疎	141
一部過疎を有する市町村	6
一部過疎	13
みなし過疎	1
特定市町村	4

東北ブロック

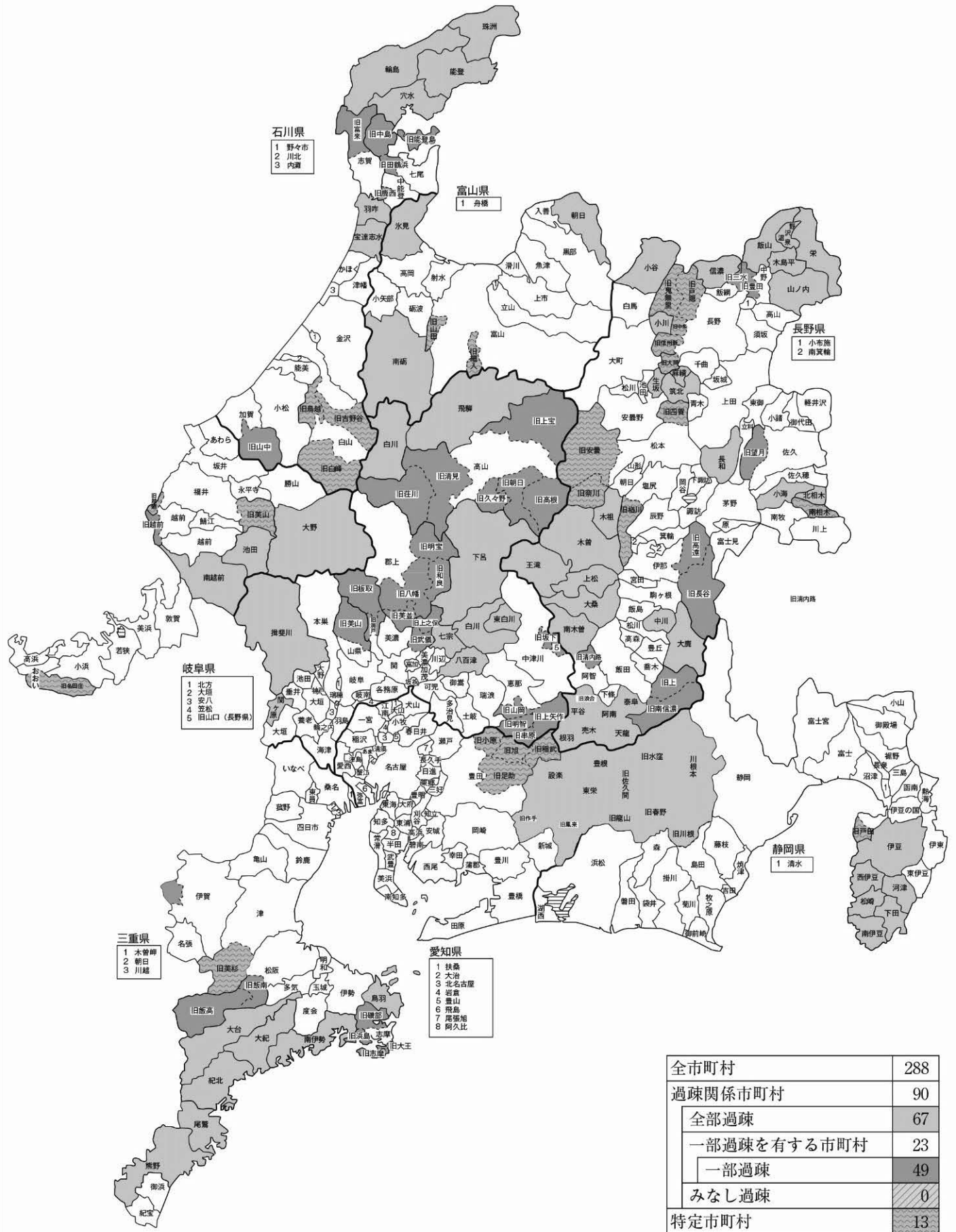


全市町村	257
過疎関係市町村	154
全部過疎	125
一部過疎を有する市町村	23
一部過疎	57
みなし過疎	6
特定市町村	7

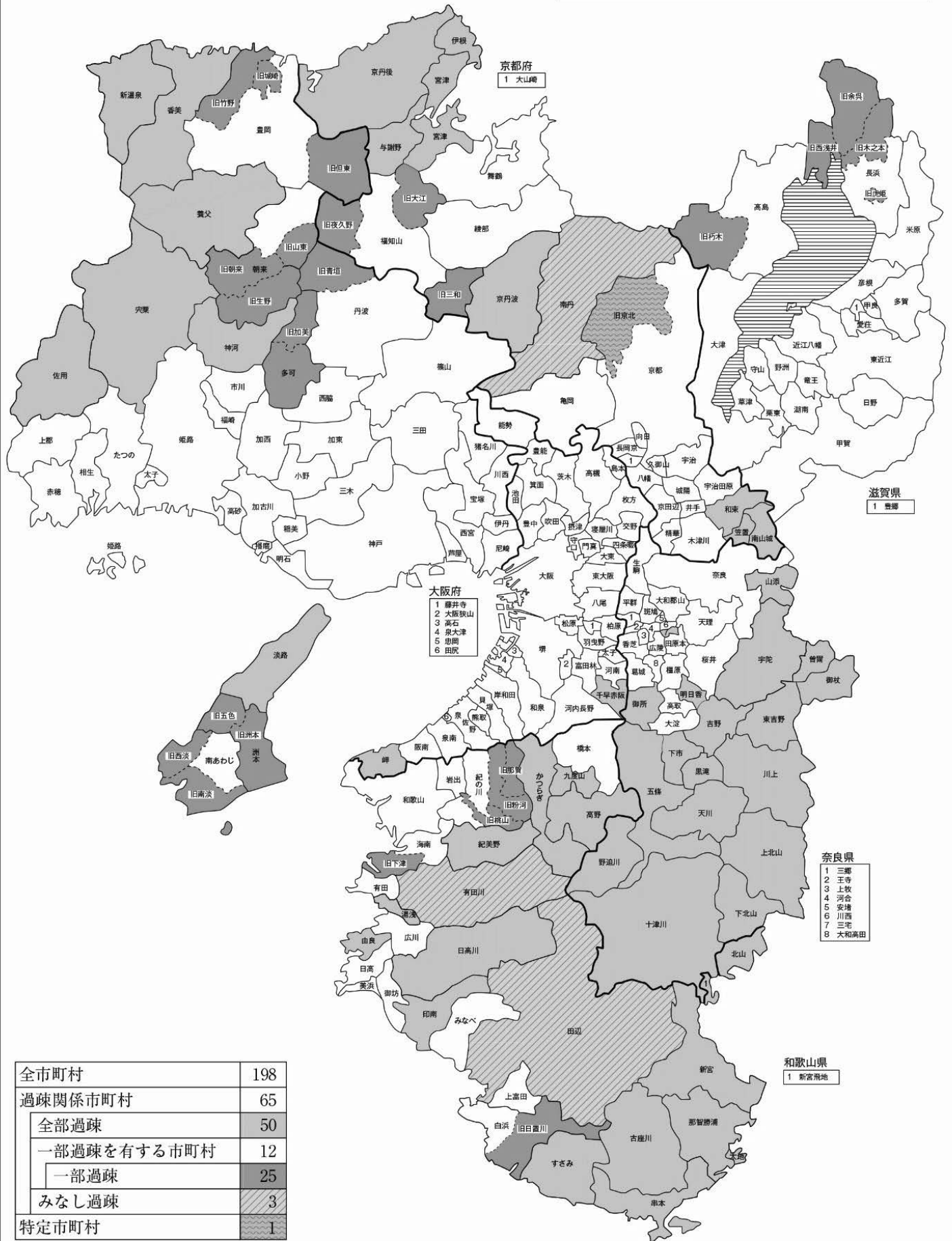
関東ブロック



東海・北陸ブロック

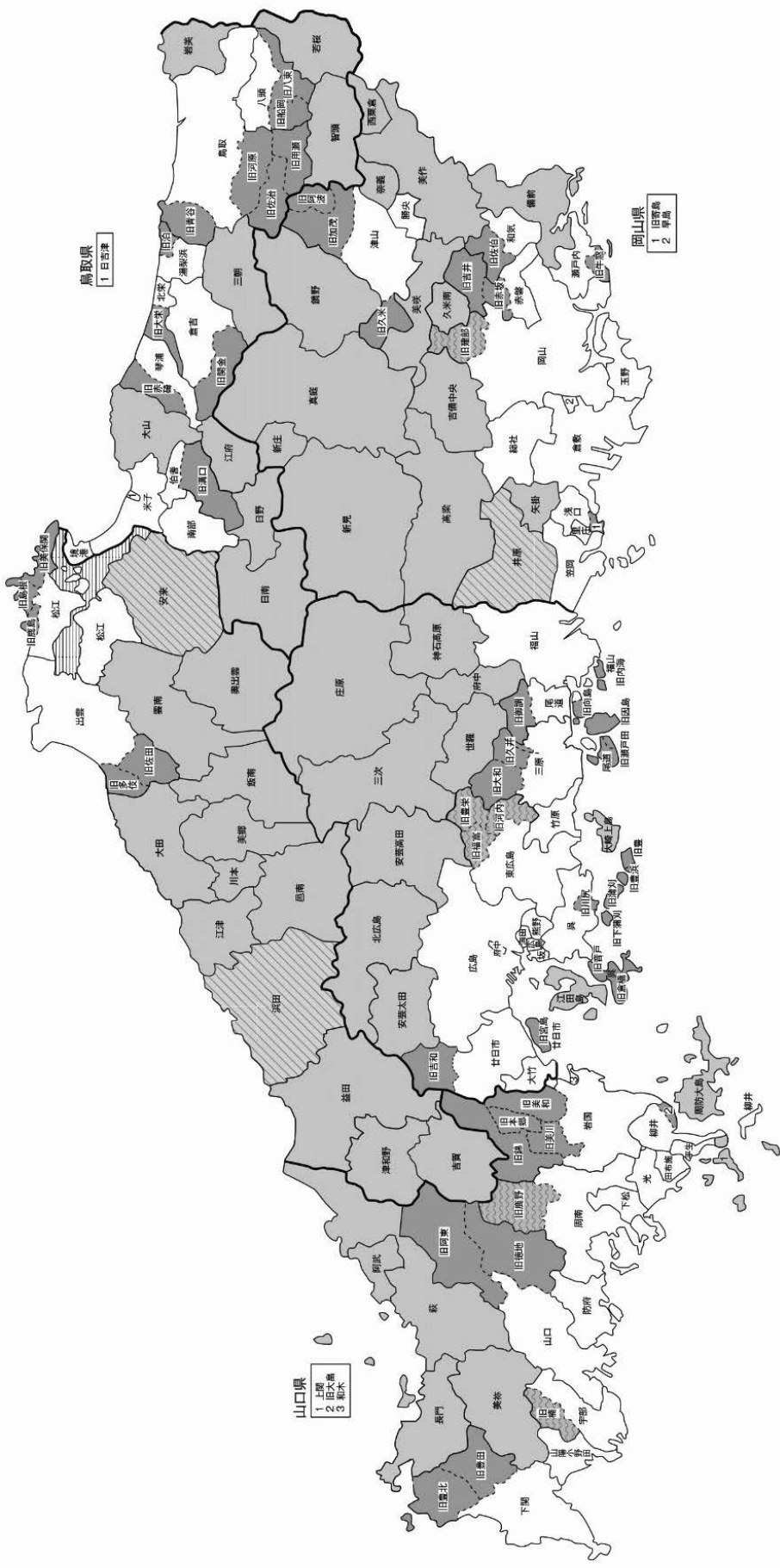
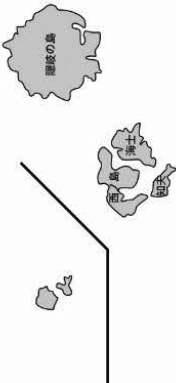


近畿ブロック

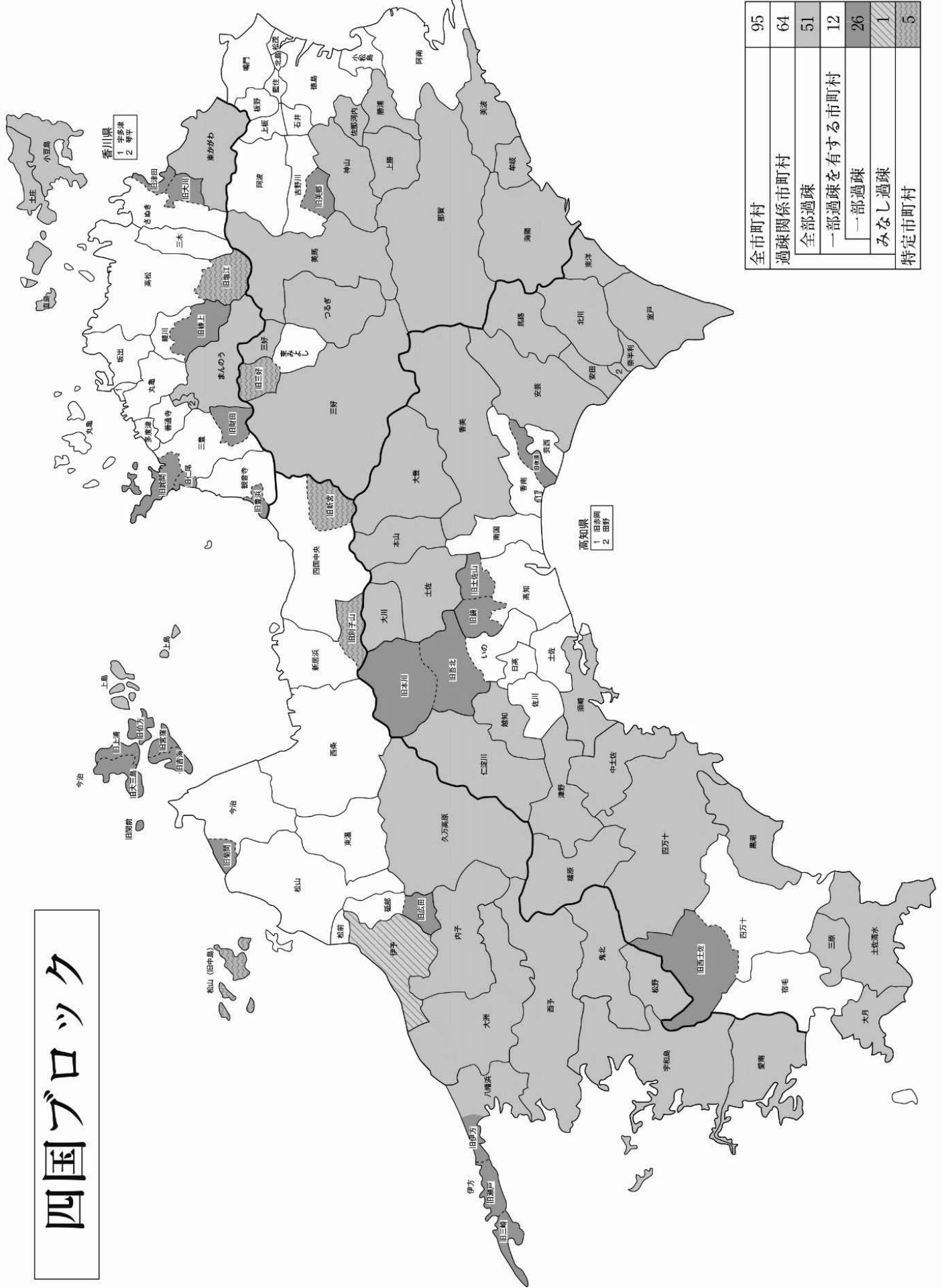


中国ブロック

全市町村	107
過疎関係市町村	77
全部過疎	52
一部過疎を有する市町村	22
一部過疎	49
みなし過疎	3
特定市町村	5

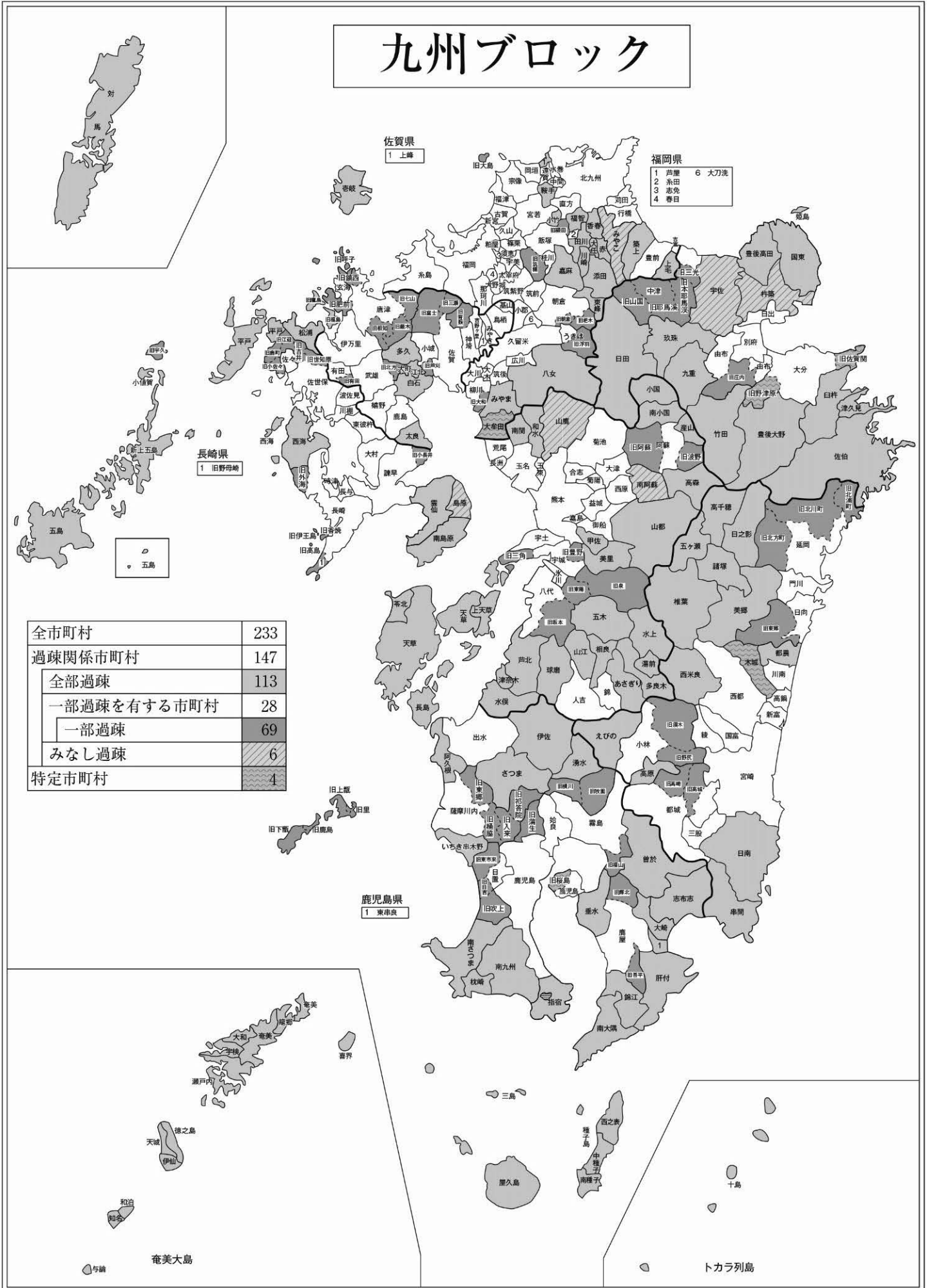


四国ブロック



全市町村	95
過疎関係市町村	64
全部過疎	51
一部過疎を有する市町村	12
一部過疎	26
みなし過疎	1
特定市町村	5

九州ブロック



- 福岡県
- 1 芦屋
 - 2 糸田
 - 3 志免
 - 4 春日
 - 6 大刀洗

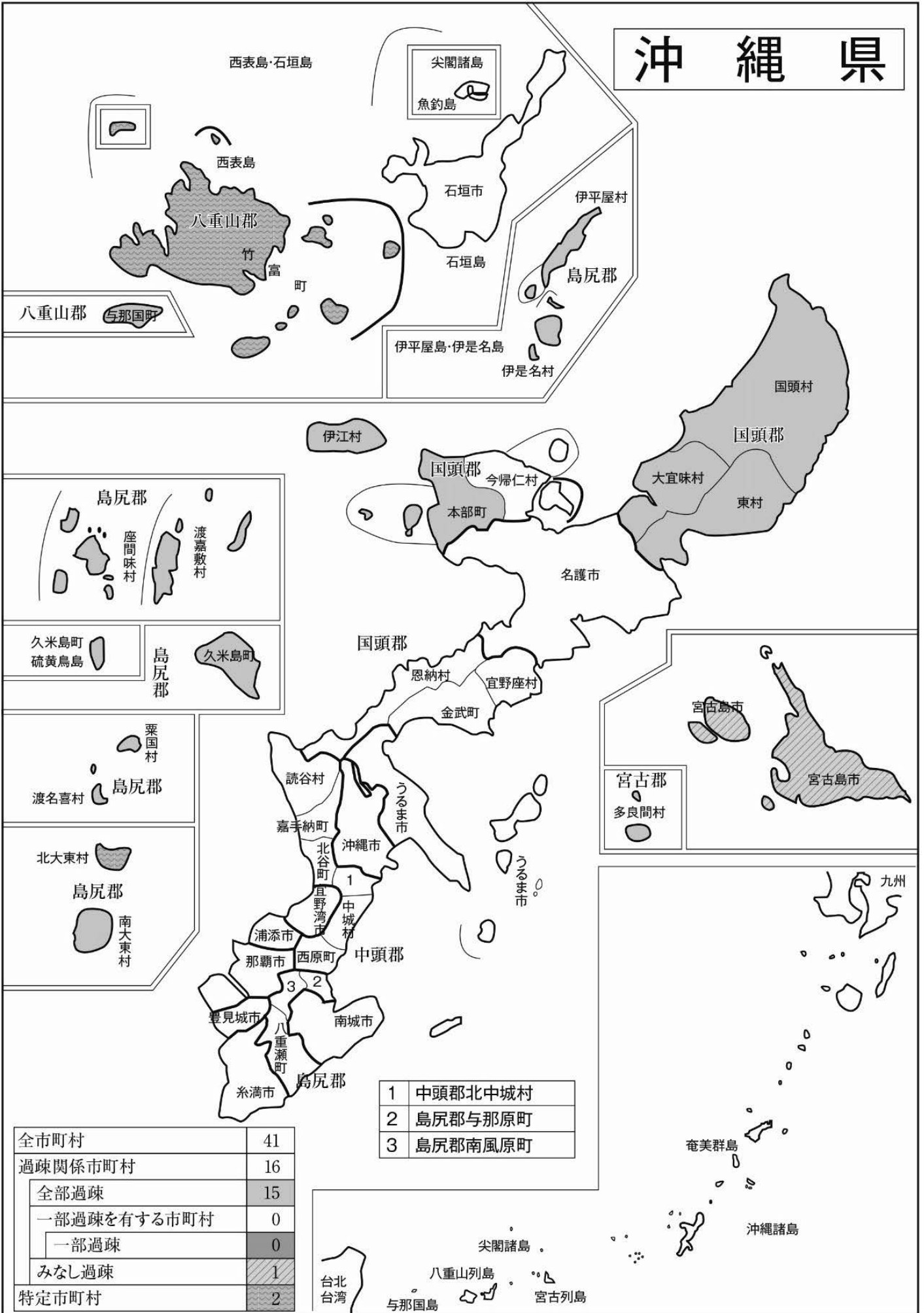
- 佐賀県
- 1 上峰

- 長崎県
- 1 旧野母崎

- 鹿児島県
- 1 東串良

全市町村	233
過疎関係市町村	147
全部過疎	113
一部過疎を有する市町村	28
一部過疎	69
みなし過疎	6
特定市町村	4

沖繩県



過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 過疎地域持続的発展計画（第七条—第十一条）

第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置（第十二条—第十五条）

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置（第十六条—第二十四条）

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮（第二十五条—第四十条）

第六章 雑則（第四十一条—第四十六条）

附則

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

- ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。
 - ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。
 - ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。
 - 二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。
- 2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（特定期間合併市町村に係る一部過疎）

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。）であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合においては、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

- 一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。
- 二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。
- 三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。
- 四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2 特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。

四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。

五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

（国の責務）

第五条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

（都道府県の責務）

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二章 過疎地域持続的発展計画

（過疎地域持続的発展方針）

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

- リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
 - ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
 - ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- 3 都道府県は、持続的発展方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
- 4 都道府県は、持続的発展方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 5 都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 過疎地域の市町村は、持続的発展方針が定められていない場合には、都道府県に対し、持続的発展方針を定めるよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、持続的発展方針を定めるものとする。
- (過疎地域持続的発展市町村計画)
- 第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。
- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - 二 地域の持続的発展に関する目標
 - 三 計画期間
 - 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
 - 五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。
- 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）
 - 二 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
- 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(過疎地域持続的発展都道府県計画)

第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

二 過疎地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項

五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項

3 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。

5 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(関係行政機関の長の協力)

第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(調査)

第十一条 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(国の補助等)

第十三条 国は、過疎地域の持続的発展を支援するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業

（同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

(過疎地域の持続的発展のための地方債)

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
 - 二 漁港及び港湾
 - 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
 - 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
 - 五 観光又はレクリエーションに関する施設
 - 六 電気通信に関する施設
 - 七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
 - 八 下水処理のための施設
 - 九 一般廃棄物処理のための施設
 - 十 火葬場
 - 十一 公民館その他の集会施設
 - 十二 消防施設
 - 十三 保育所及び児童館
 - 十四 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）
 - 十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
 - 十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
 - 十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
 - 十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
 - 十九 市町村立の専修学校及び各種学校
 - 二十 図書館
 - 二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
 - 二十二 地域文化の振興等を図るための施設
 - 二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの
 - 二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。
- 3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- （資金の確保等）

第十五条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置
(基幹道路の整備)

第十六条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 前項の規定にかかわらず、基幹道路整備事業を行う都道府県は、当該基幹道路整備事業に係る基幹道路の存する市町村に対し、当該基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

5 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

6 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

7 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条及び次条第九項において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

8 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、それぞれ負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合をこれらの区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合（公共下水道の幹線管渠等の整備）

第十七条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下この条において「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 前項の指定は、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この条において同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

- 4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二條第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。
- 5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下この条において「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。
- 7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
- 8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。
- 9 負担特例法第二條第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三條及び第四條の規定の例による。ただし、負担特例法第三條中「適用団体」とあるのは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十七條第九項に規定する都道府県」とする。

（高齢者の福祉の増進）

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。
- 3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。
- 4 国及び地方公共団体は、過疎地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法第五條の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

（医療の確保）

第二十条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第八項において同じ。）の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
 - 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
 - 3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項及び第八項において「医師等」という。）の確保その他の

当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

- 4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。
- 6 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、過疎地域における医療の特殊事情に鑑み、過疎地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け）

第二十一条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

（沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け）

第二十二条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

（減価償却の特例）

第二十三条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額

（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところによ

り算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

（移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保）

第二十五条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興）

第二十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する情報の提供等）

第二十七条 国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（観光の振興及び交流の促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、過疎地域には豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

（就業の促進）

第二十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域の住民及び過疎地域へ移住しようとする者の過疎地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化等）

第三十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供について適切な配慮をするものとする。

（地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保）

第三十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとする。

（生活環境の整備）

第三十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（保育サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第三十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域における保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第三十四条 国又は地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）の定数の算定又は配置について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切な配慮をするものとする。

5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分)

第三十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第三十九条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第四十条 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があったときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

第六章 雑則

(旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例)

第四十一条 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。第三項及び附則において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下この章及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村」という。）であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域は、第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の

人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である市町村の区域に限る。

- 一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。
- 二 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。
- 三 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

2 旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域であって、第三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

- 一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。
- 二 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。
- 三 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

3 前項の規定は、令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域について準用する。

4 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村については、第二条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該市町村の区域で主務省令で定める基準に該当するものを過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第四十三条 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第二条第一項第一号	第十七条第九項	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。 第十七条第九項
-----------	---------	---

	平成二十九年度から令和元年度まで	令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内
	数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
	昭和五十年	昭和五十五年
	（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八	（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	数値が〇・三五	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
	数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ハにおいて「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）
	数値が〇・二一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）
第二条第	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率

一項第二号	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数值を全ての町村の数で除して得た数值（当該数值に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数值を全ての市の数で除して得た数值（当該数值に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
	昭和五十年	昭和五十五年
	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数值を全ての町村の数で除して得た数值（当該数值に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年

2 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、前項の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第二条第一項第一号	第十七条第九項	当該数值に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項
	平成二十九年度から令和元年度	第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内

まで	
数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
平成二十七年の人口から	第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年（以下この項及び次条において「調査年」という。）の人口から
平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
平成二十七年の人口を	調査年の人口を
（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八	（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）
〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
平成二十七年の人口の	調査年の人口の
数値が〇・三五	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ハにおいて「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）
数値が〇・二一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を

		控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）
第二条第一項第二号	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	調査年
	平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	調査年
	平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
	昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
	第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四
〇・二三		基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率

平成二十七年	調査年
平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第四十四条 令和三年四月一日から前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

2 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日から前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

3 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

4 合併市町村（令和三年四月一日以後に市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下この項及び附則第八条において同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。同条において同じ。）に過疎地域の市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域（第三条第一項又は第二項（これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける区域を除く。）を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

5 令和三年四月一日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、第四十一条及び第四十二条の規定は適用しない。

(主務大臣等)

第四十五条 第二条第二項における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第七条第四項、第八条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第九項（同条第十項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）、第九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十条並びに第十一条における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3 この法律における主務省令は、総務省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

(政令への委任)

第四十六条 第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第四十三条の場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項、沖縄県の市町村について第四十一条の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十二条（別表を含む。附則第五条において同じ。）、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定は、令和三年度の予算に係る国の負担又は補助（令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）から適用し、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、附則第四条第一項及び第二項に定めるもののほか、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(旧過疎自立促進法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎自立促進法第六条に規定する市町村計画又は旧過疎自立促進法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係るもので令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎自立促進法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

2 旧過疎自立促進地域の市町村の区域又は令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎自立促進法第十四条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎自立促進法第十五条第一項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、旧過疎自立促進法第十四条及び第十五条の規定は、令和九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内において製造の事業、旧過疎自立促進法第三十条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは同日において同項の規定により過疎地域とみなされる区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

4 平成二年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第二号の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二十三条に規定する資金に係るものについては、旧過疎自立促進法附則第十五条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

(特定市町村等に対するこの法律の準用)

第五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、第三条（第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第七条において同じ。）又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定の適用を受ける区域を含まないもの（以下「特定市町村」という。）については、令和三年度から令和八年度までの間（特定市町村のうち財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のもの（以下「特別特定市町村」という。）については、令和三年度から令和九年度までの間）に限り、政令で定めるところにより、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、第十二条、第十三条及び第二

十四条の規定の準用に関し令和九年度（特別特定市町村については、令和十年度）以降必要となる経過措置は、政令で定める。

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について第三条又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条からこの条までの規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条第二項、前条第二項又はこの項の規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

別表（第十二条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）

内閣は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準）

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。

2 法第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する政令で定める金額は、四十億円とする。

3 第一項の収入についての法第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する収入の額は、令和元年度（法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度、法第四十三条第二項の規定により法第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係る収入の額とする。

（財政力指数等の算定方法）

第二条 法第二条第一項第一号本文及び第二号本文、第三条第一項本文及び第二項本文並びに第四十一条第一項本文、第二項本文及び第三項並びに法附則第五条、第六条第二項及び第七条第二項に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで、第三条第一項各号（法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第四十一条第一項各号及び第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニ、第三条第一項第一号及び第四号並びに第四十一条第一項第一号及び第二項第一号に規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハ、第三条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号に規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

（市町村の廃置分合等があった場合における財政力指数等の算定方法）

第三条 平成三十年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号本文（法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、平成二十九年度から令和元年度までの各年度（法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度、法第四十三条第二項の規定により同号の規定を読み替えて適用する場合にあっては同項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度）のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年

度前の各年度」という。)の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。
 - 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。
 - 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。
 - 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。
- 2 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書、同号イからニまで及び第二号ただし書(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第四十一条第一項ただし書及び同項各号に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口、平成二年の人口又は平成二十七年の人口(法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和五十五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四十三条第二項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二十五年若しくは四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)の算定方法は、次に定めるところによる。
- 一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。
 - 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。
 - 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。
 - 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合における特定期間合併関係市町村の人口の算定方法)

第四条 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された特定期間合併関係市町村(法第三条第一項に規定する「特定期間合併関係市町村」をいう。以下同じ。)について、同項ただし書、同項各号及び同条第二項ただし書(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法第四十一条第二項ただし書及び同項各号(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該特定期間合併関係市町村の昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口、平成二年の人口又は平成二十七年の人口(法第四十三条第一項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和五十五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四十三条第二項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二十五年若しくは四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)の算定方法は、次に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま特定期間合併関係市町村の区域とした特定期間合併関係市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。
- 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した特定期間合併関係市町村については、当該特定期間合併関係市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。
- 三 境界変更によって区域を増した特定期間合併関係市町村については、当該境界変更により当該特定期間合併関係市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の特定期間合併関係市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。
- 四 境界変更によって区域を減じた特定期間合併関係市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の特定期間合併関係市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

(過疎地域とみなされる区域を含む市町村の特例)

第五条 法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四十四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条及び第七条第六項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第八条第一項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、「過疎地域持続的発展市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展市町村計画」と、同条第七項及び第八項並びに法第九条第二項及び第三項、第十四条、第十七条第一項、第十九条並びに第二十条第六項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第二十二条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第四十条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」とする。

(国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等)

第六条 法第十二条第二項に規定する政令で定める交付金は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金とする。

- 2 法第十二条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)

第七条 法第十四条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人
- 二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人
- 2 法第十四条第一項第一号の政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。
 - 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）、農道、林道及び漁港関連道
 - 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道
 - 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
 - 四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道
- 3 法第十四条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。

- 4 法第十四条第一項第二十一号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第八条第一項に規定する市町村計画（附則第三条において「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。
- 5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。
 - 一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
 - 二 風力を発電に利用するための施設又は設備
 - 三 水力を発電に利用するための施設又は設備
 - 四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
 - 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
 - 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
 - 七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
 - 八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
- 6 法第十四条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）
 - 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道
 - 三 林業用として継続的な使用に供される作業路
 - 四 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
 - 五 商店街振興のために必要な共同利用施設
 - 六 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
 - 七 除雪機械
 - 八 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成十九年四月一日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となったものに限る。）により簡易水道施設でなくなったものに限る。）
 - 九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター
 - 十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備（法第十四条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。）
 - 十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅（基幹道路の指定等）

第八条 法第十六条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

- 2 都道府県は、法第十六条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第十六条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条

第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。
（公共下水道管理者の権限の代行）

第九条 都道府県は、法第十七条第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等（同項に規定する幹線管渠等をいう。）の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

- 2 法第十七条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。
 - 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、及び当該工事を施行させること。
 - 二 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び同法第三十三条の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
 - 三 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。
 - 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並びに同法第三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
 - 五 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
 - 六 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同条第二項第二号又は第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。
 - 七 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
 - 八 下水道法第四十一条の規定により協議すること。
- 3 前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第五号に掲げる権限（損失の補償に係るものに限る。）及び同項第七号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 4 都道府県は、法第十七条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第十条 法第二十条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(沖縄県の市町村に関する特例)

第十一条 沖縄県の市町村に対する法第四十一条第一項の規定の適用については、沖縄の統計法(千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口は、同項に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口とみなす。

2 沖縄県の特定期間合併市町村(法第三条第一項に規定する「特定期間合併市町村」をいう。)に対する法第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、沖縄の統計法第五条の規定により行われた国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口は、法第四十一条第二項に規定する国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口とみなす。

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用等)

第十二条 法第四十三条の規定により読み替えて適用する法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十二条(別表を含む。)、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下この項において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

2 法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合に限る。)の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四十四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合において、第五条の規定により読み替えて適用する法第二条第二項の規定により新たに過疎地域とみなされる区域として公示された区域を含む市町村につき法第十二条(別表を含む。)、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定を適用するときは、これらの規定は、第五条の規定により読み替えて適用する法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下この項において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(過疎地域自立促進特別措置法施行令の失効に伴う経過措置)

第二条 法附則第四条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条第五項の規定(以下この条において「旧過疎地域自立促進法関係規定」という。)に基づく旧過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)の規定は、この政令の施行の日以後も、旧過疎地域自立促進法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

(法の規定が準用される特定市町村等)

第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条に規定する特定市町村(以下「特定市町村」という。)及び同条に規定する特別特定市町村(以下「特別特定市町村」という。)を公示するものとする。

2 前項の規定により公示された特定市町村(特別特定市町村を除く。以下この条において同じ。)は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特定市町村を包括する都道府県は、法第七条第一項に規定する持続的発展方針(次項において「持続的発展方針」という。)及び法第九条第一項に規定する都道府県計画(次項か

ら第五項までにおいて「都道府県計画」という。)に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

- 3 第一項の規定により公示された特別特定市町村は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特別特定市町村を包括する都道府県は、持続的発展方針及び都道府県計画に、特別特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。
- 4 特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。
- 5 特別特定市町村が作成した市町村計画又は特別特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和十年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和十年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。
- 6 特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において令和九年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等（同条に規定する取得等をいう。同項において同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。
- 7 特別特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において令和十年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特別特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和十年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

第四条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとする。

- 2 前項の規定により公示された特定市町村の区域とみなされる区域（同項の規定により公示された特別特定市町村の区域とみなされる区域を除く。）を含む市町村については、当該市町村を特定市町村（特別特定市町村を除く。以下この項において同じ。）と、当該区域を特定市町村の区域とみなして前条第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。
- 3 第一項の規定により公示された特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村については、当該市町村を特別特定市町村と、当該区域を特別特定市町村の区域とみなして前条第三項、第五項及び第七項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。
- 4 法附則第五条（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。
- 5 法附則第五条（法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条

及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則（令和三年総務省・農林水産省・国土交通省令第一号）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第四十二条及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百七十七号）第六条第二項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（通常の国の交付金の額に加算する額の算定）

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（次条第二号及び附則第二項において「令」という。）第六条第二項の規定により加算する額は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第二項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担又は補助の割合に相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。

（過疎地域とみなす基準）

第二条 法第四十二条に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第四十一条第一項に規定する旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下「旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村」という。）について地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値（当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が〇・五一以下であること。
- 二 旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村について平成二十七年の国勢調査の結果による人口が、令第三条第二項の規定の例により算定した昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口又は平成二年の人口のいずれよりも減少していること。
- 三 旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村が次のいずれかに該当すること。
 - イ 旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村について平成二十七年の国勢調査の結果による人口を当該市町村の区域のうち法第四十二条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域（ロにおいて「要件該当区域」という。）の同年の国勢調査の結果による人口で除して得た数値が三以下であること。
 - ロ 旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村の面積を要件該当区域の面積で除して得た数値が二以下であること。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
（過疎地域自立促進特別措置法施行規則の失効に伴う経過措置）
- 2 令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第五条第二項の規定に基づく旧過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十二号）第一条の規定は、この省令の施行の日以後も、同項の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

